

フシヤ

紅葉山下に寶藏出来、寶藏番を仰付らるゝあり、慶政私記を引用せる頭註の説またこれと同じ。下番もまた寛永中おくり所なりといふ、慶應三年番之頭を廢す(柳營秘鑑、吏徴、吏徴別録、柳營沙汰書、徳川實紀)

フシヤ

伏見奉行

幕府の職名、山城國伏見市街の政務を行ひ、及び宇治、伏見、木津等の川筋の船舶を管轄し、また京都町奉行と共に、近江丹波兩國の政令を發し、其訴訟をも裁断す、多くは大名を以て之に補し、萬石以下の人と雖も、其待遇他の奉行と大に異なる處あり、老中の支配、持高、役料三千俵、美容問詰にして、從五位下に叙せらる。人員一員とす、與力十騎、同心五十人、伏見守番一人これに屬す(關原藩御慶長五年の頃よりこれを置き、元禄九年一旦廢止し、京都町奉行をして兼職せしめしが、十一年再びこれを置きたり(吏徴別録、吏徴附録、武鑑、古事類苑官位部))

フシヤ

伏見燒

に於て製出する陶器(磁器)其始詳ならず、雄略天皇の時、山城の工人某伏見に於て陶の清器(清淨の器を云ふ)を造りて朝廷に獻せしことあり、而して其後陶器廢す、元和元年伏見の人、磁器右衛門といふものあり、始めて小兒玩具の土偶人を造る、時人呼んで人形屋右衛門といふ、其他の工人巧を傳へて今に至る、其造る所の物は、土偶人及び禽獸又祭器に用ふる蓋等なり、其土偶を作る法は、背面を分て兩片と爲し、模型にて作り蓋に入れ、燒きて後膠を以て兩片を縫合し、着色を施して形狀を具す、同國深草里の工人も亦之を製出す、幸右衛門の作りし所の土偶は、世に稀に傳ふるものあり(工藝志料)

フシヤ

夫人

名實紀の次位にありて、天皇

フシヤ

の御座に侍するものをいふ(皇極經世一)夫人の稱は、日本書紀反正天皇の條に、初めて見えたれども、後世支那風を學びて、追書せるものにして、當時此稱ありしにあらざる、大寶の令制、夫人三員を置き、三位以上と定めたり、多くは大臣の女を以てこれに充つ、爾來歷朝多く散見せりと雖も、後女御、更衣等の稱新たに起るに及び、自然廢絶に歸し、文德天皇の時なる藤原緒夏以後は、全くその稱を見ざるに至り、尋で明治に至りて夫人の稱を廢す(古事類苑帝王部、皇室典範)

フシヤ

普請奉行

時代以後武家の職名、室町幕府并に織田豐臣の二氏にては、城壁、堤防、堀垣等の修築を掌り、江戸幕府にては江戸城の石垣、堀、橋の普請、地形掘取、各所の土居、石垣、堀淺井に神田、玉川兩上水、江戸市内の明屋敷、拜領屋敷の請取渡等の事を掌る、而して江戸幕府の制は、老中の支配、二千石高、諸大夫、芙蓉問詰とし、二員あり(關原藩御慶長五年の頃よりこれを置き、元禄九年一旦廢止し、京都町奉行をして兼職せしめしが、十一年再びこれを置きたり(吏徴別録、吏徴附録、武鑑、古事類苑官位部))

フシヤ

いへる如く、地取石垣等の事を掌り、作事奉行は殿舎を建築する事を掌り、小普請奉行は繁雜の工事を掌りたり(關原藩御慶長五年の頃よりこれを置き、元禄九年一旦廢止し、京都町奉行をして兼職せしめしが、十一年再びこれを置きたり(吏徴別録、吏徴附録、武鑑、古事類苑官位部))

フシヤ

奉射

神前にて、法皇の爲め大射を射るをいふ、神に手向奉るの意なり、室町時代以後此

フシヤ

稱あり、オホマト(參看(貞丈雜記、四季章))
フシヤ 諷誦 佛敎の儀式に、咒願文、表白文等を誦讀すること、をいふ、法華經に「受持諷誦」とありて、註に、諷誦は誦讀なりとあり、梵語陀を、諷誦と譯すと云ふ説あれども、陀陀は頌と譯す、今諷誦文は頌にあらざる、
フシヤ 不熟田 水旱蟲害等によりて、成熟せざる田地を云ふ、令制にては、十分の五以上は租を免じ、七以上は租調を免じ、八以上は課役共に免除せしめたり(令義解)
フシヤ 武術(劍術(ケンジュツ))砲術(ハツウツ)槍術(サウジュツ)弓術(キウジュツ)柔術(ジュウジュツ)馬術(バジュツ)長刀(ナギナタ)の諸項を見よ、なほ武藝十八般といへるは、弓、弩、刀、劍、矛、盾、銃、鎗、鞭、管、槍、杖、又、把頭、捕繩、套字、白打の諸藝なりと、和漢三才圖會にあれど、多くは支那に行はれたるものにて、我國にて武術といへば、普通前に擧げたる諸藝を指すこと知るべし、
フシヤ 富壽神寶 錢貨の一種、關原藩七分五厘強、重一匁、錢文は嵯峨天皇の宸筆并に僧空海の筆なりといふ(關原藩御慶長五年の頃よりこれを置き、元禄九年一旦廢止し、京都町奉行をして兼職せしめしが、十一年再びこれを置きたり(吏徴別録、吏徴附録、武鑑、古事類苑官位部))

フシヤ

たるも、後日講出で、亦盛んに之を主唱す、即ち寛文六年四月守正護國章を作りて幕府に上り、其主義を詳かにす、幕府は、身延山の日蓮等の請を容れ、日講等を召して審問し、遂に日講を佐土原に配流す、日講佐土原に調居すること三十三年にして、元禄十一年其地に寂す、後遺弟等、幕府の禁制あるを以て、公然弘通するを得ざりしも、物に主義を抱持したるものありたり、而して元禄二年日蓮の派より分れて、自ら一派をなす、これより興門派諸門派の稱あり、不受不施派即ち興門派は、財法の二施共に施主を立つるも、講門派は財施に施主を立て、法施に立てず、其外二三の異點あり、明治十五年三月、日心政府に請うて、講門派の獨立を許可せられ、備前の龍華教院を本所となし、教會組織となせり、「ニチレンシユウ」フシヤフセハ(參看(萬代龜鏡錄、佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱、史學雜論、不受不施の過去及び現在))
フシヤ 不受不施派 日蓮宗の一派、法華の行者たる者は、他宗他門の者より供養を受けず、又他宗他門の者に施さるる義なり、日蓮を祖とす、本山は備前國妙覺寺にして末寺なし、教會所十數箇所を有す、「ニチアヲ」(參看(關原藩御慶長五年の頃よりこれを置き、元禄九年一旦廢止し、京都町奉行をして兼職せしめしが、十一年再びこれを置きたり(吏徴別録、吏徴附録、武鑑、古事類苑官位部))

フシヤ

なせり、同五年六月家康之を對馬に配流す、寛永五年に至り、日蓮關東に在りて、亦不受不施の義を主唱し、徳川秀忠夫人淺井氏の葬禮の布施を受けず、身延山の衆僧が、これを受けたるを排撃せり、日蓮、日弘、日蓮、日充等の諸學僧、また四方に呼應して此義を弘通す、寛文七年四月幕府日蓮をして信濃の伊奈に籠居せしめ、日蓮等の諸學僧を處分したり、これより此主義を唱ふるもの絶えたりしが、後日蓮日院等恩田派と稱し、日明日蓮等恩田派と稱し、共に不受不施の義を弘通したれば、幕府再び之を禁制したり、然れどもその流派絶えず、明治八年六月日正、教部省に上書して、此一派の再興獨立を請ひたるも却下せられ、後再三上書し、九年四月十日に至りて許可せられたり、「ニチレンシユウ」(參看(萬代龜鏡錄、佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱、史學雜論、不受不施の過去及び現在))
フシヤ 種 染色の名、紅(クレンナキ)を三度染めたる色をいふ、龜をば此色にて染め、五位以上の人を着用す、また無位の諸王之を着する、こと、彈正式に見えたり(袋束色要)
フシヤ 煙草 染革の一種、地を燻べて種々の花草を白く現はしたるものをいふ(工藝志料) 眞丈雜記に「松葉を火に燒きて、其烟にてふすべて色を付くるなり、今世は松葉に、たばこの葉と、二色を用ふるなり、革に白く紋を出だすには、厚紙にて紋をほりのきて、それをそくひにてはり付けて、扱ふすべて後紙の紋をばき取るなり、其あと白くなるなり、うづらまきのふすべ革は、革をふとき丸木にても、太き竹にても巻きて、ほそき麻糸にて横にばらばらと巻きて、又すぢかひに巻きて、ふすべて糸をとき去れば、鶴の羽の文の如く紋出づるなり、

フタサ

しを、承和十四年皇孫在原業平捨て、寺院となす、故に在原寺とも稱す、貞觀の初高橋親王奏請して、上毛野石上飯坂の三内親王の地五十五餘町を還して、不退超界の二寺に施入す、慶長廿年徳川氏寺領五十石を寄す、今本堂、多寶塔、住吉祠あり、寶物に關成天皇宸翰御書、金銅舍利塔を藏す(平城坊目考、大和志、大和志料、京華要附録)

フタサシ

札差 名義江戶時代旗本御家人の應米受取方より、其買取等を請負ひたる商人をいふ、昔應米請取手形の流るや、其人名を書して、これを割竹に挟み、藏役所の藏箱に挿みたるより起りたりといふ、一名藏宿ともいふ、札差仲間にては略して單に宿と稱すれども、旗本御家人等は多く藏宿の名稱を用ひたり、而して札差の徒は皆江戶淺草の藏前に住みたり○甲府、及び田安一橋の二種、加賀藩にも札差あり、蓋し藏前の札差に似ひたるものなり○**應米即ち藏米**は、春夏冬の三季に分ちて、淺草の米藏なる藏役所より請取るものなれども、自身にてこれを請取るには、費日も藏役所に出で、日數を空費する等の手數あるが故に、いつとなく其便を圖り、代りて請取る商人を生じたるものにして、なほ札差の手にかゝれば、藏米を抵當として金を借り入れ、藏米を得るの利あるを以て、喜びてこれに托するに至れり、而してこれを業とする者は、慶安の頃よりありしと雖も、株式として其人員を定めたるは、大岡忠相が町奉行たりし時、享保九年百九人と定めたるを以て、當時札差より、借金の利息は一分半より高からざる制限を立てたり、而して札差本分の營業は、札差料(即ち手數料)藏高百匁に就き、金一分の割、但し百匁以下にて、月々扶持方あり

フタサ

るものは、其札差料を、見込金一分までを限り、相對にて定む、此外賣割(ツリカハ)と稱し、百匁即ち三十五石に就き、金二分の拂米口錢を取りたり、此定めはいつ頃より始まりしものか明かならざれども、札差創業以來の定法ならんか、利子の制限は、屢々變更ありしと、札差料は維新前まで變更せる事なし、天保十三年老中水野忠邦改革の政を布くに及び、十組の株式を廢し、札差の株式を廢したりき、是より先寛政元年老中松平定信の時、旗本御家人勝手御教と稱し、札差より旗本御家人に貸出しおきたる古借金濟方藩の令を出し、(キエン)參看)天保十四年忠邦もまた札差金無利息二十年賦の令を出せり、これ旗本御家人等が、窮乏之餘、藏米を抵當として、札差より金を借るもの夥しく、容易に返却する能はざりしより、利に利を重ねて、窮乏益々甚しかりしを救助し、一は札差の奢侈に流れたるを懲罰するに出でたるものなり、而して右年賦の令の出づるや、一時休業するものあり、旗本御家人等大に不便を感じたるより、新たに町方御用達、御勘定所御用達の入選にて、十五人を札差となしたりしと、其中辭するものもあり、僅に五人のみ残り、嘉永四年幕府諸問屋を再興するに際し、札差もまた舊制に復したりしが、これより株式と稱せず、名代といへり、札差の組合は、天王寺組、片町組、森田町組の三組あり、各組を六番に分ち、大抵一番は六家より成立せり、組合中、月行事、玉湯行事、所行事、日行事を置く、また札差の株は、これを家督相續し、他人に譲與するを得るものにして、他人に譲る場合は、仲間同承請を得るを要し、多くは札差の支配人、もしくは親族等に譲與したれども、もし譲與すべきものなき時は、組合の持株とし、これ

フタシ

を釣株といへり、なほ札差株の價は、文政天保頃までは千兩なりしが、維新前には二百兩乃至二百五十兩に下落したりき、右の如く札差は單に藏米請取の代理者にして、且つ其拂方をも爲したりしのみならず、旗本御家人に對する貸金また莫大なりしを以て、其利益また頗る多く、富巨萬を重ね、榮華を極めたり、故に幕府は、屢々令してこれを戒め、また貸金利子の高きに失するを制したりき(徳川實紀、日本商業史、江戶會誌、札差考)

フタシヨ

札所 三十三觀音(サンジツフサン)ヲランオン、及び八十八箇所大師(ハチジウフハツカシヨダイシ)の條を見よ、

フタセン

札錢 制札錢を云ふ、セイヤツの條を見よ、

フタチ

武太刀 軍陣に佩く太刀の總名、飾太刀、壽輪太刀等に對しての名なり(貞丈辨記)

フタツイロ

二色 鬘の色名、表薄色、裏黄色なるものをいふ(織文圖會)

フタツヒキリヤウ

二引兩 コヒキリヤウを見よ、

フタヘ

二重 鬘の色目名、表裏ともに同色なるもの、但し大方は葉、崩黄などいへり(布衣記)

フタラサンノジンジャ

二荒山神社 關西下野國河内郡宇都宮市馬場町○もと宇都宮大明神と云ふ、本國の一宮にして、現今國幣中社、豐城入彦命(一宮祀、神名帳頭註に事代主命、性靈業、能家)大己貴命、健甕名方命を祭るとし、國人は大己貴命、豐城入彦命を祭るとす(肥前國志、肥前國志、下野國志、五位上勳四等二階正五位下)とあるを初

フチ

見とす、延喜の制名神社に列す、承平年中、平將門追討の時、征伐所あり、天慶中將門平定の時、二季の祭禮及び料所を定置し、康平年中源義家、安倍貞任征討凱旋の日、報賽として生贖を獻じ、兵器を奉納す、元暦元年源頼朝平家追討として祈請し、後ち當國地頭御家人等、所役として五月會頭を始めて置く(下野國志、神祇志料、官國幣社一覽)

フチ

扶持 米を以て給する條をいふ、石高は一人一日の食料を標準として與ふるが故に、何人扶持の稱あり、一人扶持は、大抵四合の割合なりき、成田分限帳に「扶持侍、三百人扶持上杉岩松齋殿、百人扶持上杉竹知齋殿、同上杉大藏齋殿、同小山園齋殿、六十人扶持里見道齋殿、三十人扶持足利道水齋殿云々」と見え、また福島正則家中分限帳にも、四十人扶持飯沼平右衛門、三十人扶持澤井九郎云々と見ゆ、江戶時代また之に同じかりき、而して職掌に附屬したる扶持を役扶持といふ、假令ば作事奉行の役扶持は五十人扶持、鑿匠頭の役扶持は廿人扶持なるが如し(武家名目抄)扶持はもとカスガルの義にして扶助といふに同じ、其人に錢を與へて扶助するの意より轉じて、錢其ものをいふこととなりたるなり、

フチ

藤 鬘の色目名、胡曹抄、雁衣抄には表薄紫、裏青なりといひ、藻鑑草、布衣記には表紫、裏薄紫なるものといへり、春着用す、

フチ

斑(駁) 馬の毛色のマダラなるものを云ふ、和名抄に「駁馬、説文云、駁(補車反、駁馬、俗云布知无馬、不純色馬也)とあり、青駁、黒駁、栗毛駁、鳩毛駁、鹿毛駁、精毛駁、蒼毛駁等あり、皆其毛色にて斑あるを云ふ、

フチ

藤井氏 姓は卜部、平藤氏の五世神祇大副兼忠の男、神祇大副兼國二十七世猪熊

フチ

兼充を祖とす、兼充寛永六年六月堂上に列せられ、民部權大輔從四位下となり、藤井家と稱す、正徳五年七月卒す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族譜)

フチ

兼充 兼代 兼護 充行 充武 行福 行幸 行道 行徳 行徳 藤色糸、即ち紫の糸にて織したるものを云ふ、藤糸威の尊、ヲドリシ參看(軍川記)

フチ

藤谷氏 上洛泉の支流、權大納言爲家十一世爲綱の二男爲實より出づ、爲實權中納言從二位となり、承應二年七月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜、系譜、華族譜)

フチ

爲教 爲修 爲兄 爲途 爲寛 爲教 爲修 爲兄 爲途 爲寛 字は延輔、通稱虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す(藤谷)一正(齋谷)の二子、齋谷 水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇蹟、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち幡然として悟る處あり、弱苦して書を讀じたり、文政九年齋谷授するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編纂となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

に江戶に出で、支藩守山侯に謁して遊説願る勉めたりしが、會々齊修の遺書發見せられ、齊昭遂に封を賜ふことを得たり、天保元年擢ばれて郡奉行となり、後ち諸職を経、十年側用人に轉じ、深く齊昭の譽遇を蒙り、常にその機密に參與せり、齊昭が改革の政を布き、或は弘道館を建て、或は兵器軍艦を造り、文教武備を盛んに爲したるもの、實に東湖嚴毅の功勳なしとせざるなり、然れども東湖が、齊昭を補佐して行ひたる施政の中、往々にして幕府の忌憚に觸るものありしを以て、弘化元年幕府は、齊昭に命するに、致仕謹慎の事を以てするや、東湖またこれに坐して豊居を命せられしが、嘉永二年に至りて故さる、嘉永六年再び側用人となりて、學校奉行を兼ね、此時に當り、米糶浦賀に來りて通商を請ふのことあり、天下の議論頗る沸騰したりしが、幕府は前將軍徳川家慶の遺命により、齊昭を起して海防の議に與らしめしが故に、東湖は齊昭を輔けて計畫する處甚多かりしと雖も、その主唱、擴充にありしを以て、議論閣老等と合はず、然れども其意誠したる擴充論は、天下に反響して、志士の渴仰する處となり、水滸は擴充論の本舞を以て目せられたり、而して東湖は實に其論を代表する地位にありしかば、諸藩の俊才來りて、國事を論じ教を請ふ者、日に其門に填まるの有様なりき、安政二年十月二日江戶大震あり、東湖此日災に罹りて卒す、年五十、水戸市常磐原に葬る、明治二十三年正三位を贈らる○按ずるに東湖は、早くより開國の必要を認め居たりと雖も、志氣を鼓舞するの方便として擴充論を主唱し、且つ兵器軍艦の製造を急務と爲したるものなること、先賢既に其說あり、故に改めて辯ぜず(藤田東湖)同天詩史、菅隆帶、弘道館述義、東湖詩草(藤田東湖、

フチ

藤田東湖

フチツノコホリ

藤原兼家 藤原兼家(ヒギヤウシヤ)を見

フチツボ

藤原兼家

フチツボノウヘノミツボネ

藤原兼家

フチナミウチ

藤原兼家

フチノモン

藤原兼家 藤原兼家(ヒギヤウシヤ)を見

フチバカマ

藤原兼家 藤原兼家(ヒギヤウシヤ)を見

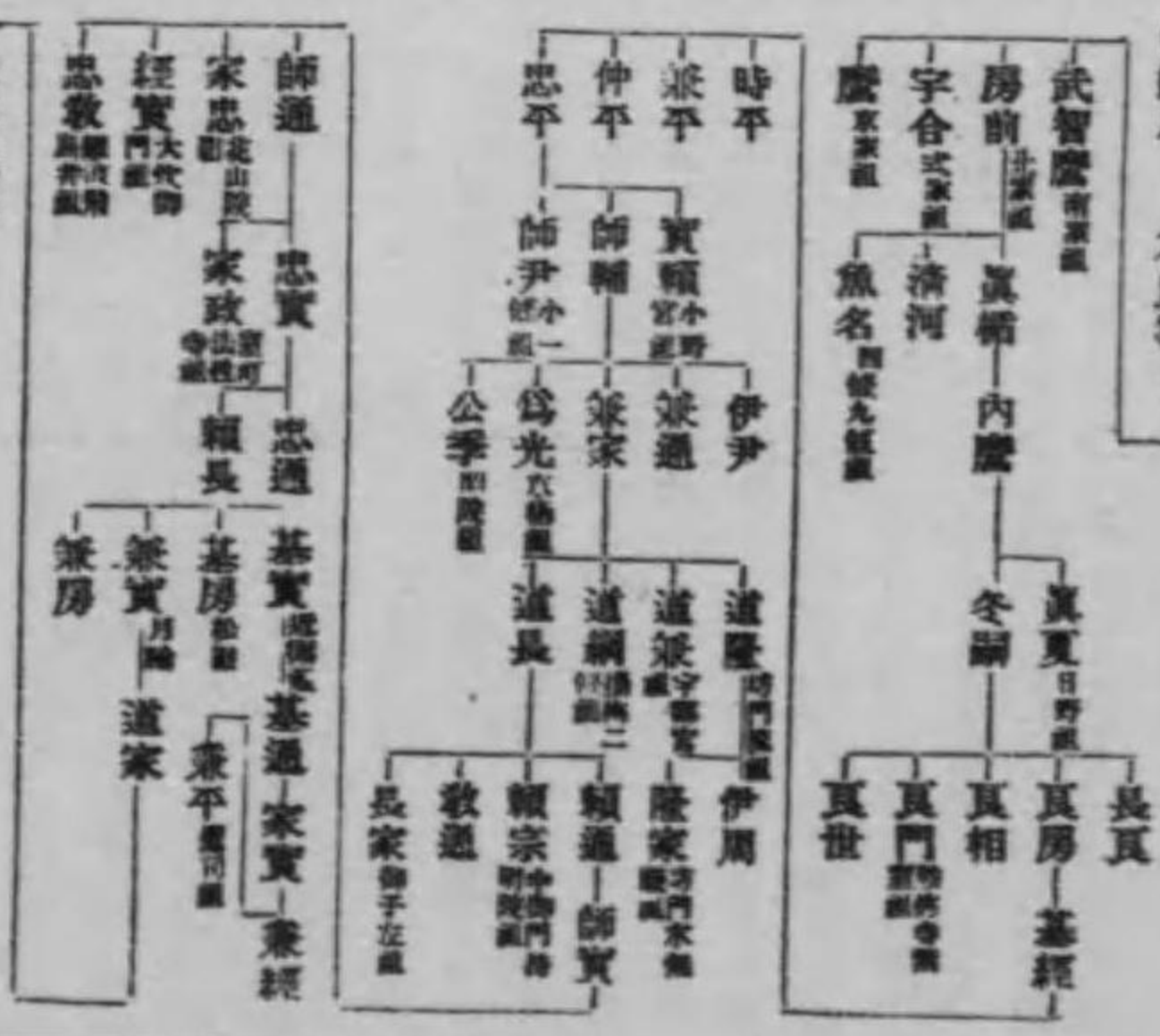
フチハラウチ

藤原兼家

藤原兼家 藤原兼家(ヒギヤウシヤ)を見

フチハ

藤原兼家 藤原兼家(ヒギヤウシヤ)を見



フチハラノイヘタカ

藤原兼家 藤原兼家(ヒギヤウシヤ)を見

フチハ

藤原兼家 藤原兼家(ヒギヤウシヤ)を見

フチハ

藤原兼家 藤原兼家(ヒギヤウシヤ)を見

フチハ

藤原兼家 藤原兼家(ヒギヤウシヤ)を見



(集賢堂編科史)藤原兼家公像九

フチハ

皇を奉じて太政官廳に即位せしむ、兼實右大臣に居ること數年、遂に志を得ず、其姪基通早く攝政となる、兼實頗る不平なり、因て大江廣元の關東に在るを介して源賴朝と信託す、元暦元年義仲亡びし後、賴朝兼實を攝政に擬し、兼實もまた之を望みしと雖も、

兼實

(署名實兼)

法皇近衛基通を寵して許さず、文治元年賴朝弟義經と隙を生ずるや、義經、賴朝追討の院宣を法皇に請ふ、兼實、院宣を下すべからざるを奏す、法皇用ふる能はず、遂に宣旨を下す、既にして義經西奔す、賴朝北條時政を遣はして、義經を求むると共に、奸亂を防ぐを名とし、諸國に守護地頭を置き、兵馬の權を收むるや、賴朝朝廷の政治に關與し、議奏十人を置き、兼實を内覽とす、明年三月遂に攝政長者となる、既にして賴朝歿して、攝政家所領を基通より兼實に譲らんことを奏す、法皇基通を愛して、往復辯難、遂に攝政領を兩分す、五年太政大臣となり、幾くもなくして辭す、兼實攝政となり、政意治を圖り、徳化を施し、善政を行ひ、廢れたるを興す、天下其相と稱す、建久三年法皇崩御の後、賴朝と共に協力して政を行ひ、稍々專横なり、建久七年十一月關白を罷む、是より先兼實攝政たるの時、法皇の寵妃丹後局の讒毒を受け、事々其意を行ふ能はざるを嘆じたりき、既にして丹後局、賴朝、兼實等、各々女を中宮となさんと欲したりしが、兼實の女任子勝を削して入内せしむ、皇女を生み、兼實大に失望したり、この時に當りて丹後局、其女宜陽門院の別當源通親と結び、通親の妻女皇子を後鳥羽天皇の宮中に入れて皇子を生む、是に於て兼實遂

フチハラノカネミチ

藤原兼通

堀河關白と稱す、第宅堀河に在るを以てなり、忠義公と號す、關白師輔の二子、關白天慶九年周防權守に任じ、果進して康保四年藏人頭に補し、安和二年從三位參議に移り、天祿三年權中納言に任ず、時に弟兼家の官位、兼通の上であり、故に快々として樂まず、互に權を争うて隙ありしが、兼通風に攝關を望めるを以て、兼家の爲めに先んぜられんことを恐れ、此年兄伊予攝政を罷むるに及び、嗾れて圓融天皇の母后兼通の妹に請ひ、關白は兄相及ぼすべしといへる旨を、記さしめたる遺書を天皇に呈し、任命に預からんことを強請せり、天皇母后の遺命に違ふを恐れ、已むを得ずして其内覽を罷し、中納言より直に權を以て、内大臣に任ず、天延二年氏長者となり、太政大臣に拜し、從二位に昇る、尋で關白となり、三年また從一位に叙す、貞元元年内裏火あり、天皇移りて兼通の堀河第に御す、屋宇の壯麗なる、密かに禁闈に擬せるを以て、時人呼びて今内裏といへり、二年病ありて危篤なるに際し、兼家は、其途に起つべからざるを料り、自ら代りて關白たらんとし、急に駕を命じて入朝す、兼通聞いて大に怒り、病を力めて参内し、奏請して關白を左大臣藤原賴忠に譲り、且つ兼家の大将を罷め、治部卿に貶す、尋で薨す、年五十三、勅して正一位を贈り、遠江公に追

フチハ

に、丹後局等の爲めに退けられ、中宮任子も寵を失ひて、宮を出づるに至れり、九年正月天皇位を土御門天皇に譲る、通親外戚の權に據りて威福を專にし、兼實朝政に預らず、毎に之を憤る、これより失意の地になり、快々として樂まず、建仁二年薨逝し、承元元年薨す、年六十、諡玉葉、ヤコクエウ、奉看(大日本史)

フチハ

フチハラノカマタリ

藤原鎌足

討す(大日本史) 一名鎌子、木氏は中臣、關白藤原食子の子、藤原氏の祖なり、源常陸に生る(元亨釋書には大和高市郡の人とあり、今大鏡に従ふ)皇極天皇三年神祇伯に拜せられしと雖も、病と稱して就かず、退いて三島(攝津國島上郡)に居る、蓋し大志を抱くを以てなり、而して孝徳天皇清和の日、鎌足と相親善にして、敬待する事厚し、鎌足深く其知遇に感じ、密かに翼戴の意を通す、是時に當り、蘇我入鹿不臣の心を快み、社稷を親視す、鎌足慨然として匡濟の志あり、宗室諸王の中有爲の主を察し、即ち意を中大兄皇子に屬し、相共に肺腑を布き、伏藏する所なし、然れども人の嫌疑を恐れ、周孔の道を南淵先生に學ぶに託して相往來す、時に鎌足、皇子に勸めて曰く、大事を成さんとせば、叱咤の臣なるべからず、大王宜しく蘇我山田石川麻呂と婚を結びて好を爲し、而る後これと謀らば、成功の路近かるべしと、皇子大に喜びて之に従ひ、遂に其女を納る、是に於て石川麻呂心を開いて皇子を奉戴するに至れり、既にして鎌足また佐伯子藤原、葛城麻呂大養綱田を以て與黨と爲し、四年六月三韓進調の日、入鹿の入朝するを伺ひ、皇子と共に入鹿を誅す、入鹿の父般夷尊でまた自盡し事平々、尋で天皇、位を中大兄皇子に譲らんとし給ふに及び、鎌足は皇子に就きて輕皇子に譲らしむ、これを孝徳天皇と爲す、天皇鎌足を以て内臣となし、大鎌冠を授く、而して大化革新の政、皆鎌足が中大兄皇子と計りて畫策せる所なりき、白雉五年兼實を授けらる、天智天皇即位の二年十月、鎌足病あり、天皇其弟に親臨して病を訪ひ、尋で皇太子大弟入皇子を遣はし、大鎌冠を授け、内大臣と爲す、位左右大臣

フチハ

の上であり、また性疎原を賜ふ、同月薨す、年五十五(或云五十六)攝津阿蘇山に葬りしが、後ち大和武舉に改葬せり(大日本史)

フチハラノキンスエ

藤原公季

關院太政大臣と號す、仁義公と號す、關白師輔の六子、關院家の祖なり、事關功にして孤となる、村上天皇の中宮安子は公季の姉なり、これを憐みて中宮に養ふ、天皇亦深く眷愛を加へ、服食一に皇子に擬す、但用ふる所の食器、稍々其制を降るのみ、人臣の宮中に納養せらるゝ事、古來之なきを以て、時人異みたりといふ、康保四年加冠し、即日從五位下に叙し、果進して寛和中權中納言に任じ、長徳中大納言に轉じ、陸奥出羽按察使、左大將を兼ね、寛仁元年右大臣に遷り、皇太子傳を兼ね、治安元年從一位に叙し、太政大臣に拜す、長元二年薨す、年七十三、正一位を贈り甲斐公に追封す(大日本史)

フチハラノコレカタ

藤原惟方

粟田別當と稱す、法名寂信、關白師輔の二子、事關永治平治の間、官階果進し、檢非違使別當となり、從三位に進む、男藤原信賴、弟信俊の爲めに、惟方の女を娶れるを以て、情好欺密なりしが、信賴が、藤原信西を除かんとし、源義朝と圖りて兵を擧ぐるや、深く惟方と結託する處あり、既にして信賴、二條天皇及び後白河上皇を幽するに及び、惟方等に命じ、二宮の舉動を窺はしめ、而して機務皆惟方と謀る、會々見光頼、惟方の信賴に與し不義を行ふことを詰問せるを以て、惟方悔悟し、藤原經宗と謀るを合はせ、夜に乗じて乘輿を奉じ、大内を出で、平清盛の六波羅第に幸せしむ、惟方身短小なり、別當となるに當り、人呼びて小別當といひしが、今やはじめ信賴に屬し、後ちこれに背けるが故に、また目して小別

フチハ

當といへり、既にして亂平ののち、惟方は其母天皇の乳母たるの故を以て、親待を蒙り、漸く政事に參與し、藤原經宗と共に稍々朝權を弄す、時に天皇、上皇が院政を行ふを見て樂まず、兩宮の間、頗る諍はざりしが、惟方は天皇に親近して上皇に反抗し、庶事宜しく發言を取るべし、上皇をして知らしむべからずといへり、上皇聞いて大に怒り、天皇年なほ幼弱なれば、慮此に至らず、これ必ず惟方經宗等、吾父子を離間するが故なりとて、清盛に勸して二人を捕へ、死に處せんとしたりしも、藤原忠通の諫によりて中止し、惟方を長門に、經宗を阿波に流す、惟方即ち薨せり、仁治元年赦されて京都に歸る、没年詳かならず(大日本史)

フチハラノコレチカ

藤原伊周

幼名小千代、世に帥内大臣と稱す、關白道隆の二子、事關才觀人に優るの故を以て、特に道隆の愛する處となり、正暦二年參議に任じ、尋で權中納言に拜し、明年俄に遷りて權中納言となり、正三位に進み、又叔父藤原道長等を超えて、五年内大臣に陞る、時に年二十一、明年道隆病に罹り、關白の職を視ることを能はず、因りて奏請して、伊周をして文書を内覽せしむ、既にして道隆薨じ、藤原道兼關白となるに及び、内覽を停めしが、道兼在職七日にして薨す、伊周密に關白たらんことを望み、一條天皇の意また伊周にありしと雖も、大后東三條院は道長の姉なりしを以て、天皇に強請する處あり、内覽の宣旨遂に道長に下る、伊周大に不平の情を抱く、時に藤原爲光の二女鸞司第に孤居す、伊周其姉に私し、華山法皇亦其妹に挑み給へり、伊周以て姉に通ぜるものとなし、弟隆家に告ぐ、隆家即ち輕快の徒數人を率ゐ、夜法皇が寢司第より還幸するを窺ひ矢を放ちて是を

フチハ

フチハラノサダイ

藤原定家

藤原定家、世に京極中納言と稱す、後成の子、關白治承永治の間、進みて正五位下に叙す、文治元年殿上に於て、源賴朝と忿争し、燭を以て其頬を打つに坐して除籍せらる、父俊成深くこれを愛ひ、歌を詠じて其意を寓す、後白河法皇聞いて之を憫み、尋で本位に復す、五年左近衛少將に

フチハ

叙し、因幡安藝の備介を歴、正四位下に陞り、建仁中、左近衛權中將に任じ、美濃介を兼ね、定家夙に和歌を以て名あり、後鳥羽上皇これを愛し、屢々面談奨励せらる、定家深く其知遇に感ず、元久の初め、上皇新古今集を撰するに當り、每部皆冠するに、古人の歌を以てせり、而して上皇特に勸して、定家及び藤原家隆の歌を部首に置かしむ、世これを榮とす、建暦元年從三位に叙し、建保中參議に任じ、治部卿となり、正三位に進み、尋で民部卿に遷る、貞應元年參議を辭す、安貞元年更に正二位に陞る、定家性頗る輕跳にして進取に急なり、素と才氣を眞ひ常に不遇を嘆じ、怨懟の言屢々歌詠に見れば、正二位に叙するに及び大に悦ぶ、貞永元年權中納言に任ず、後堀河天皇の御宇、勅を奉じて新勅撰を撰み、天福元年祝賀し、仁治二年薨す、年八十、定家頗る史傳を淹識し、又詩を能くす、而して和歌の才、之を天資に得、縱橫馳騁、精微を曲盡せり、且つ家學淵源あり、典義絶究めざる所なし、此時に方り、風詠大に起り、歌人輩出ず、定家之を莫如し、自ら撰置する處頗る高く、一世を視視せり、後鳥羽上皇嘗て宣はく、定家才學匹なし、然れども心術正しからず、推獎する處あるに至りては、則私なき能はず、且つ其詠歌、専ら流麗を尙び、意味を主とせず、蓋し彼れ、逸群の才を以て結構巧みなり、故に克く其美を濟せり、もし骨力輕弱なるものをして、これを學ばしめば、索然として感興なからんと、また嘗て、天智天皇より當時に至る、作者凡百人の和歌、各々一首を撰み、書して人に與ふ、世に百人一首と稱す、(百人一首)

幼名大學丸、世に後小野宮右大臣と稱す、實賴の愛する所となり、其珍寶莊園咸く實賴の有に歸す、少にして屢々清要を歴、長保三年權大納言に任じ、右大將を兼ね、是時に當り、藤原道長世々の權威たる而已ならず、皇后の父たりしを以て、威福を縱にしたりしが、三條天皇即位するに及び、藤原朝基に基し、朝臣上下實賴を附し、唯及ばざるを恐れ、朝廷の綱紀日に頽弛す、實賴獨り侃然として同機する處なく、天皇亦竊に倚賴し給へり、始め藤原清時之女、嬪子宮に入りて幸あり、小一條院を生む、既にして道長の女孺子の中宮となるや、天皇嬪子を以て皇后と爲さんと欲したれども、道長を憚りて決せず、道長天皇の意を拂ひ、外實賴を示し、内沮礙せり、冊拜の日に及び、廷臣倭備の徒、其皇后職に補せられん事を恐れ、悉く中宮の御所に往き、逃れて朝命を避く、天皇使を遣はして之を召したれども、衆皆靡せず、實賴通々病あり、これを聞いて曰く、天に二日なく、土に兩主なし、我實賴臣を恐れて、朝命を忽にすべけんやと、即時疾を力め、藤原家等數輩と入朝し、實賴を預る、天皇深く實賴を憐れとす、會々天皇久しく眼疾を患ひ給へるに樂じ、道長は早く其女の生む處を立てんとし、天皇に迫りて位を後一條天皇に譲らしめ、皇長子小一條院を以て其儲副となす、而して道長は實賴を以て東宮大夫たらしめんとしたるに、實賴辭して事遂に難む、寛仁三年刀夷賊西海を寇すや、太宰權帥藤原家隆符の到らざるに先だち兵を發し、擊つてこれを卻け、據る京都に矣す、朝廷即ち其酬賞を請するに際し、藤原公任等、符の到らざる以前、兵を發したるの故を以て、賞を加ふべからざるを主唱したるに、實賴はこれを厭して延

フチハ

フチハ

請を動かし、實賴に行はる、治安元年右大臣に拜し、尋で皇太弟傅となり、萬壽三年豐原宮中に入り、班列に就かすして直ちに上殿するを疑はる、長曆元年從一位に叙し、永承元年正月薨す、年九十、實賴性明達にして方正、權貴に阿らず、はじめ上東門院の入内するや、道長一時の名聲を要し、屏風の和歌を作らしむ、藤原公任其遺言たり、藤山法皇亦た御製ありしが、實賴獨り担みて作らず、道長朝中人をして懇願せしめたれども、固辭して應ぜざりき、後一條天皇中宮を立つるに及び、百條皆會す、道長實賴に謂つて曰く、我和歌を賦せんとす、爾これに和するか、實賴これを諾す、因て誅じて曰く、此世をば我世とぞおもふ望月のかけたることなしとおもへば、實賴其體性を惡み、詭辭これを發し、遂に相せず、道長嘗て邪崇あり、實賴往いて候す、鬼屋五人に遊りて曰く、賢者方に来る、我此人を見るを欲せずと、欲ち解散の狀を爲し、疾即ち癒ゆ、時人號して賢右府と號す、然れども性土木を好み、終歲修葺相繼ぎ、斧鋸の聲常に絶えず、殆んど東大寺と相比す、故を以て頗る物議を招くといふ、(小右記(公卿補任、大日本史))

フチハラノスケマサ 藤原佐理 實賴の子、實賴の孫、天徳五年從五位下に叙し、爾來累進して天元元年參議に任じ、永觀二年從三位に進む、正曆三年參議を辭し、出で、大宰大貳となり、また皇后宮大夫を兼ね、三年正三位に陞りしが、會々字佐の神人と争闘せることあり、神人これを朝に訴ふ、因て大貳を罷め、京都に歸るの途、伊豫の海岸に泊せり、時に風濤激甚にして數日晝を解くを得ず、一夜夢中に、三島大明神來り、佐理に囑するに、社額を撰奪せんことを以てす、佐理敬んで之

フチハ

を誦したり、覺むるに及びて風靜まり、波濤かなりしかば、即ち岸に登りて警戒し、額に書して去る、よより先佐理書を以て蒙明親王、藤原行成と名を齊うしたりしが、此事ありしより名聲益々世に著れしといふ、長徳四年七月薨す、年五十五、入木道(ニフホクダウ)參看(公卿補任、大日本史)

文未だ發せざるに先ち、小野好古は陸路より、藤原慶幸、大藏實實は海路より進みて、筑前博多に赴き、純友を襲ひ、挽略々盡く、純友僅かに免れて伊豫に歸りしが、警固使橋邊保の捕ふる處となりて、遂に斬らる(大日本史)

に志し、恒に世に眞師なきを憂ひ、明に就せんとするの意あり、即ち海に航したりと雖も、風波に過つて志を達するを得ざりき、これより京都に寓し、戸を開き客を謝して六經を研鑽し、尤も心を四子新註に潛め、遂に儒となり、始めて海洛關の書を表章し、悉く舊學を棄て、聖道を興すを以て自れの任となす、名聲漸く著たり、慶長四年石田三成、佐和山にあり、人を以て愷高を招く、愷高將に赴かんとして果せず、明年三成敗死し、赤松廣道亦之に黨するの故



(集覽撰纂編料史) 藤原氏助之紙相

を以て自殺せり、九月家康京都に入り、屢々愷高を召して、書を講じ道を説かしむ、會々備承兌の忌む處となれるを以て、意を仕官に絶ち、深く自ら稱せず、然れども生徒益々進み、聲望彌々隆んたり、公卿侯伯、弟子の禮を執るもの亦多し、十一年淺野幸長の時、應じて紀伊に赴きしが、十八年幸長殺するに及び再び京都に歸る、十九年門人林屋山、後藤光次と謀り、愷高を奉じて學校を建てんとしたるも、大阪の亂起りしを以て果さず、元和五年九月十二日

フチハ

フチハ

授子、年五十九、京都相國寺中林光院に葬る。惺高幼にして學び、老に至りて怠らず、釋老に出入し、百家を涉獵し、藝道を崇び異端を排す、精義折衷破竹の如く、未だ嘗て其力を勞せざるなり、性甚だ酒を嗜みし、雖も、或は句を経て飲まず、或は痛飲酔うて亂れず、而して人に接するや欣然として談論し、終日倦まず、道を開ふものあらば、人品に隨ひて常に教誨せり、近世文教の興る、其力與りて多きに居る、
林羅山、邪波方、菅芝洞、堀正意、三宅七半、松永道年、國文草達、假名性理、千代もと草、惺高文集、惺高家集、惺高和歌集(野史、近世大儒列傳)

フチハラノタカスケ

藤原隆資 四條隆資(シテウカスケ)を見よ、

フチハラノタカヨシ

清綱の二男、母に高階爲行の女、藤原隆成、主殿首、参河守等に歴任し、正五位下に至り、檢所預に補せらる、檢所一流の風なり、仁平四年に鳥羽金剛心院の扉に畫き、久壽二年参河守となりたるより考ふれば、崇徳近衛兩朝頃の人なること明かなり、此人佛畫の外、一種の鐵麗なる傑作を描きたること、世に有名な源氏物語の繪を見て知るべし、受年詳かならず、土佐派(トサハ)并に繪畫の條の挿繪參看(人車記、尊卑分脈、扶桑名畫傳、横井博士(日本繪畫史))

フチハラノタタヒラ

藤原忠平 名實基經の四子、時平の弟、寛平中正五位下侍從に任叙し、肥後權守を兼ね、昌泰三年正月參議に任じられたれども、二月奏請して、これを叔父藤原清經に譲り、右大辨となる、延喜八年更に參議に任じ、春宮大夫左兵衛督を兼ね、檢非違使別當に補す、尋で從三位

フチハ

に叙し、權中納言に任じ、藏人所別當となり、右大將を兼ね、十一年大納言に轉じ、十三年正三位左大臣となり、三年東宮傳を兼ね、はじめ兄時平、延喜格式を撰し、未だ成るに及ばずして薨す、忠平これを踵ぎ、格十二卷、式五十卷を上る、八年朱雀天皇即位するに當り、詔して萬機を攝政せしむ、是より先基經の薨後、攝政關白を置かざりしが、此に至り、天皇幼冲なるを以てまた置きたるなり、承平二年從一位に陞り、牛車に乗じて上東門を出入するを賜され、六年太政大臣に拜し、攝政の如し、天慶三年三宮に推すこと、忠仁公の故事の如く、また轡車を賜さる、四年攝政を罷めて關白となり、村上天皇の御宇に入りてもなほ然りしが、天曆三年八月薨す、年七十、詔して正一位を贈り、信濃公に封じ、其墓を以て前例例幣の軌に入る、忠平寛厚慈愛、薨するに及び天下、これを惜む、而して兄時平、仲平と共に、並に哀痛に登り、一門短終す、世にこれを三平といへり(公卿補任、大日本史)

フチハラノタタミチ

藤原忠通 名實基經の四子、時平の弟、寛平中正五位下侍從に任叙し、肥後權守を兼ね、昌泰三年正月參議に任じられたれども、二月奏請して、これを叔父藤原清經に譲り、右大辨となる、延喜八年更に參議に任じ、春宮大夫左兵衛督を兼ね、檢非違使別當に補す、尋で從三位

フチハ

伊賀を食む、此に至り三國を併領す、久安五年再び太政大臣となり、六年これを辭し、また攝政を停めて關白となる、是より先忠實、二子賴長を愛し、忠通と相諍はざりしかば、忠通に命じて内覽を賴長に譲らしめんとす、忠通命を奉ぜず、忠實大に怒り、兵士を遣はして、忠通より朱懸書を送り、悉く賴長に授け、以て兵長者と爲し、且つ其宅地莊園を没す、忠通敢て意と爲さず、朝參すること故の如くなり、時賴長漸く驕恣なりしが故に、天皇これを厭ひ、最も忠通を親任し給へり、仁平三年内覽を停め、賴長これに代る、蓋し白河法皇の意に出づるなり、既にして法皇またや、賴長を破んじ、始めて忠通の言を信するに至りしが、久壽三年天皇崩じて嗣なし、時入望を崇徳上皇の皇子重仁親王に屬す、然るに美福門院これを忌み、重仁親王を立てんとするや、忠通また賛同し、爲めに法皇に説く處あり、議遂に決す、これを後白河天皇となす、保元元年賴長亂を起して戦殺するの後、忠通再び兵長者となる、三年關白を辭し、應保三年を制し、長寛二年薨す、年六十八、且つ其人となり寛厚にして、喜惡色に形れず、善く詩を賦し文を屬す、また和歌に工にして、殊に書法に長ぜり、晩年に至り其書法巧の域に達し自ら一家を爲す、世に法性寺流といふ(入木道、ニフオケマヲ)參看)また佛を好み最も台教に通じ、兼て眞言を學ぶ、嘗て別業を法性寺の傍に造る、故に世に法性寺關白といへり(大日本史)

フチハラノトキヒラ

藤原時平 名實基經の四子、時平の弟、寛平中正五位下侍從に任叙し、肥後權守を兼ね、昌泰三年正月參議に任じられたれども、二月奏請して、これを叔父藤原清經に譲り、右大辨となる、延喜八年更に參議に任じ、春宮大夫左兵衛督を兼ね、檢非違使別當に補す、尋で從三位

フチハラノトシナリ

藤原俊成 名實基經の四子、時平の弟、寛平中正五位下侍從に任叙し、肥後權守を兼ね、昌泰三年正月參議に任じられたれども、二月奏請して、これを叔父藤原清經に譲り、右大辨となる、延喜八年更に參議に任じ、春宮大夫左兵衛督を兼ね、檢非違使別當に補す、尋で從三位

フチハラノナカマロ

藤原仲盛 名實基經の四子、時平の弟、寛平中正五位下侍從に任叙し、肥後權守を兼ね、昌泰三年正月參議に任じられたれども、二月奏請して、これを叔父藤原清經に譲り、右大辨となる、延喜八年更に參議に任じ、春宮大夫左兵衛督を兼ね、檢非違使別當に補す、尋で從三位

フチハ

左近衛權中將となり、三年藏人頭に補し、寛平中讃岐權守を兼ね、參議、左右衛門督、檢非違使別當を歴、五年中納言に任じ、右近衛大將、春宮大夫を兼ね、尋で大納言に轉じ、また左大將に遷り、藏人所別當に補し、從三位に叙す、時平人となり色を好む、嘗て伯父藤原國經を繪いて其妻を奪ひしことあり、既にして字多天皇位を離間天皇に譲るや、天皇を戒諭して曰く、時平は功臣の後にして、年少なりと雖政事に暗練せり、はじめ其内行謹まざるを聞きしも、朕措いて問はず、去春以來屢々激勸を加へ、公事を習はしむ、宜しく顧問に備へて輔導たらしむべしと、是に於て權大納言菅原道實と共に政を執る、昌泰三年左大臣となり、大將元のごとし、延喜元年從二位に叙す、時に道實右大臣に陞り、頗る勢望あり、而して字多上皇密に藤氏の權を抑へんとするの意ありしかば、厚くこれを任用し、また天皇と誦し、道實をして専ら機務を決せしめんとせり、時平聞いて平かなる能はず、源光、藤原國經、藤原管根等と結託して、道實を誣構し、道實遂に貶黜せられしかば、時平は茲に有力なる政敵を失ひて、權力全く其一門に歸したり(スガハラノミチナリ參看)此時に際し、風俗奢侈に流れ、衣服華麗を競ひ、屢々制限を立てると雖禁を犯す者多し、時平即ち諫め天皇と誦し、一日自ら鮮服を着けて入朝す、天皇伴り怒り、職事を召して曰く、朕近時華奢を禁じたるに、左大臣百僚に長たるの身を以て國禁を破る、大臣の舉動此の如くなるべけんやと、時平恐惶し、隨身を屏去し、徒歩して家に歸り、門を杜ら客を謝し、謹慎すること月餘に及ぶ、天下之に鑑み、奢風頓に改るといふ、七年正二位に叙し、九年薨す、年三十九、勅して正一位太政大臣を贈る(公卿補任、大日本史)

フチハ

初名源廣、尊號して神阿といふ、世に五條三位と稱す、藤原基經の子、藤原俊成の子、和歌を善くし、藤原基經の門に入りて、古今集の勅旨を受く、これを久うして名譽益々著る、平居和歌を誦するや、古淨衣を被き、桐火桶を擔し、凝然靜座、未だ嘗て情容なし、其成るに及び、種淡深遠、語熟し、意婉なり、後鳥羽天皇尤も、これを愛し給へり、仕へて皇太后宮大夫正三位に至る、安元年間官を辭し、尋で藤原俊成、嘗て後白河法皇の詔を奉じ、千載集を撰み、文治二年書成りてこれを上る、はじめ源俊成、基經と相諍はす、其後各々門戸を立て、互に相諍せり、而して俊成は、基經に於ては、其學力を稱し、俊成に於ては、其風體を取りしが、撰集の事あるに際し、多く俊成の歌を採る、人或は、基經の惡む處とならんと言へるに答へて、我は唯歌を取るのみ、何ぞ師弟流弊を問はんやといへり、時人其坦夷を稱す、時に俊成の歌名一世を被ひ、屢々歌の判者たり、晩年に至り鬱然として悔悟して曰く、予不才を以て歌詞を判する事多し、或は輕重權を失することあらん、前賢知るあらば、これを何とかいはん、加ふるに哀老して、朝に聞いて夕に忘るべし、而して猶自ら責致せるもの、亦静ならずざるべし、而して猶自ら責みず、一己の私意を以て妄に其優劣を判せんやと、爾後また判詞を置かざりき、然れども耆老に及ぶて、精爽衰へず、耳目聰明にして、猶能く拜禮し、また屢々和歌會に侍す、後鳥羽土御門の二天皇甚だこれを優重し給へり、建仁三年、歳九十に到り、筋力衰しめんと欲し、仁和の故事に倣ひ、賀和歌所に歸ひ、屏風及び褥を設けて座と爲し、諸子扶けて殿に

フチハ

上る、即ち和製和歌并に地杖を賜ふ、時人以て異數となす、元久元年薨す、歳九十一(藤原氏系圖)古來風體、長秋錄(大日本史)

フチハ

に際し、會々僧道親、稱々孝謙上皇の寵を蒙り、仲鷹の寵幸衰へしかば、此時政上皇の手に出づ。私にこれを除かんとし、八年上皇に讓して四畿内、三關、近江、丹波、播磨等の兵事の都督となり、反謀頗る露る、上皇之を知りて大に怒り、少納言山村土を以て中宮院の鈴印を収めしめ、詔して其官位姓名を剥奪し、功封を没収し、且三關を警固せしむ。仲鷹即ち其夜近江に走りしが、藤原下鷹征討使として下向し、加ふるに、山背守日下部子慶等まづ近江に至りて、勢多橋を燒きしを以て、仲鷹色を衰ひ、將に越前に赴き、鹽燒王を立てんとし、精兵を率ゐて發知關に入りしも、物部廣成の敗る處となり、其子越前守幸加知亦任地にて殺されしかば、遂に退却を失ひ、船に乗じて淡井郡鹽津に渡航せんとして逆風に會ひ、轉じて高島郡三尾崎に至り、官軍と戦うて大敗し遂に斬らる。年五十九、妻子眷族與黨、皆尋で誅に伏す(大日本史)

フチハラノフチヲサ 藤原信賴 藤原信賴、忠隆の三子、人となり庸闇にして、他の才能なし、而して後白河上皇の寵幸する處となり、累りに右兵衛佐、左近衛權中將等を歴、藏人頭に補し、保元三年參議に任じ、右衛門督を兼ね、正三位權中納言に遷み、檢非違使別當となる、信賴寵を恃みて驕恣なり、藤原通憲と權勢を争うて相軋り、互に事に因りて之を圖らんとして、時に信賴大將たらん事を望みしに、通憲上皇を諫止したるを以て、其目的を達せざりしかば、大に之を怨み、常に病と稱して朝せず、中納言源師仲と相結び、其家に就いて日夜武藝を習ひ、通憲に報せんことを謀る、而して通憲は、平清盛と婚を遂じて、勢力益熾んたり、會々源朝孫孤立して援なく、實望頗る平氏より輕かりしが故に、清盛と相結ばず、信賴之を察し、引いて與黨となし、平治元年清盛が、熊野に赴きたる不在に乗じて兵を擧げ、三條殿を燒き、後白河上皇及び二條天皇を幽し、通憲を殺したりしも、清盛の敗る處となり、軍を棄て、通る、義朝即ち東國に走らんとし、八瀬に至るの頃、信賴追及し、共に從はんことを請ふ、義朝罵りて曰く、爾首として大事を擧げ、然も一戰に及ばず、何の面目ありて、我に見えんとするかと、鞭を擧げて其頰を撃つ、信賴俯して答ふる能はず、是に於て仁和寺に入り、上皇に哀訴す、上皇これを憫み死一等を符さんと欲したれども、天皇聽かず、清盛に命じて六條河原に斬らしむ、年廿七、平治の亂(ヘイザノラン)參看(公卿補任、大日本史)

フチハ

年清盛が、熊野に赴きたる不在に乗じて兵を擧げ、三條殿を燒き、後白河上皇及び二條天皇を幽し、通憲を殺したりしも、清盛の敗る處となり、軍を棄て、通る、義朝即ち東國に走らんとし、八瀬に至るの頃、信賴追及し、共に從はんことを請ふ、義朝罵りて曰く、爾首として大事を擧げ、然も一戰に及ばず、何の面目ありて、我に見えんとするかと、鞭を擧げて其頰を撃つ、信賴俯して答ふる能はず、是に於て仁和寺に入り、上皇に哀訴す、上皇これを憫み死一等を符さんと欲したれども、天皇聽かず、清盛に命じて六條河原に斬らしむ、年廿七、平治の亂(ヘイザノラン)參看(公卿補任、大日本史)

フチハラノヒテサト 藤原秀郷 藤原秀郷、田原藤原大と稱す、藤原村雄の子、藤原朝臣にして、善略あり、延喜の末耶を犯して配流せられしが、後ち下野、押領使となり、六位に叙す、天慶四年平將門叛し、關東諸國を陥れ、凶熾甚熾んたり、秀郷陽にこれに應じ、其營に至りて諷を通ず、將門その至るを聞いて甚喜び、時將に髪を梳りしが、結束するに及ばず、急に相を敵いて出で迎ふ、秀郷謂らく、彼今大事を擧ぐるに際し、舉措輕難なること、此のごとし、これを誅する易なる而已と、遂に平良盛と協同力して將門を攻め、大に之を破る、將門箭に中りて馬より墜つるや、秀郷進みて其首を斬る、功を以て特從四位下に贈り、功田を賜うて子孫に傳ふ、後ち下野武藏兩國守に任じ、また鎮守府將軍に拜す、年詳かならず(大日本史)

フチハラノヒトツク 藤原廣嗣 藤原廣嗣、宇合の長子、藤原中從五位下に叙し、大兼連守となり、尋で太宰少貳となる、時に廣嗣、吉備眞備、備支助と相語はざりしが、天平十二年八月上表して

フチハ

政事の得失を論じ、天地の災異を陳じ、眞備支助の二人を除かんことを請ふ、朝議許さず、是に於て九月遂に兵を太宰府に起し、營を速河郡に遣り、兵營を設け、烽燧をおく、朝廷即ち大野東人を大將軍に、紀飯盛を副將軍とし、東海、東山、山陰、山陽、南海五道の兵一萬七千餘人を率ゐて、廣嗣を征せしめ、また別に佐伯常人、阿都虫廣に兵四千餘人を授けて之を援けしむ、既にして東人等進みて豐前に入り、廣嗣の將、京都郡(豐前國)鎮長小長谷常人を斬り、登美、板蓋、京都三營の兵千七百餘人を生虜にす、十月廣嗣自ら兵一萬餘人を率ゐ、筑後國板蓋川に到り、佐伯常人等と戦うて利あらず、廣嗣の軍之よりしてまた振はず、出で、降る者相繼ぐ、是に於て廣嗣事の成らざるを知り、肥前國島より船に乗じ、肥前島に到り、標榜す事一晝夜、西風忽ち起りて船運まず、再び彼島に吹き運され、遂に阿都虫廣の捕ふる處となる、東人命じて十一月一日松浦郡に誅す、明年正月餘黨并に生虜の罪を決し、杖徒流罪没入する者殆ど三百餘人なり、天平勝寶中眞備誅せられて其前守となり、尋で肥前守となりしが、會々廣嗣の墓に詣り、之を祭り、遂に祠を立て、詣じて禮尊廟(水鏡、鏡宮に作る)と號し、また爲めに知識無怨寺を創せりといふ、廣嗣生れて魁偉、博く典籍に且り、兼て佛敎に通じ武藝絶倫にして兵法に練習せるのみならず、天文陰陽の書、管絃歌舞の技、皆精微を究め、才能を以て稱せらるる○按ずるに廣嗣の擧兵は、京都における政權争奪の結果に過ぎず、久米邦武氏は、武智廣の兄弟皆擧せり、因て從兄弟互に兵を争ひ、廣嗣は武家の嫡なれば、豐成仲廣(南家)永手(北家)等と軋し、志を得ず、支助眞備等は帝の謀臣にして、廣嗣を太宰府に遣けしが遺恨の本なるべしといへ

フチハ

るは従ふべし、天平十二年九月太宰府の管内に下されたる詔の中に、逆人廣嗣等本凶惡、長登三許軒、其父故式部卿常欲除棄、朕不能許、掩蔽至今、比在京中、亂亂親族、故令遷、冀其改心、いへるは、其消息を洩らしたるものなり、而して京都にもまた内應同盟の徒黨ありしことにつきては、吉田東伍氏が十月官軍西へ向け出發の後、俄に平城に留守官をおき、征西の諸將へも、此旨使を立て、報知し、帝は俄に大和を過ぎて關東を指し、伊賀伊勢に巡幸せられたるにて知るべし、斯くて十二月廣嗣亡びて後、還御せらる、左れば内應の徒黨は、其計策を見透かされ、兵を動かし得ずして捕はれたるなり、いへるもの、頗る當を得たり(續紀、大日本史、史海、僧支助同、田口氏の史海)

フチハラノフチヲサ 藤原藤房 藤原藤房、幼名は惟房、藤原宣房の長子、藤原後醍醐天皇に仕へて、左大辨に任じ、參議を歴て中納言に進み、左兵衛督を兼ね、檢非違使別當となり、正二位に至る、元弘元年北條高時兵を遣はして京都を犯さんとす、藤原親王夜人を馳せて變を上る、時に藤房は弟季房、藤原師賢等と宿直したりしが、急に天皇及び神香を奉じて逃れ、三條河原に折りて、藤原親王以下數人追ひ至る、天皇肩輿に御して奈良に赴き、遂に笠置に入り給へり、藤房等皆服して之に従ふ、賊夜火を行宮に放つ、藤房即ち師賢、源具行等數人と天皇を扶け、三月有玉山に至りて、賊兵の爲めに捕へられ、二年五月常陸に流さる、三年五月高時誅に伏するに及び、京に歸るを得たり、時に四方の義兵興起して賊を平定せるを以て、天皇は藤原實世に勅し、恢復の賞を論ぜしむ、將士功を争ひ、實世之を決すること能はず、因て藤房に勅し、代りて其事を掌らしむ、

フチハ

藤房乃ち勤情を察察し、眞偽を區別し、擬授時臣備はる、然るに天皇、内勅を下して恩賜する所多し、藤房謙むべからざるを知り、病と稱して朝せず、天皇更に藤原光経を以て之に代らしむ、光経將に奏して賞を行はんとするや、天皇内旨によりて徒らに行賞を施し、有功の將士恩賞を預からず、宴遊を事とせざるを以て、世大に播動し、將士また亂を思ふに至る、建武元年出雲守藤原治高良千里馬を獻す、天皇大に喜び、馬寮をして養はしめ、天馬と呼ぶ、一日馬場殿に御し、内大臣藤原公實に問うて曰く、天馬の出づるその應如何と、公實故事を引て時時を讀し、群臣また慶賀す、藤房後れて至る、天皇亦、これを問ふ、藤房支那の故事を引きて不詳となし、却て賞罰當を失し、執政多きことを述べて、大に諫むる所あり、天皇悦びずして罷む、後ち藤原言上して諫むる所あり、れども、聽かれず、是に於て藤房、臣の道我に於て盡くるとなし、宮中を逃れて北山の岩倉に入りて僧となる、天皇大に驚き、宣房に命じて之を來めしむ、宣房人を馳せて之を召さしめしに、藤房和歌を以て答へたれば、宣房乃ち親ら馳せて岩倉に至れば、藤房既に無し、而して其終る所を知らず、世に妙心寺授禿宗(阿)は、藤房の出家したるものなりと稱すれども、其誤なることは、大日本史、史學雜錄、妙心寺授禿は藤房嗣に非ざる説に轉じて餘蘊なし、なほ宗(ツウワロツ)參看(大日本史、史學雜錄)

フチハラノフツク 藤原冬嗣 藤原冬嗣、世に閑院大臣と稱す、藤原内膳の二子、藤原延曆の末左右衛士尉を經、大同中從五位下に叙し、春宮亮となり、侍從を兼ね、從四位下中務大輔に進む、弘仁元年朝廷藏人所をおくに及び、冬嗣、巨勢野足と

フチハ

共に其類となる、尋で春宮大夫、式部大輔を經、從四位上に陞り、參議に拜し、遷りて左衛門督を兼ね、また春宮大夫となり、三年正四位下に叙し、左大將を兼ねしが、五年從三位に進み、八年權中納言に轉じ、陸奥出羽按察使を兼ね、明年大納言に任ず、十二年右大臣に拜し、正二位に累進せり、天長中意見封事三條を上りて時事を論じ、皆嘉納せらる、二年左大臣となり、三年七月薨す、年五十二、正一位を贈り、文德天皇即位するに及び、外祖父の故を以て更に太政大臣を贈る、冬嗣器宇通稱、識量弘雅、才文武を兼ね、寛容物に接す、また施藥院(モヤクケン)參看)をおき、親族貧乏の者を救養し、勸學院(クワンガクケン)參看)を設け、子弟に教授せり、嘗てまた弘仁格、内裏式を撰し、更に國史を監修したりしが、いまだ成らずして薨じたり(公卿補任、大日本史)

フチハラノミチイ 藤原道家 藤原道家、世に光明寺卿といひ、單に筆殿とも云ふ、法名行惠、又東山入道とも稱す、藤原親長親の長子、母は藤原能保の女、藤原經久四年生る、土御門順德兩朝に仕へ、侍從、左近衛中將、權中納言を歴て、從二位に叙す、承久元年征夷大將軍源實朝試せられて源家嗣なる、執權北條義時、道家が源朝の妹の孫に當れるが故、其子頼經を迎へて將軍となす、三年九月九條天皇立つ、道家天皇の舅たるを以て攝政となる、尋で後鳥羽上皇兵を擧げて關東を討ず、七月義時の軍京都を陥れ、天皇を廢し、道家の攝政長者を停む、安貞二年十二月關白となる、三年長子左大臣教實、道家に代りて關白となる、然れども道家尙ほ舊のごとく機務に預れり、文曆元年後堀河上皇崩じ、

フチハ

修治し、殿内寮、諸司八省、歳に年を論えて成り、朝會内寮悉く舊に復す、また延久の故事に違ひ、記録所をおき、政事を裁決せり、既にして二條天皇禪を受く、然れども政上皇に出で、通憲の權威益々大なり、時に權中納言藤原信賴、上皇の親眷する所となりしが、通憲これと隙あり、而して信賴近衛大將たらん事を望むに際し、通憲上皇を諷めて其不可を陳じ、また唐安祿山の事實二卷を圖して進覽せり、蓋し信賴を以て安祿山に比し、以て諷したるなり、信賴聞いて之を街み、源義朝が通憲と相諍はざるを見て、引いて餘黨となし、通憲を除かん事を圖り、平治元年、平清盛熊野に赴きたる間に乘じて兵を舉ぐ、通憲探知し、俄に大和田野に集る、信賴等其逃亡を知らず、即ち兵を率ゐて三條殿を圍つて之を火し、曉に及び通憲の宅を焼き、多く婢妾を殺す、而して通憲は、田原に赴き穴を穿て其内に隠れしが、義朝の將源光泰の捕ふる所となる、信賴命じて斬首し獄門に棄す(平治の乱「イザナラ」參看、通憲博學多藝なるのみならず、また歌舞を好み、嘗て歌曲中住なるものを撰び、藤原師に教へて之を舞はしむ、白拍子此に始まるといふ、藤原本朝世紀、法曹類林、日本紀註(大日本史、風管抄、平治物語、フチハラノミヤ 藤原宮 藤原持統、文武、二天皇の皇居、大和國高市郡大原村、藤原持統天皇朱鳥七年(天皇即位の三年)藤原宮地に幸し、同八年藤原宮に幸し、冬十二月藤原宮に都を定め給ふ、文武天皇即位の年、また此に都を定め、百姓千五百五煙を宮中に入れ布を賜ふ、元明天皇の和銅三年に至り、都を平城に遷さる(ナラ、ミヤ)の條參看)同四年藤原宮焼亡し、遂に廢墟と爲る、其間殆ど十六年間なり(書紀、續紀、日本書

フチハ

府治事論) **フチハラノモトツネ 藤原基經** 幼名手古、世に堀河大臣と稱す、昭宣公と勳蓋す、長良の子、叔父真房に養はれて其家を嗣ぐ、仁壽元年正六位上に叙し、齊衡天安の間、左兵衛少尉、少納言、左近衛權少將を経て、藏人頭に補し、貞觀五年左中將に遷り、六年參議となる、八年伴善男等應天門を燒くや、辭、源信に連なる、藤原真房これを信じ、信を罪せんとするに際し、基經其誣たるを知り、真房に説く所あり、信因て罪を免かるゝを得たり、是歲從三位に進み中納言に拜し、十年左大臣に陞り、明年陸奥出羽按察使を兼ね、十二年大納言に轉じ、從二位に叙し、十四年右大臣に拜す、十八年清和天皇即位するに及び、年尚幼なるを以て、萬機を攝政すること、真房の故事のごとし、元慶元年大將を辭す、二年正二位に叙し、四年太政大臣に任じ、明年從一位となり四年攝政を停めて關白となる、既にして天皇稱々長仁尊に基し、基經之を愛ひ、八年二月遂に天皇を廢し、光孝天皇を立つ、天皇定策の勳を念ひ、禮遇益々深く、轎車に駕して宮中を出入するを許し、また清道の博士に命じて、太政大臣の職掌を勸諭せしめ、同年六月特に勳を降し、萬機を攝政すること、基經に專し、然る後奏問せしめらる(これ即ち關白の義なれども、いまだ職名とならず)天皇皇子多し、然れども基經を憚りて太子を定めざりしが、三年不豫のごとあるに及び、基經の請により定省親王を太子と爲す、此年天皇崩じ太子即位す、字多天皇、これなり、天皇また百官に詔し、萬機巨細となくまづ基經に關白し、然る後奏せしむること一に故事のごとくなり、基經上表してこれを辭す、因りて重れて權廣相に命じ、勳答を作らしめられしが、

フチハ

其文中「所謂社稷之臣非朕之臣、宜以阿衡之任、爲之任との句あり、時に阿衡は典職なしと説くものあり、基經聞いて喜ばず、これよりしてまた政を見ず、是に於て萬機攝政せり、天皇大に驚き、詔書を改作して之を賜ひ、事漸く解く(阿衡の約、アカワノフンギ)參看)寛平二年病あり、奏請して關白する事を辭し、明年正月薨す、年五十六、正一位を贈り、總前公に封じ、其墓を以て、荷前例帝、數に列せらる、基經職にありて慎重長なり、清和天皇以來萬機を總攝し濟益する所多し、また致く儒術を崇び、釋奠の日、公卿を率ゐて先聖を拜し、明經博士をして周易を講せしむ、元慶中勳を奉じて文德實錄十卷を撰す、而して藤原の盛大となりし所因のもの、蓋し其房に起因すと雖、而も基經其後を繼いで、勢力を發展したるに基くなり(公卿補任、大日本史) **フチハラノユキナリ 藤原行成** 義孝の長子、祖父伊弉養うて子とす、關白藤原和仲從となり、左兵衛權佐に任じ、永正正曆の間、備後權介を兼ね、從四位下に叙し、長徳元年藏人頭となる、はじめ行成、藤原實方と事を殿上に争ふ、實方怒に堪へず、行成の冠を取りて之を中庭に投ず、行成敢て争はず、主殿司をして冠を取らしめて之を著し、除るに暴行の理由を問ふ、一條天皇帝を隨て之を見、密かに其器字の大なるに感じ給ひしが、會々藏人頭藤原實方を遷るに及び、天皇藏人の後任を後賢に譲す、後賢行成を勸めたるに、天皇は官階卑賤の故なるを以て聽許し給ひしが、後賢重んじて、行成の才能人に過ぎ、獻納を司るに足る、何ぞ實方の淺きを以て其登庸を沮まん、それ人君の務は人を知るにあり、人を知れば賢者益々徳を進め、小人自ら成心を懐く、然らざれば、政事毀失なき能はず、陛下

フチハ

之を察し給へと奏上せるを以て、天皇また然りとし、即日行成を藏人頭に補せられたるなり、是より先行成改稱日久しく、快々として樂まず、雍髪して世を遁れんと欲したりしが、後賢業と其才能に服せるの故に、常にこれを慰撫し、力を竭して奨励する處あり、而して藏人頭に任ずる、亦後賢の推奉たるにより、行成深く徳とし、後ち中納言に任ずるや、班後賢の上にありしも、毎座席を譲りたりといへり、尋で民部權大輔、左右中大辨等を經、大和權守を兼ね、長保三年參議從三位に任叙し、寛弘中皇太后宮權大輔を兼ね、兵部權となり權中納言に任す、長和二年正二位に進み、寛仁三年太宰權帥を兼ね、四年大納言に轉じ、萬壽三年遷りて按察使を兼ねしが、明年十二月薨す、年五十六、行成、性直諒にして才藝多し、世に源後賢、藤原實信、同公任と共に四納言と稱せらる、又最も書法に長じ、當世に冠絶し、派明親王、藤原佐理と名を齊す、はじめ行成通に職事に補し、辨官に任ざるが故に、禮典失墜多かりしが、稍々練習するに及び、却りて等輩に優れり、時人以て學問の力なりといへり、長保中外祖源保光の舊宅を捨てて世尊寺を創む、後世行成の書法を傳へて、世尊寺流と稱するもの、蓋しこれに基く(モソソシワ)入木道(ニフボクダウ)參看)藤原實信、東宮年中行事(公卿補任、大日本史) **フチハラノヨシツネ 藤原良經** 世に後京極殿と稱す、藤原實實の第二子、母は從三位季行女、關白權中納言を歴て正二位に叙し、文治五年權大納言に轉す、建久六年内大臣となる、翌年十一月父實實の關白を罷めらるゝや、真經坐して閉居す、然れども真經尤も和歌に長じたるを以て、後鳥羽上皇の推重する處となり、通親と共に常に和歌御

フチハ

會に侍せり、故を以て上皇及び通親等の信任を受け、正治元年左大臣となる、建仁二年十月通親薨すや、上皇詔して内覽せしめ、十二月攝政となる、時人之を榮とす、元久元年太政大臣となる、真經博く衆論に通じ、和歌は藤原定家に、詩文は藤原親經に學び、共に師を凌ぐの才あり、且つ人となり剛健にして、上皇の春遊優待日に厚し、建永元年三月真經夜寢に就き暴かに薨す、或は遊の刺所となりといひ、或は藤原實實の殺す所なりといひ詳かならず(藤原實實傳、大日本史、史學雜誌、承久風の起因に就いて) **フチハラノヨシフサ 藤原良房** 世に染殿大臣、また白河殿と稱す、忠仁公と勳蓋す、藤原冬嗣の二子、關白長中藏人に補し、從五位下に叙し、累遷して左中將に任じ、從四位下に進み、承和申參議となり、從三位に陞り、また權中納言に轉じ、陸奥出羽按察使を兼ね、尋て右大將を兼ね、大納言に任じ、更に民部權を兼ね、嘉祥元年右大臣に拜し、明年從二位に叙し、仁壽元年正二位に進み、齊衡元年左大將に遷り、天安元年從一位太政大臣に任叙す、貞觀八年敍して萬機を攝政せしむ、人臣にして攝政たる、實に技にはじまる、十四年九月薨す、年六十九、正一位を贈り美濃公に封じ、且其愛宕墓を以て、荷前例帝の數に列せしめらる、真房風韻俊拔、夙に嵯峨天皇の皇女源深姫に尙す、而して其女明子(ソメドノノキサキ)參看)文武天皇の女御となり、惟仁親王を生む、親王生れて僅かに九月月にして太子となる、時に天皇、女御紀名虎の女生む所の惟喬親王を愛し、太子と爲さんと欲したりども、外戚の勢力なきが故に、これを果すことを得給はざりしが、惟仁親王既に太子たるの後も、其な幼なるを以て、まづ惟喬親王を立て、惟仁親王の長するを待ちて位

フチハ

を傳へしめんと欲し給ひしも、また真房を憚りて未だ決せず、既にして天皇崩じ太子即位す、清和天皇これなり、真房幼主を輔けて朝政を綜理す、はじめ天皇皇良房の第に生育するを以て、登極に及び其尊卑を念ひ、親任專断すること終始清らず、是に於て真房萬機を攝政すること前後十五年、位人臣を極め、權其家に歸し、子孫相繼で攝關と爲る、藤原の盛大となる所以、實に此に基す(公卿補任、大日本史) **フチハラノヨリナガ 藤原賴長** 幼名富清若、世に宇治左大臣、また左府と稱す、藤原實實の二子、忠通の弟、關白長承中正二位に叙し、權大納言となり、保延元年右大將を兼ね、二年内大臣に任じ、五年皇太子傳を兼ね、左大將に轉す、藤原通憲これに學を勸む、賴長即ち通憲を師とし、又源師頼、藤原成佐に學び、傍ら因明を僧惠曉に受け、才名日に著る、忠實特に之を愛す、康治二年はじめて易を學び、更に憲儀を通憲に受く、久安三年詔して賴長を以て一の上と爲す、五年左大臣に拜し、從一位に叙す、六年養女多子(藤原公能の女)を納れて、近衛天皇の女御と爲したりしが、時に兄忠通また藤原伊通の女皇子を于養し、以て皇后と爲さんとせり、皇子はもと美福門院の養女なり、然るに賴長は多子を皇后とせんと欲し、父忠實と共に鳥羽法皇に請ふ處あり、是に於て多子皇后となり、皇子尋で中宮となる、賴長大に喜ぶ、是より先賴長父の殊寵を受け、且つ才學に自負し、忠通と權力を争ひしが、此事ありてより益々相諍はざるに至れり、而して忠實また忠通を疎んじ、其授くる所の朱器盤盃を奪つて賴長に授け、氏長者となす、七年文書内覽の宣旨を蒙る、時に忠通關白たり、而して更に此命ありしを以て人驚怪せざるはなかりき、茲に於て賴長の

フチハ

忠通の上に出づ、既にして天皇の崩するや、美福門院及び忠通等、以て忠實、頼長等の兇阻する所となし、法皇に就きたるが故に、法皇や、これを信じ、皇嗣を定むるに及び、頼り忠通に譲じ、頼長は與ることを得ず、尋で後白河天皇の立つや、詔して内覽を停む、頼長、忠通の用ひられて、己の疏外せらるゝを見て、不平の情を抱き、會々崇徳上皇が、法皇の迫る所となりて皇位を近衛天皇に傳へ、天皇の崩後、上皇の皇子重仁親王の立つを得ざりしを憾み、大に不平なるに樂じ、遂に上皇と結ぶ所あり、保元元年法皇崩するに際し、上皇は重仁親王を皇位に据ふんとし、頼長は其登極の後攝政たらんとし、相共に謀して、上皇の旨を以て兵を率ひ、頼長實に其謀主たり、然れども事成らず、兵敗るゝに及び、頼長宮を出で、走るの途、亂矢あり頭中り、口舌ふ能はず、藤原盛憲等扶けて車に上る、而して忠實の安直に在るを聞き、往いて之に見えんとし、木津川に至り忠實に頼り、忠實拒んで納れず、頼長憤懣、自ら其舌を噛みて、奈真殿に死す、年卅七、朝廷人を遣はして其墓を發せしむ(保元の亂、ハウゲンノラン、參看)後ち高倉天皇の治承元年詔して正一位太政大臣を贈る、頼長姿貌美麗なりと雖も、人となり嚴厲深刻にして、朝會毎に諸卿或は喚く至り、或は譏罵する者あらば、特に之を擯辱し、甚しきは其節を擯辱するに至る、故に時人呼びて墨左府といへり、平家好みて經傳を講究し、強記人に過ぎ、未だ書て書て置せず、また裁簡を講求せること多く、書庫東西に櫛を設け、隔櫛陳列と名づけ、經史、雜記、木朝の四部に分ちて之を納め、其手書に係る物また多かりき(御出治相記、台記(公卿補任、大日本史))

治郡府中、現今石岡町也(前掲)常陸大兼登時、其子孫世々之に居住し、府中大塚と稱す、天正十八年豐臣秀吉關東を定め、佐竹義宣を常陸の守護と爲すや、府中の族人を滅ぼし、南義向をして城を守らしむ、慶長七年佐竹氏出羽に遷るや、徳川家康、松平信吉に命じて、此城を守らしむ、同年七月六郷政業を城主となし、一萬石を賜ふ、元和九年皆川廣照を封す、正保二年成備の時封除かれ、松平信綱府中に居る、子輝綱之を襲ぐ、元祿十三年水戸頼房の五子頼隆を封じ、二萬石を賜ふ、子孫相繼ぎて明治に至り、石岡と改稱す(新編常陸國誌)

フチウジヤウ 府中城 (前掲) 甲斐國四山梨郡甲府〇府城ともいふ也(前掲)此地もと一徳忠頼の舊城にして、その後亂時信、追福の爲めに、田園を築て、寺院を建て、一條道場・蓮寺と稱す、天正十九年加藤光泰此地に封ぜられ、文祿三年淺野長政を封す、仍て今の地に城を築き寺を他に移す、慶長五年長政紀伊に移り、平岩親吉を城代となす、同八年徳川義直を全國に封じ、親吉をその傳と爲す、尋で尾張に移し、大久保長安奉行として國事を管せしが、元和二年徳川忠長を封じ、寛永九年に除封、大久保忠成を城代と爲す、慶安中城代を罷め、全國を徳川綱重に賜ひ府中に鎮す、寶永二年柳澤吉保を十五萬石に封じ、此に治せしむ、吉保大に修築を加ふ、享保中、吉保の子吉里を郡山へ轉封し、勤番支配を罷きて之を守らしめ、代官をして民政を掌らしむ、慶應に至り城代を罷き、明治維新に至る(甲斐國志、日本地誌提要)

フツキ 服紀(服忌) (前掲) 親屬の喪に際し、謹慎して、舉哀の意を表する、一定の時期をいふことなり、子孫世々之に居住し、府中大塚と稱す、天正十八年豐臣秀吉關東を定め、佐竹義宣を常陸の守護と爲すや、府中の族人を滅ぼし、南義向をして城を守らしむ、慶長七年佐竹氏出羽に遷るや、徳川家康、松平信吉に命じて、此城を守らしむ、同年七月六郷政業を城主となし、一萬石を賜ふ、元和九年皆川廣照を封す、正保二年成備の時封除かれ、松平信綱府中に居る、子輝綱之を襲ぐ、元祿十三年水戸頼房の五子頼隆を封じ、二萬石を賜ふ、子孫相繼ぎて明治に至り、石岡と改稱す(新編常陸國誌)

フツキ

ふ制ありて、服の間に、勅ありて、哀情を著ひて本官に就かしむるなり、亦之を起服といふ、今の除服出仕に當る、事情從公の制は、既に大寶令の制に見えれば、多くは起服したりしなり、其起服する者は、朝にありては美服を著くべし、家にありては喪服を著く、また輕服に過へる官人の爲めに、假を賜ふの制あり、假令によるに、夫及び祖父、祖母、養父母、外祖父母は卅日、三月の服には廿日、一月の服には十日、七日の服には三日の休假を賜ひ、假過ぎて出仕せしむ、但し衛士防人に於ては、上番の年即ち在京の間に、二親の喪に過ふと雖も、官人の例と異なりて解官せしめざりき、後世に至りては、解官と賜假とを混じて、重喪に過へる官人にも五旬の假を賜へり(前表對照)假は喪に過ひて、悲哀の情に堪へざるべしと、其情を察して休假を賜へるものにして、後世の忌といへるものとや、相似たり、かくて服紀の制は、大寶令以來永く其制を傳へて、江戸時代のはじめに至るまで、皆これに據り、變更する處なし、而して幕府にては、五代將軍徳川綱吉の治世、即ち貞享元年二月卅日はじめに、服忌令を頒ち、公家を除くの外、天下一般にこれを從はしむ、服忌とは、前にいへるが如く、服紀と忌との合稱にして、忌は蓋し汚穢を避けて、謹慎するの意に出でたるものに保り、もと神社より起りたるものなれど、また古への假の制を參酌せる處あり、なほ貞享以後には、古制を用ひたれども、其時に臨み白河家、もしくは吉田家等に問ひて之を行ひたり、而して忌の間は、門戸を閉ぢ、魚肉を食はず、髪髪を剃らざる等のことありて、吏員は忌御免といへる命を受けて始めて出仕せり、また服の間は、神社に詣でざるを除くの外、殆

んど有名無實に過ぎざりき、明治維新の後、服忌のこと別に制する處なし、六年二月の太政官布告の内、「自今混雜の制被廢候事」とありて、同三年司法省よりの問ひに答へたる式部家の書面に「混雜廢除の儀は、總て被廢候事有之候、忌は從前之通、服は神事にも不及、憚儀に候へば、自ら清滅の姿に有之候」と見え、同九月には、重親服者共、自今天長節の拜賀に際して及ばずと令せられ、七年十月には、服忌は當分武家の制を用ひ、京家の制を廢するの布達あり、爾來服は全く無實のものとなり、忌もこれを重んずること、古へのことと嚴ならず、其官吏公定等にして喪に過ふものは、父母妻子等最近親屬に限りて忌引をなし、除服出仕の辭令を受くるの後、喪中と雖も出勤することとなりたり、喪(モ)喪服(モ)フツキ參看、いま貞享元年、同三年、元祿六年の服忌令を、表にして左に示す(書紀、令義解、御當家令條、徳川實紀、法令全書、古事類苑禮式部)

族類	貞享元年			貞享三年			元祿六年		
	父	母	祖	父	母	祖	父	母	祖
父	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
祖	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
父の母	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母の母	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
父の父	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母の父	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
父の兄弟	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母の兄弟	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
父の兄弟の母	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母の兄弟の母	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
父の兄弟の父	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母の兄弟の父	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
父の兄弟の兄弟	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母の兄弟の兄弟	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
父の兄弟の兄弟の母	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母の兄弟の兄弟の母	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
父の兄弟の兄弟の父	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母の兄弟の兄弟の父	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
父の兄弟の兄弟の兄弟	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母の兄弟の兄弟の兄弟	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
父の兄弟の兄弟の兄弟の母	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母の兄弟の兄弟の兄弟の母	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
父の兄弟の兄弟の兄弟の父	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌
母の兄弟の兄弟の兄弟の父	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌	忌

フツク

フツクワウコクシ 佛光國師 元元(ツクシ)を以て、
フツクワウジ 佛光寺 (前掲) 京都市下東區高倉通、新開町〇山、山は計谷山、また花園院と云ふ也(前掲)貞宗、佛光寺派の本山〇本尊阿彌陀佛(傳)に造覺大師作)恩願滿願寺傳によれば、建曆二年九月僧

フツケ

觀望山城國唐科に一字を建立し、順徳天皇より興隆正法寺の號を賜ひ、勅願所とし給ふ、乃ち略して興正寺と稱す、觀望之を弟子眞佛に附し、貞永元年七月觀望の命により、眞佛之を近江菟水の僧源海に附し、源海は了海に附し、文應二年六月當寺第七世了海の時、東山遊谷に移轉したりと云ふ、然れども實は元應二年了源(空性)始めて山科に一字を建立し、正中元年に至りて落成し、興正寺と號したるものなりとも云ふ、嘉曆二年五月後醍醐天皇勅して阿彌陀佛光寺の號を賜はり、今の號に改む、寛正六年三月後土御門天皇勅して、第十三世光教を門跡になし給ふ、是れ眞宗門跡の始めなりと云へど確かならず、文明四年第十二世性善の長子經家、故ありて別に一寺を建立し、當寺の舊號を用ひ興正寺と號す、是れ今の興正寺派の本山なり、天正十四年第十六世經範の時、豐臣秀吉遊谷に大佛殿を建立するに方り、秀吉の請により、五條坊門高倉に移轉す、即ち今の地なり、當時秀吉黄金若干、米五百石を寄附して移轉の用途に充つ、天明八年正月晦日火災に罹りて焼失す、寛政二年三月第二十三世圓應、兩堂の再建を経營し、同年三月元治元年七月再び兵燹に罹りて焼失し、慶應二年十一月第二十五世眞達再建を経營し、明治十三年七月第二十六世家教の時、再建に付朝廷より金百圓を下賜せらる、境内に、六院即ち光顯院、大善院、長性院、久遠院、昌嚴院、教音院あり、別院四ヶ所、觀音所五ヶ所、末寺三百三十九ヶ所あり(佛光寺名所圖繪、平安通志、京華要略)。

フツケワウジハ 佛光寺派 眞宗の一派、佛光寺を本山とす、シンシニウカ、アツクワウジハを見よ。

フツケ

佛敎 「上代佛敎の我國に渡來せる年代詳かならず、思ふに三韓との交通は早くより開けたれば、僅少なる一部の國民中には、其頃よりしてこれを信得せるものなきにあらざりしなるべし、繼體天皇十六年に至り、樂人の、司馬達等といへる者大和に來り、草堂を結びて、佛像を安置し、之を禮拜したりしが、時人唯目するに吳城の神を以てし、之を信するものなかりしといへり、尋で欽明天皇十三年十月百濟の明王、金銅釋迦佛像一軀、并に經論經卷等を獻じ、表を上りて大法流通の德を讃す、これを佛敎が公然我國に傳來したる始めと爲す、天皇大に喜び、禮佛の可否を群臣に議し給ひしに、大連物部尾與、及び中臣鎌子は、我國家既に天地社稷の神あり、今改めて舊神を拜せば、恐らくは國神の怒を致さんと稱して反對し、大臣蘇我稻目は、西蕃諸國既に皆之を禮す、本朝何ぞ受けざらんやといひて贊成したりしが、天皇は遂に禮佛を憚り、佛像を稻目に附與し給へるを以て、稻目は向原の家を捨て、寺となし之を禮拜せり、爾來佛敎の傳來は、同時にまた馬子は、非佛派たる尾與及び其子守屋等の爲めに、屢々壓迫を蒙りたれども、佛敎の傳來は、同時にまた新文明の輸入を伴へるが故に、當時の社會は之を喜び迎へしを以て、佛敎興隆の氣運は、人力を以て防ぎ止する事能はず、用明天皇の時に至り、僧を宮中に召して、天皇の御病平癒を祈らしめ、尋で聖德太子も大に之を信仰し、遂に馬子と共に、守屋等を殺すに及び、天下また有力なる反對黨なかりしかば、太子と馬子とは専ら佛敎興隆に力を注ぎたり、既にして崇峻天皇の時百濟より學問僧并に寺工等を貢獻せる等のことありて、佛敎の發展は頓に著しかりき、推古天皇二年、三寶興隆の詔を下し、尋で太子は法隆寺、四天王寺を、馬子は法興寺を建立し、諸臣また相競ひて寺塔を興し圖像を作りたり、女任二十二年には、馬子の疾病の爲めに、千人を度して僧尼となし、三十一年には、寺四十六所、僧八百六十六人、尼五百六十九人の多きに至り、僧正僧都等の僧官をおきて、之を統括せしめられき、而して佛敎の我國に入りたるは、獨り百濟よりせる而已ならず、之より先三年には、高麗の僧惠慈歸化して、聖德太子の師となり、二十四年には、新羅より竹世士をして佛像を買せしめ、三十年には、僧惠齊、惠光、惠に唐に留學したりしが、此に至り樂成りて歸朝せり、また三十三年には、高麗の僧慧灌三論宗を傳來し、我國の佛敎はじめて宗あり、なほ齊明天皇の御宇に遼明、はじめて俱舍法相の二宗を傳來し、天武天皇の御宇、百濟の僧道暹また成實論を講敷したるも、竟に終んなるに至らざりき、これより朝廷には、常に力を弘敎に用ひ、天武天皇の御宇には、諸國に詔して、家ごとに佛堂を置かしめ、持統天皇の御宇には、僧を大隅及び阿多に遣はして傳敎せしめ、蝦夷人にも、僧たるものありて、邊地の地にも遍く行はるに至れり、既にして大寶令の制定あるや、僧尼令を立て、佛敎に關する制度を定め、僧正僧都律師の三綱を設けて僧侶を統括し、また支那を襲きて僧尼を總管せしめたり(宗眞朝時代)聖武天皇に至り、尤も佛法を好み、至尊の身を降して自ら三寶の號と稱し、諸國に國分僧尼寺を置き、また東大寺を建て、大佛を鑿る、孝謙天皇も亦之を尊奉すること厚く、遂に僧道暹をして政治に參與せしむる等のことあり、加ふるに行基、支那等をはじめて名僧輩出し、なほ天平十二年には、新羅の僧惠祥、華嚴經を講敷し、眞諦尤も其弘通に力を竭し、天平勝寶六年には、

フツケ

建久二年榮西宋より歸りて臨濟宗を傳持したるより、淨土宗と並びて新勢力たらんとせるを以て、諸大寺の大衆等之を惡み、遂に興隆して源空を土佐に流し、榮西亦鎌倉に逃れて、將軍源頼朝の歸依を受け、善福寺を開いて眞宗の道場と爲す、元仁元年源空の弟子觀誓眞宗を開立し、安貞二年には道元宋より歸り、曹洞宗を傳來し、尋で宋僧道暹も來朝して臨濟宗を弘通す、道元は越前に永平寺を開き、道暹は北條時朝の歸依を受けて、鎌倉に建長寺を興し、京鎌倉相對して禪宗の盛大を見る、既にして建長五年には日蓮はじめ日蓮宗を開立して天下に暴行して念佛を勸説せり、是時に當り、三論、法相、戒律、華嚴、眞言の諸宗も大德輩出し、法相に眞慶あり、華嚴に明慧、宗性、經然あり、戒律に俊衡、龜照、眞尋あり、京都奈良に對立し、北京、南京の稱あり、眞言に法性、道鏡、賴瑜あり、法性、道鏡は古義を執り、賴瑜は新義を興し、兩門互に相降らず、賴瑜は遂に高野山を下り、大傳法院を根柢に遷すに至れり(室町時代)眞宗が朝廷武家の崇敬を蒙りしこと、なほ鎌倉のことくなりしを以て、其勢力亦大なるものありき、特に夢窓國師疎石のこときは、足利幕氏深くこれに歸依し、爲めに天龍寺を建立して關山と爲し、臨濟宗は頼朝の面目を改めたり、尋で幕府は宋の例により五山十刹の制を設けたるより、臨濟宗は益々武門の勢力と相換ちて興立したりしが、其後また文藝學術に秀でたるもの多く、所謂五山文學の盛況大に見るべきものありき、されど中葉以後、幕府の勢力漸く衰頽するや、臨濟宗また其影響を蒙り、且つ五山の諸派漸次寂滅を示して、後を嗣ぐもの乏し、之に反し曹洞宗は、多く諸大名等の歸依

フツケ

唐の僧慧眞西來し、戒律宗を弘通せり、此外、唐の僧道璇、林邑の僧佛智、印度の僧菩提等も來朝して、布敎に務めたり、佛法海内に瀰漫せり、後世三論、俱舍、成實、法相、華嚴、律の諸宗を古京の六宗と稱す(平安朝時代)桓武天皇の御宇、都を萬城に移し、宮城を營み給ふに當り、羅生門の兩側に、西東二寺を興して鎮護の道場となし、諸國に講師律師を置き、これより奈良の諸大寺は、堂塔の壯麗を留むるのみにして、帝京の移徙と共に其勢力を失ひ、以上の諸宗并に皆衰へ、天台眞言二宗の盛大を見るに至れり、是より先空海最澄の二僧、共に入唐して法を學び、歸朝の後、最澄は比叡山延暦寺にありて天台宗を開き、空海は東寺にありて(後)高野山に移る(眞言宗を弘む、二僧は、我國古今を通じての名僧なりしを以て、天下の尊重する處となりたりしが、最澄の家後には、空海の學徒一世を盡ひ、朝野の崇敬を一身に集めたり、淳和仁明の二天皇また空海に歸依し、承和二年はじめて宮中に眞言の道場を開き、祕密法を講説せしめられ、水く恒例となる、所謂御七日の御修法これなり、此後天台宗にありては、圓仁、圓珍を出し、前者は延暦寺に、後者は圓城寺に據りて、各々布敎に従事し、遂に二派に分る、世に延暦寺を山門、圓城寺を寺門と稱す、其徒相争ふ事水火の如くなりき、また眞言宗は、眞雅、實難等徒を繼ぎたりしが、鳥羽天皇の御宇覺眞あり、高野山内に傳法院を建て、新義を唱ふ、即ち新義眞言の祖なり、而して最澄空海二人の末裔は、共に祕密敎の弘通に力を致したれば、所謂東台兩密相對して興隆繁行し、且つ空海の末裔は奈良の諸大寺に出入したれば、東密は東大寺等にも流傳し、東大寺別當は、東寺長者の兼任する處なりき、かくの如く天台眞言の二宗は、朝廷并に

フツケ

貴族の崇拜を受けたるより、漸く勢力を競ひ、東台兩密靈驗を争ふに至れり、なほ鳥羽天皇の御宇、眞忍出で、融通念佛を唱へ、高倉天皇の御宇、法然源空淨土宗を立て、修驗道もまた天台眞言の兩宗に屬するものありて、山野を遍歷し修驗を事とせり、佛敎が著しく發展し、新宗また興隆せる事上述の如くなれば、寺院益々多く、僧尼益々夥しきを致し、田土正税は、帝室に屬するもの實に夥くして、多くは佛敎の有に歸し、天下瀟々として佛を信ぜざるものなく、若し佛を信れば世上の交際を爲す事能はざりしが如し、故に三善清行の如きは、僧の遊行を遂へ、遺寺の弊を極言したれども、なほ其子をして僧たらしめたり、又其身神に奉ずる職にありても、亦佛を尊べり、されば早に兼に疾病に、皆佛に祈る而已ならず、祝禱の儀にも結婚の前にも、經を讀み儀を造り、孕婦の腹に羅ふ帯をも加持せしめ、土葬を期ひて異常の葬儀となし、常人は火葬して墓を築かざるに至る、これを以て惡俗の甚しき、概歎に堪へざるものあり、關寺に牛あり、稱して迦葉佛の化する所と爲し、攝政以下相率めて之を拜し、又身を焚ぎ身を捨つる僧をも、亦相率めて之を拜したり、なほ僧侶は都て課役を免るることなれば、朝廷にて殿に私度を蒙じ、其業を試験し、之に度牒を授けて僧となす事なれど、延喜の頃には、表を著へ隈を嘆ひ、心居兒の如く、聚りて群盜を爲すものも間々これあり、其弊害の甚しきや、興福、延暦、圓城等諸大寺のとき、并に僧兵を擁して相争闘し、宮闈を犯す等の事あり(鎌倉時代)後鳥羽天皇の御宇源賴朝幕府を鎌倉に開きて、天下の形勢一變すると共に、佛敎も亦革新の端を發したり、即ち文治年中僧能忍始めて禪宗を傳へ、

フツケ

建久二年榮西宋より歸りて臨濟宗を傳持したるより、淨土宗と並びて新勢力たらんとせるを以て、諸大寺の大衆等之を惡み、遂に興隆して源空を土佐に流し、榮西亦鎌倉に逃れて、將軍源頼朝の歸依を受け、善福寺を開いて眞宗の道場と爲す、元仁元年源空の弟子觀誓眞宗を開立し、安貞二年には道元宋より歸り、曹洞宗を傳來し、尋で宋僧道暹も來朝して臨濟宗を弘通す、道元は越前に永平寺を開き、道暹は北條時朝の歸依を受けて、鎌倉に建長寺を興し、京鎌倉相對して禪宗の盛大を見る、既にして建長五年には日蓮はじめ日蓮宗を開立して天下に暴行して念佛を勸説せり、是時に當り、三論、法相、戒律、華嚴、眞言の諸宗も大德輩出し、法相に眞慶あり、華嚴に明慧、宗性、經然あり、戒律に俊衡、龜照、眞尋あり、京都奈良に對立し、北京、南京の稱あり、眞言に法性、道鏡、賴瑜あり、法性、道鏡は古義を執り、賴瑜は新義を興し、兩門互に相降らず、賴瑜は遂に高野山を下り、大傳法院を根柢に遷すに至れり(室町時代)眞宗が朝廷武家の崇敬を蒙りしこと、なほ鎌倉のことくなりしを以て、其勢力亦大なるものありき、特に夢窓國師疎石のこときは、足利幕氏深くこれに歸依し、爲めに天龍寺を建立して關山と爲し、臨濟宗は頼朝の面目を改めたり、尋で幕府は宋の例により五山十刹の制を設けたるより、臨濟宗は益々武門の勢力と相換ちて興立したりしが、其後また文藝學術に秀でたるもの多く、所謂五山文學の盛況大に見るべきものありき、されど中葉以後、幕府の勢力漸く衰頽するや、臨濟宗また其影響を蒙り、且つ五山の諸派漸次寂滅を示して、後を嗣ぐもの乏し、之に反し曹洞宗は、多く諸大名等の歸依

フツケ

を蒙りしが故、次第に勃興して、宗風を暴揚し、就中毛利、大内、島津等の諸氏、主として外護の力を盡したれば、其地方にありて大に勢力を有したり、當時また真言宗には宿快、聖賢あり、共に學識を以て聞え、前者は古義の教相を大成し、後者は新義の教相を大成せり、淨土宗には聖賢あり、常野武相の地を通行して教化盛んなりき、而して真宗には兼壽(聖如)出で、本願寺に據り、真慈出で、専修寺に據り、各々諸大名と結びて軋轢紛争を事としたりしが、兼如の後光如の時に及び、本願寺益々勢力あり、日蓮宗には、日隆、日親、日眞あり、共に本願二門の勢力を論議して一家の力を立て、極力諸宗を排したり、なほ眞日蓮二宗の徒、常に京畿に軋轢し、諸大名また數々彼等を教唆煽動して、紛亂闘争し、京畿并に北國の地方、特に其軋亂に罹る、所謂一向一揆など稱せるもの、即ちこれにして、いづれも強大なる武力を有し、布教の手段と爲したりき、また天台宗には眞盛あり、大に淨土教を鼓吹し、別立したるが如きは、同宗における一異彩なり、然れど天台眞言共に所敗甚しく、比較、高野、根來等は、惡僧の暴行を以て目せられたり(安土桃山時代)續田信長兵權を執るに及び、僧侶が武力を以て、天下の事を左右するを憤り、元龜二年叡山を圍つて堂塔を燒燬し、後また本願寺を攻めたりども、利なくして和を成したりしが、豊臣秀吉の時、天正十三年根來の大傳法院を攻めて堂塔を燒き、また高野山を威服したるより、僧侶の武力大に衰ふ(江戸時代)元和元年徳川家康、五山十刹、大徳寺、永平寺、維持寺、眞言宗、高野山、淨土宗、淨土四山派等の諸法度を制して之を頓ち、寺院の等級、位階の上下、法衣法履の末に至るまで次第に整頓し、且つ寺領を寄附し

フツケ

て興隆を謀りたれば、諸宗共に大に宗風を振るに至れり、加之叡山、三井、高野、根來、白山、本願寺等、前代に至るまで、兵を蓄へ、武力を有したるも、皆幕府の威に服従して之を解き、純然たる寺院僧侶の面目を保つこととなりしが、家康はなほ本願寺の勢力の大なるを憂ひ、其内訌に乗じ光壽(教如)を以て東本願寺を分立せしめ、始めて東西の二派となる、時に天台宗に天海あり、臨濟宗に樂傳あり、并に一代の雄資を以て家康の信任を蒙り、政治に參與したりしが、天海は後ち輪王寺、寛永寺を開き、樂傳は金地院を開きたり、此外臨濟宗には鐵雨、淨庵あり、なほ風澤が別に華嚴宗を興し、聖空が天台の宗義を中興し、冠山が曹洞寺院の、師弟繼承の弊風を救ひ、有徳を選びて住持たらしめしが如き亦一時の傑なり、而して日蓮宗には、日童の弟子に日乾、日蓮の二人東下して、關東に談林を興し、後ち眞山の主となるに及び、日蓮宗亦大に關東に繁行し、眞言、曹洞、眞三宗の僧侶も、各々東下して一宗の興隆を經營せり、淨土宗また徳川氏の歸依により、其盛んなる事諸宗に冠たり、且つ當時恰も、東には親賢兩師存應あり、西には瑞雲上人あり、同時に三條花頂の兩山に住して、大に一宗の綱格を講定し、殊に存應は家康と相謀りて、關東十八檀林を興し、學事を獎勵し、名徳の大澤は、またこれと等しく其學風を振き、凡此時學僧の輩出せる事は、淨土宗に比すべきもの甚多からず、眞盛宗は、永應三年支那の僧元歸化して之を弘通し、山城に萬福寺を開き、延寶五年には心越また歸化して曹洞宗を弘め、後ち水戸に眞開寺を開く、これを曹洞宗心越派の祖と爲す、此外注意すべき宗派に、不受不施派及び普化宗あり、并に前代に其起原を有すれども、江戸時代に至りて全

フツケ

く其形を爲したるものなり、蓋し不受不施派は日興、日露等の主唱に傳りしが、幕府は之を目して邪宗と爲し、屢々令を布きて禁遏を加へしと雖も、遂に其跡を絶つこと能はざりき、而して此時代寺院僧侶を整したるは、最初は樂傳、僧徒司の職を以て其任に當り、後には寺社奉行を置きて、これを繼べしめたり、且つ三代將軍徳川家光の時専横教を廢棄し、國を鎮するに及び、士庶をして悉く佛敎の信者たらしめ、必ずその菩提寺を有する、といはしたるより、法は遂に死法となり、僧侶漸く安逸に耽り、元禄前後諸宗に、非凡の偉僧陸續として出づると共に、その隆盛の頂點は、却て腐敗の端を爲し、幕府が屢々令を發して戒諭する所ありしも、其功を奏せず、以て明治維新に至れり(明治時代)明治のはじめ神佛の混同を禁じ、神祇官を設け、三年には宣教師をおき、神國の實を擧げんとしたるより、佛敎の位置勢力全失墜したりしが、五年教部省をおきて教導職を設くるに及び、眞宜上神官僧侶を以て之に補したるが故に、諸宗の僧侶はじめて一分の地位を得たり、十年教部省廢せられ、十七年教導職また廢せらるゝ、諸宗は全然獨立し、各々其宗の經營をなし、教育傳道に力を致すこととなり、なほ宗派に付きていへば、四年に普化宗、五年に修驗道を廢し、法相、華嚴、律、融通念佛の四宗及び兼學宗をして他宗の本山に屬せしめ、七年に眞盛宗を臨濟宗に併せ、九年に日蓮宗不受不施派の再興を許し、また融通念佛宗の獨立を聽し、更に十五年には法相宗、十九年には華嚴宗の獨立を聽し、其後更に整頓する所あり、いま三十六年の調査に係る宗名及び派名は左の如し(律は二十八年に、日蓮宗各派は三十一年に、眞言宗各派は三十三年に獨立せり)僧(ソウ)寺(テラ)僧位

フツケ

(ソウキ)僧官(ソウワツワン)僧徒司(ソウロクシ)寺社奉行(シヤブキヤウ)五山(ゴザン)十刹(ジュウシャツ)并に各宗派及び名僧侶の傳、并に各寺院の條參書(日本佛敎史綱、佛家人名辭書、日本佛敎史、日本歴史及地理要覽)

法相宗
華嚴宗
天台宗
天台宗
天台宗眞盛派
眞言宗
眞言宗高野派
眞言宗御室派
眞言宗臨濟派
眞言宗大覺寺派
新義眞言宗叡山派
新義眞言宗智山派
眞言律宗
融通念佛宗
眞宗本願寺派
眞宗大谷派
眞宗高田派
眞宗佛光寺派
眞宗興正寺派
眞宗水邊派
眞宗出雲路派
眞宗山元派
眞宗誠照寺派
眞宗三門徒派

淨土宗
淨土宗西山派
臨濟宗相國寺派
臨濟宗建仁寺派
臨濟宗南禪寺派
臨濟宗妙心寺派
臨濟宗天龍寺派
臨濟宗建長寺派
臨濟宗東福寺派
臨濟宗大徳寺派
臨濟宗圓覺寺派
臨濟宗永源寺派
曹洞宗
眞盛宗
日蓮宗
本門宗
法華宗
顯本法華宗
本門法華宗
本妙法華宗
日蓮宗不受不施派
日蓮宗不受不施門派
時宗

佛眼法 眞言密敎の修法の一、佛眼を本尊となして、息災の爲めに修する法な

フツケ

り、佛眼とは、一切佛眼大金剛吉祥一切佛母心尊の略なり、佛眼尊とも、佛母尊とも云ふ、大日如來の變化なり、身色月の輝の如く、兩目に微笑を帯び、二手を胸に當て、大白蓮の中に住す、諸法要略抄に「大原云、修此法者、現當所求成就、此書以七曜衆爲使者、此七曜衆、天地陰陽人間諸屬故也」とあり(眞言宗)起原詳かならず、天台宗の支那皇慶等此法法を修し、一期持念の法となしたり(諸法要略抄、摩訶抄)

復古學派 伊藤仁齋及び荻生徂徠の主唱せる經學の一派、前者を古義學派といひ、後者を古文辭學派といふ、コヤカクハ、「コブンシカクハ」を著す。

佛 如來色心の模形を云ふ、佛陀の形像を造立することば、釋迦牟尼の時既に之あり、増一阿含經に「佛昇初刹天、以三神通力、割諸弟子、令知處、二王徳、佛因成、大衆、大臣白、王造像供養、優禮王以三輪檀香、作、王以、樂器金作、悉高五尺、初召工匠、與、重價、無能作者、佛像初作化爲、人爲、王造、像、下、神、之、聲、上、至、刹、利、闍者解脫云々」とあり、之を其始めとす、我國にては欽明天皇十四年五月漢造像を遣はし、茅渟海に漂流せる樟木を取らしめ、佛工に命じて佛像二軀を造らしめたるを始めとす、爾來佛敎の興立と共に木像、銅像、塑像等を造ること甚盛んなりき、彫刻(テフコク)參看(觀照)經、増一阿含經、書紀)

佛舍利 ヲシヤリを見よ、

佛足跡碑 大和國添下郡都都村大字、砂瀨御境内に在り、碑の盤石高一尺一寸餘、平面縱二尺五寸、横三尺二寸五分、足跡長一尺五寸七分、廣五寸三分、壘石高六尺餘、廣一

フツケ

尺五寸、厚二寸あり、碑形及び其文左の如し、

(一)佛足圖中の文
千福輪相、數明相、具足魚鱗相、金剛杵相、足躰亦梵王頂相、衆龜相、

(二)佛足石前面の記
釋迦牟尼佛跡圖
按西域傳云、今摩揭陀國、昔阿育王方精舍中有大石、有二佛跡、各長一尺八寸、廣六寸、輪相花文、口相各異、是欲、涅槃、北地、拘尸、南地、王城、足所踏處、近爲、金耳國商迦王、不信佛法、毀壞佛跡、已運生、衆影、如故、又捕、於河中、尋獲、本處、今現圖寫、所在流布、觀佛三昧經云、若人見佛足跡、內心歡喜、无量乘障、由此而滅、今俱非、三有之所、致乎、又北印度烏伏那國東北二百六十里入大山、有龍泉、河源春夏冬流、晨夕飛、雲、暴風常雨、水災、如來往化、令、金剛神、以、杵、擊、之、於、泉、開、伏、瓶、依、於、佛、心、起、靈、驗、示、之、於、泉、南、大石上、現、其、跡、心、淺、深、量、有、長短、今、丘、壘、國、城、北、四、十里、寺、佛、堂、中、玉、石、之、上、亦、有、佛、跡、晝、日、放、光、道、俗、至、時、同、往、慶、修、觀、佛、三、昧、經、佛、在、世、時、若、有、衆、生、見、佛、行、者、及、見、千、福、輪、相、即、除、千、劫、極、重、惡、罪、佛、去、世、後、想、佛、行、者、亦、除、千、劫、極、重、惡、罪、雖、不、想、行、見、佛、跡、者、見、佛、行、者、步



フツリ

歩之中、亦除千劫極重罪業、觀如來足下、平滿不...

至心發願、爲亡夫人從四位下美田郡王法名良式、...

(四)同左面の文

諸行無常、諸法無我、涅槃寂靜、

(五)石神像歌

美阿止部久留、伊志乃比鼻伎波、阿米爾伊多利、...

フツリ

且、舍加乃美阿止、伊波爾字部志於伎、宇夜麻比且、...

久須理師波、都爾乃母阿禮等、麻真比止乃、伊麻乃...

久須理師波、都爾乃母阿禮等、麻真比止乃、伊麻乃...

久須理師波、都爾乃母阿禮等、麻真比止乃、伊麻乃...

久須理師波、都爾乃母阿禮等、麻真比止乃、伊麻乃...

比止乃波波、衣賀多阿禮等、乃利乃多乃、與須賀...

フツリ

なる變相を有し、之を觀るものは千劫極重の罪障を...

我國に傳はりし始めなり、其寫本平城左京の禪院...

刻し、且つその來由を勒せしものなり、其佛蹟の功...

佛蹟にかき付侍る光明皇后云々と見えて、光明皇后...

(古京遺文、大和志料)

物徂徠 萩生徂徠(チヤソラ

フツリライ

フツチゼンジ 佛智禪師 慧雲(エラン)を

見よ、

フツミヤウエ 佛名會 朝延及び諸

國にて行ふ法會の一、諸佛の佛名を唱へて罪障を滅...

フツミ

一萬三千佛の圓像を安置す、延喜式御佛名會の條...

フツミ

梨、余問其故、左衛門督云、昔府中將和氣、以在...

フツミ

日より十七日までなるを改めて、十九日より二十一...

フデ

鹿毛は殆んど常用となり、夏毛、冬毛の目あり、方今は鹿、狸、馬の三種を以て主用と爲す、中古また一種鹿毛あり、倭名抄に和良不美天と訓じ、夜鶴鹿調抄にも之を用ふる、ことを載せ、且つ鹿調抄には、鹿毛をも用ひし事を載せたり、皆大字の用に供したるものごとし、なほ筆を造るには、都て紙を纏ひて注となしたりしが、江戸時代に、細井廣澤はじめて純毛を以て造る、蓋し水筆なり、これより此製に従ふ者多し、また當時書を學ぶこと大に行はれ、各國各所に於てこれを製造し、昔時のごとき不便を感じざるに至り、其種類も數十百種の多きに及べり、

フト

が、後には多く竹管となれり、(一)筆を以て名とするもの、兎毛筆、狸毛筆、羊毛筆、鹿毛筆、馬毛筆、狸毛筆、虎毛筆、夏毛筆、冬毛筆等あり、(二)管を以て名とするもの、白管筆、黒管筆、斑竹筆、松管筆、丹管筆等あり、(三)用を以て名とするもの、塙筆、繪筆、水筆等あり、(四)書法を以て名とするもの、流名筆、佛僧開眼の時に用ひたるもの、天平筆(天平時代に作られたるもの)、人形筆(色紙を以て筆の軸を巻飾り、内に木偶を作り入れたるもの、木偶筆ともいふ)、宸翰筆(天皇の御用ひ給ひし者)土御門天皇始め御用ひしといふ、唐筆、朝鮮筆等(共に和筆に對しての稱)弘法大師筆等あり、又別に石筆、鉛筆あり、なほ挿繪を併せ見るべし(鳥寶篋經記、播磨野談、源平盛衰記、山槐記、光庵墨談、類聚名物考、江次第、和漢三才圖會、延喜式、後言、村庭稿、運歩色葉集、下學抄、類聚名義抄、文藝類纂、古事類苑文學部)

フトウ

不動明王 佛經にて五大摩訶王の一、大日如來の變化身、一切の惡魔を降伏するが爲めに、忿怒身を現はして、不動明王となると云ふ、大日經に「爲息一切障、故、住大三昧、就此大德摩訶不動主真言」とあり、其形極醜、口角に兩牙あり、赤色にして常に火窟中にありて石上に座す、右手に劍を持ち、或は五鈷若しくは一鈷を持つもあり、或は兩手定印を作り、輪を持ち、或は兩手を胸に當て、五鈷を横に持つもあり(尊容抄、佛佛解釋)フトクタイヘイラク 武徳太平樂 皇帝破陣樂(ワウダイヘンラク)を見よ、フトクテン 武徳殿 舊朝廷にて武技を演ずる所、騎乘、御馬、騎射、設馬等行はる、時、天皇臨御天覽し給ひ、皇太子以下之に陪す、もと馬場殿、弓場殿、馬場殿等の稱あり、大内親政當門内、右近衛府、右兵衛府の東、相距る僅に四丈、遠酒司の北、圖書寮の南、東面す、廣さ東西四間、南北十間、凡五十楹を以て成る、瓦屋瓦尾、四方各々石階あり、其四歩廊を以て後殿に接す、四方に廊及び欄あり、中央高御座を設く、大極殿の式の如く、後殿は天皇臨御の時の便殿にして、大極殿の後房あるが如し、東に向ひ、南北七間、東西二丈、三方壇を設く、殿前の庭に塔を南北に立て、御馬場を行ひ、騎射を演ずる所となす、開元御覽弘仁九年五月五日、嵯峨天皇臨御ありて騎射の天覽あり、此より武徳殿の稱あり、爾後騎射、騎乘の美、相撲司の事を行ふ、中古此禮廢してより其遺法は上賀茂神社に存して、今の觀馬となり、騎射は終に廢れたりといふ、内裏式、延喜式、拾芥抄、西宮記、大内親政考、平安通志)フトノ 文殿 大内親政考、平安通志)南陽に在りて、朝廷の公文雜書を置く所なり

フトマニ

東西十四丈、南北十丈の地を占む、左右の二殿あり、また北面に門あり、延喜太政官式に「凡太政官及左右文殿雜書、不得出圖外」とし、凡左右文殿公文書、史一人水勾當、其預左右史生各二人、毎年二月相替」と見えたり(大内親政考、院中(キヤノノフド)ノを見よ)にもあり、御領等の文書を藏するを以て、自然に御領等の訴訟を判斷したり、鎌倉時代以後院中の文殿の判決文にして、今日に存するもの多し、また攝政關白家にもあり、同じく訴訟を掌る、別當あり、衆あり、攝政關白となりし時、文殿給を行ひ、衆以下を任命す、別當は大概五位藏人、衆は明法家を以て之に補す、玉葉に「文治二年六月廿八日甲戌、此夜始、文殿、以中門南廊爲其所、立黒漆楯足大盤二脚、其左右敷、紫端疊六枚、南底敷、同疊二枚、西面格子不懸垂布、南面懸之、置、觀筆、著到(有嚴)先使、陸奥師勅、申日時、親經取之、依爲別當也、代々例也、入宮覽之、見了返給、次衆等書下書、下之知之(中略)一獻之後、衆文著到、次退出云々」と見えたり、

フナ

蓋し上古の遺制ならんか、後ち天照大神天石屋に籠り給ひし時に、天兒屋命天香山の眞男鹿の肩骨を焼きて成否を占ひたり、これ鹿下の見えたる始めなり、神武天皇以後、卜事、卜定、卜相、卜問等は皆書紀古事記に見えたる、鹿下なるべし、此鹿下の説は、支那にも傳はりしと見え、魏志東夷傳にも見えたり、神功皇后三韓征伐の後、中臣鳥賊津の裔、支那鹿下の法を傳へて、鹿骨に代ふるに龜甲を以てし、卜部となり、壹岐伊豆等に一族ありて業々傳へしより、漸く上流社會に行はれて、鹿下は自ら廢るゝに至れり、然れども民間にて鹿下を行へることは、萬葉集の東歌に「武藏野にうらべかたやき云々」とあるにて知るべし、近代に及びても武藏豊島郡ト方神社の神體は、鹿肩骨を灼たるものにて、上野國一宮貫前神社にても、二月十一日鹿骨を焼く占ひしと云ふ、ウツキヤク(參看正卜考)フナダイシヤウ 船大將 船奉行(フナナギヤウ)を見よ、フナチガシラ 船手頭 關西江戶幕府の職名、幕府の用船を保管し、運輸のことを掌る、又毎年二人づつ、交替して、四國九州邊の浦々を巡視せしめし事あり、若年寄の支配、關西關詰にして、はじめは役料を給せしが、後之を廢して七百石高と定む、五人又は六人を定員とす、水主同心ありてこれに屬す、頭一人につき、少なきも四五人、多きは八十人に及び、二十後二人扶持を給す、延寶三年の江戸艦には、御船大將衆、貞享三年の武艦には、御船奉行とあり、關西關詰寛永九年はじめて向井將監以下四人を補し、其後時に由りて人員に増減ありしと雖、獨り向井氏は代々此職を世襲し、幕末二千四百

フナバ

石を傾して、常に船手頭の首位に在り、文久二年廢し、其船船及び水主同心を軍艦奉行の支配に遷したり、然れども向井氏のみは、他の船手頭が免職せられしにも關らず、猶ほ軍艦奉行の指揮を受けて船手のことと與れり(東鑑、江戸艦、武艦、古事類苑官位部)フナバシウチ 船橋氏 清原氏の傳統、大外記宣賢の玄孫秀賢より船橋氏と稱す、秀賢、式部少輔從四位上となり、慶長十九年六月卒す、子孫世々明經博士に任じて其業を繼ぎ、大外記たり、明治に運り華族に列し子爵を授けらる(系譜、清原系圖)○秀賢 秀相 相賢 經賢 弘賢 尚賢 親賢 本賢 則賢 師賢 在賢 起賢 廣賢 達賢 フナフギヤウ 船奉行 關西武家の職名、船頭水主等を指揮して軍艦以下を掌る、又船大將、海船大將、海賊衆、舟手衆などといへり、關西關詰各書文治元年三月二十一日の條に「爰開防國在關船所五郎正利依爲當國船奉行云々」と見え、平家物語通稱の條に「五艘の船と申すは、冠者の船、後藤兵衛父子、金子兄弟、淀江内忠俊とて舟奉行の衆たる舟なりけり」とあるを初見とす、されど其後久しく絶えて聞ゆることなきは、將軍以下諸將等が、洋海を渡り遠征する等のことなかりしを以て、此職を設けられざりしなるべし、室町時代にこれを海賊大將とも呼べり、これは源實朝國の大名諸家、水戰に便なる者を扶持して、兵船をあづけ、敵國を脅かしたるよりの異名なり、天文永祿の頃に至りては、國々々の稱一機ならず、船手衆、船奉行、船手奉行、船頭、船方頭、船大將、海賊衆など種々に稱へたれども、其職掌は、異なる所なし、而して其職は、

フネ

物頭にあたりて、奥方同心などを附録せられしが、世治りて奥方同心なく、船頭水手ばかりを指揮する

フネ

物頭にあたりて、奥方同心などを附録せられしが、世治りて奥方同心なく、船頭水手ばかりを指揮する

フネ

前の閩主の祖熊鷹といへるもの、天皇を迎へんとして、九尊の大船を造る、九年天皇崩すの後、神

フネ

國首の舟を造りて閩池に泛ぶ、既にして唐破風を用ひたる樓船を造る、是を唐屋形船といふ、後世朝廷

フネ

りし英人ウキヤム、アダムス(三浦安針徳川家康に寵遇せられて江戸に留まりしが、嘗て命を奉じ、伊豆の伊東にて西洋形船二隻を造る、一は八十噸にして、一は百二十噸なりき、これ實に關東に於て西洋形船

フネ

前の砲浦に設けたりしが、完美に至らざりしも、明治に及びて大に修築を加へ、更に船渠を設け、砲浦は民間に拂ひ下たり、今長崎造船所と稱す、此外

フネ

許に、小關といへる字残り、蓋し大關は中山道の取捨にて、小關は北國街道の取捨として、之をおかれしものなるべし、古へ三關の一關即ち關天武天皇

フネ

りし英人ウキヤム、アダムス(三浦安針徳川家康に寵遇せられて江戸に留まりしが、嘗て命を奉じ、伊豆の伊東にて西洋形船二隻を造る、一は八十噸にして、一は百二十噸なりき、これ實に關東に於て西洋形船

フネ

前の砲浦に設けたりしが、完美に至らざりしも、明治に及びて大に修築を加へ、更に船渠を設け、砲浦は民間に拂ひ下たり、今長崎造船所と稱す、此外

フネ

許に、小關といへる字残り、蓋し大關は中山道の取捨にて、小關は北國街道の取捨として、之をおかれしものなるべし、古へ三關の一關即ち關天武天皇

フマイーフミエ

既至に作り、フシと調子、倭名抄に、小屋、待野、餘戸等の郷あり、拾芥抄風至に作り、正保風氣至に作る、寛文中を改めて、風至となし、以後之に仍る、郡名考、ホカシ、フガシ、兩様に唱へ、郡銘録、フガシ、地誌要、フガシ、フシ、兩様に調子(郡名異同一覽、國郡沿革考)

フマイ

夫米 江戸時代、諸侯旗本等の領地知行所より出たす役夫の代りとして、納むる米をいふ、金にて納むるを夫金といふ、地方凡例録に「夫米、夫金は、御料には無之、私領計に有る也、往古は、領地知行所より人夫を呼び遣ひたる由、大番にて京都諸等有之節は、夫人を京都へ呼び遣ひ、又江戸屋敷にても、人夫として遣ひたる處、遠方の村々、京江戸に永く請ては、農業にも差支、人々入用も相掛り難儀を致し、又地頭の方にも、在郷の夫人用事の便宜からざる故、高に何程と夫米相納させ、人夫にて、呼遣ふ事は止たりしと見ゆ、是れ其起りなれど、何時頃よりのことなるか詳かならず、納め高は家々によりて異なり、百石に二斗四五升かゝる所あり、又一斗四五升かゝる所もあり、若し私領の御料になる時、夫米を納むるが、六尺給米より額少なければ、六尺給米を納めしめて夫米を止む、(夫金)は米の代りに永にて納むるをいふ、是は、臨時入用の節、高百石に付き、金三兩宛取り立つる法なり、寛永三年、將軍上洛の時、百石に付三兩宛金せられてより、爾後行ふに至り(農政座右、地方凡例録)

フミエ

踏繪 江戸時代、耶蘇教信者にあらざるを證せしむる爲めに、庶人をして踏ましめたる耶蘇の像をいふ、また踏繪と稱す、なほ此踏繪を踏ましむる行爲を名付けて踏繪といへり(踏繪踏版(甲子夜話)には、印子金の純廣なる物を以て道

フミエ

れりといへり)木版の二種あり、銅版には、長方形と楕圓形の二種あり、共に長さ六寸許、横四寸許、高さ一寸有半、表面に線彫あり、中に聖母耶蘇を抱く體、耶蘇を講じ、衆弟子群集する體、耶蘇の十字架に刺せらるゝ狀等を雕起せり、木版にもまた長方形の二形あり、而して大小一ならずと雖、概ね銅版より大なる事二三寸なり、中央に耶蘇の事蹟を雕起せる小圓の銅版を嵌入す、恰も方匣に圓硯を



(列陳部史屋館物博室帝京東)

おきたるがごとし、いま帝室博物館に蔵するもの、銅版十箇、木版七箇あり(踏繪踏版は長崎奉行所と江戸吉利支丹屋敷とのみに蔵し、之を行ふ範圍は、江戸吉利支丹屋敷の外、九州に限れり、其法は、毎年正月四日以後、奉行所より長崎の町々へこれを下附し(奉行所蔵する處、凡て十七箇、其内一面を一町に受取る)と繪草に見ゆ)庶民全體を通じて、老少男女悉く、跣足にて其上を兩足も踏み、病者は足踏に當

フミツ

てしむ、他國より來りて居合したる者も亦然り、一町終れば次の町に廻し、毎町かくのごとくして、終後に奉行所に返納す、これを掌るは各町の乙名、及び組頭にして、踏繪の事畢る時は、連名にて「何町男女合何百何十人、右一人も残らず踏繪をふませ候、若し以來右之趣に、はづれ候者御座候に於ては、私共如何様の曲事に、仰付られ候共、御恨に奉、存問敷」と記したる一書を、奉行に呈するを例とせり、また九州諸大名の領内には、奉行所より踏繪を貸し渡して、民衆に踏ましめたりき、而して此法を行ふは庶民に留まりて、士人に及ばざりき、なほ關入井に支那人の、貿易の爲めに長崎に來れる者、もしくは長崎に漂着したる内外國人に對して、總て之を施行せり(踏繪踏版寛永五年長崎奉行水野河内守守信始めて、轉びの者(棄教者)の眞否を試みんが爲め、信徒の崇拜せる耶蘇の畫像を踏ましめたるに起る、翌年長崎奉行竹中兼女正重親、紙製畫像の破損し易きを以て、其畫像に糊りて之を木版に彫刻し、爾來毎年一般庶民に行はしむる事となりたれども、久しからずして磨滅破損せしかば、寛文九年、同奉行松平重三郎陸見、河野橋右衛門通定相繼して、更に銅版に鑄造せしめたり、安政四年に至り、和蘭人の請ひと、世界の大勢とに鑑みて遂にこれを廢す(内教外教衝突史、史學雜誌、徳川幕府吉利支丹宗門改考)

フミツキ

文月 七月の別名なり、略して單にフミツキといふ、意義につき語説あり(一)鎌倉月の略、此月朔、穰を含めるが故に名く、語意、古事記傳、類聚名物考、古今要覽稱尋に見ゆ(二)櫻見月の轉訛なり、櫻見の出るる故に名く、十二月櫻見、和蘭菜等に見ゆ(三)文披月の略、七月には鎌倉するの古俗なるがゆゑに名く、藏玉集、漢語草に見ゆ(四)

フミヤーフンオ

七月七日二星に文書を手向け祭る故に名く、日本書事記、歳事語苑、毒品通考に見ゆ、按ずるに第三第四の就は附會に近し、第一第二就共に可なるが如し、特に糠舎月といへるもの、蓋し従ふべきに似たり、書紀孝昭天皇元年の條に、七月とあるにフツキと傍訓を施したるを初見とすれども、おもふに此稱、神代よりありしなるべし、屋代弘賢の說に「神代に五月朔といふ事見えたるも、いまいふ五月の事にて、神武天皇紀に、むよりしはすまでの御名見えたりしかど、ふつきのみ記るされず、されど月々の名此時にみえたれば、孝昭天皇よりるか上つ代の和名なること著し」とあるは従ふべきなり、理で萬葉集卷十、秋雜歌に「七月七日之夕者」と見え、後撰集卷五、秋歌上調書に「女のもとより、文月ばかりにいひをこせ侍りけり」とも見ゆ(古今要覽編)

フミヤウコクシ

普明國師 妙葩(メツハ)を見よ、

フンアン

文安 後花園天皇御宇(將軍足利義勝)の年號、嘉吉四年二月五日、革命に因て改元す、五年を経て寶徳と改む(出典圖書に「尊」文安漢社禮、尙書云、欽明文思安々」とあるに據る、權中納言兼朝之を勅申す(國朝年號譜)

フンエイ

文永 龜山天皇御宇(鎌倉執權北條時宗)の年號、弘長四年二月二十八日改元す、十一年を経て後宇多天皇建治と改む(出典圖書に「漢四百有六載、統武興文、永惟祖宗之洪業、思光啓万嗣」とあるに據る、菅原在章之を勅申す(國朝年號譜)

フンエイノエキ

文永役 弘安役(コウアノエキ)を見よ、

フンオウ

文應 龜山天皇御宇(鎌倉

フンガーフンキ

執權北條時宗)の年號、正元二年四月十三日代始に因て改元す、一年を経て弘長と改む(出典圖書に「大番之行、戦武興文之應」とあるに據る、菅原在章之を勅申す(國朝年號譜)

フンガク

文學 朝延より親王家へ賜はる役人にて、學藝を教授することを掌る、即ち侍講の職なり、其官位、親王家の位階によりて同じからず、一品二品親王家は、一人從七位上、三品四品親王家は、一人正八位下なり(出典圖書に「文武天皇の大寶元年創置す、後世政所、藏人所、侍所等を設け、勅別當等の役人あるに及びて、自然に廢せらる(令義解)

フンキ

文龍 後柏原天皇御宇(將軍足利義澄)の年號、明應十年二月二十九日、代始にて革命あるを以て改元す、三年を経て永正と改む(出典圖書に「十明之龜者、一日神龜、二日靈龜、三日孫龜、四日寶龜、五日文龜」とあるに據る、文章博士菅原和長之を勅申す(國朝年號譜)

フンキウ

文久 孝明天皇御宇(將軍德川家茂)の年號、萬延二年二月十九日改元す、三年を経て元治と改む、

フンキウエイハウ

文久永寶 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、文久年間の鑄造に係るを以て名づく(出典圖書に「作、直徑四尺八分七厘より八分八厘まで、孔徑二分二厘より二分四厘まで、重量平均一匁、裏面の波文眞鍮錢と同じ、筆者は松平慶永(春嶽)板倉勝靜(松斐)小笠原長行の三名にして書體同じからず(出典圖書に「文久三年二月、當四文の銅錢を鑄造し、一匁を以て他錢の四文に當つ(明治以後一厘五毛に通用)鑄造の總額八億九千五百一十一萬五千六百三十一枚、「セニ」の挿繪

フンキーフンク

參看(大日本貨幣史、吹塵錄)

フンキヨウフン

文恭院 德川家齊(トクガハイヘナリ)を見よ、

フンクワ

文化 光緒天皇御宇(將軍德川家齊)の年號、享和四年二月十一日改元す、十四年を経て、仁孝天皇文政と改む(出典圖書に「觀乎天文、以察時變、觀乎人文、以化成天下、後漢書に「宣文教、以章其化、立武備、以象其威」とあるに據る(文化改元記)元祿別録には、文選に「文化内輯、武功外修」とあるに據ると爲す、

フンゴクニ

豐後國 東東北は海、南は日向、西は肥後、筑後、筑前、北は豐前に至る、東四凡二十三里、南北凡二十七里、四海道に屬す(出典圖書に「豐前山嶽北方より來り、綿亘屈折して西南二方を劃し、地勢險峻、肥前一ならず、東方海濱相錯し、港泊の便あり、其佐賀關邊に伊豫の御時對して内洋の一海門を爲す(出典圖書に「トヨクニノミチノシヨ」とも訓む、上古豐前と共に一國にして豐國といふ、文武天皇の初年分て本國を置く、國府を大分郡に定む(今の古國府村)鎌倉幕府の初、大友能直を守護とし、鎮西奉行を兼ねしむ、子孫守護を世襲し、府内に治す、建武中興能直五世の孫眞宗、更に守護に補す、其子氏時足利氏に屬し、屢々肥後の菊池氏と戦ふ、永正中眞宗七世の孫義隆、筑後の東境を略す、天文の末其子義隆菊池氏を滅して、肥後を併せ、大内氏の亡ぶるに乗じて、兵を豐前筑前の間に出し、毛利氏と戦ひ、其家族を壓服して二國を略取す、永祿中筑後を取り、肥前の龍造寺氏を降す、是に於て大友氏攝封六國に跨がり、自ら九州探題と稱す、義隆封を其子義統に傳ふ、既にして龍造寺氏先づ叛き、肥前筑後の諸族皆携貳し、福城日に蹙まる、天正十四

フンド

賜せり、然れども其形製詳かならず、江戸幕府の分銅は、慶長六年の頃より、天下の鑛坑大に開け金銀を産出すること夥きを以て、大判千枚に滿つる毎に分銅一枚を造り、林道春に命じて一々之に款文を記さしめ(其銘は今詳かならず、萬治の時と同一款)國家の大事あるにあらざれば、用ふることを得ずと定め、後世に傳へしもの、凡三十六枚あり、萬治二年正月、金銀分銅を鑄て、非常御備金と爲し、行軍守城用、勿作尋常費、萬治二年正月吉日の款文あり、是より先明暦の大火に天守閣炎上之後、燒爛の金銀を以て、分銅に鑄立べしとの儀により、此事ありたるなり、金分銅貳拾枚餘、銀分銅貳百六拾餘を造れり、延寶四年金分銅の内七ツ、量目三百拾貫九百目餘を、慶長金に改鑄す、此通貨五萬七千八百兩餘なり、其後天和元年金分銅拾、量目四百三拾八貫百目餘を慶長金に改鑄す、此代金七萬六千六百拾兩餘なり、此他巨細の事記録開けて詳かならず、元禄中に金銀分銅悉く通貨に改鑄し、正徳に至りては已に一枚も存せざりしと云ふ、享保中に及び、將軍德川吉宗新に金分銅三枚、銀分銅五枚を造り、其後寛政五年八月松平定信また金分銅三枚、銀分銅一枚を造る(征伐軍費用、勿爲尋常費、寛政五年癸丑八月吉日)の銘あり、筆者は御勘定吟味役佐久間甚八、彫工後藤四郎兵衛なりと云ふ、其後天保十三年水野忠邦また金分銅三枚、銀分銅貳拾三枚を鑄る、(元禄充軍實、泰平實傳、天保十三年壬寅五月吉日)の銘あり、筆者御勘定奉行岡本近江守忠成、彫工後藤四郎兵衛なり、其後外國の關係起りしより以來、國事多端にして經費支へ難く、終に右の金銀分銅を擧げて悉く通貨に改鑄せり(當代記、増補金銀錢譜、貨幣誌、江戸會誌)

フシノツカサ

書司「シヨシ」を見よ、
文保 徳川花園天皇御宇(鎌倉執權北條高時)の年號、正和六年二月三日、大地震に因りて改元す、二年を経て、後醍醐天皇天應と改む(國朝年號譜)に「返周基文、又保十百」とあるに據る、式部大輔菅原在朝之を勅申す(國朝年號譜)

分米

江戸時代一村内所々の田畑、畝歩石盛を記して、各畝の納高を區分するに云ふ、分米の分(同じ田圃)田圃額に「分米、斗代、石盛、皆同體異名なり」といひ、地方凡例錄に、畝歩の高をいふとあれども、孰れも誤なり、地方俗稱集に、分米と云ふは、反別、其位切に石盛を掛け、上の分米何程、中の分米何程、下の分米何程と夫々の米を仕出すに付き之を分米といふといへり、

文明

後土御門天皇御宇(村軍足利義政)の年號、應仁三年四月廿八日改元す、十八年を経て長享と改む(國朝年號譜)に「文明以建、中正而應、君子正也」とあるに據る、大藏卿菅原長清之を勅申す(國朝年號譜)

文曆

徳川四條天皇御宇(鎌倉執權北條泰時)の年號、天福二年十一月五日天變地妖に因て改元す、一年を経て嘉祿と改む(國朝年號譜)に「皇王以仁文、承曆」とあるに據る、從三位淳高之を勅申す(國朝年號譜)

文祿

後醍醐成天皇御宇(前關白豐後秀吉)の年號、天正二十年十二月八日改元す、

フシノツカサ

四年を経て慶長と改む(國朝年號譜)に「凡京文武官、每歲給祿」とあるに據る、權中納言菅原盛長之を勅申す(國朝年號譜)

文祿通寶

山時代に行はれる錢貨の一種、文祿の年作りたるを以て此名あり(國朝年號譜)と謂ふに據る、二種あり、銀錢は徑七分強、其量及び銅錢の徑量共に詳かならず(肥前國)後醍醐成天皇文祿元年之を鑄造す、銀錢は一般の通用なきが如しと雖も明かならず、錢(セニ)の挿繪參看(大日本貨幣史)

文和

北朝後光嚴天皇御宇(將軍足利尊氏、南朝後村上天皇)の年號、觀應三年九月二十七日、代始に因て改元す、四年を経て延文と改む(國朝年號譜)に「觀智溫文、寬和仁惠、又吳志云、文和於內、武信於外」とあるに據る、菅原在淳之を勅申す(國朝年號譜)

普門

名は普門、字は無蘭、龜山天皇、佛心禪師と號せし、後醍醐天皇更に大明國師と號す(國朝年號譜)に「普門禪宗南禪寺派の宗祖にして、信濃保科の人なり、十三歳にして落髮し、十九歳にして受具す、はじめ聖一禪師(辨圓)に東福寺に依止する事五年、辭して越後國華嚴寺に赴き住し、尋で宋に入り、荆叟に會稽に參じ、斷橋に淨慧に謁し、向上の大事悉く徹證せり、斷橋因りて袈裟頂相を付與す、居ること十二年にして歸朝し、聖一禪師を會觀し、攝津光雲寺に住したりしが、弘安四年の秋東福寺に移る、時に龜山上皇心を宗門に傾け、禪に歸し給へるを以て、龜山の禪宮を奉めて瑞龍山南禪寺を創め、普門を請じて開山始創と爲す、正應



(集寛基編撰料史)藏所寺禪南

四年冬東福寺にありて疾に罹る、上皇親臨して之を訪ひ、遺囑を求め給へるが故に、疾を力めて傷を書し、筆を収めて歿す、年八十(佛教各宗綱要)

武門

武士(ブシ)を見よ、

賦役

王朝時代庸及び調をいふ、「ヨウ」ヲ「テウ」參看、

夫役

江戸時代庶民に課したる勞力ないふ、即ち勞力を政府へ供給するなり、王朝時代の庸(ヨウ)參看に相當す、地方凡例錄に、陣屋掃除人足、或は嚮かき人足等、又は臨時の水夫等に呼び遣ふ、扱又城内警備等ある節、日雇人足計にては、費用多く要するを以て、領分より夫役として、高百石に何拾人と定め、差出して召し仕ふないふ、この夫役は、夫米夫金を納る村方も出ず也と見えたり、

不輸租田

租税を政府に輸せずして、其領主に輸する田をいふ、また不稅田とも云ふ、即ち神田、寺田、關急田、放生田、勸旨田、公解田、御巫田、采女田、射田、學校田、勤學田等の類なり、なほ延喜式には、右の外布薩成本田、健兒田、馬寮田、佃月田、節婦田、易田、暖宮月田、管方婦女田、子傳獨田、船瀬功徳田、延壽瀬科田等を不輸租田となせり、(アノセイ參看(延喜式、田制篇))

不與解由狀

「ゲエツ」ヲ「カク」を見よ、

武禮冠

「ライクワン」を見よ、

豐樂院

大嘗會、節會、賜宴、饗宴、禮射等を行ふ所にし、元會の日、賀正を行ひし後、天皇及び皇后、皇太子本殿に臨御し、親王大臣以下位に陪し、賜宴の事あり、西臺また馬場殿とも謂ふ(國朝年號譜)に「大内裏朝堂院の西九丈の所に在り、北は中御門大路に、南は冷泉小路に當れり(國朝年號譜)正殿を豐樂殿といふ、南北百三十六丈四尺、東西五十六丈、圍むに、本經六尺、末經四尺、高一丈三尺の塙を以てす、其構内に、九室(顯陽、觀德、承慶、明義、清晏、東華、西華、延英、招俊)二樓(栖雲、霽景)十七門(豐樂、禮成、崇賢、不老、義賢、高陽、嘉樂、延明、陽祿、含利、開明、萬秋、立德、福來、陽德、青禧、白禧)あり、詳しくは各條に就きて見るべし(大内裡圖考證、平安通志)

豐樂殿

豐樂院の正殿の名なり、もと乾徳閣と稱せしが、神泉苑正殿の名を乾徳閣と稱するより、今の名に改む(國朝年號譜)に「大内裏豐樂院の北方に在り(國朝年號譜)南面し、廣さ九間四面、殿の南北四間、六丈六尺、東西十一間、十七丈六尺、五十二間を以て成る、瓦屋東西、屋上瑞尾を置く、丹樓彩壁朱欄等の制作大極殿に同じ、東西の廊を経て、栖雲、霽景の二樓あり、北方には北廊を以て清晏堂に接し、南北各三箇所の石階ありて九級と爲し、中央に高御座の土壇あり、織土壇三間を隔て、東に笠籠御帳、西に主基御帳あり、身舎瓦敷にて、時の儀式によりて各々裝飾あり(國朝年號譜)桓武天皇延暦十三年大内裏遷營の時、最終の建築にして、其後時々修理

豐樂院

ありしが、後冷泉天皇康平六年三月二十二日火災に罹り烏有となる、是より再造なく、舊來豐樂院にて行ひし儀式は、朝堂院又は紫宸殿に於て行はるゝこととなり(大内裡圖考證、平安通志)

豐樂門

大内裏豐樂院十七門の一、院南面外の正中門なり、拾芥抄に、南面外大門といへり、各七間を距て、東に暖成、西に崇賢の二門あり、大さ五間、月三間、南北の樓間一丈三尺、石階三級、凡て、入省院の應天門に其結構を倣へり、東西の築塙各々二十七間とす(大内裡圖考證)

豐樂門院

藤原朝(國朝年號譜)に「藤原藤原朝臣從一位贈左大臣藤原教房の四女、母は權中納言飛鳥井稚永の女(國朝年號譜)正五年生る、後柏原天皇の妃、桓安天皇の御母、大永六年四月從三位に叙す(本朝大輿地)同六年五月三宮に准じ、天文四年正月院號を賜ふ、同日崩御、實は去後子終結齋せしが、院號の後崩御の由を奏聞す、京都市上京區般舟院前町の般舟三昧院に葬る(門院傳、陸奥一覽)

豐樂燒

大嘗會の創製したる焼物の一種、豐助は自然翁豐樂の子なり、筆札及び茶道に曲全に學び、俳句を吉原真山に學ぶ、天保十三年尾張藩の陶器師となる、藩主德川齊莊自ら豐樂の二字を揮毫して與へたるより、陶器の底に豐樂の二字を捺す、弘化元年陶器の外面に漆を塗り、種々の壽繪を施し、裏面に豐樂の陶質を存することを發明し、豐樂燒として世にもてはやさる、安政五年十一月十三日歿す(工藝鏡)

佛蘭西

歐羅巴の一國(國朝年號譜)北はルキセンアルカ、大公國、白耳義及び英吉利海峽に、西は大西洋に、南は、ヒレニス、山及び地中海に東は以太利及び瑞西、日耳曼帝國に接す、面積二十萬

フモン

フヨゲ

フラク

フラン

四千九十二万哩、北緯四十二度二十分及び五十一度五分の間に横ばり、西緯四度四十六分より、東緯七度三十六分に達す。もと三十四州に分れ、革命後八十六縣に分たる。尙ほ歐洲以外にも版圖を有せり、首府をパリといふ。開國紀元千二百年頃未だ佛國の隆盛ならざる時代に當り、四方には英王の領地諸島あり「アタラン」に及びしが、千二百四年非立王立つに及びて、英領地「アタラン」の外首佛王に歸す。然れど「バルカン」公は尙ほ佛國の東部并に瑞西及び白耳義の部分を領せり、千四百七十七年に佛國は「バルカン」の過半を取り、千四百八十一年に「プロベンス」の王國を奪へり、斯くて佛王勢力を得てより、專制抑壓、下民を虐するに至り、終に千七百九十二年佛國革命の亂生じ、路易第十六世斷頭機上の鬼となる。千八百四年拿破崙人皇を得て皇帝の位に即き、英魯土の外全歐洲を蹂躪し、我意の好むに従ひ、何れの土地も皆之を佛國西と稱へたり、千八百十四年拿破崙に失敗を蒙り、佛國の境界忽ち舊狀に復し、ホルゴン家の王路易第十八世王位を踐むに至る。千八百四十三年革命起り、ホルゴン家國外に放逐せられ「オルレアン」家の路易非立國王となる。千八百四十八年にまた革命發生し、路易非立國王に追はれて後、幾程もなくして拿破崙第三世皇帝となる。千八百七十年拿破崙第三世日耳曼と離を生じ、兵を交へしが戰利あらず、佛人政體を變じて共和政府と爲す。是より現今に至る「佛國」天保十四年十月佛船一艘琉球に渡來し、佛人一名を留めて去りたること、吾國へ渡來の初見とせど、本土へは、弘化三年六月、佛國軍船三艘長崎港に入り、書を長崎奉行に呈して薪水を請ひ、且つ日本海に於ける遭難漂流人に懇厚の待遇あらん事を請ひたるを始めてす。

フラン

此時幕府は答書を受へず、佛艦また、これを待たずして去れり、是より先佛艦艦長球に迫りて貿易開始の事を促せるを以て、幕府は薩藩に訓令して、同藩手限りを以て、之を斷すことを默許したるが故に、尋で琉球は嘉永二年佛國と條約を訂結して貿易を開きたり、既に安政三年六月佛船下田藩館長崎の諸港に入津したるも、何等爲す處あらざりしが、五年八月同軍艦三艘品川に來り、九月假條約を訂結し、横濱長崎箱館の三港を開き、六年九月を以て本條約を交換せり、時に薩藩の論天下に喧しく、特に長藩の如きは、率先して激論を唱へ、遂に文久三年五月佛國船を下ノ關に砲撃したるを以て、水師提督ジョーンは二艘の軍艦を率ゐて六月四日下ノ關を襲へり（シヨノセキノカヒ）時佛國皇帝拿破崙三世は東洋に於て爲す處あらんとせる際なりしを以て、訓令を日本駐在の公使レンチン、ロセツに與へ、幕府の甘心を買はしめしが故、外國文明の輸入に汲々たりし幕府の當事者は、また密に佛國に依頼する處あり、其兵制改革の如き、佛國の士官を聘して教師と爲したる等のことありて、兩國の間大に親密を加へしかば、幕府が常に苦しみたる開港延期の談判等に際し、ロセツは屢々諸國公使領事の間にありて調停の任に當れり、また彼の横須賀造船所も、佛國技師の手によりて建設せられたるものなりき、慶應二年に至り、佛國は、明年を以て巴里大博覽會開設の事あるが故、吾國もまた出品せんとを求め來りしかば、幕府は、これに應じて出品を勸誘し、更に翌三年外國奉行向山山人正（實村）を佛國駐劄公使に任じ、清水昭武と共に佛國に派遣せり、然るに薩藩は、琉球藩王と私稱し、一の獨立國として

フリツ

博覽會に出品を求むるの事あり、爲めに日佛の間に齟齬を生じたるを以て、幕府は外國奉行栗本安壽守（鶴堂）を特派大使として兼行せしめ、向山公使と共に佛國政府と議し、紛議はじめて解く、幾もなくして幕府滅び、親佛國に違するや、ロセツまた任滿ちて本國にあり、密に栗本安壽守に就くに、兵士軍艦を借して薩長を討たんことを以てしたるも、栗本は退けて用ひざりき、然れども當時主戰論者の首領たりし小栗上野介の如きは、吾國の大幸なりき、明治元年正月高知藩士の唄を成れるもの佛人を斬り、九人を殺し六人を傷く、朝廷、高知藩主山内豐範に命じて犯人を利せしめ、且十五萬金を佛國に賠償せしめたり、三十年舊條約を破棄し、新條約を訂結す、即ち現行條約是なり（外交志稿、薩長十種、幕末外交談、櫻葉紀事、有所不爲齟齬、海舟日誌）

フリツツミ

此器は振り動かして用ふるもの故に此名あり、普通曲には、之を用ふるをなし「佛國」樂家録に據れば、二小鼓の交互せるを、録にて買けるさまなり、而して兩鼓を同じくし、柄を以て之を貫く、柄の徑二寸五分許、銀地にて黒彩を爲し、筒に施すに、黄金の釘頭圓き物を以て之を堅む、釘頭圓六七分を拵く筒の長三寸五分許、唐木を用ひ、柄も亦た唐木なり、筒及び柄は背負を以て雲象を爲す、柄の長一尺八寸許、鼓上に出づること三寸許、頭尖にして八角なり、金を以て之を包む（黄金）筒の兩旁に小銀を設け糸の四ツ打の緒をつく、長さ二寸許、緒の頭に小玉を施す、



フリヤ フレツ

小玉各々二兩、楲て四五なり、大き小豆の如し、柄を拵せば、自ら響て聲を爲すなり（和名抄、樂家録、樂器考）

フリヤウシ 都領使 「コトリツカヒ」を見よ、

フルチノコホリ 古市郡 河内國 豐後郡 景行天皇紀、四十三年の條に見ゆ 日本紀舊市に作る、和名抄に新居、戸度、坂本、古市等の郷あり、拾芥抄以後古市に從ふ、今は南河内郡に入りて、其名を失へり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

フルチノタカヤノヲカノミサザキ 古市高屋丘陵 安閑天皇の御陵、河内國南河内郡古市村大字古市に在り、前方、後圓、高さ三丈、四周に隴あり、兆城東西一町、南北一町五段、陵戸一畑、守戸二畑を置く（禮樂志、陵墓一覽）

フレガシラ 觸頭 江戸時代、寺院にて、上下の命令差違を掌る役を云ふ、各宗にあり、其宗内に命令等を傳達することを務むるが故に名づく、即ち寺社奉行より出づる命令も、觸頭に達して其配下に通告せしめ、寺社より訴訟ある時にも、之を経て申出づるなり（徳川百箇條講義）

フレツテンワウ 武烈天皇 國語は小泊瀬縣縣尊國仁賢天皇の皇長子、母は皇后春日大媛、第二十五代の天皇、國語仁賢天皇七年立ちて皇太子となる、十一年八月天皇崩す、大臣平群眞島藤原にして政を擅にし、藩に篡奪を謀る、其子嗣また太子に無禮なりしかば、太子は大伴金村に命じ、眞島父子を誅せしめ、十二月位に即き、泊瀬列城宮に都す、金村功を以て大連たり、六年天皇皇子なきを以て御子代（ミコシロ）と爲して、小泊瀬舍人を置く、

フレツ

八年十二月八日崩す、壽考かならず、大和國葛下郡志都美村の榜丘磐杯丘北陵に葬る。○書紀に、天皇長じて刑罰を好み、法令分明なり、日晏る、まで朝に坐り、幽枉必ず達し、斷獄情を得と記し、而してまた、額りに諸罪を爲し、一番を修めず、凡諸の酷刑親ら覽ざる事なく、國內の居人、咸く喜び怖るといひ、或は人の指印を解きて罪を擲らしめ、或は人の頭髪を抜きて樹に昇らしめ、其樹を斬り倒して落し死するを快とし、或は人を瘡の瘡に入らしめ、外に流れ出づるを待ち、三刃の牙を持ちて刺し殺し、或は人を樹に昇らしめ、弓を以て射殺して笑ひ、或は池を穿り死を起して禽獸を喜び、田獵を好みて狗を走らし、馬を試み、出入時なく風雨を避けず、温なるを衣て百姓の寒を忘れ、美なるを食ひて天下の飢を忘れ、日夜宮人と酒に沈溺し、錦繡を席とし、衣るに綾綺を以てすなど載せたり、此文の如くは、暴君に似たり、されど既に法令分明に、斷獄情を得たりといへる君にして、又かゝる行ひあることは、頗る其意を得ざる處なり、因りて内山眞龍は、武烈紀二年より八年までに、無道奇偉の蹟を記せるは、百濟王の無道暴虐を奏上したる百濟記の、轉りて本文となれるなり、此本文上代より誤り傳へて、武烈の謫を奉りたるなりと論じ、齋藤彦實は、此暴行は古事記に記さず、舊事記は、書紀を踏襲せる書なるに關はらず、暴虐の事を載せず、又天皇の朝は、南齊の東昏侯の永元元年なり、東昏の強暴なども彼は相混して、天皇の御靈行の由に誤り傳へしならんといひ、渡邊眞博も、百濟末多王の紀事の混れるにて、孝謙紀に、安蘇山の事を録せしに似たり、誠哉と幽風などいはずして、武烈とし奉れるは嘉號なり、暴虐の君の謂れにあらずといへり、而して小中村博士、横山由清の兩氏は、天皇十歲即位、

ヘイアングウ

十八歳崩御の事を讀して、かゝる幼主にして懷怒の行爲あるまじき由を辯じ、御子代の民をおかせ給へるは、老成の御所爲のごとく思はるれども、これ恐くは次の繼體天皇の御時などに、先代の爲めに置かせ給へる事の、誤り傳へたること、日本武尊の爲めに武部を置かれしと同じかゝるべしと論じたり、これらの説によれば、書紀に記せる天皇の暴行は、或は訛傳ならんも知るべからず、なほ後考を俟つ（大日本史、大日本通史）

ヘイアングウ 平安宮 京都（キヤウト）を見よ、

ヘイアンジャウ 平安城 京都（キヤウト）を見よ、

ヘイカ 陛下 天皇に對する敬稱、舊稱に「陛下者、降階也、所由升堂也、天子必有近臣、執兵陣于階側、以或三不讓、稱之陛下」者、群臣與天子言、不致稱云天子、故呼在陛下、者、而告之、因「專達」尊之意也」と見えたるにて、其義を知るべし、書紀顯宗天皇二年八月己未朔の條、皇太子億計王が天皇を誦むる語中に、「陛下要國、德行廣聞、於天下云々」あるを初見とす、儀制令の制には、「陛下、上表所稱」とあり、蓋し唐六典の制に從へるなり、明治以後に至り、天皇、皇后及び三后の敬稱と、皇室典禮に規定せられたり、

ヘイカク 兵學 軍學（ケンガク）を見よ、

ヘイクワンバンク

平家物語 平家物語

ヘイケビハ 平家琵琶

ヘイケモノガタリ 平家物語

平家物語 平家物語 平家物語 平家物語

ヘイケ

ヘイケ 文辭他本と異なる所多く、精々源平盛衰記に類

ヘイサ

ヘイサ 米札 江戸時代、諸藩にて、札道の

ヘイサツ

ヘイサツ 米札 江戸時代、諸藩にて、札道の

ヘイシ

ヘイシ 兵制 兵制(ヘイセイ)徴兵(チヨウ

ヘイシ

ヘイシ 兵制 兵制(ヘイセイ)徴兵(チヨウ

ヘイシンワウ

ヘイシンワウ 平親王 平将門(マヒラノ

ヘイジャウテンワウ

平城天皇

平城天皇 御名は安殿、幼名小殿、日本根子天推高彦天皇と

ヘイジュウ

陪從

陪從 賈茂石清水等の祭時に 行ふ東遊の管方を云ふ、近衛使に陪從する義なり、

ヘイジュンシヨ

平準署

平準署 王朝時 代の官衙、常平倉を諸國に置き、糶糴して利を取り、

ヘイジ

ヘイセイ

兵制

ヘイセイ

兵制

而して禁内を警衛するに六衛府あり、近衛は常に天子の親衛となり、其兵は大抵官人の子弟を取り、大將、中將、少將、將監、將曹等ありて之を率ゐ、いづれも其任を重くす、衛門、兵衛をば外衛といひ、諸國徴發の兵士を取る、督、大少佐、大少尉、大少志等ありて之を率ゐるなり、六衛の兵員凡二千七百四十餘人あり、初め大寶の制にては、衛門、左右衛士、左右兵衛の五府なりしが、後ち中衛、近衛、外衛を増して八府となし、其後また沿革して、弘仁三年に始めて左右近衛、左右衛門、左右兵衛の名定まり、これを六衛府と稱することとなり、また諸國の守備に當つる爲軍團をおき、征討の役ある時は、更に軍隊を編成す、軍に三等あり、三軍を統ぶるに大將軍あり(ゲンゲン)西海には太宰府を置き、外蕃を控制し、防人ありて、防人の衣具飲食を掌る、其他陸奥、出羽、佐渡、對馬、壹岐をば邊要の國となし、殊に警備を嚴にせり、陸奥には鎮守府を置き、蝦夷を鎮壓し、將軍、軍監、軍曹、醫師、醫師等あり、後ち出羽に秋田城を置き、守若くは介を遣はして專當せしむ、并に鎮兵兵士ありて、不虞に備へしむ(平安朝時代)延暦十一年、國司軍監等が兵士を役使し、徒に公費を耗するを以て、勅して諸國の兵士を停廢せらる、唯陸奥、出羽、佐渡及び太宰府は邊要の地なれば、舊に依りて配置せしめられたり、平城天皇の時に至り、檢非違使(ケビシ)を置き、後ちまた諸國にも置かれて、盜賊追捕の事を掌らしめ、漸く威權あり、貞觀より、諸國の兵士衛府の官、いづれも冠帽にして、用にはたざりしかば、武備益々弛ぶ、此に於て禁中には瀧口武者、東宮には帶刀、院には北面の士を置き、源平の武士を以て宿衛の職となす、これより後ち武門遂に勢を得

ヘイセ

て、朝廷は兵馬の權を失へり(鎌倉時代)源賴朝幕府を鎌倉に開くに及び、侍所別當、所司等をおきて、軍務及び兵機を司らしめ、大番を徴して京都の番衛に宛て、諸國の大小名皆な幕府に服従して、頻りに兵武を修めしかば、承久の亂に朝廷の徴發に應ぜし者は、六萬人に過ぎざりしかども、北條泰時軍騎にして鎌倉を發せし時には、關東の士集まるもの、忽に十九萬人に及び、以て兵制の備はれるを見るべし(室町時代)の制、またほこれに據りて、まゝ損益ありといへども、其代を終るまで争亂已む時なく、應仁以後に及びては、幕府の威令遂に行はれず、兵制見るに足るものなし(江戸時代)には將軍親征すれば諸大名皆従ふ、老中は方面の將となりて大名を指揮し、若年寄は旗下の將となる、大番頭は先鋒となり、先手弓銃頭之に屬す、書院番、小姓組、新番、小十人、歩士等は將軍自ら率ゐて親衛となす、大目付、目付は、老中、若年寄の指揮を監し、使番は傳令を掌る、凡幕下の騎士千七百六十人、番頭組百二十人、歩從の士八百三十五人、頭三十一人、組頭六十二人、典力三百二十人、卒四百四十人、弓銃隊卒三千二百三十人、其將長六十一人、典力三百二十二人、その陪卒を合すれば十萬人に過ぐ、而して諸大名に、其封領によりて軍役を課することあり、大抵一萬石の軍役兵四百人を出すを法とす(ゲンヤク) (明治時代)王政復古するや明治二年兵部省を置き、編制下の職ありしが、後改めて陸軍海軍の二省とて兵農分れず、國民すべて服役の義務あり、師團はもと鎮壓と稱し、全國に七師團ありしが、廿九年改めて十二師團に増加し、日露戦争後更にまた六師團を増加したり、(リククゲン)カイゲン并に各細目の

ヘイセ

鎌倉(日本制度通、法令全書)
ヘイチ 平治 二條天皇御宇の年號、保元四年四月二十日、代始に因て改元す、一年を経て永曆と改む(關原史記に「天下於是大平治」とあるに據る、治部權少輔深文章博士藤原俊經之を勅申す(國朝年號譜))
ヘイチノラン 平治亂 源義朝は保元の亂に軍功ありしこと、遂かに平清盛の上に在りしと雖も、其實に至りて却て劣り、始め左馬權頭に任ぜられしが、從前左馬助たりしことあるを以て、名譽ならずとして不平の情を論し、僅かに左馬頭たるを得たり、然るに清盛は、亂後播磨守となり、尋で太宰大貳に任じ、備前義朝の上に出づ、義朝是に於て藤原信西(基實)に頼りて、榮達を謀らんと欲せしに、信西は之を卻けて清盛と結託せり、故に源平の兩族は、互に勢力を争うて反目し、信西亦義朝と不和を生ず、時に藤原信賴といふものあり、中納言右衛門督に累進し、猶大將たらんことを望む、信西以て不可とし、後白河上皇を諫めて之を妨ぐ、信賴之を聞て大に怒り、病と稱して出でず、終に義朝を誘ひ、藤原經宗、同惟方と連合して信西に報いんとし、義朝はまた之を利用して、平氏の勢力を殺さんことを圖り、平清盛が熊野に赴きて不在なるに乗じ、平治元年十二月四日を以て兵を舉ぐ(關原史記)九日信賴義朝五百餘騎を率ゐて、内裏三條殿を犯し、後白河上皇を御書所に、二條天皇を馬戸御所に、信西殿を聞きて大和に走り、石堂山に於て捕へらる、信賴等即ち首を斬りて之を棄し、其諸子の官職を停めて諸國に配流し、信賴自ら大將を兼ね、義朝を播磨守と爲す、會々經宗、惟方等、信賴に與せるを侮ひ、密かに天皇を擁して、清盛の六波羅第に遁れ、上皇又尋で宮を

ヘイチ

出で仁和寺に入り給へり、是より先、清盛親を得て大に驚き、馳せて京に歸り、天皇を六波羅第に奉ず、公卿百官等皆來り集まる、義朝即ち二千餘騎を率ゐて内裏に陣す、清盛、子重盛、弟賴盛、教盛等に三千餘騎を授けて之を討たしむ、重盛將士を勵まして曰く、年は平治たり、地は平安たり、而して我は平氏たり、三事相應べり、敵に勝つこと疑ふべからずと、其兵を分ちて三とし、陽明待賢部芳の三門より進む、信賴時に待賢門を守り、觀波を聞きて大に恐れ、落馬して自ら傷く、重盛五百餘騎を以て急に待賢門に迫り、義朝の子義平と戦ひ、敗れて退き、賴盛亦部芳門に於て、義朝の爲に破らる、義朝時に乘じて追撃し、六波羅を攻めんとす、時に源賴政三百餘騎を六條河原に屯し、觀望して敢て戦はず、義平怒つて之を討つ、賴政敗走し遂に清盛に與す、既にして義朝等進んで六波羅を攻めて克たず、源軍遂に潰ゆ、信賴退れて仁和寺に詣り、後白河上皇に就て罪を謝し、死を宥されんことを乞ふ、許さず、遂に六條河原に斬らる、平家の一族等皆功を以て榮達し、清盛は正三位に、子重盛は伊豫守に、二男基盛は大和守に、三男宗盛は遠江守に、弟賴盛は尾張守に任ぜらる、然して義朝は京の戦に破れ、八瀬を過ぎ龍華越を越えて堅田に出で、更に尾張に至り、長田庄司平忠致の家に潜居す、忠致始きて義朝を殺し、首を京都に送る、即ち左獄に集せり、清盛また大に源氏の與黨を探索し、義朝の子弟并に一族殆んど盡く、只織に賴朝義經等の數人免かゝることを得たり、茲に於て源氏全く勢力を失し、平氏獨り盛んなり(平治物語、百鍊抄、愚管抄)○中根源氏の説に「此亂は、蓋し後白河上皇と二條天皇と、御父子の間、相踏はざるに起因したるものなるべし、其故

ヘイチ

は、上皇は讓位の後、白河鳥羽の例に倣ひ、院中に在りて政を總かされ給へるを、主上甚御快く感召ざりし事は、盛衰記平家物語によりても明かに知られたり、是一つは經宗惟方、主上の御外弟又は御傳なるを以て、己れ早く權を專にせんが爲、頻りに院政を非難したるにもよるべし、而して二人の胸中、院政を止めん事は、先狂暴無智の信賴を厭して、上皇の羽翼たる信西を除くに如かずと打算せる事疑なし、信賴は平生の確執よりして、信西を除くは尤願ふ處なるも、院政行はるにあらざれば、己れ其地位を保つ能はざるは自ら知る處なり、故に帝を幽したるは信賴の心、上皇を幽したるは經宗惟方の心なり、此三人の者、共に斗背の小人なれば、信西を除くに於て、一時の謀計は相投じたるも、其目的相反するが故に、終始一なる能はず、而して經宗惟方は頗る狡猾なれば、信賴の共に爲すに足らざるを察し、忽ち反對の地に立ちて、巧みに其形迹を暗ましたる也といへるは單見なり、(頭書平治物語)

ヘイチモノカタリ 平治物語 卷三 刊本一册 平治の亂を記したる戦記にして、記事の體裁全く保元物語に同じ、保元物語に同じ、(参考平治物語、ハワケンモノカタリ) 参看(史學雜誌「平治物語考」)
ヘイチユウモン 屏中門 殿殿造にて、廊なくして、築地のみなる中門を云ふ、壁中門とも稱重門とも書す、又廊下を切通にしたるをも、壁中門と云ふ、武家の第宅に用ふ、堀には層根あれども、之なきを通常とす、是れ其他の武具出入に不便なる故なりと云ふ、後世書院造り起るに及びては、芝關の左右には必ず屏中門を設け、掛屏としたり、又片方を廊中門にし、片方を廊下にして切通を設くるもあ

平屏中門 向屏中門
ヘイチン 幣殿 (社(ヤシロ)を見よ)
ヘイハク 幣帛 「ミテケツ」を見よ、
ヘイモン 閉門 江戸時代における土人の閉門、門扉を鎖し、窓を閉ぢ、晝夜共、常人并に外人の出入を禁するをいふ、(關原史記)五十日、百日の二種あり、(關原史記)閉門のことは、既に早く鎌倉時代の初めより、諸書に散見すれども、いづれも自ら門戸を鎖し、窓を閉ぢするものにして、閉門にあらざり、江戸時代に及んで、始めて閉名となりたり、なほ此閉は土人の閉なれども、略として公卿に行ひしことあり、寛政五年に中山前大納言愛親が、閉門を命ぜられしが如し(鎌川政利史料、數齋餘錄、古事類考法律部)
ヘウ 標 朝廷公事の時、百官の列行を定むる標木を云ふ、シメとも訓む、建武年中行幸元日節會の條に「外辨の公卿門の左の戸より入りて、次第に標につく、第一の人あるなり、異位進行、列定りて後、内辨仰せて云ふ云々」と見えたり、猶ほ、イキチユウギヤウの圖を参照すべし、

ヘイチ

ヘイチ

ペンカ—ヘンセ

尊勝、天王、法成の三寺及び東大寺の幹事となり、盛んに教誨を授け、京畿の禪宗、これより大に起る、弘安三年秋常樂庵に寂す、年七十九、花園天皇勅して國師號を賜ふ、國師號に始まる(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

ペンカン 弁韓、三韓(サンカン)を見よ、
ペンクワン 冕冠、後醍醐朝大儀の時、天皇が著し給ふ禮冠をいふ、又玉冠とも稱す、西園寺三條裝束抄卷十二條條に、或記曰、天下の御冠巾子、凡人の如し、但三山にあらず、前後に御形を以て是を立る、金筋ありて髪を押す、金を以て彫るなり、公卿巾子の上方へ物一枚を置く、其體打敷の如し、羅を以て是を作る、金の筋あり、方物の四面の端玉を立つる壺あり、其前後に玉環路を垂る、各十二歳、其頂の中央日形を立る、壺あり、傍に向く、水精二枚を以て合せ作る、其中に三足の赤き鳥を立る、日形照光を形ると見えたり、源朝源朝紀天

平四年正月乙巳の條に、御大極殿受朝、天皇始服、冕服とあり、これ冕冠の起原にして、爾來天皇の禮冠となれり「カンムリ」等看(二條裝束抄、裝束集成)
ペンクワン 辨官「ペン」を見よ、
ペンサイテン 辨財天「ダイエンサイテン」を見よ、
ヘンサン 褌衫、法衣(ホフエ)を見よ、
ヘンセウ 返抄、後世の請取書に同じ、延喜

民部式に「凡諸國大儀、正稅帳、損益者、主計主稅勘定畢、即可給返抄之狀申上、省、省修、解送官、但調帳者、待取物訖乃送し見えたり、今京都教王護國寺文書によりて一例を左に示す、全面に東寺の印を捺したり、
東寺返抄 越中國

ヘンセ

檢納封戸雜物等
康和元三年料
調庸綿綿拾玖屯
中男油壹斗肆升
封丁貳人
右封戸雜物、康和元三年料、所進檢納如件、故返抄別當法印權大法師
康和肆年陸月日 權阿闍梨顯
阿闍梨久助
上座大法師快圓
寺主大法師林照

ヘンセウ 通昭、後醍醐朝俗性長壽宗貞、世に真備正ともいふ、後醍醐朝安世の子にして、桓武天皇の孫、素性法師の父なり、後醍醐朝承和十二年從五位下に叙し、左兵衛佐となり、尋で備前守に轉じ、左近衛少將を兼ね、藏人頭に補す、最も仁明天皇の寵眷を蒙り、常に左右に侍したりしが、嘉祥三年天皇崩するに及び、哀慕の情に堪へず、叡山に登りて出家し、名を通昭と改め、台教を慈惠僧正(圓仁)に學ぶ、真觀中、常康親王、居る所の靈林院を以て通昭に賜ひしより、移りて此處に往し、後法務に任ず、天台の法務並にばじまる、尋で元慶寺(世に花山寺ともいふ)を創めて座主となる、勅して定額寺に列し、年分度者三人を賜ひ、靈林院を別院と爲せり、元慶三年權僧正に進む、仁和元年、光孝天皇、通昭の德を慕ひ、近江國高島郡の荒廢田百五十三町を寺に寄せられ、兼もなくして僧正となり、また其七十賀宴を仁壽殿に賜ふ、二年更に封戸を賜ひ、轡車に駕して宮門を出入することを許るされしが、寛和二年七月寂す、年七十五、通昭、慈惠大師會下の上首として、

高僧の譽高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、堪能を以て聞ゆ、彼の百人一首に入りたる「あまの風雲の通ひ路吹きとちよなとめの姿しほしとちよめ」の歌は、古今集雜上に入り、詞書に「五節の舞姫を見てよめる、真峰宗貞とあれば、いまだ出家せざる前の歌なるを知るべし、嘗て紀實之、通昭の歌を評して「歌のさまは得たれども、まこと少し、たとへば繪にける女を見て、徒らに心を動かすが如し」といへり(大日本史、百人一首一夕話、日本佛敎史綱)

ヘンチ

ヘンチヤウ 辨長、後醍醐朝聖光房と號し、また辨阿闍梨佛と稱す、文政十年大昭正宗國師と號す、後醍醐朝俗性藤原氏、彈正左衛門則茂入道顯業の子、後醍醐朝淨土宗藤原流の祖なり、其前の人にして、應保二年五月香月に生る、七歳にして菩提寺に登り、業を妙法師に受け、安元元年菩提覺悟し、尋で台教を諸山に學び、壽永二年の春、再び叡山に入り、東塔觀音の室に投じ、後ち實地房蓮實に師事し、四明の國典を極めしが、建元元年故國に歸り、油山の學頭に補し、學徒に教授す、會々應弟の死するに遇ひ、大に世相の無常を悟り、忽ち所習の法門を開き、偏に順次の解説を求む、八年明星寺の五層塔成りしを以て、本尊を迎へんが爲に上落せり、時に法然上人の化導、華夷に喧傳せる際なりしが故に、吉水の禪房を招きて參謁したるに、法然大に喜び、脱くはじめて四方の教門、唯證得菩提の一道たるを曉り、心を盡して禮仰す、而して法然また深く其器たるを知り、支言を傾けてこれに授く、九年八月、法然の命を受け、化を伊豫に布くこと一年、還りて法然に侍する事殆んど五年、元久元年八月、吉水を辭して再び蓬萊に歸り、専ら益を邊土に施したり、建曆二

ほ

ホイ 布衣、「ホワイ」を見よ、
ホイハジメ 布衣始、太上天皇尊號の後、始めて御烏帽子を着し給ふ儀式を云ふ、キモノホイハジメを見よ(名目抄)
ホウアテ 頬當、後醍醐朝飯面(カナメン)を見よ、
ホウイ 布衣、後醍醐朝公武によりて意義を異

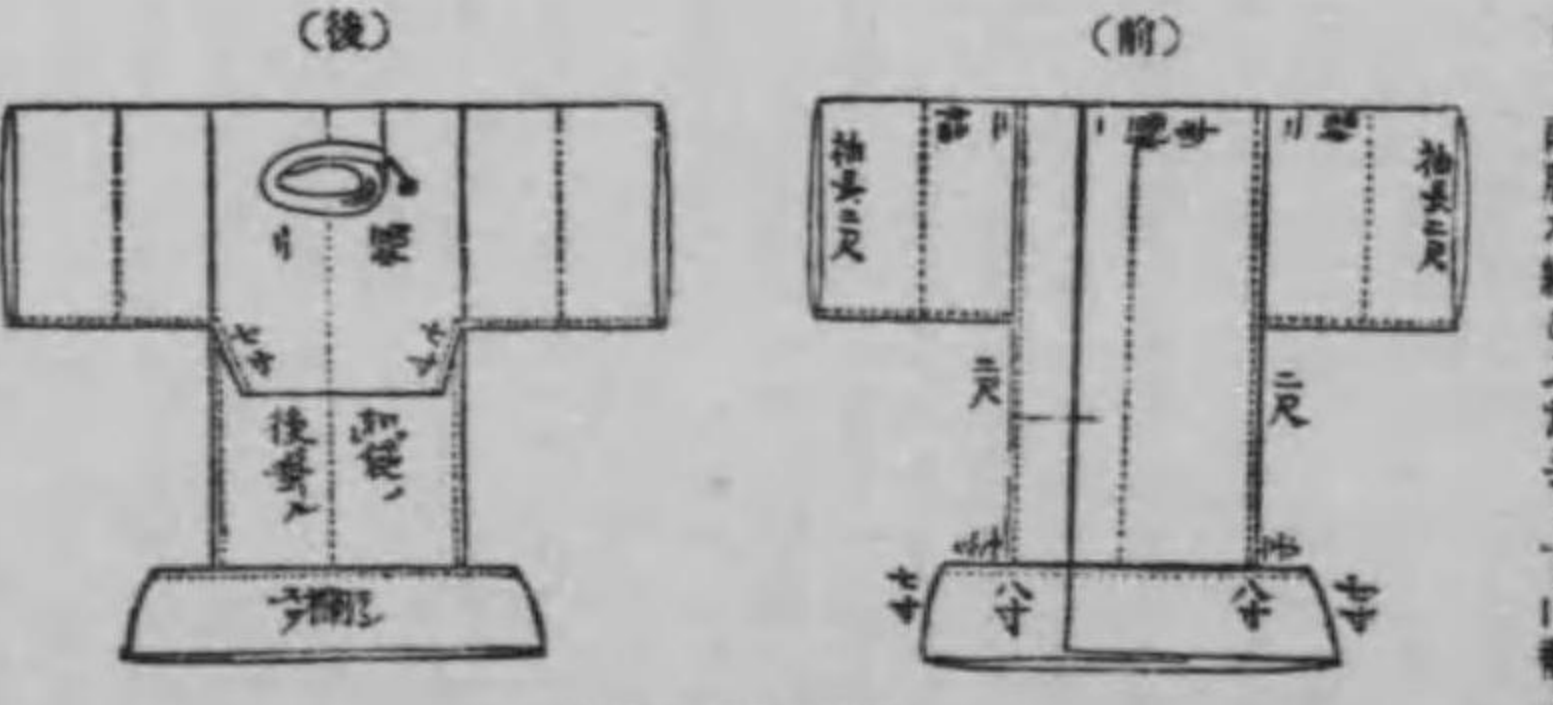
ヘンバ—ホウイ

ヘンバ—ホウイ
ホウガ—ホウテ
ホウケツ

ホウケツ 鳳闕、皇居を云ふ、支那にて屋上に鳳凰を置きしより名づけしものなり、漢書郊祀志

にす、公家にてはこれに廣狹の二義あり、廣義の布衣は、袴衣の別名にて、狹義の布衣は、青侍の着用する場合に限りて袴衣のことを見よ、武家(徳川時代)にては、無位無官の人の着する袴衣をいひ、禮服とせり、後醍醐朝袴衣と同じ、地質布を用ふ、但し狹義の布衣、即ち青侍着用の場合は多く紋を付せざるを例とす、江戸幕府の制は、幕士の着するは、地質精好にして、諸大名の家士の着するは絹布を用ひ、共に織文なし、後醍醐朝廣義に解する時は、全く袴衣と同じく、狹義に解する時は、官位ある人の着する場合に袴衣、青侍の着する場合に布衣とはいふなり、武家の制は、右にいへること、無位無官の人の着用するものなれども、特に免許を得たるものに限り、又侍從以上の諸大名の家士も、これを着用す、なほ袴衣の條、及び服制の條詳參看(裝束深淺抄、裝束集成、貞丈雜記、和漢三才圖會、徳川盛世錄)

「マツハシノウ(ホキヌ)とも訓す、後醍醐朝袴衣の下より、兩腋を縫ひふたぎ、下に幅と稱し一種の絹を横につけたり、奈良朝時代の袍は、丈も等身にして短く、幅も狭く、袖口の廣さも八寸以上、一尺乃至一尺二寸迄にてありしを、次第に華飾に流れて、平安朝時代以後は、身幅甚だ廣く、袖口も二尺程になり、丈も幅を身丈より長くしたり、殊に鳥羽天皇の時、花園右大臣有仁と仰せ合されて、裝束を華麗にし給ひ、一般に欄干衣を用ふる事となりて、裝束の風全く一變したること、今讀ばらばら、御子の段に其證あり、後世の裝束、皆此の時以後の作法に従ふ由、伊勢貞丈、大塚嘉樹、屋代弘賢等諸先輩の説に見えたり(四位五位裝束抄、裝束集成、裝束甲冑圖解、裝束圖式)



(較所式圖東裝)

ホウヂ

興隆寺に寓ししが、久しからずして更に大坂に迎へ、粟米三千俵を給して、厚くこれを遇し、謀約するに、明年を以て、伯耆一國に封せんことを以てしたりしが、會々痘を患ひ、十二月四日卒す、歳三十(野史)

ホウヂウチマサ

北條氏政

務を氏直に譲るの後、義隆と號す。法名を慈雲院勝嚴公といふ。關東氏康の長子、小田原北條氏の第四世なり。左京大夫に任じ、相模守を兼ね、從四位下に叙す。永祿三年十二月父の讒を受け、時に長兵より既に三世に及び、豆相武二總の諸國を併有し、威武山東に盛んなりき。五年三月氏康に從うて松山城を拔き、七年正月また父に從ひ、里見義弘を鴻巣に破る。十一年九月、武田信玄既に今川氏を滅し、氏康父子の普通を恐れ、人をして今川領せんことを請ふ。氏康聞いて大に怒り、其使を拘ふ。はじめ氏政、信玄の女を娶り、氏直を生みしが、是に至りて遂に隙を生じ、十二年正月氏康と共に駿河に入り、信玄と兵を交ふ。五月今川氏真來り投す、即ちこれを諸戸倉城に措く。是處屢々竹佐義重と戦ひ、互に勝敗あり、元龜元年九月、信玄の來り討つや、兵を督して箱根山中に防禦し、その先鋒を敗り、追撃して瀧を下り、三島に至りて陣を布く、信玄對抗して相模の揚言して曰く、此役必ず氏政を歸して、小田原に入らんと、氏政危疑して軍を率す、十一月に至り和を講じ、明年氏政の弟氏忠、氏亮を出して質とせり、二



(押花政氏)

月常陸を侵して佐竹義重と戦ひ、其邑四郡を取り、天正元年國務を子氏直に譲りて閑所に卜居す。既にして天正十八年豐臣秀吉の來り討つに當り防戦して利あらず、七月十一日遂に自殺す(チダハラセイバツ) 參看)年五十三、相模相模早雲寺に葬る(野史)

ホウヂウチヤス

北條氏康

稱新九郎、國を氏政に譲るの後高松軒と號す。法名を天聖寺東陽公といふ。關東氏綱の子、小田原北條氏の第三世なり。相模相模守に任じ、從五位下に叙し、左京大夫となる。天文十三年四月、上杉憲政、足利晴氏の連合軍と川越に戦ひ、カハゴエツウノマカヒ(參看)大にこれを破り、二十年三月更に憲政を平井城に攻め、火を縱ちて肉薄す、憲政遂に越後に走りて上杉謙信に據る。是に於て悉く上杉氏の食邑を併有し、威令關東に振ふ。二十三年二月駿河を侵し、十年更に古河を襲ひ、足利晴氏父子を波多野に移す。弘治二年三月屢々武田信玄と戦ひしが、既にして武田、今川、北條の三家の間に、講和の議成り、氏康の子氏政を信玄の女婿と爲し、氏康の女を今川義元の子氏真に妻すを約し、各々國に就く。三年十二月國を氏政に譲る。然れども軍國の機務、悉によりて氏康に決す。四年謙信大舉して小田原に迫るや、氏康敢て戦はずして曰く、彼れ人となり則輕なり、久しく屯する事能はず、日ならずして退去すべし、其期に臨みて尾撃せば、克を得る事必せりと、幾くもなく謙信果して兵を退く。氏康即ち兵を遣はし、その後營を火し、輜重を奪ふ。五年正月信玄と連合して松山城を拔き、六年春里見義弘を鴻巣に敗る。二總國人これよりして欺を送るもの多し、十二年に至り、謙信と成を行ひ、五男三郎を出して質となす。謙信養うて子とす。元龜二年、氏康の威

ホウヂ

武益々盛んにして、豆相武上の四州を併有したりしが、また屢々房總を侵し攻戦熾ます。而して下野、下總、常陸三國人未だ來服せざるを以て、遂に兵數萬を督し、下野に出で、佐竹義重と對抗する事二旬に及び、軍敗れて歸る。是年十月卒す、年五十七、相模相模早雲寺に葬る。氏康陽菜にして陰剛なり、賞罰明かに斷じ、またよく人を識る、故に平素寸功を遺さず。養稱勳、名稱調議、必ず士卒の功勞に、報いざるはなかりき。性和歌を好み、吟詠の見るべきもの多し。武藏野紀行○此紀行は、古來より氏康の著と傳ふれども、田中文學博士は、これを疑書なりといへり。或は載せて歴史地理にあり、就いて見るべし(後編、野史)

ホウヂウサウウン

北條早雲

(ホウヂウサウウン)を見よ、
ホウヂウサウウン 北條早雲 北條長氏
名幸壽、相模太郎と稱す。法名宗演、世に最勝園寺殿といふ。關東時宗の子、母は安達季盛の女、北條氏第九代の執權。關東弘安五年左馬權頭となり、七年父の後を襲うて執權となる。時に年僅に十四歳、明年相模守に任す。時に外戚安達季盛その子宗景と共に、恩を恃みて驕狂なり、會々内管領平頼綱、泰盛父子と勢を争ひしが、隱に貞時に懇て曰く、宗景妄に右大將頼綱の胤と稱し、擅に源姓を冒す。是れ將軍たらんことを志すものなりと、貞時その言を信じ、泰盛及び、其一族等を殺せり。既にして頼綱は、中子安房守を以て將軍となさんとす。貞時之を知らず、後ち數年、頼綱の長子宗綱その謀を告ぐ。貞時乃ち頼綱及び安房守を誅し、宗綱を佐渡に流す。正應二

ホウヂ

年貞時、將軍惟康親王を廢し、其弟久明親王を迎へて將軍とす。五年高麗の使金有來りて、元に通信すべきを勸告し、若し其事なくば元兵の來襲あらんと告げたりしが、貞時は有成を拘留して歸國を許さざりき。而して元また遂に窺視の念を絶てり。正安三年從四位上となる。幾もなくして執權を辭し、尋で遊學す。應長元年十月卒す。年四十一。貞時、祖父時頼の治述を慕ひ、辭職の後、躬に僧衣を着し、郡國を遊歴して、風俗を觀察し、民の疾苦を問ひ、風雲窟宿、偏に艱難を嘗め、凡三年にして還る。時に前内大臣源通基實によりて後宇多上皇の管を襲り、食邑を奪はれて屏居す。貞時京都に至るの際偶々通基の康前を過ぎ其閑寂なるを愛して徘徊すること久しかりしが、遂に人の處を出づるものに就きて、主人の姓名を問ひしに、其人通基の名、并に盤居の理由を具に語りければ、貞時大に之を憫み、東歸の後其事を上陳す。上皇大に怒りて通基の食邑を復し給へり。大日本史に、貞時が朝廷の勢を割かんが爲め、兩統迭立の議を定めたりといへるは誤なり、委しくは兩統迭立(リヤウツウテツリツ)を見るべし(大日本史)

ホウヂウチカトキ

北條高時

名成壽丸、法名崇嚴、世に日輪寺殿といふ。關東貞時の子、北條氏第十四代の執權。關東從四位下に叙し、左馬權頭に任す。正和五年北條基時に代りて執權となる。文保元年相模守に叙す。高時人となり、舉止度なく、特に宗廟を以て世職を襲ふ。初め政を妻の父秋田時頼、内管領長崎國喜に委れ、二人心を合せて、一に奉時の約束に違ひ、頗る無事なりしが、高時漸めて其子高實代るに及び、高時の暗愚なるに乘じ、感福を専らにして憚る所なし、加ふるに高時昏亂甚しく、酒飲を事とし、關犬に就り、田樂を

ホウヂ

弄び、政を怠りしが故に、民心漸く北條氏を厭ふに至れり。正平元年後醍醐天皇、朝權の恢復を行はんとしたるに、天皇宸筆の御書を賜ひて、他なきを誓ひ給ひしかば、其事已みたり。嘉暦元年疾に罹りて薨す。高實專斷なる事舊の如し。既にして元弘三年、天皇再び北條氏を討り、兵を集め給ふや、高時諸將を遣はして官軍を破り、天皇を隱岐に遷し、光嚴院を擁立し、興謀の臣以下を討せしが、幾もなくして勤王の軍所在並び起り、勢頗る盛んなり。三年新田義貞また上野にありて兵を擧げ、遂に官軍に應じ、連戦高時の兵を破り、長驅して鎌倉に迫る。高時防戦して、利あらず、逃れて東歸寺に入り遂に自殺す。年四十一。鎌倉東歸寺に葬る。建武中興(ケンムチウキウウ)參看(大日本史)

ホウヂ

弄び、政を怠りしが故に、民心漸く北條氏を厭ふに至れり。正平元年後醍醐天皇、朝權の恢復を行はんとしたるに、天皇宸筆の御書を賜ひて、他なきを誓ひ給ひしかば、其事已みたり。嘉暦元年疾に罹りて薨す。高實專斷なる事舊の如し。既にして元弘三年、天皇再び北條氏を討り、兵を集め給ふや、高時諸將を遣はして官軍を破り、天皇を隱岐に遷し、光嚴院を擁立し、興謀の臣以下を討せしが、幾もなくして勤王の軍所在並び起り、勢頗る盛んなり。三年新田義貞また上野にありて兵を擧げ、遂に官軍に應じ、連戦高時の兵を破り、長驅して鎌倉に迫る。高時防戦して、利あらず、逃れて東歸寺に入り遂に自殺す。年四十一。鎌倉東歸寺に葬る。建武中興(ケンムチウキウウ)參看(大日本史)

ホウヂ

横山に、大庭景親と號うて破る。是に於て時政は土肥に歸り、廣浦より舟行して安房に赴き、三浦義澄等と海上に相遇ふ。頼朝また尋で至る、幾もなくして時政、頼朝の命を奉じ、甲斐に赴き武田信義等精兵二萬餘を募り、駿河黄瀬川に於て頼朝と會す。頼朝鎌倉に入るに及び政子を北條より迎ふ。時政歸國を以て益々親重せらる。文治元年頼朝將に、弟義經を京都に討たんとし、自ら兵に將として、黄瀬川に至りしが、義經出奔せるを以て、時政に兵一千を授け、京都に遣はして義經を捜捕せしめしむ。得ることを能はず。頼朝因て言を、義經を捜索するに托し、時政をして、守護地頭を置き、其所在に就いて之を擒にせん事を委せしむるや、朝議頗る異論あり。時政往復論辯頗る勉め、遂に請の如くなるを得たり。功によりて七國の地頭職を領し、尋で之を辭す。時政京都に在ること餘餘、吏務繁劇なりしと雖も、遷就にして滯ることなく、措置委く頼朝の算する所に合情しむ。頼朝薨じ、其子頼家軍職を襲ふに當り、從五位に叙し、遠江守に任じ、政所別當となり軍事を總ぶ。頼家滅亡にして播磨度なし。然れども時政は、源氏を滅すに意ありしを以て、規諫を加へず。會々頼家の一子一幡の外祖父比企能員、時政の専横を憤り、密に北條氏を滅さんことを圖りしかば、時政佛事に託し、能員を招きてこれを殺し、また悉く其族を夷げ、併せて一幡を殺す。頼家これを聞きて平かなかず。時政を誅せんことを以て、更に頼家を伊豆修善寺に幽し、其弟實朝を擁立し、明年頼家を伊豆に就す。是に於て時政の勢威天下を傾け、諸將皆服從するに至れり。會々時政の妻牧の方、女醫平賀朝雅を愛し、其源氏の遺族たるの故を以て、時政を

ホウヂ

横山に、大庭景親と號うて破る。是に於て時政は土肥に歸り、廣浦より舟行して安房に赴き、三浦義澄等と海上に相遇ふ。頼朝また尋で至る、幾もなくして時政、頼朝の命を奉じ、甲斐に赴き武田信義等精兵二萬餘を募り、駿河黄瀬川に於て頼朝と會す。頼朝鎌倉に入るに及び政子を北條より迎ふ。時政歸國を以て益々親重せらる。文治元年頼朝將に、弟義經を京都に討たんとし、自ら兵に將として、黄瀬川に至りしが、義經出奔せるを以て、時政に兵一千を授け、京都に遣はして義經を捜捕せしめしむ。得ることを能はず。頼朝因て言を、義經を捜索するに托し、時政をして、守護地頭を置き、其所在に就いて之を擒にせん事を委せしむるや、朝議頗る異論あり。時政往復論辯頗る勉め、遂に請の如くなるを得たり。功によりて七國の地頭職を領し、尋で之を辭す。時政京都に在ること餘餘、吏務繁劇なりしと雖も、遷就にして滯ることなく、措置委く頼朝の算する所に合情しむ。頼朝薨じ、其子頼家軍職を襲ふに當り、從五位に叙し、遠江守に任じ、政所別當となり軍事を總ぶ。頼家滅亡にして播磨度なし。然れども時政は、源氏を滅すに意ありしを以て、規諫を加へず。會々頼家の一子一幡の外祖父比企能員、時政の専横を憤り、密に北條氏を滅さんことを圖りしかば、時政佛事に託し、能員を招きてこれを殺し、また悉く其族を夷げ、併せて一幡を殺す。頼家これを聞きて平かなかず。時政を誅せんことを以て、更に頼家を伊豆修善寺に幽し、其弟實朝を擁立し、明年頼家を伊豆に就す。是に於て時政の勢威天下を傾け、諸將皆服從するに至れり。會々時政の妻牧の方、女醫平賀朝雅を愛し、其源氏の遺族たるの故を以て、時政を

ホウテ

強て、實朝を害し、朝權を將軍と爲さんとす、政子即ち實朝を北條義時の家へ奉じ、更に實朝の命を權め時政に迫りて別髪せしめ、牧の方と共に北條に從す、建保三年卒す、年七十八、伊豆修善寺に葬る、大日本史

ホウテウトキムネ

北條時宗 名正壽、相模太郎と稱す、法名道果、世に實光寺殿といふ、關東時頼の子、北條氏第八代の執權なり、關東弘長元年左馬權頭となり、從五位下に叙し、文永元年連署となり、二年從五位下に進み、但馬權守を兼ね、尋で相模守に遷る、三年將軍宗尊親王の近習等、時宗を殺さんことを謀り、事覺はれしかば、時宗即ち、北條政村等と謀り親王を廢して京都に遷し、其子惟康親王を將軍に擁立せり、五年左馬權頭を兼ね、初め時頼の遺孀するや、時宗は幼弱なるを以て、北條長時、北條政村相繼で、執權の事を攝したりしが、此よりして時宗執權となる、會々元國、高麗によりて書を獻じ、使を遣せんことを求めしも、青辭無禮なるを以て、時宗之を却く、八年元國の使者趙良弼來朝し、元朝、朝貢せん事を責む、亦難せず、十一年の冬元の兵四萬を發す、關西の將士拒き戰うて之を却けしが、建治元年元國の使者杜世忠等再び來りて長門室津に至れり、時宗命じて鎌倉に送致せしめ、悉く由北濱に斬る、即ち北條實政を以て其黨擯題となし、軍務を節制せしめ、更に關西の將士を簡少、邊海の鎮戍に當



時宗 (自宗時)



時宗 (押花宗時)

に從うて、其二三郡を抜きしかば、道寸途に逃れて住吉城に入りしを、追及して、これを圍みしを以て、道寸は更に新井城に走れり、幾もなくして道寸と鎌倉に戰うて住吉城を取り、十四年四月遂に新井城を圍ふ、明年七月に至りて城陷る、是に於て相豆二州の國人歎を送りて服從し、武藏山東に振ふ、十六年八月葦山に卒す、歳八十八、相模箱根早雲寺に葬る (野史)

ホウテウトキヨリ

北條時頼 名成壽、五郎と稱す、法名道崇、覺了坊と號し、世に愚明寺殿といふ、關東時頼の二子、泰時の子、北條氏第五代の執權、關東弘長三年首服を加へ、尋で左兵衛少尉に拜し、また左近衛將監に遷り、從五位上に叙す、寛元四年兄時氏に代りて執權となる、時に從父光時、將軍藤原經に寵あり、密に時頼に代りて其職を襲はん事を圖り、物情恟々たり、時頼即ち光時を伊豆に流し、遂に經を廢して、經の子頼朝を將軍に擁立せり、此時に當り三浦泰時、源氏の宿將として威望ありしが、心私に北條氏の跋扈せるを見て平かならず、會々弟光村、前將軍經を軍職



歴後頼朝寺所藏(史料編纂部蒐集)

ホウテ

て、豫め元兵の來襲に備ふ、明年春、將に兵を遣はして高麗を征せんとし、西海、山陰、山陽、南海の諸國に命じて戰艦を修め、器械を備へしめたり、既に

ホウテ

に復せしめんとし、兵備を整ふるや、泰村また之に參與せるが故に、時頼兵を遣はして泰村を殺し、悉くその黨を利す、北條氏の勢力是に於てか、更に盛大となる、實治元年六波羅權頭北條實時を召し、執權連署せしむ、建長元年相模守となり、三年正五位下に遷る、既にして前將軍藤原經、時頼の廢する處となりしを怒り、兵を京都に聚めしが、事成らずして、其黨黨悉く逮捕せらるるに及び、時頼は更に將軍頼朝を廢し、宗尊親王を鎌倉に迎へて將軍とす、康元年病によりて薨逝し、其嘗て創立する所の愚明寺に閉居し、男時宗年幼なるを以て、職を北條長時に譲りたり、男時宗によりてなほ軍政を參決せり、而して時頼既に職を解くの後、諸國の吏、或は私を扶け民を苦しめん事を恐れ、身自ら服罪し、關に遊惰となり、四方を閑行し、潛に風俗を弊したりといふ、弘長三年卒す、年廿七、鎌倉原興寺に葬る、時頼深く罪歎を信じ、粗々其旨に遷す、嘗て僧道隆を請じ、建長寺を鎌倉に創めて、これに居る、卒するに及び諸將士親誼となく、悲慕嗚哭し、薨逝するもの甚多く、遂に令を諸國守護に傳へて之を禁するに至る、其士心を得たるとかくのごとし (大日本史)



時宗 (押花頼時)

ホウテウナカウチ

北條長氏 稱新九郎、初名長茂、薨逝して宗端と稱し、早雲庵と號す、法名を早雲寺天嶽といふ、本姓伊勢氏、後北條と改む、關東北條時長、北條時宗、伊勢貞親の弟貞隆、伊勢貞國、伊勢隆定等を以て其父となすの諸族ありて評かならず、小田原北條氏の始祖なり、關東四年にして京都にありしが、應仁の亂に際し、伊勢貞隆

ホウテ

靈庵と號す、明應四年謀計を以て大森實頼の小田原城を陥れ、遂に從りて、これに居る、文龜永正の間、屢々上杉顯定と兵を交へ、九年また三浦道寸を岡崎城



(集覽掛菴編料史)藏所寺靈早模相



長氏 (押花署自氏長)

これを征せしむるに際し、長氏間に居て調停する所あり、諸士をして、和禮して幼主を輔翼するを誓はしめ、事漸く落着き、氏親其功を賞し、月俸三百口を與ふ、即ち城を八幡に築いて居る、延徳中氏親更に興國寺城を授く、延寶三年足利政知其子茶々丸の試する所となるや、長氏直に兵を伊豆に出し、茶々丸を殺して國內を平定す、六月髮を剃りて宗端と稱し、早

ホウテウマサコ

北條政子 尼將軍と云ふ、關東北條時政の長女源頼朝の室、關東幼にして母を失ひ、繼母に養はる、姿色あり、永曆中源頼朝平治の亂に坐して伊豆に流されしが、伊東祐親の女と通じたるを以て、祐親怒りて頼朝を殺さんとす、頼朝逃れて北條時政に歸る、政子之と通ず、時に年二十一、時政京都に番上し罷めて歸るに及び、伊豆目代平兼隆に政子を與ふるの約をなせり、既にして其頼朝に通ぜざるを聞き、大に驚きしも、頼朝の非凡なるを見て、陽に知らざるを装うて、政子を兼隆に嫁す、政子夜山中に逃れて頼朝と共に居る、兼隆搜索すれども得ず、時政又政子問はざりき、頼朝兵を起すに及び、走湯山に匿れ、後、鎌倉に迎へられて、實家實朝及び二女を生む、政子性妬忌、頼朝之を畏れ懼る、嘗て頼朝幼なるの時、頼朝に從ひて富士野に狩し、鹿を射て中つ、頼朝大に喜び、梶原景高をして政子に報せしむ、政子悦びずして曰く、兒幼稚なりと雖も將家の子たり、原野の一禽を獲るも、何ぞ專使を煩はさんと、景高漸て退く、頼朝薨す、頼朝立するに及び、制髮して尼となる、既にして頼家長じて稍々荒淫なり、政子常に之を戒む、悔めず、建仁三年頼家病あり、恍惚度を受ふ、政子時政と謀り、頼家薨すと奏し、實朝を將軍と爲し、關東地頭

ホウテ

に復せしめんとし、兵備を整ふるや、泰村また之に參與せるが故に、時頼兵を遣はして泰村を殺し、悉くその黨を利す、北條氏の勢力是に於てか、更に盛大となる、實治元年六波羅權頭北條實時を召し、執權連署せしむ、建長元年相模守となり、三年正五位下に遷る、既にして前將軍藤原經、時頼の廢する處となりしを怒り、兵を京都に聚めしが、事成らずして、其黨黨悉く逮捕せらるるに及び、時頼は更に將軍頼朝を廢し、宗尊親王を鎌倉に迎へて將軍とす、康元年病によりて薨逝し、其嘗て創立する所の愚明寺に閉居し、男時宗年幼なるを以て、職を北條長時に譲りたり、男時宗によりてなほ軍政を參決せり、而して時頼既に職を解くの後、諸國の吏、或は私を扶け民を苦しめん事を恐れ、身自ら服罪し、關に遊惰となり、四方を閑行し、潛に風俗を弊したりといふ、弘長三年卒す、年廿七、鎌倉原興寺に葬る、時頼深く罪歎を信じ、粗々其旨に遷す、嘗て僧道隆を請じ、建長寺を鎌倉に創めて、これに居る、卒するに及び諸將士親誼となく、悲慕嗚哭し、薨逝するもの甚多く、遂に令を諸國守護に傳へて之を禁するに至る、其士心を得たるとかくのごとし (大日本史)

ホウテ

及び總守護を其子一偏に、關西地頭を實朝に分つ、時に一偏外祖比企能員、其分割を怨み、頼家と謀り、實朝時政を殺さんとす、政子密に之を聞き、時政に告ぐ、時政、能員及び一偏を殺し、頼家を伊豆修善寺に幽す、建保六年政子野野に詣りて、京都に至り、從三位に叙す、尋で從二位となる、實朝頼朝の子公曉の爲めに試せらるるや、頼朝の姪河野時元、駿河に兵を擧ぐ、政子時政をして之を殺さしめ、義時と協謀し、朝廷に奏して冷泉宮もしくは六條宮を奉じて將軍となさんことを請ふ、許されず、左大臣藤原道家の子頼經を迎へ、立つ、年二歳、政子専ら政事を裁決し、また、菅原爲長に命じ貞親政要を諱して、以て法則となさしむ、嘉祿元年薨す、年六十九、政子最般果斷丈夫の風あり、建曆承久の間、軍務繁多なるに當り、常に群議を斟酌して禍難を避定せり、頼朝の風範ゆるの後、功臣宿將政政を擁護す、天下稱して、尼將軍と云ふ、北條氏が政權を得るに至れるもの、其力與りて多きに居る (吾妻鏡、大日本史)

ホウテウマサムラ

北條政村 稱四郎、關東時頼の四男、母は伊賀光季の女、北條氏第七代の執權、關東寛喜二年閏正月式部丞となり、同十月從五位下に叙し、嘉祿二年三月右馬助、四年四月左馬權頭となり、建長八年四月陸奥守に轉じ、康元元年三月連署となる、正嘉元年六月相模守に任ず、文永元年長時に代りて執權となる、同二年三月左京權大夫に遷り、同三年二月正四位下に進み、文永五年三月時宗執權たるに及んで、政村また連署となる、十年五月卒す、年六十九、政村人となり沈黙温雅にして歌を善くす、公卿之を重んず、稱して東方の遺老と云ふ、卒するに及び龜山天皇使を遣はして、その喪を弔せしむ、而して田口博士は、北條

ホウテ

氏が蒙古の使を却け、國體を辱しめざりしは、世昔其功を時宗に歸すれども、最初蒙古の使者の來りしは文永元年にして、時宗十八歳の時なれば、大事に關して事議を動すべき意見あるべしと思はれず、又超長弼の來りし時も、二十二歳にして、獨立の定見あるべしと思はれず、若しこれありとするも、關東評定衆は皆老功の人を以て組織したれば、かゝる年少の意見に服すべしと思はれざれば、斯る大事に處して、斷乎たる議決をなしたる功は、政府に歸せざるべからずと云へり、然るに三浦周行氏は之に反して、當時は早然の人も多かりしを証として、舊説を以て可となしたり(大日本史、史學雜誌、史學界)

ホウテウヤストキ

北條泰時 北條泰時、名義朝、世に常樂寺殿といふ、關東義時の長子、北條氏第三代の執權、建元元年修理亮となる、建保のはじめ和田義盛、北條氏を滅さん事を圖りて兵を擧げ、幕府及び義時并に大江廣元の邸を襲ふや、泰時は、弟朝時、足利義氏等と將士を率ゐて之を禦ぎ、遂に義盛を敗る、功により、陸奥國遠田郡頭職を賜ふ、頃くして式部少丞に移り、讃岐守を兼ね、固辭して就かず、尋で從五位上に累進し、駿河守を歴、武藏守に轉じ、承久三年後鳥羽上皇、院宣を傳へて兵を集め、義時を討つに及び、泰時東海道の大將として、北條朝時、武田信光等と、三道より並び進みて西上し、連戦官軍を敗り、遂に京都に入る、泰時即ち北條時房と共に六波羅に居りて政務を總理し、攝神武士の官軍に屬するものを處罰し、遂に義時の意を承け、仲恭天皇を廢して後堀河天皇を立て、後鳥羽、土御門、順徳の三上皇を廢し佐佐木氏に移し奉り、泰時六波羅に居る事四歲、元仁元年義時卒するに及び、鎌倉に歸り、父の職を繼ぎて執權となる、時に京畿新に定まり、人心動搖し易きを以て、子時氏、從弟時盛を六波羅に遣はし、京都を警衛し、畿内西海の軍事を總べしむ、爾來子弟の優秀なる者を擇みて、互にこれに當つ、是に於て兩六波羅遂に常職となる、嘉祿元年北條政子薨す、政子これより先、専ら政事を執り、後ちまた評定衆をおき、多く衆議によりて事を決したり、二年從四位下に進み、尋で左京權大夫を兼ね、貞永年中、三好康連等と憲令五十條を議定す、御成敗式目また貞永式目と稱するもの即ち、これなり、既にして仁治三年四條天皇崩じて、儲貳未だ定まらざるや、泰時、土御門上皇が、承久亂の時、後鳥羽上皇を誅め奉りしことを憾とし、朝議を排して、土御門上皇の皇子を立つ、これを後醍醐天皇と爲す、是歲六月卒す、年六十、鎌倉常樂寺に葬る、泰時職に在ること十八年、治體に精練し、聽訟尤も公平なり、故に衆庶業を樂めり、而して自ら進分を量りて顯位に登らず、また宗親將士の爲めに官職を求めざりき、嘗て承久の亂起るに際し、義時に謂て曰く、幕府世々朝廷を奉じて、敢て失政なきに、今罪なくして討たるもの、蓋し諸君の宣諭を諫るが爲のみ、然れども普天の下王土にあらざるはなし、悍然として王師に抗するは、臣子の義にあらざるなり、宜しく國に歸りて、唯命を聽くべし、天威は辱れざれば、華族刑に就くも、亦何ぞ憾みんと、義時却けて用ひず、尋で兵に將として東海道より西上したりしが、途より單騎馳せ歸りて、義時に見え此行もし乘輿親征するに遇はば、如何なる舉動に出づべきか、蓋みて指令を請ふといひし時に、義時もしさるることあらば、背を脱して、身を下吏に委めべきなり、されど上皇都

ホウテ

倉に歸り、父の職を繼ぎて執權となる、時に京畿新に定まり、人心動搖し易きを以て、子時氏、從弟時盛を六波羅に遣はし、京都を警衛し、畿内西海の軍事を總べしむ、爾來子弟の優秀なる者を擇みて、互にこれに當つ、是に於て兩六波羅遂に常職となる、嘉祿元年北條政子薨す、政子これより先、専ら政事を執り、後ちまた評定衆をおき、多く衆議によりて事を決したり、二年從四位下に進み、尋で左京權大夫を兼ね、貞永年中、三好康連等と憲令五十條を議定す、御成敗式目また貞永式目と稱するもの即ち、これなり、既にして仁治三年四條天皇崩じて、儲貳未だ定まらざるや、泰時、土御門上皇が、承久亂の時、後鳥羽上皇を誅め奉りしことを憾とし、朝議を排して、土御門上皇の皇子を立つ、これを後醍醐天皇と爲す、是歲六月卒す、年六十、鎌倉常樂寺に葬る、泰時職に在ること十八年、治體に精練し、聽訟尤も公平なり、故に衆庶業を樂めり、而して自ら進分を量りて顯位に登らず、また宗親將士の爲めに官職を求めざりき、嘗て承久の亂起るに際し、義時に謂て曰く、幕府世々朝廷を奉じて、敢て失政なきに、今罪なくして討たるもの、蓋し諸君の宣諭を諫るが爲のみ、然れども普天の下王土にあらざるはなし、悍然として王師に抗するは、臣子の義にあらざるなり、宜しく國に歸りて、唯命を聽くべし、天威は辱れざれば、華族刑に就くも、亦何ぞ憾みんと、義時却けて用ひず、尋で兵に將として東海道より西上したりしが、途より單騎馳せ歸りて、義時に見え此行もし乘輿親征するに遇はば、如何なる舉動に出づべきか、蓋みて指令を請ふといひし時に、義時もしさるることあらば、背を脱して、身を下吏に委めべきなり、されど上皇都

ホウテ

にましまして、諸將を派遣せられなば、努力して必死を期すべしと訓示したりといへり、以て泰時の人となりを見るべし(大日本史)

ホウテウヨシトキ

北條義時 北條義時、名義朝、世に常樂寺殿といふ、關東義時の長子、北條氏第三代の執權、建元元年修理亮となる、建保のはじめ和田義盛、北條氏を滅さん事を圖りて兵を擧げ、幕府及び義時并に大江廣元の邸を襲ふや、泰時は、弟朝時、足利義氏等と將士を率ゐて之を禦ぎ、遂に義盛を敗る、功により、陸奥國遠田郡頭職を賜ふ、頃くして式部少丞に移り、讃岐守を兼ね、固辭して就かず、尋で從五位上に累進し、駿河守を歴、武藏守に轉じ、承久三年後鳥羽上皇、院宣を傳へて兵を集め、義時を討つに及び、泰時東海道の大將として、北條朝時、武田信光等と、三道より並び進みて西上し、連戦官軍を敗り、遂に京都に入る、泰時即ち北條時房と共に六波羅に居りて政務を總理し、攝神武士の官軍に屬するものを處罰し、遂に義時の意を承け、仲恭天皇を廢して後堀河天皇を立て、後鳥羽、土御門、順徳の三上皇を廢し佐佐木氏に移し奉り、泰時六波羅に居る事四歲、元仁元年義時卒するに及び、鎌倉に歸り、父の職を繼ぎて執權となる、時に京畿新に定まり、人心動搖し易きを以て、子時氏、從弟時盛を六波羅に遣はし、京都を警衛し、畿内西海の軍事を總べしむ、爾來子弟の優秀なる者を擇みて、互にこれに當つ、是に於て兩六波羅遂に常職となる、嘉祿元年北條政子薨す、政子これより先、専ら政事を執り、後ちまた評定衆をおき、多く衆議によりて事を決したり、二年從四位下に進み、尋で左京權大夫を兼ね、貞永年中、三好康連等と憲令五十條を議定す、御成敗式目また貞永式目と稱するもの即ち、これなり、既にして仁治三年四條天皇崩じて、儲貳未だ定まらざるや、泰時、土御門上皇が、承久亂の時、後鳥羽上皇を誅め奉りしことを憾とし、朝議を排して、土御門上皇の皇子を立つ、これを後醍醐天皇と爲す、是歲六月卒す、年六十、鎌倉常樂寺に葬る、泰時職に在ること十八年、治體に精練し、聽訟尤も公平なり、故に衆庶業を樂めり、而して自ら進分を量りて顯位に登らず、また宗親將士の爲めに官職を求めざりき、嘗て承久の亂起るに際し、義時に謂て曰く、幕府世々朝廷を奉じて、敢て失政なきに、今罪なくして討たるもの、蓋し諸君の宣諭を諫るが爲のみ、然れども普天の下王土にあらざるはなし、悍然として王師に抗するは、臣子の義にあらざるなり、宜しく國に歸りて、唯命を聽くべし、天威は辱れざれば、華族刑に就くも、亦何ぞ憾みんと、義時却けて用ひず、尋で兵に將として東海道より西上したりしが、途より單騎馳せ歸りて、義時に見え此行もし乘輿親征するに遇はば、如何なる舉動に出づべきか、蓋みて指令を請ふといひし時に、義時もしさるることあらば、背を脱して、身を下吏に委めべきなり、されど上皇都



(押花時義)

遂に義盛等を敗る、功によりて相模國山内萬福の二莊を賜ひ、侍所別當となる、五年左京權大夫に任ず、此冬將軍源實朝、僧公曉に試せらる、蓋し義時の教に出づるなり、是に於て藤原頼經を鎌倉に迎へて將軍とす、頼經時に二歳なるを以て政、政子に出で、義時命を承けて施行す、會々後鳥羽上皇稱權の恢復を思ひ、承久三年院宣を以て兵を集め、北條氏を討ち給ふに及び、義時は政子と謀り、子泰時、弟時房等に大兵を授けて、京都を圍さしめ、連戦官軍を破り、遂に仲恭天皇を廢し、後堀河天皇を立て、また後鳥

ホウテ

羽、土御門、順徳の三上皇を廢し佐佐木氏に遷し、延臣以下を處刑す、是に於て義時の威勢天下を歴し、國の大柄悉く鎌倉に歸す、元仁元年卒す(吾妻鏡)に雲龍にて卒すとあり、保曆間記、平氏系圖等には、近習に刺殺さるゝとあり、年六十二、鎌倉法華堂東山に葬る(大日本史)

ホウテウリウ

北條流 北條氏の創めたる軍學の流派○氏長は平氏、安房守と稱す、其先遠州の人、高祖父を福島綱成といふ、北條氏綱に屬して姓を北條と改む、氏長慶長十四年に生る、六歳にて徳川家康に謁す、寛永十五年御徒頭と爲る、後ち足輕大將に轉ず、明暦元年大目附となり從五位下に叙し、安房守に任ず、寛文十年五月廿九日卒す、年六十二、氏長幼より兵書好み、小幡景憲に従つて奥神を究む、諸士其門に遊ぶ者多く、推して北條流といふ、師範抄、捕鯨抄、土鑑用法等の著作あり(武藏小傳、武術流風録)

ホウハン

謀判 官印及び私印を偽造するをいふ、王朝時代には私印なき故、官印偽造の刑のみなり、その罰は三代實錄仁和元年十二月廿三日の條に「福慶影官印、捺三箇符、其罪當近流」とあれば、近流に處せしことを知るべし、されど専ら謀書とのみ唱へて、謀判の熟字はなかりしものごとく、その初見は鎌倉時代たるに似たり、武家時代の利は、全く謀書と同じければ、茲に掲げず、「ホウシヨ」參看、

ホウベイ

奉幣 幣帛(ミテカラ參看)を神祇に獻するをいふ、また大嘗會の時、伊勢大神宮を初め、五畿七道の大小神社三千三百三十二座に、幣帛を奉るを大奉幣といふ、凡朝廷に於て幣帛を頒つには、掌侍まづ神祇官に往きて、これを養ひ、主上、

ホウヂ

れに賜ふ給へり、其使を奉幣使といふ、臨時の奉幣には、汎く五位以上の人をトして、これに充つれども、或は其社によりて、姓氏の定まれるものあり、伊勢神宮の王氏に於ける、宇佐大神の和氣氏に於けるが如きこれなり、而して奉幣には宣命あり、又社によりて、其用紙を異にするものあり、伊勢大神宮には紅色を用ひ、賀茂神社には紅色、用ひ、其他は黄色を用ふるがごとし、要するに、奉幣には、諸社の奉幣あり、一社の奉幣あり、私家の奉幣ありて、其事たる實に夥しく、常記に、臨時記に、凡祈る所あり、祭る所あれば、雖ち奉幣せざるはなし、今は其中に就きて、一端を擧ぐるのみ、なほ奉幣の事の史に見えたるは、天武天皇の朱鳥元年七月癸卯に、紀伊國なる國懸神、飛鳥四社、住吉大神に獻じたるを初見とす(書紀、古事類苑神祇部)

ホウベイシ

奉幣使 「ホウベイ」を見よ、上に金鳳を描たるより名づく、又寶典とも云ふ、御即位、大嘗會、朝親行幸等、尤も重大なる節會行幸等に用ふ、種には御方違、野行幸等に用ひたり、なほ牛車(ギツシヤ)の條の挿繪を見るべし(有職抄、輿車圖考)

ホウエン

募縁 佛教にて信施を乞ふことをいふ、勸化、募縁と云ふに同じ、正家通に「備采乞ふ、勸化、募縁」とあり、募縁の記簿を、募縁疏、化疏、勸化帳、勸進帳など云ふ(類聚名考)

ホクカン

牧監 國司王朝時代の職名、諸國の牧場を監督し、専ら牧馬の調良買取の事を掌る、國司牧監、四當國司開始詳かならず、天長元年信濃牧監二員を減じて一人となす、同四年甲斐に牧監を置く、天安二年信濃牧監を舊に復して二員と

ホウベ

なす、延喜年中武藏の牧に別當を置き、甲斐上野に各一人、信濃に二人と定め、秋六年を以て限りとなす、其功過上日には左右馬寮にて檢定す、四年諸牧の別當は四年を秩限となす(類聚三代格、延喜式)

ホクサイ

北齋 葛飾北齋(カツシカホクサイ)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンホクテウ)を見よ、

ホクテンリウ

ト傳流 原原ト傳の創めたる藝術の流派○ト傳は常陸原原の人なり、父土佐守、及び飯篠長盛齋に就きて天眞正傳を得たりしが、兄の垂死を以て傳脈を繼ぎ、諸州を修行す、此時上皇伊勢守頼朝を以て名あり、就て其術の妙奥を研む、後ち京都に到り、將軍足利義輝及び其弟義隆に謁し、刀槍の術を授け、門に入りて學ぶ者多し、伊勢國司北畠具教特に傑出す、一ツの太刀を受く、松岡兵庫助また本官の抄を傳り、其術を以て傳ふ(武藏小傳、武術流風録)

ホクトホフ

北斗法 北斗七星を本尊として修する法を云ふ、北斗は常に北方に見はれ、七星の座位斗に似たるが故に名づく、七星は、貪狼星、巨文星、珠存星、文曲星、廉貞星、武曲星、破軍星等を云ふ、關東大原僧都長實始めて寶陽院にて之を修す、其後三光原律師範風朝廷の爲に、之を修す、元久元年六月後鳥羽院御不豫の爲めに、寶陽院經殿に於て七壇北斗法を修す、中壇は慈鎮和尚之を勤めしに、修中御平愈ありき(諸法要略抄)

ホクメン

北面 仙洞醫術の武士を云ふ、ヤシノホクメンを見よ、

ホクククタウ

北陸道 北國の一、道、書紀の傍註「クスカノミチ」四宮記「タルカノミチ」、「キ

ホクサ

ホクロ

水ケロ

水ケロノミチ、北山抄、久遠加乃道と訓めり、本邦の北方日本海に臨める狭長の一地方にして、若狭、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡の七箇國より成る、西は山陰道に、東南は東山道に界し、北は日本海に面す、上古、高志道と稱し、古事記水垣宮(崇神)の段に、此御世、大尾古命者、高志道(中略)故大尾古命者、隨先命而遷行高志國云々と見え、崇神天皇紀十年九月の條に、以大産命遣北陸とあり、景行天皇二十五年武内宿禰を遣り、北陸及び東方諸國の地形百姓の消息を察せしむ、崇峻天皇二年阿倍臣を北陸道に遣りて、越等諸國の境を觀せしむ、大化二年、國郡の制を定むるに當り、若狭、越二國の地たり、天武天皇の末、越國を分て越前、越中、越後の三國と爲す、北陸道の名、また此時に定まるか、是より先歷々北陸の字見ゆれども、皆後世の追記に出づ、この時若狭、越前、越中、越後、佐渡の五箇國あり(按ずるに、天武天皇十四年九月、東海東山以下六道の使者を置かれし時、獨り北陸のみ見えざるは、此時未だ分道せず、猶ほ東山道に屬せしなるべし、持統天皇紀始めて越前の名見ゆれば、蓋し天武天皇の末、諸國の境界を定むるの日、始めて越國を分て三國と爲し、十四年の後北陸道を定め置きしものなるべし)文武天皇の初始めて七道を定む、和銅五年羽田國を置き、尋で之を東山道に隸し、養老二年能登國を置き、天平十三年、能登國を越中に併せ、十五年佐渡國を越後に併せ、凡て四箇國となる、天平勝寶四年また佐渡國を置き、天平寶字元年能登國を置き、共に六箇國と爲る、弘仁十四年新に加賀國を建るに及び、始めて七箇國を管し今日に至り、延喜式の勅若狭を近國、越前、加賀、能登、越中を中國、越後、佐渡を遠國と爲す(古事記、書紀、續紀、延喜式、國郡沿革考)

水ケロノミヤ

水ケロクノミヤ 北陸宮 本名詳かならず、水曾宮、運俗宮、孫王、今屋殿とも稱す、以仁王の王子、後白河天皇の皇孫、以仁王が平氏を討たんとして兵を擧げ、事成らずして薨じ給ふや、王子薨葬して東國に逃れ、尋で前讀岐守重秀(性剛)に従ひ北國に遷る、源義仲、これを奉ず、因て髮を蓄へ、冠を加へ、越中宮崎に居る、壽永二年平宗盛、安德天皇を奉じて西海に走り、京都主なし、後白河法皇即ち主を立てんことを謀るに際し、義仲は、王子を立てんことを主唱したれども、法皇は高倉天皇の皇子中より擇ばんとせるのみならず、これを卜するに、王子を立てること、大凶なりしかば、遂に後鳥羽天皇立ちて、王子は其目的を達するを得ざりき、かくのごとき王子は、義仲の奉じたる處に係るを以て、壽永三年義仲の敗北するや、全く其勢力を失ふ、後ち嵯峨に移住す、寛喜二年薨す(大日本史)

水ケキヤウジ

水ケキヤウジ 法華經寺 下越國東葛飾郡中山村の山號正中山開闢日蓮宗、四大本山の第一開闢寺傳に、建長五年(一説に六年)日蓮下總に遷化して鎌倉に遷らんとし、船橋の渡に至る、時に土著富木常忍太田榮明の二人亦鎌倉に赴かんとして同船し、船中日蓮の説を聴き、常忍先づ感歸し、文應元年宅地を捨て、一字を建立し、日蓮を請す、日蓮此に來りて法華堂と號し、一百日の間法華經の功德を説く、榮明等皆感歸せり、尋で常忍出家して日常と號し法華堂に住し、後日高、日結相承す、元應二年十二月、領主千葉胤胤、土地を寄附し、後土藏各々土地を寄附して、大に寺域を擴張す、文祿二年日蓮の時、始めて山城の本法寺、頂妙寺、和泉の妙國寺の三寺より、三年目に輪番交代して當寺に住し、日蓮以來の寶物等を守護することとなる、日蓮の時、日

水ケン

水ケン 來と云ふ者其制を破りしかば、日蓮、徳川家康に訴ふ、幕府依て慶長十九年七月命を下して舊制を再興し、必ず三寺より三年目に輪番交代して、當寺に住すること、爲さしめたり、寺領五十二石あり、明治四年八月日蓮の時に至りて之を廢し、十二年日蓮一山の制を改革し、諸堂の修繕等に力を致せり、〇祖師堂、正面に日蓮聖德尊像の額を掲ぐ、元祿十五年六月第五十三世日啓創立す、法華堂、一に四寶堂と云ふ、元は若宮(富木氏の宅地)と云ふ所に在り、日蓮一百日説法の遺蹟なり、後今の地に移轉す、安世院、淨光院、法宣院、本行院、智泉院、玉樹坊、陽雲坊、本光坊、淨鏡坊、清水坊、水妙坊、蓮行坊、正善坊等あり、寺域一萬四千七百七十四坪あり、(日蓮宗各本山名所圖會)

水ケンダンフキヤウ

水ケンダンフキヤウ 保險斷奉行 鎌倉幕府の職名、諸保即ち市中を巡察して、非違を檢し、是非を斷する事を掌る、地奉行(道路屋舎商賈を掌る、後世の里正に類せり)と共に、保々の本行人と稱し、相助けて事を行へり、保保は、戸令に「戸首五家相保一人爲長、以相檢察、勿違非違、如有違客來過止宿、及保内之人、有所行詣、并告同保人知」といへる保の意にて、組合の類なり、源頼朝が幕府を開きたるの際に、五家一保の制既に崩れ、家數に關らず、戸の群衆せる所を、普通保と稱し、諸保を總べては、保々といひ、同保相呼びては、保内といへり、なほ後世町々といひ、町内といふがごとし、開闢起原詳かならざれど、吾妻鏡仁治元年十一月廿一日、寛永三年四月廿二日等の條に、保々奉行人といふことあれば、當時既に此職ありしものなるべし、而して其正しく見えたるは、同書寶治元年六月四日の條に「保檢斷奉行等、可被處」

水コ

緩急即之旨、及沙汰云々とあるをばじめとす、なほ其初期には定員なく、臨時に宿老中よりこれを奉行したりしが、將軍藤原頼朝の頃よりして定職となりたり、室町時代には、檢斷のことは、凡侍所の掌る所にして、所司以下これを沙汰し、土地の事は引付頭人をおきて、管したりしが、季世に及びて、保檢斷職をおきたり、(ケンダンシヨク)參看(吾妻鏡、官制沿革略史、武家名目抄)

水コ

水コ 牙(戈、槍、稍、戟、鉞、鉞、棒) 鑿削器に用ふる武器の一種、形は鎗と大差なし、後世専ら佩杖、標槍等に用ふ、秀木の義、秀は、身の長くして、秀でたるの意、木は、柄に木を用ふるが故なり、一既に秀道の義なりともいへり、道は、令道にて、突進するをいふ、(開闢起原)九紀に天璣矛の名見え、また細戈千足國の稱あるを以て、矛が太古より存したりしことを知るべし、爾來矛を使用したること、紀記以下の書に散見せること多ければ、當時、刀鉞弓矢と共に、重用なる武器たりしや明かなり、然れども専らこれを使用したりしは、王朝時代にありしが、なほ王朝時代の末年、即ち源平の頃より以後は、手鏡(アゴコ)參看)のみ普通に行はれたりしが、室町時代に及び、鎗の盛んに行はるるに至りて、遂に衰へたり、されど關八州古戦録に「上杉謙信が從者に手鏡を持たしめしことを載せれば、其頃までは、稱に用ひられしものなるべし、なほ佩杖に用ひたることは、神武天皇が橿原に都し給へる時、饒速日命帥内物部(造)備前(中略)然後物部乃立矛楯大伴來目建(杖)開門、今(中略)四方之國、以觀天位之貴と古語拾遺にあることを始めとなせども、これは隨衛の爲なりしと解せらるべし、尋で文武天皇の二

水サツ

年十一月大會の時に矛を飾りしことあり、儀制令には、儀矛は、太政大臣四竿、左右大臣二竿、大納言一竿と見え、單人式にも、威儀用ふる所の木楯百八十竿(長一丈一尺)と見え、爾來即位、大會等の大儀には、必ずこれを飾ることとなりたり、神幣に用ふることは、神祇令の義解に、矛を住吉神に奉るの事とあれば、古きよりの事に、後世に至り、重なる神社の神寶には必ず此具あり、神與出幸の時には儀杖として使用せり、標槍に用ふることは、成務天皇の五年九月、國郡に道長を立て、鑿邑に稱置をおき、并に標矛を賜はり表となしたることあり、但し此例は右の外になきをおもへば、廣く行はれざりしなるべし、(開闢起原)玉を以て飾りたるもの、赤矛、黒矛(柄を塗れる色によりたる名なるべし)、三叉矛(矛の身が三又あるもの)、木矛(木にて造りたるもの)、鐵槍、鉞尾槍(并に矛の身の形によりたる名なるべし)、花槍(武家名目抄に、儀杖の矛にて、鉞尾に花形を付けたるものならんといへり)、平文鉞(卒の平文なるもの)、長槍(鉞の長きもの、後世の鉞はこれより變化せり)手鏡、其他は多し、詳しくは武家名目抄を見るべし(書紀、古事記、令義解、延喜式、古語拾遺、三代實錄、本朝軍器考、武家名目抄、古事類苑兵部部)

水サツ

水サツ 菩薩 佛經にて、佛の次に位する稱、梵語、菩提薩埵の時、また菩薩摩訶薩、摩訶薩埵、摩訶菩提薩埵とも云ふ、大心衆生とも、大道心成衆とも譯す、大心有りて佛道に入る衆生の義、菩提は佛道、薩埵は大心衆とも云ふ、覺有情とも譯す、一切の有情を覺悟せしむる衆生の義なり、又開士、高士、大士とも譯す(釋名義集、釋氏要覽、佛敎いろは辭典)〇我國にては、奈良朝時代に行基菩薩あり、元亨釋書に、聖武天皇、天平二十一年正月薄飾して戒

水サツ

を行基大僧正に受く、依て勅して行基大菩薩と號す、菩薩號の始めなりと云へども、續紀に「時人號曰行基菩薩」とあるを以て見れば、勸修の號にあらざるべし、此後、神または高僧の僧に、菩薩號を賜へることあり、即ち八幡神に大菩薩の號を賜ひたるが如し、なほ延喜式に、豐前宇佐八幡大菩薩とあり、正安二年四佛寺の僧取尊に、與正菩薩の號を授けり、其後弟子真觀に、與正菩薩の號を授けり(續紀、與正菩薩傳、元亨釋書、本朝高僧傳)

水サツカイ

水サツカイ 菩薩戒 佛敎の戒律の一、菩薩薩埵(大心衆生)の戒律にして、大乘の修行者の受持する戒律なり、梵網經に、十重禁四十八輕戒を以てその戒律となせり、我國には最澄始めて盛んに之を主張し、比叡山に大乘戒壇の設立を企てたり、(カブト)を見よ、この星の白く輝きたるを星白兜、又は白星兜と云ふ、

水シノウチ

水シノウチ 保科氏 松平氏(陸奥會津)の條を見よ、

水シノウチ

水シノウチ 保科氏(上野會野) 尾後守正光を祖とす、慶長六年關ヶ原役の功を以て、貳萬石を加賜せられ、信濃、高遠に移封す、寛永七年弟正貞大番頭に補せられ、壹萬石を賜ふ、二十年正月義子正之、水姓松平に復し(松平氏陸奥會津の條參看)正貞保科の本記を繼ぐ、慶安元年大坂定書に補せられ、壹萬石加賜、上野國會野に移る、前封と併せて貳萬石、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

水シノウチ

水シノウチ 正貞 正景 正賢 正殿 正壽 正富 正率 正徳 正不 正益 正昭

ホシナ

保科正之

幸松廣、私に土津靈神と號す。國德川秀忠の三子、家光の弟、保科正光の養子、母は淨光院阿野の方、神尾氏。慶長十六年五月生る。秀忠夫人淺井氏を憐れて子とせず、武田見性院尼、これを田安邸に迎へて撫育せるを以て、武田氏を冒せり。元和二年、秀忠、保科正光に命じて子養せしむ。寛永八年十月家を調き、信濃高遠の城三萬石を領し、十一月元服して從五位下に叙し、肥後守と稱す。九年十二月從四位下に陞り、十一年七月侍從に任じ、十三年七月出羽國山形城を賜ひて二十萬石を食み、正保元年正月封を陸奥會津に轉じ、二十三萬石を領し、二年四月左近衛權少將に補し、七月從四位上に進む。慶安四年德川家光薨じ、家綱の立つや、未だ幼弱なるを以て、正之遺命により、其輔佐として、執政老臣の上に位し、天下の政を興り開く。十年に及べり、承應二年十月權中將に陞り、十一月正四位下に從る。寛文九年四月二十七日致仕し、十二年十二月十八日卒す。年六十二。儒禮を以て會津磐梯山の南麓見形山に葬る。正之幼より聰明にして、武藝に達し、讀書を好み、會津に封せらるゝに及び、領民の遺憤を除き、米金を恩貸し、社倉を立て、凶荒の備を爲し、孝子節婦を旌表し、貧民瘵疾を賑はし、淫祠を毀ち、俳優を放ち、士民の浮屠に歸し、私に得度するを許さず、會津の地古より車器炮烙の刑あり、正之皆これを除く、其他善政數ふるに遑あらず、大政に參與するに及び、退朝の後、只權密の漏れん事を恐れ、政事と雖も、父子夫婦の間も、其事に及ばざれば、侍臣も聞く事を得ず。故に稱導調和の美事多く傳はらず、されど明暦大火の後、災に罹りし士民に恩貸あるべしとの議ありし時、諸老臣等、府庫の財寶大牛焼失し

ホリ井

たるが上に、更に此事あらんは、國用缺乏すべしとて異議を唱ふるものありしに、正之は、國家の用に、國家の財を施すこと、何の不可あらん、もし府庫にのみ儲蓄せん事の思はば、府庫の財宝に無用のものとなるべしとて、大阪城庫の金銀を開きて賑救せしめ、また寛文十一年居城各所蠶芝生じたるを以て、諸老臣正之に諷し、士民をして、祥瑞を獻せしめんとしたるに、祥瑞の事は、徒らに神性の説を導くのみ、治道の助にあらずと稱して、これに應ぜず。なほ其領國の内に殉死を禁じ、國家禁令の基を開けり、而して少壯の際は、六幅三略を且夕し、釋老書を好みたれども、中年以後は、聖人の道を尊崇し、山崎闇齋を聘して、伊洛の學に心酔し、學府論孟の書を熟覽し、小學、近思錄、通鑑綱目等の書、講説せしめ、病臥と雖、抄讀を廢せず。晩年また吉川惟足の子神道説を信じ、卜部家の神奧を究め、生前に其書を讀み、土津靈神と稱す。神皇正統記、二程治政錄、伊洛三子傳心錄、玉山講義附錄、新編會津風土記、神社記(潘翰譜、徳川實紀 野史)

ホリ井ヘイシウ

細井平州 名は徳民、字は世譽、平洲または如來山人と號す。關西國長門郡那賀の子。享保十三年六月、尾張國知多郡平洲村に生る。壯にして京都に遊び、後、延享年中、秋元漢淵に就きて經史を學び、漢もなくして、長崎に遊び、居ること三年にして、郷に歸る。寶曆元年始めて帷を名古屋に下して生徒に教授し、尋て江戸に赴きて書を講じたり。名聲漸く高く門に入るもの夥ならず。明和八年米澤城主上杉治憲、其博學にして經濟の才あるを慕ひ、聘して賓師となす。平洲即ち米澤に下向し、居ること一年にして江戸に歸りしが、安永中再び下向し、また一年にして

ホリエ

其間治憲を稱導し、教化に務めたる功最も多し。同九年尾張徳川侯平洲を召し、二十人扶持を賜ひ、尋て侍讀となり、明倫堂の督學を兼ね、慶長三百俵を加賜せられ、後更に銀四百石を賜ふ。享和元年六月二十九日卒す。年七十四。江戸淺草天岳院に葬る。詩經古傳、毛鄭異同考、塵芥錄、平洲小語、嘯鳴館詩集、同遺稿、同和文集(先哲叢談)

ホリエイ

細井 細井 細井

ホリエボシ

細島帽子 名は立島帽子の子。細長きいふ。又細立島帽子とも稱す。關西國長門郡那賀の子。享保十三年六月、尾張國知多郡平洲村に生る。壯にして京都に遊び、後、延享年中、秋元漢淵に就きて經史を學び、漢もなくして、長崎に遊び、居ること三年にして、郷に歸る。寶曆元年始めて帷を名古屋に下して生徒に教授し、尋て江戸に赴きて書を講じたり。名聲漸く高く門に入るもの夥ならず。明和八年米澤城主上杉治憲、其博學にして經濟の才あるを慕ひ、聘して賓師となす。平洲即ち米澤に下向し、居ること一年にして江戸に歸りしが、安永中再び下向し、また一年にして

ホリカハウチ

細川氏(肥後熊本) 姓は清和源氏、源義隆の長男、矢田判官代義清の孫、次郎義季、三河國八名郡細川庄に住す。因て家號とす。曾孫顯氏、足利尊氏を助け、軍功あり、九世の孫經子なきを以て、長岡藤孝の長男忠興を養子となす。忠興父に從うて信長に仕ふ。天正八年信長、藤孝父子の功を賞し丹後を賜ふ。依て宮津城を築き之に居す。同十年信長被殺せらるゝや、忠興豐臣秀吉と力を合せて、明智光秀を誅す。其後秀吉に從うて屢々戰功あり。慶長元年九月參謀となり、從三位に叙せらる。秀吉の薨後、忠興、前田利家を説きて、徳川家康と和せし

ホリカ

む、功を以て豊後國杵築城五萬石を加封す。五年十一月關ヶ原の役の功を以て、貳拾萬石を加賜。豊前國小倉城を治む。寛永九年忠利拾七萬石加賜。肥後國熊本城を治む。前封と併せて五十四萬石。十二年精子六歳に偏儀を賜ひ、光尚と改む。爾後子孫偏諱を賜はるを恒式となす。叙爵せられ、肥後守と稱す。正保三年肥後國宇土の懸田三萬石を、旅行季に分封す(旅行季の父を立季と云ふ。忠興の四男なり)寛文六年綱利、肥後國高瀬の懸田三萬五千石を、弟利意に分封す。子孫相襲きて明治に至り華族に列し、宗家は侯爵を、分家は子爵を授けらる(潘翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○輝經

忠興 忠利 光尚 綱利 宣紀 宗孝 重賢 治年 齊茲 齊樹 齊護 昭邦 護久 護成

○立季

行季 有孝 興生 興里 興文 立之 立政 行秀 立則 行眞 行興

○利重

利昌 利泰 利寛 利業 利致 利庸 利國 利愛 利用 利永 利文

ホリカハウチ

細川氏(常陸谷田部) 細川忠興の二男興元を以て祖となす。興元慶長十四年徳川秀忠に仕へ、十五年七月下野國芳賀郡内の一萬石を賜ひ茂木城に治す。元和二年六月大坂役の功を以て、六千石を常陸國谷田部に加賜せらる。前封と併せて壹萬六千石。子孫相襲きて明治に至り、華族に

列し子爵を授けらる(潘翰譜、華族譜)

○興元

興昌 興隆 興榮 興虎 興晴

ホリカハカツモト

細川勝元 名は勝元、法名を龍安寺宗實仁榮といふ。關西國長門郡那賀の子。文安二年管領に補し、右京大夫に任ず。六年四月從四位下に叙し、武藏守を兼ね、享徳元年再び管領に補す。寛正五年八月、これを辭す。應仁元年、これより先島山徳本嗣なりしかば、經政長を養うて子となす。既にして子義就生るゝに及び、政長を襲けて義就を立つ。是に於て政長義就と號を生じ、政長は勝元に依り、義就は山名宗全に依る。故に勝元宗全互に其保護者を授けて相争ふに至り、此年遂に兵を養めて京都に戰ふ。これを應仁の亂といふ。勝元即ち將軍足利義政を擁し、且つ後土御門天皇及び後花園上皇を奉府に奉す。文明二年また管領となる。而して宗全と兵を交ふること數年に亘りてなほ解けず。五年五月陣中に卒す。年四十四(或云四十九)オウニノラン(參看野史)

ホリカハタダオキ

細川忠興 名は忠興、名は忠興、字は忠興、三書と號す。關西國長門郡那賀の子。輝經の養子。關西國初時、將軍足利義隆の命により、族輝經の家を嗣ぎ、室町家にては大外様家に列し、足利氏の滅後、父と共に織田信長に屬し、附近の列とせられ、天正八年父子の功によりて丹波國を賜ひ、八幡山城に治す。十年明智光秀の信長を弑するや、忠興は光秀の女孺たりしを以て、之を招きしと雖も、應ぜず。父と共に京都に入りて齋齋し、異心なき誓ひ、更に豐臣秀吉と協力して光秀を滅さんことを約せり。既にして光秀敗死するに及び、丹後の内光秀

ホリカ

ホリカ



(押花 自奉 忠興)

の押領せし地を賜ふ。爾來豐臣氏に仕へ、戦ヶ嶽、小牧等の諸戰に従ひ、また紀伊の根來被殺寺を討ひて功あり。十三年七月從四位下侍從に進み、越中守と稱し、十六年左近衛少將となる。文藝の役務鮮に渡航して各地に轉戦し、慶長四年石田三成等徳川家康と陣を生じて相争ふや、忠興は、家康に屬したり。五年正月三男忠利を江戸に實と爲す。二月豊後國杵築五萬石を加封せらる。關ヶ原の役、三成の兵と戰うて之を敗り、功によりて三十九萬石を賜ひ、豊前中津城に治し、七年小倉城を築いて移住す。九年參謀に陞る。元和元年大坂夏陣の時、家康の輔輔に參したり。六年閏十二月致仕入道し、正保二年十二月卒す。年八十三(潘翰譜、野史、徳川實紀)

ホリカハフチタカ

細川藤孝 名は藤孝、後ち興一と改む。齋齋して支言といひ、齋と號す。法名を養勝院徹宗支言といふ。關西國長門郡那賀の子。實は三淵時貞入道宗憲の子。關西國天文八年六月元常の嗣となり、始めて將軍足利義晴に近侍し、二十一年四月從五位下兵部大輔に任叙す。永祿八年正月三好長慶等、將軍足利義輝を弑し、併せて其第一乗院門跡覺慶をも害せんとするや、藤孝を聞いて覺慶を奉じ近江に歸り、佐々木義賢に依る。此時覺慶還俗して名を義昭と改む。然るに、義賢心せるを以て、更に轉じて越前に赴き朝倉義景に依りしが、義景も亦恢復の師を擧ぐるに請請せしを以て、藤孝自ら美濃に往いて織田信長に謀る。信長大喜び、義昭を越前より迎へ、尋て兵を擧げて京都に入り、義昭を奉じて

ホツタ

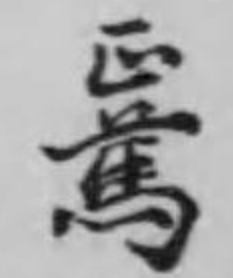
となり、二十年春日局卒するに及び、其采邑三千石を賜ひ、慶安四年八月更に父の遺領の内、下總國守谷の地一萬石を賜ひ、從五位下備前守に任ず、萬治三年十二月奏者番に補し、寛文七年六月上野國安中の城主となりて二萬石を領し、十年二月若年寄となる、延寶六年十二月また五千石を加へ、七年七月老中に陞り、一萬五千石の加封あり、從四位下に叙す、八年五月將軍家綱業して嗣子未だ定らず、而して酒井忠清等は鎌倉の故事に倣ひ、正仁親王を迎へて將軍となさんとすの議を唱へ、哈んど決せんとするに當り、正徳其不可論じて、綱吉を館林より奉じて將軍となす、綱吉の立つに及び、擁立の功を負うて權威一時に高し、八月侍從に任じ、天和元年二月筑前守と改め、重れて五萬石の加封ありて下總古河城に遷り、十二月大老となり、左近衛少將に進む、二年正月また四萬石を加へ、十三萬石となる、貞享元年八月廿八日若年寄綱業正休の爲めに、江戸城中に於て害せらる、年五十一、而して正休を害したるに就きては世説紛々として喧かならざれども、徳川實紀に、拜前代御病中に、宗室重臣等御世つぎを議せし時、正休ひとり衆議を排して、當代を迎へ奉りしは、周勃靈光が功にも劣る可からず、中略、然れば當代に於て其功並ぶものなければ、其權威もまた、誰か其右に出づる者あらんや、其上性剛直にて、政を爲す事、嚴刻に過ぎぬれば、漸進の近臣かたはらに訴ふる事なきにあらず、群下また其峻嚴を懼り、其政を便とせず、恨むるものも亦多かるべし、さて、その上にも、靈光が驍勇せし時の如くならざるを得ず、正徳の上の爲めに忌まるゝを以て、連日食を絶つて憂ひたるよしなり、さりながら此時に當て、大権の久しく居るべからざるの理を思はば、ひたすら跡々の位に在

ホツタ

て、嚴刻をもて、治を一時に速にせんとせしかば、かゝる奇蹟に逢し、これしかしながら自らおきしにあらざるといふべからず、正徳の死後其子正仲、古河より山形に轉じ、また福島に遷され、次第に墓地に轉封せられ、後には家人をも、はぐくむ事も能はず、貧困せりといへり、これを見るに、其形勢は、推して知るべきなり、又正休も河功の事によりて上京せし時、伊藤仁實を招きて、道を問ひし様を見るに、不善の人にもあらじ、且つ此事ありし前夜、正休は正徳の邸にまかり、夜半まで酒飲み、閑談して歸りしが、翌日に至りかゝる事ありしは、如何にもいぶかしき事なりと見えたるは、温言の論なり、蓋し正徳、綱吉の爲めに深く忌む處となりしかば、正休また其意を體して此事ありしものなるべし(徳川實紀、野史)

ホツタ

且つ長藩士手帳律儀を聴して英書を譯せしめ、更に兵制を改革して西洋式を用ふる等、著々として文明を輸入するに苦心せるを以て、やゝ海外の形勢に通ずるを得たり、故に嘉永六年ペリー浦賀に來りて通商を求めし時、上書にて開戦の不可を説き、武備を擴張すべきを諫せり、安政二年十月再び擡でられて老中首座となる、三年十月外國事務專任の命あり、是より主として外交のことに當り、老中阿部正弘と共に企策する所ありしが、四年正弘卒するに及び内治外交の事務悉くこれを所理するに至れり、此時に當り米國領事ハリス下田に來り、新に通商條約の締結と江戸出府の事を迫り、形勢頗る種かならず、而して正徳は開國の免るべからざるを知るを以て、四年群議を排してハリスの出府登城を許し、其十二月を以て、遂に通商條約を訂結せり、是に於て世説紛々として之を難するもの多く、且つ條約調印には強ひ勸計を得べしとの議頗る盛んなりしを以て、正徳は林大學頭等を京都に遣はし、傳奏に就きて奏上する所ありしも、意の如くならざりしを以て五年正月自ら上洛し、關白傳奏等によりて、開國の已むべからざる所以を奏上したりと雖も、京都は諸國の志多く集まり、攘夷論を唱へて、精神間に遊戯したる際なりしかば、朝廷の容るゝ所とならず、條約調印は、重大事件にして、深く嚴重を留まざるべしと故に、今一歴三家諸大名に諮問して奏上すべしといへる諛言を拜し、遂に目的を達する能はずして、四月江戸に歸れり、是より先將軍徳川家定暗愚にして、庶政を親裁するの器にあらざるにより、開國問題は夙に上下の憂ふる所となりしが、當時衆望の歸する所は、一種慶喜にありき、正徳また此議



正徳

ホツミ

ホテイ

に賛し、上洛の時此事に關して朝廷の旨を請ふ所あり、年長の人を立て、繼嗣となすべしとの内旨を蒙り、暗に慶喜を立つべしとの謀議を得たりしが、其歸府するに當りて、幕府の形勢頗に一變し、紀伊慶福を嗣子とするの議既に決し、正徳が歸府の後僅かに三日にして井伊直弼新に大老となり、幕で慶福を立てるの旨は公然として發表せられたり、而して直弼の權勢頗る熾なりしを以て、正徳快々として樂まざりしが、直弼は六月二十日を以て、勅許を俟たずして日米通商條約に調印し、其翌日正徳の登勢を停め、二十三日老中を免じたり、蓋し繼嗣問題に就きて直弼等と意見合はざりしによる、文久元年致仕す、二年松平慶永政事總裁となりて、改革の政を布き、朝命を奉ずるに汲々たるに際し、正徳は、在職中不行届の取計ありしとの故を以て、登居を命ぜらる、四年三月卒す、年五十三(堀田正睦國事勳勞明細書、明治前記、幕末政事家、幕府衰亡論、權臣記事)

ホツケ

ホナミ

ホフ井

ホツミウチ 穂積氏 神別、朝臣姓、臣姓あり、左京に貫す、朝臣系は伊香色雄命より出で、臣系は大木日命より出づ、孝明天皇の時、其先祖朝臣を獻する者あり、因て穂積と號す、天武天皇十二年穂積臣に朝臣を賜ふ、一條天皇の時大舍人朝臣穂積正あり、其族紀伊に居る者、榎本、宇井、輪殿、鈴木等の孫を重家重清といふ、重清龜井六郎と稱す、重家の孫を重家重清といふ、重清龜井六郎と稱す、重家と俱に源義經に従ふ、重家の曾孫重信從りて三河に居り、一宮社司となる、子孫蕃衍す、重家の伯父善阿彌といふ者なり、また三河國加茂郡に居る、其流亦滋し(氏族志)

ホナミノコホリ 穂波郡 關西國筑前國開闢安閑天皇紀に、二年五月置筑紫穂波屯倉、と見ゆ、蓋し鎌倉倉と同時に、之を置きしものなり、關西國和名抄に三坂、葛田、土師、聖樂、穂波等の郷あり、寛知集穂波に作り、元祿穂波に復す、以後之に従ひ「ホナミ」と稱す、明治廿九年嘉麻郡と合して嘉穂郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ホフ井 法位 僧位と云ふに同じ、ソウキキを見よ、

なるを發見し、官の工事に制度を無視して舊尺を使
用するに方々あるべからざれば、従つて此建築物は、
大化以前のものにして、和銅再興説は成立せずと論
断し、平子尙氏は、法隆寺草創考に、天智紀火災の記
事は、聖德太子傳補闕記に見えたる推古天皇朝庚午
年同月同日同刻に斑鳩寺に火災ありし事を記す、斑
鳩寺は即法隆寺なれば、之の火災と、同一にて、天
智紀の分は干支一運を誤りて、此に挿入したるもの
なれば、火災は推古天皇の朝にありしものにて、其
火災は小災にて、天智紀の一層無餘とあるは、前者
の傳文なれば取るに足らず、従つて天智天皇の御代
の火災説、和銅再興説は成立せずと断定せり、喜田
貞吉氏は、この兩説を駁し、前者の大化以前の舊尺
なるを以て、建築物が大化以前なりといふ理由更
なし、舊尺の上に柱を立てんには、舊來の尺度に
従ふは普通例にて、特に關野氏自ら塔の臺階を
以て元祿の改造なれども、柱間の寸法は、尙ほ舊尺
の關係によりて舊尺に従ひ、江戸時代の制度を無視
して、奈良當時の舊尺を採用したるものなるを發
見せられたれば、大化の時と雖も、高麗尺を用ひざ
るの理由なしと論ぜられ、又後者の庚午火災を以て、
推古朝に當てんとする傳層、補闕記は何れも紀年推
算を誤り、信を置き難き俗書にして、書紀は天智火
災を去る最近即五十年前後に出来たる正史なれば、
俗書を以て正史を疑ふを得ず、且つ天智の火災は大
災にして、災後來人寺地を得ざる爲めに、去つて他
寺の遺體に従事したる程なれば、屋無餘は決して
傳文にあらず、又五十年前に肥前の大寺の事變を記
するに傳文は用ひられずと論じ、和銅元年詔作法隆
寺」とある七大神年表及び伊呂波字類抄の和銅年中
造立の記事は、絕對に信じ難きも、其主要部は成功

ホフリ

せしと見做を得ると説きたり、また久米邦武氏は、
書紀は河村秀相の説に従ひて、法隆寺焼燬より十
二年後に出来たるものなれば、尤も信用すべきもの
にて、七堂伽藍の遺存したるものを、一層無餘と誤
記する理由なしと喜田氏に賛し、猶ほ進んで、續紀
に「靈龜元年六月癸亥、設齋於弘福法隆二寺」とあ
るにて、再述せられたる確證なりと云へり、爾來、
互に辯論攻撃して決定せず、然して再述説は専ら史
家、非再述説は専ら藝術家によりて唱へられたり(猶
此争に就いて、委しきことは、建築雜誌二百十八號、
史學雜誌十六編の二、歴史地理七編の四より八編一
迄を見よ)天平十年二月を施入す、天平勝寶元年
閏五月、綿綿布及び絹十萬疋、懸田一百町を寄せ、同
七月五百町を寄せ給ふ、後ち屢々修理を加へしが、
東院破壊甚しきを以て、貞觀元年僧道詮の請により
て、平群郡水田七町四段を寄せて修理の用途とす、
同十年維摩會最勝會を再興す、後ち源平兩氏の争亂
を経て、衰頹破壊せり、文治二年十二月廿三日
の法隆寺文書に「抑當寺者、上宮太子建立、救世觀
音聖跡、佛法最初伽藍、日域精舍與基、積六百箇歲
之星霜、破壞頹倒無餘、後留所太子學内御舍利、并
妹子將來妙安安置之積舎許也」と見えたるにて、知
るべし、天福元年金堂東間の天蓋を造る、鎌倉時代
大修繕を加へ、慶長九年片桐且元また請堂を修繕し、
元祿九年將軍德川綱吉の生母桂昌院、本願主となり
て更に大修繕を加へ、以て本日及び、地内凡二
萬三千坪、東西の二院に分る〇四院、金堂、講堂、五
層塔ありて、步廊之を繞り、正面に中門南大門あり、
後に上御堂あり、西に三經院、西御堂、東に聖德院、
綱封院、食堂等あり〇南大門、正門にて永享六年火
災に罹り、十一年再建す〇中門、南大門の北方百間餘

ホフリ

にあり、棧門制にて、桁行六間六尺、梁行四間二尺、和
銅年間作れる二王聖像を安置す、樓上に孝謙天皇
の勅額と稱する百萬塔數百基あり、金堂五重塔と共
に、藝術家の推古式と稱するものにて、木造建築中最
古のものとする〇金堂、中門、北方、西院の中央に在
り、桁行九間二尺、梁行七間四尺、四方重層にして
雲階あり、高さ曲尺五丈八尺五寸、東西十二間四尺、
南北十一間の灰石壇の上に建つ、特別保護建築物た
り、内壁には、寺傳鳥佛師、疊殿の筆と稱する繪畫あ
り、西壁は阿彌陀の淨土、東壁は寶生佛の淨土、北
東壁は藥師の淨土、西壁は釋迦の淨土を畫けり、佛菩
薩の像は各一丈七尺内外の大作なり、今剥落せり
と雖も、色彩尙ほ燦然たり、内陣土壇の上には、南面中
央に木尊金剛釋迦如來坐像(一丈四尺五寸)脇土金
剛藥王彌上菩薩(各二尺八寸七分)あり聖德太子御生
前の尊願により、御母及び妃の冥福を祈らん爲に、
鳥佛師をして作らしめしものにして、本尊背に銘あ
り、造佛の由來を記す、東には金剛藥師如來坐像(一
丈二尺五分)脇土金剛日光菩薩立像あり、太子
の御父用明天皇の御爲に作らせ給ひし最初の本尊に
して、鳥佛師の作と云ふ、西には金剛阿彌陀如來坐
像(二尺六寸)あり太子の御母の爲に作らせ給ひし
ものにして、承應二年盜難に罹り、今は貞永元年
佛師廣時、銅工平國文の造る所なり、土壇四隅に四
天王像(各四尺)あり、其内四方天光背の銘に「山口
大口費上而次木閉二人作也、又一體には、藥師德保
上而嚴師到古二人作也」とあり、山口大口費は孝德
天皇の朝の人なり、この外佛師の優秀なるもの多し、
百濟流來と傳ふる虚空藏立像(七尺四寸)は最古のも
のなり、文殊菩薩、日光月光、觀音勢至、觀音菩薩
立像、彌勒坐像、地藏立像、普賢延命坐像、多門天

ホフリ

吉祥天立像等あり、玉龜厨子は木造にして、椀で高
七尺八寸、臺座高一尺、廣四尺五寸、須彌座高三尺
一寸、其上に宮殿を置き、屋上の鴉尾まで三尺六寸、
四方は密陀輪にて經説を描き、鉸具は唐草の透彫に
て、其下に金花虫の羽を敷詰めて裝飾となしたり、
故に玉龜厨子と稱す、傳に推古天皇御持佛の厨子と
云ふ、橋夫人三千代念持佛厨子は、高八尺八寸、彌
陀三尊を安ず、共に無類の名品なり、天井に鈎る所
の天蓋の内、四方二箇は、鳥佛師の作と傳へ、東方
のは天福元年造る所なり、金堂の圓は、建築の條の挿
圖を見て知るべし〇五重塔、金堂と相比びて西に時
つ、高二十五間、四方各五間半、東方文殊維摩坐
像、化菩薩、南面に彌勒脇士眷屬の像等あり、西面
に釋迦金棺寶塔羅漢等、北面に釋迦涅槃像文殊彌勒
菩薩維摩居士、羅漢等五十餘體あり、いづれも塑像
にして鳥佛師の作と傳ふ〇講堂、金堂五重塔の後に
あり、東四十三丈四尺、南北七丈七尺、延長三年雷火
に燒失し、今は正曆元年京都法性寺の普明院を移
し建つ、藥師如來脇士、日光月光、四天王を安ず、左
右廻廊に鐵樓經藏あり〇上御堂、舍人親王の本願に
て、今は應長元年の再造なり、釋迦、脇士文殊、普
賢四天王を安ず〇四圍堂、俗に峰藥師と稱す、橋夫
人の本願と稱す、本尊藥師(傳行基作、長八尺十二
神將(傳運慶作、長各二尺五寸)を安ず〇聖德院、東
方にあり、聖德太子の影殿なり、太子坐像、山背大
兄王、噴栗王、英田王、惠慈法師像、如意輪觀音、地
藏等あり、皆名作なり〇綱封院、聖德院の東にあり、
當寺の古庫なり、金鋼の釋迦文殊坐像、誕生釋迦、
觀音數尊、峰藥師胎内佛、木造の九面觀音(沈香
木、傳聖德太子作、高一尺二寸餘、最も精巧なり)善女
龍王、乾漆の彌勒等の優秀なる佛像、繪畫に孔雀明

ホフリ

王、小野妹子筆と傳ふる毘沙門天像、星叢茶羅圖、五
尊像、扇面古寫經、蓮花水鳥圖屏風(傳巨勢金剛筆)
等珍品寶什枝學に遺あらす〇東院、上宮王院と號し、
西院の東五間許にあり、聖德太子在壇宮の舊址なり
しを、藤我入鹿の爲に燒亡せられ、後ち行信僧都天
平十一年創立す、四方廻廊を繞らし、西に四足門、南
に禮堂南門あり〇夢殿、八角圓堂(高三丈九尺、徑五
丈六尺、聖德太子の宮址なり、天平十一年創立當時
のもの、特別保護建築物なり、本尊救世觀音(六尺
五寸)聖德太子作と傳へ、古來より佛師たり、前立聖
觀音あり、又行信坐像(乾漆)道詮律師像(塑像)等
を安ず、皆國寶となる〇武德殿、夢殿の北方にて輪
殿とも云ふ、本尊金剛聖觀音(鳥佛師作)又夢達觀音
殿とも云ふ、聖德太子七歳の坐像、聖觀音像あり、本
殿の繪障子は奉養眞の筆なりしが、明治二十年宮内
省に獻納す、今は天明四年吉村周圭の畫く所なり、
其東に舍利殿あり、舍利を安置す〇傳法堂、繪殿の
北方に在り、天平十一年の建立にして、特別保護建
造物たり、九品彌陀三尊の乾漆像、梵天帝釋天等の像
を安置す、皆國寶となる〇鐘樓、傳法堂の西に在り
(書紀、續紀、流記實財帳、太子傳略、補闕記、法皇帝
說、古今目錄抄、法隆寺別當記、七大神巡禮記、元亨
釋書、大和巡、法隆寺草創考、國寶目錄)

ホフリ

講に准せしめたり、光仁天皇立ち、道鏡左遷せらるゝ
に及び之を伴む(法臣、法參攝等亦同じ)以後また此
稱を設けず(續紀)

ホヘイガシラ 歩兵頭 關西江戶幕府の
職名、歩兵一レンメント隊の指揮を掌る、數名あり、
弘化年間には十餘名ありき、二千石高、老中の支配に
して歩兵奉行に隸屬す、歩兵頭(歩兵一メイロン
隊を指揮す、千石高、老中の支配、文久二年十二月新
置)ありて、これに隸屬す、歩兵差圖役(八十
俵高、扶持持、文久三年正月新置)、歩兵差圖役下役(八
十俵高、扶持持、同上新置)、四圍御用文久二年
十二月朔日(はじめて)これをおき、講武所奉行松平仲
を補補せり(文久紀事、海軍歴史、續徳川實紀)

ホヘイフキヤウ 歩兵奉行 關西江戶
幕府の職名、歩兵アリガテ隊(レンメント三四隊
相合するもの)の指揮を掌る、數名あり、三千石高、
老中の支配なり、歩兵奉行(二千石高、老中の支配、
文治元年六月新置)、歩兵頭(ホヘイガシラ)參看)あ
りて之に隸屬す、歩兵差、役(三百俵高、小隊を
指揮す、頭取ありて之を統ぶ、頭取は四百俵高、中隊
を指揮す、井に文久三年二月九日新置)、歩兵差圖役
差(二百五十俵高、第一級中隊を指揮す、同上新置)、
歩兵(百五十俵高、十人扶持)〇歩兵は旗下の士の采
邑より、専ら壯漢なるものを徴して編制せり(關西)
關西文久二年十二月はじめてこれを置き、勘定奉
行小栗忠順をして兼務せしめたり(文久紀事、海軍歴
史、續徳川實紀、吹塵録、太平年表、續中興要)

ホマレ 譽 軍隊の時、軍功に就いて稱する詞、
これに次ぐ軍功を覺といふ、鎌信流に、殿後、一番
鎧、關首、將凡返、將附一番乘、先懸、せき留を譽
し、一、一番首、もき打、鐵直し、乗切、鎧下、鎧詰、

ホヘイ

ホマレ

ホニアー—ホニイ

場中のかせぎ、防矢、中入、守直し、場中の勝負、二番...

ホニアミクワウエツ 本阿彌光悦

ホニ井 品位 位階(キカイ)を見よ

ホニ井ノサダイジン 本院(キヤウ)を見よ

ホニインバウ 本因坊 江戸時代、圍碁を...

以て幕府に仕へ、其家元たるものが、代々唱ふる稱呼...

ホニク

ホニクジ

本公事 江戸時代に於て、利金を生ぜざる金貨物品等...

ホニクワウウヰン 本光院

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イソノカミテラ)を見よ

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イソノカミテラ)を見よ

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イソノカミテラ)を見よ

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イソノカミテラ)を見よ

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イソノカミテラ)を見よ

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イソノカミテラ)を見よ

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イソノカミテラ)を見よ

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イソノカミテラ)を見よ

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イソノカミテラ)を見よ

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イソノカミテラ)を見よ

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イソノカミテラ)を見よ

ホニケ

と共に鞍作鳥を佛工として、銅鑄丈六佛通各一鉢を造らしむ...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上...

ホニケ

の領主領家(リナツケ)が、優勢者の權威を假りて、自己の所領を保全せんが爲に、其土地より出づる所當の一部を寄進して、土地の名義上の支配者となしたる者なり...

ホニケイチャウ 本系帳

種、一門族毎の系譜たる門文を總て集めて、其本系を明かにせるものをいふ...

ホニサ

社の祝部氏人をして、三年に一度本系帳を進せしむるの制を定められき、系譜(ケイフ)を參看(日本後紀、三代實錄、氏族考、古事類苑姓名部)...

ホニサ

寶水の比呂原新大和本草を著し、始めて彼我を對照して物産の事を知りたり、然れども多く之を書冊上に得て、未だ實験を得ざりしに、續生若水、阿部將翁出づるに及び、奮習を一洗し、耳目を更張し、本草終に一學科と爲る...

ホシヤ

ホシヤ 本山 寺(テラ)を見よ、
ホシヤ 本司 地頭補任以前の領主を云ふ(沙汰未詳)

ホシヤウチ

本庄氏(丹後宮津) 姓は有道齋、別當大夫弘行五世の孫太郎家長、武藏見五郎本庄に住す、故に氏とす、九世宗満、足利義満に庇近し、世々室町將軍家に仕ふ、五世宗長三好方人として堺郡代となる、次男宗誠、松永久秀に屬し、大和の郡代となる、天正十一年攝津に警居す、其孫宗正山城山科に住し、二條康道に仕へ、寛文八年四九の小姓となり、慶長五百石を賜ふ、其後慶長加封ありて、元禄五年常陸國笠間城に治し、四萬石を領す、十五年實後武高石加賜、遠江國濱松城を治む、前封と併せて七萬石、寶永二年家就松平を賜ふ、實嗣の時、享保十四年三河國吉田に、寛延二年遠江濱松に移封す、寶曆八年實昌の時、丹後宮津城に移る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜家傳)

ホシヤウチ

本庄氏(美濃高富) 本庄宗正の男道芳を祖とす、道芳二條康道に仕へ、諸大夫となり、宮内大輔に任じ、北小路と稱號す、慶安年中義録の縁を以て、徳川家綱に仕へ、本庄に復す、慶安四年二千石を賜ふ、寛文二年二千石加賜、寶永二年道草六千石加賜、家就松平を賜ふ、前封と併せて七萬石、三年美濃高富に移封し、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜)

ホシヤ

○道芳 道高 道章 道矩 道倫 道堅
道信 道揚 道利 道昌 道貫 道美

ホシヤウチ

本成寺 關西後醍醐天皇
本成寺村○山城長久山郡日蓮宗、本成寺派の總本山也、永仁五年僧日印之を創建し、初め青蓮寺と號す、後本成寺と改め、嘉慶二年此寺を以て、本門三大秘密の根本道場となす、光明天皇以來歴朝の勅願所と定めらるると云ふ、初めは三條城主山吉孫次郎長久大權那となり、寺領若干を寄附し、次で上杉清房等の諸侯亦た信仰淺からず、門末諸國に多し、江戸幕府の時朱印三百石を有せり(日印上人傳記、名寄北越雜記、和漢三才圖會)

ホシヤウチ

本成寺派 日蓮宗の一派、日印を祖と爲す、總本山本成寺を祖本山とするがゆゑに名づく、勝劣派の一分派なり、法華經中、前十四品を述とし、後十四品を本とし勝とす、また本門の中にも、涌出品の「爾時釋迦牟尼佛告彌勒菩薩より、分別功徳品前品の此までを勝勝とす、是即ち勝品と前後の二半は、本有常住を明かにして、始成を存せざるが故なり、かくのごとき勝劣ありと雖も、本門開會の意に住して、一部八卷二十四品を讀誦し、或は方便品勝品を讀誦するを以て皆助行とし、本門勝品品の肝要、南無妙法蓮華經を唱ふるを以て正行とす、是即ち勝の本述を一致とし、或は本述絶絶の題目といひ、或は本述勝正等と立る義に同じからず、京都本願寺を本山と稱し、末寺百八十箇所あり、明治九年二月一派を別立し、三十一年法華宗と改む○日印は越後國三島郡三條の人、俗姓は朝倉氏、摩訶一阿闍梨と號す、日朝門下九老僧

ホシヤ

の一人なり、文永元年生る、後同郡石淵村青龍寺天台宗の智觀に學び、永仁二年鎌倉に赴き、壽宗を捨て、日朝の門に入り、五年越後國蒲原郡に青蓮華寺を營み、徳治元年また妙蓮寺を創む、正和三年日朝を青蓮華寺の初祖に仰ぎ、且つ山門の號を請へるを以て、日朝は長久山本成寺と改めたり、嘉慶二年本成寺を、本門三大秘密の根本道場と定め、本成寺置文を撰述して之を越後に送る、三年十二月二十日鎌倉(或云妙蓮寺)に寂す、年六十五、妙蓮寺に葬る「ニチレンシユウ」參看(佛敎各宗綱要、通俗佛敎各宗綱要)

ホシヤ

本所 庄園に於ける庄官及び庄民が、自己の支配者を呼ぶに用ひたる稱呼、故に本家を、領家をも、本所と稱したり、蓋し公式令に「凡訴訟皆從下始、各經前人本司本屬」とありて、解義に「謂官經本司、白丁經本屬」とある、本司本屬の本と、其義を同するものなり、貞永式目に諸國地頭令「押留年買所當一事、右押留年買之由、有本所之訴訟者、遂結解可謂結定、云々」とあり、又令抄に、本所とは領家也、元來の領主と云ふ也と見え、新編追加所收の寛元元年八月三日の關東御教書に「諸國御家人、爲領家進止之所、御家人役事、御家人相傳所帶等、雖爲本所進退、無損於被改見者云々」と見えたるは、領家を本所と指したる例なり、なほ同書正應三年十月十六日の御教書に「本所并國司領家所當年買事」とあるは、本家を本所と云へる例なり、嶺「ホシヤウチ」リヤウケと參看、
本所奉行 關西江戶幕府の職名、本所深川の民政、并に宅地、道路、橋樑、水道等を掌る關西關西高治三年三月はじめて之をおき、徳山重政、山崎重政の二人を補したりし

ホシヤ

ホシヤ 親久
親久 苗親 豐親 親房 親廣 親道

ホシヤ

ホシヤウチ 本多氏(近江膳所) 本多定助

ホシヤ

ホシヤウチ 本多氏(三河四境) 本多經殿
助康後の二男忠相を祖とす、元和元年大坂の役徳川秀忠に隨ひ功あり、同年十一月小姓となる、二年三河國碧海郡にて采地千石を賜ふ、六年從五位下に就し、美作守に任ず、其後慶長加封ありて、書院番頭に進み、寛永十年五月安房國安房郡、上總國周准郡にて三千石を加へ、都て八千石を領す、天和二年忠將、千石を上野國新田郡及び下野國安蘇郡に加賜せらる、元治元年、忠寛、警察の勞を以て、壹萬五百

ホシヤウチ

が、享保四年四月廢し、宅地に關する事は、普請奉行、道橋、水道に關することは勘定奉行、一般民政に關する事は、町奉行の支配に移したり(市伊勢雜錄、寛政類聚、吏職附録、徳川實紀、徳川禁令考)
ホシヤウチ 凡僧 傳燈大律師位の僧を云ふ、僧綱に對する稱なりとも、或は僧綱以下の稱なりともいへり、關路新録には、凡僧とは、法橋、寺主、維那以下を云ふ也とあり、されど承和七年十二月の官符に、傳燈大律師位眞紹を小別當と記せるを、東實記に「私云、承和七年實憲僧都寺務之時、眞紹(子時凡僧)補小別當、又檢書記、眞濟僧正弟子春孝大律師爲最初凡僧別當」とあり、又拾芥抄に、傳燈大律師位(或傳師凡僧)とあるを見れば、傳燈大律師の僧を、凡僧と云へるが如し、弘安禮節には六位に准せざるし見たり、

ホシヤウチ

本堂氏(常陸志波) 姓は源、頼朝の庶長子忠頼を祖とす、その孫忠政、出羽國仙北中郡本堂の城を治む、よりて本堂氏を稱す、寛永二年實親常陸志波にて八千五百石餘を賜ふ、正保二年實親、領知五百石を弟伊織親澄に分與す、子孫相繼ぎ慶應の末年大名に列し、一萬五千石を領し、明治に至り華族となり男爵を授けらる(家譜)
○忠頼 忠朝 忠政 忠義 義次 義胤
義章 義通 久遠 義安 義房 義親
頼親 朝親 忠親 茂親 榮親 玄親
伊親 苗親 豐親 親房 親廣 親道
親久

ホシヤウチ

本多氏(三河岡崎) 姓は藤原、九條兼通十一世の孫二條家滿の孫中務秀豐、豐後國本多に住し、本多右馬允と號す、依て氏を稱す、其男助定、足利氏に屬し、建武三年尾張國根柢栗飯原兩郷の地頭となり移住す、五代定朝、東三河實直伊奈村に城を築き代々これに住す、五世の孫平八郎忠勝、徳川家康に仕へ、勇武剛膽にして屢々武功あり、天正十八年上總國十萬石を賜ひ大多喜に住す、慶長六年關ヶ原の功を以て五萬石加賜、伊勢國桑名城に移り、次子忠朝に大多喜五萬石を賜ふ、元和三年忠政、大坂役の功を以て五萬石加賜、播磨姫路に移る、前封と併せて二十萬石、寛永十一年政勝、大和郡山に移封、承應二年、嫡子政長に大和國三萬石を、同次子政信に一萬石を分封す(政信、郡山に治す、後寶七年忠英の時播磨赤松に轉封し、明治に至る、後に山崎と改む) 延寶七年忠國六萬石加賜、陸奥福島に移る、寶永元年忠孝、越後村上に移り、六年除封、更に族忠貞に五萬石を賜ふ、七年三河刈谷に移封、正徳二年忠敏下總古河に、寶曆九年石見濱田に移封、明和六年忠順、三河岡崎に移封、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、何れも子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

ホシヤウチ

○忠勝 忠政 政朝 政勝 政長 忠國
忠孝 忠貞 忠敏 忠直 忠敬
忠顯 忠考 忠民 忠直 忠敬
播磨山崎(一萬石)
○政信 忠英 忠方 忠長 忠義 忠可
忠居 忠敏 忠朝 忠明 忠誠 忠吉

ホシヤウチ

の次男正時を祖とす、四世忠俊、三河國實直郡伊奈村を領す、國人是を伊奈の本多と稱す、徳川家康に仕へて屢々軍功あり、永祿七年忠次、吉田城攻落の功により五千貫の地を賜ふ、天正十八年慶隆、下總國匝瑳郡小碓郷五千石を賜ふ、慶長六年、關ヶ原役の功によりて三河西尾城に治し、一萬石を領す、元和三年大坂役の功にて一萬石加賜、近江膳所に移る、後次の時屢々加封移せられ、六年に三河西尾、寛永十三年に伊勢龜山に、慶安四年に近江膳所に移り、前封と併せて七萬石を領す、延寶七年慶慶、次子忠恒に近江の地一萬石を分封す(叙爵して伊豫守と稱す、享保十七年忠統、伊勢神戶に移封、延享二年五千石加賜) 子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、何れも子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)
○忠俊 忠次 康俊 俊次 康長 康慶
康命 康敏 康桓 康政 康伴 康臣
康完 康誠 康顯 康振
伊勢神戶(一萬五千石)
○康將 忠恒 忠統 忠水 忠興 忠裕
忠升 忠康 忠實 忠恕 忠謙

ホシタ

實に教年前より正統命を拜し、備前等と共に、故實典例を考案酌して議定せし所なり、元和二年家康公に及び、遠命により、日光山終焉の事より、三家に遺物分配等の事な沙汰し、尋で江戸に移る、執政の如し、元和五年加封して、宇都宮十五萬石を賜ふ、宇都宮はもと奥平忠昌の領にして、其祖母は家康の長女秀忠の姉なり、世に加納殿といふ、正統が懐に大封を得て、奥平家に代り、要害の地を賜ひしを惜み、正統と遂に相訾はざるに至り、而して正統は、此時私に鐵砲を弄に注文し、尋常の荷物の如くに製ひ、中山道より送附せしめたり、七年に至り、明年秀忠日光社参あるべき筈なりしが故に、新に宇都宮に殿舎を營み、且懐を以て二三所を改築せんとし、其工を起したりしが、會々前年幕府より諷諭せしめられたる根拠同心等、正統に臣從せず、又營繕にも出づるを許せず、暴行あるに至りしかば、其巨魁數十人を誅したることあり、既にして八年四月秀忠日光社参を畢へ、歸途宇都宮に宿るべかりしに、奥平の加納殿より急使を以て、正統謀叛を企て、將軍を就せんとする由の風聞を訴へしかば、急に路を轉じて江戸に歸り、井上正就を宇都宮に遣はし、城内を點檢せしめたり、然るに謀逆のことは説傳なりしも、密に鐵砲を輸入し、また根拠同心を誅し、且つ幕府の許可を得ざる本丸の石垣を修築したる等のこと露はれしかば、秀忠大に怒、正統を出羽國由利に配流し、厨料五萬五千石を賜ひし、正統幽閉して之を受けざりしを以て、更に佐竹義宣に預けらる、寛永元年四月横手に遷り、十四年三月關所に卒す、年七十三(番附譜、徳川實紀、野史、史學雜誌「本多正統改易始末」)○按ずるに正統は、父子相並びて權要の地にあり、威勢熾んたりしより、自ら諸人の贊成を

ホシチ

招きたるのみならず、父子共に維幕の謀臣として功勞ありし、武功なかりしが故、兵馬の衝に出入したる宿將と相容れざるの傾きあり、即ち文勳派と武勳派との軋轢を免れざりしなり、加ふるに永く老職に居りしが爲め、やゝ秀忠の厭ふ所となりしものなるべし、此時に當り加納殿との衝突ありしは、火に油を注ぎたるが如きものにして、其敗亡する所以のもの、決して一朝一夕の故にあらざるなり、
ホシチス井ジャクセツ 本地垂迹説
關中自古以來、僧徒の或一派が主唱したる神佛混合説なり、其説く所は、本地即ち無始無終の絕對的な佛に、權りに人間界に化現して、衆生を濟度せんが爲めに神と顯はる、故に我國の神祇は、其本源を尋ねれば、皆佛菩薩にして、佛も神も歸する所は同一なりといふにあり、按ずるに天台宗の教義に本跡二門あり(本は本地本體の義、跡は垂迹の義)釋迦牟尼が久遠實成の本地本體を開發して、今の釋迦牟尼となり、垂迹八相の化用をなすことを論明せり、我國に天台宗の教義の流傳するに従ひ、此教義を應用して、神佛調和を圖り、遂に佛は本地にして權りに跡を垂れて神となりたりと説くに至りし者とす(關中僧徒の神佛調和の思想は由来する所久し、太子傳層に厥戸皇子が養して、諸佛世尊、其道微妙、諸神國之不二救世佛と云へると見えたり、傳層は後世の書なれば、之を以て事實を證明し難しと雖、當時既に一部の佛敎家の間には、此種の思想ありし者なるべし、奈良朝時代に入りて遺教の思想は漸く膨脹し、東大寺聖德太子に引ける大神宮禰宜延平(承和二年に禰宜となれり)の日記には「天平十四年十一月三日、右大臣正二位權朝臣藤原爲房、奉入伊勢大神宮、天皇御願寺、可被建立之由、所被祈也、爰特勅使歸

ホシチ

參之後、同十一月十五日、示現給、帝皇御前王女坐而、放金光、宣々、常朝(神國ナリ、尤可奉、欲、仰神明、給也、而日輪者大日如來也、本地者虛舍那佛也、衆生者悟解此理、當歸三依佛法云々)御夢覺給之後、彌堅固道心發給、始企三件御願寺、給也、謂三東大寺、是也とあり、此日記いふ傳はらざれば頗る疑あり、次に大神宮雜事記、元亨釋書等には益々此事實を數演し、特に元亨釋書には、天平十三年行基勅を拜して大神宮に詣り、七日の間參籠して、託宣を蒙りたりと記せり、是等の記載は、後世の傳説にして、當時の事實となすべからず、然れども東大寺の大佛遺立に際して、宇佐の八幡大神の託宣により、其冥勅を仰ぎたる事は、天平勝寶元年十月の宣命に「天皇御命坐申賜申、去長年河内國大縣郡カ智藏寺、坐虛舍那佛、則朕亦欲奉造、思、得不爲之間、我身草木土、無交、障事無交、在坐、勸誘、成、歡喜、余食云々」とあるにて明かなり、同十三年閏三月二十四日に、宇佐八幡大神に最勝王經法華經を納め、度者十八人を置き、且つ三重の塔を遺立して、前年以來の新廟に遷せり、尋で宇佐八幡大神の神宮寺を建立し、天平神護二年七月二十三日に至り、使を伊勢大神宮に遣はして、丈六の佛像を遺立し、且つ大神宮寺を建立せしめ、神護景雲元年九月十八日には、宇佐八幡比咩寺を建立せしむ、是に於て宇佐八幡大神の神宮寺は二所あり、この後續社の神宮寺陸續建立せられたり、是等は神佛調和の思想が、事實として現はれたる者大の何なり、奈良朝時代の末より平安朝時代に入りて、此種の思想は益々膨脹し、神の佛の教誨を請はんとすと云ふに至る、多度

ホシチ

神宮寺實財帳に「予時在入託神云、我多度神也、吾經久劫、作三重罪、乘受三神道、今冀、永爲、神身、欲歸三寶云々」とあり、又武智麻呂傳、夢中の神告に「吾因宿業、爲神固久、今欲歸三依佛法、修行福業云々」とあるなど、其思想の一斑を見るべし、佛敎より見れば、佛を除いて、諸菩薩以下皆速界の衆生なれば、諸神が亦佛に歸依すること當然なり、既に諸神が佛に歸依すれば、佛敎上の待遇をなすの必要ありて、菩薩號を附すこととなり、延暦の頃宇佐八幡大神を大自在菩薩と號したること、三代格大同三年七月十六日の官符及び扶桑略記等に見ゆ(後ち國靈驗威力神通大菩薩、靈國靈驗威力神通大自在王菩薩等と號したり)、これより神に菩薩號を稱したるもの甚多く、神前に讀經するとまははじまれり、斯の如くにして神佛の調和は、益々明白なる事實となれるも、未だ本跡二門の教義を以て、解釋したる者なかりしが、最澄台宗を傳へ、延暦寺を開創するに當り、大三輪神を勸請して守護神となし、且つ數部書を作りて、神佛の調和を説明し、本迹二門の教義を以て、解釋したりと云ひ傳ふるも、甚信じ難し、最澄の作と云ひ傳ふる山家要略、三賢住持集、神道深祕等の書は、皆最澄に名を托したる後人の偽作なり、貞觀元年八月、延暦寺の惠光の奏請により、延暦寺年分度者二人を置き、賀茂神春日神の爲め度せり、其時惠光の表文に「皇覽、物、且實且權、大士垂迹、或王或神云々」の語あり、是れ始めて本迹二門の教義を以て解釋せるものなり、また承平七年十月四日太政官廳の中に「彼宮此宮、雖三其地異、權現菩薩、垂迹猶同云々」の語あり、(石清水八幡宮司田中氏文書)尋で寛弘元年十月十四日大江匡衡の願文にも、只持點田權現之垂迹云々の語ありて(本朝文粹)本地垂迹

ホシチ

の説漸く多し、なほ本跡二門の眞縁の條に「生身之佛即八幡大菩薩謂三其本體、則四方無量壽如來」と見え諸佛を以て一々神に配するとも平安朝時代の末期より行はれたる而して春日社社記に載する承安五年三月春日大明神の御體本地の注述に「春日大明神御體本地事、一宮鹿島武甕神、二宮三朝來觀音、三宮香取壽主神、藥師如來、三宮平國天兒屋根命、地藏菩薩、四宮會殿姫神十一面觀音、若宮、文殊師利菩薩云々」とあり、鎌倉時代以後には此の如く本地垂迹相配すること益々盛となり、諸書に散見する所極めて多く、室町江戸兩時代もまた然りしが、維新の際神佛混同の弊あるに及び、其説自ら衰ふ、ウシゲカシ、ウシマキ(參看「史學雜誌」本地垂迹の起源について)ホシチン 本陣 (一)大將が在營せる陣所(二)江戸時代、諸大名が江戸へ往還の時、旅宿に宛てたる諸陣の旅館をいふ(三)一軍の首將が、旗本を擁して居る所にして、即ち本營なり、保元物語に「下野守本陣に歸りて、物の具ひししと問ひ云々」とあるを初見とす(四)は大名の宿泊する家にて、一宿所に一箇所づゝあり、また本陣といふあり、本陣の準備に宛つるものにして、大諸侯等供人多く、悉く本陣に宿泊し兼ねる時の用に供ふるなり、賜とは副の儀なり(武家名目抄、風俗叢書「幕府年中行事」)
ホシテウケンキカウ 本朝軍器考
關西十二卷、附圖二卷、集古圖説と稱す(故實叢書に收む)旗幟、金鼓、箭、弓矢、弩砲、火器、牙槍、銀刀、甲冑、齒、鞍轡に分類して、軍器の制度、起源沿革等を詳説し、文獻の徵するに足るもののみ擧げれば、昔く世に行はる、附圖は神社佛閣等に秘藏したるものを集めたるものにして、本文と併せ見れば、尤も參考とするに足る、刊本は九冊、外

ホシチ

に序目一冊、附圖(即ち集古圖説)四冊あり、寛永六年の日下部景行の序、享保七年の安積清泊の跋あり、又元文元年の新川元成の序あり、翌二年梓行したりと云ふ、叢書本は本文附圖各一冊とせり(關西軍器考首書、同標、同増註、同考、同補正評(以上伊勢真丈著)、軍器考補正(土肥經平著)、軍器考餘(宇治因忠著)、關西新井白石(本朝軍器考、故實叢書本編書))
ホシテウセイキ 本朝世紀
二十四卷、或は十七卷あるものあれど、何れも欠本にして、第八卷に収めたるものは、尤も容量に富みたれども別に卷数を分たす(關西軍器考、關西通鑑、六國史の後を繼がんとして、宇多天皇より近衛天皇に至る時までの事實を、漢文にて編年體に記述せるものにして、宇多醍醐二代は新編史を主とし、朱雀以後は外記日記を主とし、旁ら江記、左記、大内記、長光私記、伊通補記、成通補記、以隆記、助正記、藏人記及び系圖等を採録して編纂したり、而して御書始の儀、冬至賀表、正倉院開封、雅仁親王(後白河)の若宮が、美福門院の養子となりたる事、平將門藤原純友の叛亂、源爲善、平忠盛、同清盛等の歴等は、此書によりて其一斑を窺ふべく、誠に中古の好史料とす、今現存する所は、國史大系本によれば、朱雀、冷泉、華山、一條、三條、後一條、後冷泉、堀河、近衛等御宇九代の一部分にして、三十四年に渉る記事あり、猶ほ外に伴信友の年中行事抄、御座部類等より抄出せる、宇多、醍醐、一條、後一條、後鳥羽天皇御宇の極めて少部分を取めたり(比古齋衣、史學雜誌「本朝世紀考」)
ホシテウツガン 本朝通鑑
三十卷、關西通鑑三年、神代の事を記し、正編四十

ホシテ

卷神武天皇より宇多天皇に至る間の事を記し、續編二百三十卷臨國天皇より後醍醐天皇に至る間の事を記したる、漢文の編年史なり、記事は司馬遷公の通鑑の體に倣へり、文辭の巧拙、採録の精粗は、編年史の多しと雖も、大日本史の如く、事實を論定するなく、疑はしきもの、及び編者の考案に係るものは、註文又は一字低書して、妄りに臆断を加へず、且當時採録の書目、後世散逸せしもの、間々此書に依りて存するを得たり、この外提要三十卷、附録五卷、凡例并に引用書目録二卷あり、世に傳來せるもの、及び刊行の通鑑は、抄録にして完全のものにあらず、正保年中幕府、林信勝に命じて、本朝編年録を撰す、神武天皇より宇多天皇に至る四十卷、其業中途にして止む、寛文中再び林春勝に命じて撰編せしめ、後ち旨を諸侯以下諸社等舊家に傳へ、遺文日記を徵し、編年録を改めて、本朝通鑑と名づく、因て國史館を林氏別墅忍岡の地に設け、館規を制し、臨國より後陽成に至る七百餘年間を四分し、春勝の二十卷信、信篤及び人見宣綱、坂井政朝之を分掌し、春勝之れが總裁たり、寛文四年十一月館を開き、十年六月書成りて進覽す、世に、幕府此書を刊行せんとせる時、水戸光圀之を見て、「日本始興泰伯之風也」とあるを賞めて、改訂せる事を促したるより、幕府遂に其神を停むと傳ふれども、幕府通鑑の通鑑に此記事見え、且つ又光圀の語の根據明かならず、恐くは誤りならん(史學雜誌、本朝通鑑考)なり、

ホシテニウジ 本能寺 山城國京都上京區下本能寺町〇元は本能寺と稱す、關原本門法華宗(日蓮宗八品派)の本山〇本尊題目、左轉迦佛右多寶佛、開創者日蓮、永享二年、僧日隆五條坊門に草創し本願寺と號す、廣くなく同宗の徒と紛議を生じ、堂宇を破壊せらる、是に於て日隆、其徒弟日存日道と共に草庵を内野に營む、永享五年女意丸といふ者、四條坊門六角大宮御所の間の地を寄附し、再び伽藍を遺立し、殿堂坊舎悉く備はれり、天文中改めて本能寺と號す、大永五年觀山山徒の爲に燒かれ、一山の僧侶、和泉の堺に遷徙し、天文十四年僧日本等歸京し、更に六角四條坊門油小路四洞院の間に於て、伽藍を遺立す、塔頭寺院四十七、殿堂全備し甚盛大なりにしが、天正十年六月二日、明智光秀の亂に兵燹に罹りて燒失す、十五年京橋の東に移り、尋てまた今の地に移れり、住持日蓮大に力を傳授に盡す、徳川氏

ホシテニウジ

ホシテニウジ 本能寺 山城國京都上京區下本能寺町〇元は本能寺と稱す、關原本門法華宗(日蓮宗八品派)の本山〇本尊題目、左轉迦佛右多寶佛、開創者日蓮、永享二年、僧日隆五條坊門に草創し本願寺と號す、廣くなく同宗の徒と紛議を生じ、堂宇を破壊せらる、是に於て日隆、其徒弟日存日道と共に草庵を内野に營む、永享五年女意丸といふ者、四條坊門六角大宮御所の間の地を寄附し、再び伽藍を遺立し、殿堂坊舎悉く備はれり、天文中改めて本能寺と號す、大永五年觀山山徒の爲に燒かれ、一山の僧侶、和泉の堺に遷徙し、天文十四年僧日本等歸京し、更に六角四條坊門油小路四洞院の間に於て、伽藍を遺立す、塔頭寺院四十七、殿堂全備し甚盛大なりにしが、天正十年六月二日、明智光秀の亂に兵燹に罹りて燒失す、十五年京橋の東に移り、尋てまた今の地に移れり、住持日蓮大に力を傳授に盡す、徳川氏

ホシテ

榮樂第の舊門を撤入して、大門唐門を立てしめ、頗る舊觀に復せしが、天明年中悉く燒失し、後ち再建せしも舊觀に及ばず、元治元年又兵燹に罹り、寶藏及び子院一字僅かに免るのみ、其後本堂山門を再建せしも、塔頭の寺院概し廢絶して、今龍雲院、本行院、惠昇院、高院、定院、源院、蓮承院の七院を存するのみ、江戸時代寺縁四十石を有す、墓地に織田信長の塔あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ホシテ

通に兵馬の聲を聞き、森園丸に命じて探偵せしめ、光秀の來襲せるを知り、直ちに結束して起ち、手づから弓を執りて防ぐ、從兵また殊死して戦ひしと雖も、左右侍するもの僅に百六十餘人に過ぎず、衆寡敵するに由なく、信長以下皆戦死せり、信忠繼を隔いて二條城に入る、光秀また將を遣はして之を攻む、信忠また戦死す、光秀即ち將軍を以て自ら居り、洛中の地に鎧を免じ、祠堂を五山及び大徳妙心二寺に寄附する等、人心の收攬に務めつゝありしが、費もなくして、秀吉中國より馳せて東上するに會し、之を山崎に要撃して利なく、小栗柄に於て土寇の殺す處となる、テダノブナガシ、アケチミシヒア、參看(三河物語、武家事記、野史)

て妙本寺に竝し、日輪兩寺を管す、永正年間釋迦堂火災に罹る、第十二世日蓮は關白二條昭實の嫡子なり、天正年間參内して紫衣を賜はりたりと云ふ、尋て徳川家康大に當寺の興隆に意を用ひ、慶長三年二月寺領百石を寄附し、後ち命を下し、府内に末寺六箇寺を建立せしむ、徳川秀忠また其乳母の冥福のため、山門五重塔を建立し、加藤清正の本願により祖師堂(四十四四方)を建立し大堂と稱す、寶永七年十月火災に罹り、僅に山門五重塔を存す、享保八年二十四世日隆、徳川吉宗の皈依を受けて、釋迦堂、祖師堂等を再建す、日隆參内して永代紫衣の給旨を賜はる、後ち吉宗の母深徳院を當寺に擲り、爾來毎年米六百俵を寄附せられ、慶應三年に至る、第六十五世日隆大に當寺の興隆に功を致せり、明治三十四年六日本院(方丈)等火災に罹り、後ち假本院を建立せり、〇樓門、慶長十三年建立す、〇祖師堂、樓門を入りて正面にあり、中央に日蓮の像、兩脇に日輪、日輪の像を安置す、〇輪藏、享保二年建立す、一切經及び傳大士等の像を安置す、〇五重塔、慶長十三年建立す、元は祖師堂の前に在りしが、元祿十五年二月、今の地に移轉す、〇長樂堂、樓門の右の方に在り、明治二十六年第六十六世日隆の時再建す、日蓮の勸請したりと傳ふる長樂大成徳天を安置す、俗に長樂稻荷大明神と云ふ、〇鬼子母神堂、樓門の右方に在り、享保二年に建立す、〇多寶塔、本院の四山際、即ち日蓮茶毘所の舊跡に在り、直徑三間の圓塔なり、天保元年第四十七世日隆の時、江戸茅場町の永岡恭重再建す、〇眞骨堂、本院の西北に在り、日蓮の遺骨を安置す、〇假本院、元は方丈と稱したりしが、天正十九年第十二世日隆以來本院と稱し、支圓、本堂、小書院、大書院等ありしが、明治三十四年六月焼失し、今

假本院あり、〇大坊、長樂山大行寺と號し、池上宗仲宅の舊跡にして、日蓮が示寂したる所なり、永祿九年火災に罹りたるも、日蓮が寄附柱と云ふもの今に存せり、〇以上境内六萬九千三百八十餘坪なり、〇子院は、照榮院(關原山立善講寺と稱す)、理境院(久成院妙祐山安寺と稱す)、中道院(一に不二庵と稱す)、妙玄院、永壽院、南の院、西の院、東の院、嚴定院、覺源院、安立院、心淨院、妙教院、養源寺、常仙院、本妙院、坂本院あり、境内に池上宗仲夫妻、狩野探幽等の墓あり(本門寺院、日蓮宗各本山名所圖會)

ホシテニウジ 本能寺 山城國京都上京區下本能寺町〇元は本能寺と稱す、關原本門法華宗(日蓮宗八品派)の本山〇本尊題目、左轉迦佛右多寶佛、開創者日蓮、永享二年、僧日隆五條坊門に草創し本願寺と號す、廣くなく同宗の徒と紛議を生じ、堂宇を破壊せらる、是に於て日隆、其徒弟日存日道と共に草庵を内野に營む、永享五年女意丸といふ者、四條坊門六角大宮御所の間の地を寄附し、再び伽藍を遺立し、殿堂坊舎悉く備はれり、天文中改めて本能寺と號す、大永五年觀山山徒の爲に燒かれ、一山の僧侶、和泉の堺に遷徙し、天文十四年僧日本等歸京し、更に六角四條坊門油小路四洞院の間に於て、伽藍を遺立す、塔頭寺院四十七、殿堂全備し甚盛大なりにしが、天正十年六月二日、明智光秀の亂に兵燹に罹りて燒失す、十五年京橋の東に移り、尋てまた今の地に移れり、住持日蓮大に力を傳授に盡す、徳川氏

ホリウ

に依りて、久遠本迹の勝劣を立て、本果の妙法を以て、下種の正主と爲す、末寺七十二箇寺あり、明治九年一派を別立し、三十一年本妙法華宗と改む○日眞は京都の人、俗姓中山氏、大納言親通の子、母は山名義時の女なり、幼名眞鹿、字を慧光といふ、文安元年三月二十九日但馬に生る、七歳にして妙境寺日全に投じ、十二歳制筆し、同年圓城寺に入り、十八歳叡山に登り、尋で京都妙本寺に赴き、日具に就いて宗義を研究し、大に悟る所あり、爾來化を北陸に布き、其途次若狭小濱を経て、妙興寺日因を論伏義の初めと爲す、而して越前に赴き、熾んに化を施し、歸國の徒一萬餘人に及べり、後ち攝津に一字を開き、久成寺と名づく、尋で丹波但馬に赴き、曼荼羅湯を満島に開き、長享二年京に歸り、本隆寺を六角西洞院に創む(實は日鏡の建設にして、日眞を待らし所なり)是に於て始めて法華宗勝劣派と公稱せり、日眞學に長じ、尤も天台に深し、後柏原天皇其遺を重む、法華宗像門正統、及び大和尙の遺物を賜ひ、また慧光無量山本妙興隆寺の銅印及び御物の見舞を賜ふ、永正のはじめ、職を日鏡に譲り、享祿元年三月二十九日寂す、年八十五、ニナレンシユウ(參看)傳教各宗綱要、通俗傳教各宗綱要)

ホリウチ

堀氏(信濃飯田) 姓は藤原、その先藤原利仁より出づ、八代の孫高直に至りて堀氏を稱す、その後藤原掃部大夫利秀、美濃國厚見郡上西郡下西郡兩邑を領し、藤原道三に屬し屢々戦功あり、次子秀重家を嗣ぐ、其男秀政總田信長に仕へ、江州坂田郡二萬五千石を領し、長濱城に居る、天正十年信長の就せらるゝの後、豐臣秀吉に従ひ、屢々軍功を立つ、十一年近江國佐和山城を賜ひ、九萬石を領す、同十三

ホリカ

年越前國に移封、北庄城主となり、十八萬八百石餘を領し、内六萬六千石を村上義明に、四萬千石を渡口秀勝に與へて、秀政の興力とす、慶長三年秀治、越後國春日山城を賜ひ、四十五萬石を領す、内九萬石を義明に、六萬石を秀勝に賜ふ、十五年忠俊、家人堀直清直寄等兄弟の争の事に坐し、奥の岩城に流され、島居忠政に預けらる、十六年秀政の二男親貞に、下野國眞岡萬貳千石を賜ひ、宗家を繼がしむ、元和元年大坂役の功を以て六千石を美濃國に加賜、四年五千石加賜、義濃國山縣に移る、寛永四年八千石加賜、下野國島山縣に移る、前封と併せて三萬五千石、十四年三千石を次子親賢に、貳千石を三子三太郎に分封す、寛文十一年親昌信濃國飯田に移る、天保十一年親賢中納言の功を以て、七千石加賜、弘化二年壹萬石削封、文久三年親賢貳千石削封、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩論譜、徳川加除封録、華族譜)

○利秀 利房 秀重 秀政 秀治 忠俊 親貞 親昌 親貞 親常 親賢 親勝 親誠 親長 親忠 親民 親高 親義 親廣 親萬

ホリカハ井

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨がる、今は三井氏の邸地に係る○もと大政大臣藤原基經の第にして、果世相繼ぎ兼道に至り、其後關山天皇の皇居となれり、續本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景香濃、泉石秋冷、准泰庭而二代業移、萬葉之皇居、排三黃閣、而七回常作三台之相府、博陸左丞相爲、此名區之主、更加酒色之功、仁山

ホリカ

智水之泉天熱」と記せり、後に皇居となりしは、榮花物語に「堀川殿をいみじうつくりみかき給て、だいらのやうにつくりなして云々」と、堀川院を今内裏といひて、よにめでたうの、じりたりなど見えたるにて知るべし(山城名勝志、平安遺志)

ホリカハウチ

堀河氏 姓は藤原、高倉永季の七世孫永家の二男左中將正四位下親貞、始めて天文年中水無瀬兼成の養子となる、永祿六年兼成に實子生れしを以て之を謀外す、此事により天正九年兼成を殺害して、關東に出奔し、所據により中條出羽守に依頼し、徳川家康に歸す、後ち家康の命に依りて徳命を蒙り、中條出羽守の女を娶り、二子を生む、家康問うて曰く、公家武家何れの望みありやと、親貞朝廷に仕へしめんことを願ふ、是に於て慶長六年家康上洛の時、同行して執奏す、故を以て兄康高に堀河、弟信孝に樋口の領を賜ふ、七年兩家を水無瀬家の庶流となし、羽林家となす、其後高倉家の庶流となる、康高また名を改めて、堀河康胤と稱し、中納言從二位に進み、寛文十三年正月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(諸家知譜、堀河家傳)

ホリカハガクハ

堀河學派 古義學派(ホリカハ)を見よ、

ホリカハテンウウ

堀河天皇 堀河天皇の第二皇子、御母は中宮藤原

ホリカ

原實子、太政大臣藤原實子、實は右大臣源賴房の女、第七十三代の天皇(醍醐天皇)承暦三年七月降誕、應徳三年十一月廿六日白河天皇の皇太子となり、即日受禪、十二月十九日即位す、白河上皇院中において政を決し、天皇は只位に備はり給ふのみ、會々陸奥藤原清衡、同族武衛家衡等と相争うて陸羽の地亂る、陸奥守源義家清衡を輔けて武衛等を討ち、寛治元年に至りて平ぐ、世に後三年の役と稱す(補遺に收めたる「ゴサンネ」ノエキヲ參看)在位二十一年、改元すること七、嘉承二年七月十九日に崩す、壽二十九、山城國葛野郡谷口村の後圓教寺院に葬る、天皇在位の間は、白河上皇の院政なりしと雖も、然かも心を政事に留め、諸司の奏案は必ず覆視し、疑ふべきあらば、御批して再び議せしめられき、また頗る文學を好み、和歌を能くし給へり、是時に當り、源俊房、藤原通俊、大江匡房、藤原季仲等朝にあり、天皇以て人を得る事、古に愧ぢずと爲す、なほ音律に精しく、笙笛を善くし給ひしが、後ち笙は氣を損するを以て、専ら笛を吹き給へり、また嘗て神樂曲を伶人助忠に授く、後世神樂の説、天皇より傳はるといふ(大日本史、陸奥一覽)

ホリカハドノ

堀川殿 藤原賴朝を云ふ、

ホリカハノオトド

堀川大臣 藤原基經(フヤハノモトツネ)を見よ、

ホリカハノクワンバク

堀川關白

ホリコシヨ

堀越御所 足利政知をいふ、伊豆國田方郡四日町の守山の北なる堀越に居るを以て名づく、鎌倉大塚に「鎌倉に公方おはさす、京都公方の御子一人、關東公方と定めずば、關東油り騒ぎ由諸家言上しければ、此儀可然とて將軍家

ホリモ

の弟香嚴院殿と申し、禪僧にて天龍寺に御座ありけるを、長祿元年十二月廿三歳にて俗に還し、左馬頭政知と名づけ、伊豆國迄下向あり、堀越と云ふに假に屋形を立て、伊豆國を知行せらる云々」とみえたり、アシカガマサトモ參看、

ホリモノ

文身 龍圖皮肉に墨を彫り入れ、文字繪畫もしくは、其他の形狀等を描きたるをいふ、彫物、入はくるといふ、また刺青、刺刺、點青、膚刺とも稱す(龍圖海國史に見えたるは、景行天皇紀二十七年二月の條に「東夷之中有日高見國、其國人男女皆推結文身、爲人勇悍、是謂曰三經夷」とあるを始めとす、又漢史に、本邦上古の俗を記して、筑肥沿海地方にては、男子皆獸面文身なる由見えたり、或は裝飾の爲に、文身をせしものありしならん、されど我が大和民族にして、刑責せしこと未だ書に見えず、その盛んに行はれしは、江戸時代とす、此時代の初め、殆どこれなかりしが、延寶天和の頃淺草神田川の邊堀左衛門といふもの、横筋かひに肩より、南無阿彌陀佛と大文字に彫付たることあり、寶曆の頃に至り、一心と云ふ文字、或は滿卷の撰繪など、簡單なるものを彫りたるものあり、寛政の頃には、金平淨瑠璃中の事實を取りて、彫り付けたるものあり、その後文政の頃、繪師歌川國芳、これを以て文身の下繪とする者あり、これより身體一面に朱を交へて繪を彫るに至れり、其風次第に蔓延し、商人足、駕籠昇夫、使者、町内の若衆等は、文身なければ、其社會に容れられざるまでに流行せり、天保の時これを禁じたりしが、終に其根を絶つこと能はず、維新後また嚴禁したりしより、漸く衰

ホリモ

(たれども、なほ行ふものなきにあらざり(龍圖海國史、遊笑覽、徳川集令考、歴問錄)

ホリトガル

葡萄牙 歐羅巴の一國、波爾杜瓦爾、波羅多伽兒、薩摩都家呂など、も書す(龍圖海國史)東北西班牙に、西南太平洋に接す、アソウリス諸島及びマテケラ島を併せて、全國の面積三萬四千三十八方哩、北緯三十六度五十六分に起り、四十二度十分分に終り、西經六度十四分より九度三十分に至る○本國は大陸部と島部とより成り、大陸は十七州、島部は二州あり、其他諸國に屬地を有す(龍圖海國史)波爾都の建立は、西曆千三百三十九年にあり、十五世紀の間陸地の運に向ひ、世界に領地を擴張したり、千五百八十年西班牙に屬するに至りしが、西班牙衰へて此國もた衰ふ、千六百四十年に及び「ブラガザ」家起り、國全く獨立せり、然るに千八百七年拿破崙の爲に覆へされ、國王走りて南米の「ブラジル」に至る、千八百二十六年「ブラガザ」家再び一國の政權を取るに及び、立憲制度を創む、大臣は代議會に對して施政の責任を負ひ、王權は全く制限せられたり(龍圖海國史)文十一年葡萄牙人ピントー等の商船一艘はじめて種子島に漂着し、鐵砲を島主種子島時義に贈り、其用法を傳ふ(「メネガシマ」參看)豐後國主大友宗麟之を聞き、使を派してピントー一行を豐後の府内に迎へ、種子島鉄の傳習を受け、且つ通商を許可したり、斯くてピントー一行は再び種子島に歸り、尋で寧波に赴き、本國人に日本國の意見と、其地が金銀に富饒なるを語り、直ちに同志を糾合して貨物を聚め、商船九艘に載せて、豐後の府内に入津し、貿易して許多の利益を擷取したり、是よりして葡萄牙の商船は、府内及び鹿児島、天草、島原、平戸、五島、長崎、大

ホルト

水口

村等の諸港に來りて貿易を營み、天正の末年に至るまで、四十餘年の間、日本との通商を獨占せり、西班牙の如きも、天正十五年頃より、來りて貿易せりと雖も、其利益は葡萄牙の噴除を得るに過ぎざりき、而して貿易の開始と共に、宗教もまた葡萄牙の宣教師ザゼルによりて、天文十八年を以て輸入せられ、九州にては府内、臼杵、天草、宇土、大村、島原、長崎を根據地として傳道に従事し、延いて四方に傳播し、山口、廣島の如きも、其勢力九州地方に秀らざるに至れり(キリシタンシユウ(參看)然れども當時の商賈は、貿易と採集を同時に行ふ無賴の徒にして、歐洲諸國及び印度支那の貨物を日本に輸入し、非常の高價を賣りて之を賣り、其代價として請受りたる金銀を、日本より輸出して莫大の利益を得たりしが、之と共に宗教の傳道も、貿易を開き土地を侵略し、所謂殖民政策の先鋒となり、後援となり、常に方向を俱にして進みければ、其宣教師の中には、冒險商客に類らざる、殘忍無道の輩も珍ならず、既にして天正九年大友宗麟は、外孫伊東義賢を使節とし、葡萄牙船に搭じて長崎を發し、羅馬法王の許に遣はしなりしが、義賢等は喜望峯を離航し、天正十年七月葡萄牙の首都リスボンに達し、専らマドリッドを経て、羅馬に赴き、十八年五月長崎に歸れり、此時に際し、葡萄牙の商賈等は、我國の貧民を欺罔し、其子弟を買取り、これを娯港、馬刺加、馬尼拉の諸所に輸出し、奴隸として賣渡したること多く、其價の廉なる、ニグロの下に在りしを以て、一時ニグロの價に非常の影響を興へたりといへり、長崎は實に此奴隸輸出の根據地なりき、豊臣秀吉之を聞いて大に怒り、天正十五年始めて切支丹宗の禁止を令したれど、天下多事の際なりしが故に、此令も勵行

水口

せらるゝに到らざりき、是より先長崎の地は葡人の有に歸し、切支丹領となりたりしを、同年秀吉また、沒收して公領と爲せり(ナカサキ(參看)秀吉薨じ、德川氏天下の權を執るに及び、家康は秀吉の遺策により、宗教を禁じて、通商を許すの方針を探りたれども、未だ普れく行はれざりしが、會々和蘭の巡洋艦、喜望峯附近に於て、日本よりリスボンに歸航する葡國商船を捕獲し、其船中に於て、長崎の住民母呂某より葡國王に呈する密書を發見せり、密書は九州の天主教徒が葡國と共同して、日本現政府を顛倒せんとする機會正に熟せるが故に、軍艦兵士の送致を請ふ旨を記し、一味同心の大名武士の交名を添へたり、是に於て蘭人は、慶長十六年此書を幕府に呈し、これと殆んど同時に、我國の教徒より、福澤の葡國行政廳に送れる密書を蘭人また奪ひ取り、長崎奉行を經由して幕府に呈せしかば、幕府は此兩様の密書を參照して、陰謀の證據を明白に知り得たれば、母呂を捕へて極刑に處し、更に、十六年八月禁教の嚴令を布き、貿易も縮小主義となりたり(之より先、葡、四、蘭、英四國貿易は長崎平戸の二港に限り)寛永十一年に至り、長崎市の四角に島を築き、葡萄牙の商賈の長崎居住を禁じ、悉く出島に移す、然るに十五年島原亂(シマボラン(參看)平戸に及び、幕府遂に鎖國に決し、葡國以下の渡來を禁じたるにも關らず、十七年葡船長崎に入津せるを以て、長崎奉行は、幕命を奉じ、其船員を殺せり、日葡の交通是に至りて全く絶ゆ、幕府の末年に及び、外國交際の再び開くるに際し、萬延元年六月日葡通商條約調印成り、文久二年三月本書を交換し、明治三十年改正條約を締結す(外交志略、長崎三百年間、日本西史、條約要覽)

水口

母衣(縋、保呂、母慮)

に結び付けて矢を防ぐ爲めの武器、後ち挿物の一種となれり、ヒレの轉訛にして、風にさらめくよりの名なるべし(蘭語)布帛を以て造る、古き頃の母衣は、五幅長さ五尺八寸を法と爲すといへり、上下に組紐を附し、腹に結び付くる用に供したり、後世母衣籠、母衣背を丸く包む事となりては、其製作も大となり、七幅七尺(會津陣物語)八幅八尺(鳥取物語)十幅一丈(南都本太平記、湯川産衛門覺書)十二幅(武者物語)十八段(關八州古戦録)二十一段(義経後傳)等のものあるに至り、日の緒、月の緒、勝敵の緒、奮威の緒、四天の緒、中議の緒、波不立の緒など稱し、多くの緒を附して、腹を包むの縋となしたり、また布帛の地及び色は各種ありて、白地金縋(甲亂記)淺黄金縋(武



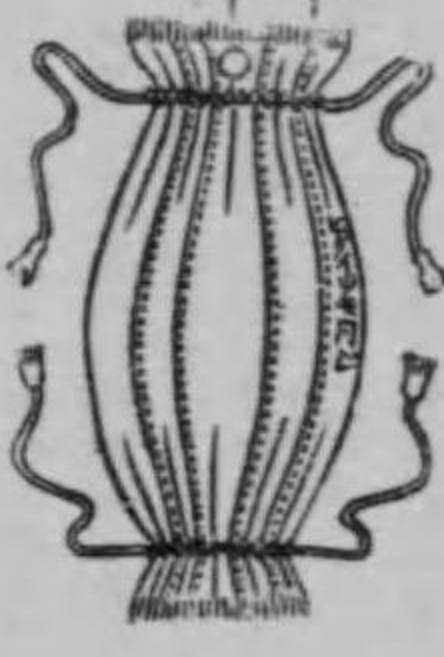
(戰所圖附記用軍)

陸叢書)青地縋(明徳記)白縋(高嶺草子)練貫(續叢書)紅縋(異本保元物語、平治物語、源平盛衰記、承久記、太平記等)濃紅(源平盛衰記、太平記)薄紅(長門本平家物語、梅松論)赤(信長記、慶長見聞記)紫(承久軍物語、太平記)薄紫(太平記)白(長門本

水口

平家物語、古今著聞集、承久記、大原軍記(實)見聞録、源平盛衰記)縋地金縋(甲陽軍鑑)等あり

○母衣を納めおく袋を母衣袋といふ、縋又は織物にて製し、大きは母衣の大小に従ふ(源平盛衰記)起原詳かならず、或は佛説を交へ、或は唐土の故事に據りて成を爲すものあれども、古書に載せざれば信するに足らず、其史に見えたるは、三代實録貞觀十二年三月十六日の條に、對馬國司小野春風が、起請二事を進めたる中に、「軍旅儲、實(介)胃、介(胃)薄、助(以)保侶、望(請)以(調)布、縫(作)保呂衣千領、以備(不)虞、云々」とあるを以て、以て古代の母衣が、矢を防ぐに用たりしを知るべし、また扶桑略記寛平六年九月五日の條にも其名見え、下りては、平家物語、源平盛衰記、承久軍物語、著聞集、承久記以下の軍記類に多く散見せり、然れども古き時代における着用の装ひ詳かならず、いま古圖を按ずるに、母衣の縋を上下共に縋に結び付けたるが、左右の端は縋にて結び付けたる體もなく、口あきて、中程は、風にくらみたる體に畫きたるもあり、又下の縋をば腰にゆひ付けずして、旗の如く風に靡かしたる體に畫きたるもあり、なほ縋に結び、末を風に靡かしたるもあり、以て其大體を知るべし、後世は母衣籠といふものに引きおほひて、前にはだしといふ物を立て、串を以て縋の後ろに挿すことになり、母衣の性質は轉化して、挿



(戰所記縋丈真)

水口

水口

水口

水口

水口

物の縋となりたり、かゝる制は元弘建武の頃よりして起りたるものならんと、新井白石の説にあり、なほ此種の母衣を、古くは袂母衣といひ、後には縋母衣といへり、また母衣袋は、太平記に、那須五郎が、先祖與市資高が、屋島の戦にかけたる母衣を、縋の袋に入れて賜はりし事見えたり、其頃より行はれしものなるべし、矢母衣(ヤハロ)參看(下學集、武器百圖、貞丈雜記、本朝軍器考、軍用記、武家名目抄、後松日記)

幕末 普及家(フケシユウ)を見よ、

マウカノジユン 孟夏旬 孟夏夏季のはじめ、即ち四月初日、群臣を召して酒を賜ひ、政を開きす儀式をいふ、主上南殿に出御して節會あり、二獻の後ち内侍、扇を入れたる折笥を持ちて、御屏風の南のはしにおきたるを、出座の次將とりて王福以下に順つ、後世は主上出御のことなくして、宣陽殿にて平座のこと行はれたり、「ジユン」參看(公事根源、建武年中行事註解)

マウケノキミ 儲君 「チヨクン」を見よ、

マウシツギシユウ 申次衆 室町幕府の職名、儀會に諸將士の參發する時、名を報じ謁を通ずることなる(當時幕府にては申次と稱し、私には奏者と云ふ由、海人薩芥に見ゆ、但し攝家門跡の來臨には、殿上人をして謁を通せしむるを、公卿申次と稱すと、條々聞書にあり)將軍の儀首に賀を受

くる時、先づ御供衆、御前屋衆、申次を召して之を見、然る後ち出で、諸將を見る、申次前に在りて謁を通ず、其幼穉賢を取る事能はざる時は、代りて之を傳ふ、盲人の進見する時、手、これを相く、文安中始めて五符を置く、永祿中十七人あり(官制沿革略史)

マウシフミ 申文 公卿等が叙位任官を、朝廷に申請する文書を云ふ、毎年正月五日の叙位、八日の女叙位、十一日の無召除目、及び京官除目等の時に之を出す、申文の書式には故實ありて、若し之に違へば難書として申任せず、翌年に廻はさるゝことあり、建武年中行事に、五日叙位儀あり云々、今日の早且に藏人頭以下申文を奏す(中略)雖なき申文ども猶びとのへ、視のふたに入れて、御座の前に置く(中略)八日女叙位隔年(中略)申文被れて御視の箱に二つにつみたり、大輪轉小りんで、一切紙の申文など云ふ物あり(中略)十一日より無召除目行はる其日になりぬれば、頭以下五位の藏人各申文を奏す云々」と見えたり、無召除目には年給申文、參議の申文等あり、今申文の一例を左に掲ぐ、原書には年月日官位姓名を一行に連書したり(建武年中行事註解)

叙位申文(兵部記所載)

正六位上惟元
右人當年所請如件
保元三年正月六日
右大臣正二位兼行皇太子傳藤原朝臣
年給任官申文(親王巡給、除目申文抄所載)

無品住子内親王
正六位上清原真人延友
諸國攝
右當年巡給二合所請如件
承暦三年正月廿日 散位正五位下藤原朝臣

マウタノコホリ

馬來田の國造あり、孝徳天皇の朝、上總國を建つるに及びて之に屬し、望陀と改む...

マウリウチ

毛利氏(周防山口) 大江匡房の曾孫大膳大夫廣元より出づ、廣元の四男季光、相模國毛利庄地頭職となり、毛利四郎と稱す...

マウリウチ

毛利氏(長門府中) 毛利輝元の養子秀元を祖とす、初め輝元の子なし、同性穂井田元清の次子宮松丸を養子となす...

マウリ

元次の子元俊に、周防徳山三萬石を分與す、天保七年廣嶺、城主格となり、一萬石加與せらる、前封と合せて四萬石、其後子孫相繼ぎ、敬親の時長門山口に移る、明治に至り、華族に列し、宗家は公爵に、分家は子爵を授けらる(藩翰譜、武藏、徳川加除封録、華族譜)

- 廣元 季光 經光 時親 貞親 親衛
元春 廣房 光房 照元 豐元 弘元
元就 隆元 輝元 秀就 綱廣 吉就
吉廣 吉元 宗廣 重就 治親 齊房
齊照 齊元 齊廣 敬親 元徳 元昭
周防徳山(四萬石)
○就隆 元賢 元次 元俊 廣豐 廣寛
就隆 廣嶺 元善 元功 元秀

マウリウチ

毛利氏(豊後佐伯) 姓は藤原、御子左權大納言長家の子忠家の男基忠より出づ、五世信俊、近江國目賀田庄に住す、曾孫藏人信興、同國滋賀郡三井郷に居し、三井氏を稱す...

マウリウチ

毛利氏(豊後佐伯) 姓は藤原、御子左權大納言長家の子忠家の男基忠より出づ、五世信俊、近江國目賀田庄に住す、曾孫藏人信興、同國滋賀郡三井郷に居し、三井氏を稱す...

マウリ

元請うて長門府中三萬石を族臣廣に分與し、元矩の記を繼がしむ、五年宗家吉元、一萬七千石を増與す、寛延四年宗家宗廣卒して嗣なし、匡敬其後を繼ぎ、名を重就と改め、子匡滿をして家を繼がしむ、天明三年匡芳の時、城主格を賜はり、宗家治親、三千石を増與し、前封と合せて五萬石、子孫いづれも相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

- 秀元 光廣 綱元 吉元 元朝 元矩
匡廣 師就 匡敬 匡滿 匡芳 元義
元運 元周 元敏
長門清末(一萬石)
○元知 元平 政苗 匡邦 政明 元世
光承 元純 元忠

に列し子爵を授けらる(藩翰譜、系譜、徳川加除封録、華族譜家傳)

○高政 高成 高尙 高重 高久 高慶
高丘 高嶺 高嶺 高嶺 高嶺 高嶺

マウリテルモト

毛利輝元

名國功字

幸純丸、長じて少輔太郎といひ、童髪の後、宗瑞と號す、法名天樹院雲巖宗瑞、隆元の子、元就の孫、隆元二年六月、祖父元就の後を襲ぎて、山陰山陽の十州を領す、三年右衛門督に任じ、天正二年右馬頭と稱す、是より先元年、足利義昭、織田信長の返ふ所となり、來りて毛利氏に投じ、恢復の事を托するや、輝元これを備後頼に迎へ、爾來着々として戦備を整へ、將に四上して信長と覇を争はんとす、是に於て信長、豊臣秀吉以下の諸將を遣はし、山陰山陽を征せしめ、中國の地、到る所兩軍の戦を開きしと雖も、毛利氏の兵屢々利あらず、遂に高松水攻の事あるに際し、和を秀吉に請うて備中、備後、伯耆を織田氏に割きたりしが、(マカマツツヤノムツセメ、参看)會々信長明智光秀に試せられ、秀吉は直ちに光秀を襲して勢望隆々たるに當り、輝元亦直ちにたるを以て、秀吉と白となるに及び、從四位下に叙し、十六年四月参議に任じ、文祿四年正月從三位中納言に登り、一門子弟或は納言に任じ、或は侍從に列したり、尋で島津征討の軍、并に朝鮮外征の役に從ひ、軍功多からず、既にして秀吉薨じ、石田三成等徳川家康と隙を生ずるに際し、慶長五年、家康を自邸に迎へ、他意なきを誓ひ、家康が上杉景勝征討の爲め、東下するに至りては、吉川廣家等に兵を授けて從はしめたりしが、三成は、安國寺惠通により

マウリ

マウリ

マウリモトナリ

毛利元就

名國功字

松壽丸、長じて少輔二郎といふ、法名洞春寺日願、隆元二年六月、祖父元就の後を襲ぎて、山陰山陽の十州を領す、三年右衛門督に任じ、天正二年右馬頭と稱す、是より先元年、足利義昭、織田信長の返ふ所となり、來りて毛利氏に投じ、恢復の事を托するや、輝元これを備後頼に迎へ、爾來着々として戦備を整へ、將に四上して信長と覇を争はんとす、是に於て信長、豊臣秀吉以下の諸將を遣はし、山陰山陽を征せしめ、中國の地、到る所兩軍の戦を開きしと雖も、毛利氏の兵屢々利あらず、遂に高松水攻の事あるに際し、和を秀吉に請うて備中、備後、伯耆を織田氏に割きたりしが、(マカマツツヤノムツセメ、参看)會々信長明智光秀に試せられ、秀吉は直ちに光秀を襲して勢望隆々たるに當り、輝元亦直ちにたるを以て、秀吉と白となるに及び、從四位下に叙し、十六年四月参議に任じ、文祿四年正月從三位中納言に登り、一門子弟或は納言に任じ、或は侍從に列したり、尋で島津征討の軍、并に朝鮮外征の役に從ひ、軍功多からず、既にして秀吉薨じ、石田三成等徳川家康と隙を生ずるに際し、慶長五年、家康を自邸に迎へ、他意なきを誓ひ、家康が上杉景勝征討の爲め、東下するに至りては、吉川廣家等に兵を授けて從はしめたりしが、三成は、安國寺惠通により



(集電機編纂料史)藏所家爵公利毛

マウリ

を率ゐて石見に入り、嶺りに各地を掠略し、悉く石見を平定す、五年五月從四位上に陞る、七月進んで晴久を雲州富田城に攻め、長圍の陣を張り、十餘日を築きて守備を嚴にす、尼子氏部下の諸將、降附するもの相繼ぎ、富田城孤立の姿を呈し、大に苦むの際、晴久卒して、子義久家を嗣ぎしも、勢日に衰り、九年城遂に陥り、義久出で、降る、是に於て雲因伯耆の諸國悉く元就に屬せり、尋でまた備中を略取し、豐前を犯したりしが、元龜二年病に罹り、六月十四日薨

マキエ

宗が小金佐倉等の牧を開きし時には、近臣には土岐朝澄、馬役には齋藤盛安、代官には小宮山昌世等の事を奉はり、常にかしこに往來して馬政を沙汰せり(徳川實紀、續徳川實紀、歴史地理、古牧考)

マキエ 詩繪 漆金を以て、器物に紋章繪畫等を施したるものをいふ(起原語) (奈良朝時代)起原詳かならず、而して上古の漆繪の今日に存するものは、奈良の正倉院に蔵する聖武天皇の太刀を最も古しとす、此太刀は天平勝寶八年孝謙天皇が東大寺に納め給へる文書に、太刀一口、鞘の上末金鏤と記せるものなり、然れども當時未だ漆繪の名なし、其製、まづ黒漆を以て鞘に塗り、其上に硃角あり(今やすり粉といふ)金末を以て鳥獸花卉を畫き、再び黒漆にて之を塗り、磨出したるものなり(後世に所謂彫出し漆繪の製のごとし、挿繪參看)其形状奇古にして、髣髴もまた大に後世のものとも異なり(平安朝時代) (平) (細末の金を、器物の全面に漆く撒きたるもの)末金鏤(天平御太刀の製、これなり)及び後世平漆繪と稱するもの等並び發達し、或は金鏤を交へて、巧に模様を彫れるあり、其模様の描き方は、はじめて日本的の趣味を顯はし、彼の支那風の規則的に相並びて變化に乏しく、配色繁雜にして、眼に煩はしきものと異なり、自然の筆に任せて變化を弄し、餘情を圓滑の外に呼び起さしむるがごとく、一種の裝飾繪は、此頃よりして描き出されたり、而して當代の製作品にて現存するものは、延喜十八年の製作に係る仁和寺の漆繪法文書子寫(寶相華と、伽陵頻伽鳥とを金鏤にて撒きたり、挿繪參看)及び同寺の藤繪寶珠宮、高野山の藤繪經唐櫃、富壽寺の俱伽羅龍藤繪榻杖宮、延曆寺の藤繪法華經宮、東寺の藤繪乾陀婆羅裝畫宮等ありて、其大概を知るに足れり、而して

マキエ

て天曆年間、鑄神の第宅に、漆繪を施せる者あり、第宅に漆繪を施す事並に始まる、其後華山天皇の如き、殊に漆繪を好み、自ら御親宮に、蓬萊山、手長足長など、撒かせ給ひしかば、これより一條天皇の朝にかけて、著しく進歩し、弓鉾の類より、櫛、硯宮、扇宮、火桶、打亂箱等の調度に至るまで、大抵漆繪を施すことなれり、されば此頃より、沈紫檀などの唐木に漆繪を施し、また銀鍍の置口を爲すもの出づ、世にこれらの漆繪を稱して上代物といふ、いま松平子爵家に藏する片輪車の手宮は、當時の製作(一條天皇頃ならんといへり)にして、また著名なるものなり(挿繪參看) (鎌倉時代)鎌倉の繁榮に赴くや、京都の職工此地に集まり來り、一種の漆繪を製す、後世これを時代漆繪といふ、其製前代の巧を襲ひ、粉の撒き方など一層の進歩を爲し、又金具なども多く裝飾して華麗を増したるがごとし、圓様は、模様を多くは前代に取れり、兼手に換ふるに、漢字にて詩句を配し、其意を畫きしものなども行はれたり、而して初期の作は、特に精巧にして、中葉以下漸次粗製に流る、然れども其意匠概ね優美なり、徳川侯爵家(尾張)に藏する長生殿藤繪手宮、土井子爵家に藏する藤繪螺鈿子線繪の手宮(挿繪參看)鶴岡八幡宮に藏する藤繪硯箱、伊豆三島神社に藏する平政子の所藏なりしとの傳ある漆繪手宮等いづれも精巧の作なり(室町時代)足利義滿の時、明に贈進せる器物には漆繪の調度をもちたりしが、足利義隆の時に至り、華美を好み、調度の類に漆繪を施し、其法を奨励せしかば、幸阿彌道長、同道清、五十嵐信實等の名工出づ、義政また漆工に命じ、梨子地比多漆繪の漆繪箱を製せしめて日用に供す、時人公方御用の文箱といふ、當時の人物に漆繪を施せるを好むと雖、獨り比多漆繪の

マキエ

文箱は、將軍の所用なるを以て避けて用ふるものなかりき、比多漆繪とは、箱の全體に漆繪を施したるものをいふ、なほ高漆繪も此時代に精巧の域に達したりき、また圓様は、從來模倣もしくは花鳥の類多かりしが、當代に及び、山水人物を施すに至り、幸阿彌道長のごときは、土佐光行の下畫を用ひたりき、遺品としては、御物なる葛藤道文畫、及び硯箱尤も著はる(桃山時代)京都には、漆繪の名工多く輩出せし、前代以來漆繪を世業とせし五十嵐道南、幸阿彌長俊に及ぶものなし、只木地漆繪は、長府(本名不傳)得意りしといふ、而して豊臣秀吉また之を好み、調度より家屋の裝飾にまで漆繪を施し、其圖案の如きも常に意を用ひたり、この時代の漆繪は、前代に比して、やゝ複雑なる傾あれども、又一種の趣あり、其畫様に至りても一般に優美なりき、後世天正丸通りに、漆繪の名工ありて業力を争ひしかば、之を鳥丸物といへり、また慶長八年豊臣秀頼が、江州竹生島神社の宮城内に施したる漆繪、并に慶長十年秀吉の政所高齋院が經營したる東山高齋寺の漆繪は、次の時代に屬すべし、是れども、是によりて、所謂天正漆繪を思ひやるべし、殊に高齋寺なる秀吉夫妻の像を安置せる所の須彌壇に施せる花菱の漆繪(一説に、寛永二年、高齋院遷去後のものなりといふ)及び高齋院が衣裳を納めたりといへる匣蓋の圓紋の漆繪は、意匠優美なるが故に、後世これらの物を、高齋寺漆繪と稱し賞讃せり(江戸時代)の初期には、名工輩出せしかば、漆繪の業大に進歩し、精巧緻密のもの出たり、幸阿彌家は、豊臣氏の滅後幕府に仕へ、長重の時江戸に移り、其業を世襲せり、其後徳川家光、寛永十三年古納休庵を召し、用品を作らし

マキエ

めしかば、これより古納家起り、幸阿彌家と共に、其業を子孫に傳ふ、殊に長重は幸阿彌家中の名工と稱せられ、其作漆繪初音手宮(挿繪參看)等秀作夥なからず、されど漆繪に一種の光彩を放つたるは、本阿彌光悦なり、光悦は、漆繪を専業とせしものにあらず、れども、能書能畫の力により、漆器中に錫鬚青貝等を嵌入せる、漆繪を發明せり、世に光悦漆繪と稱す、其作漆壇にして偉大なるのみならず、古土佐の畫壇をとりて、これに茶道の趣味を加へたるが故に、極めて雅趣に富み、主眼とする所は、意匠と風致との妙を顯はさんとするにありき、其作漆壇船橋硯宮(挿繪參看)等世に著はる、此外京都には、山本春正起りて其業を子孫に傳へ、江戸には、堀川彦兵衛起りて、其業を子孫に傳ふ、久次郎は印籠漆壇に長じ、古今獨歩の名あり、なほ印籠漆壇には、江戸の人権原市太郎も亦名工にして、加賀の前田利常に勝せられ、金澤に赴きて、五十嵐家と共に、前田侯に仕へ、後世加賀印籠と稱する優美なる漆壇を出せり、元禄年中に及びては、世の太平と共に、益々精巧緻密となり京都には尾形光琳、春正景正、山本春正の子、此人より春正を姓とすあり、江戸には幸阿彌長教、山田常加、小川破笠、古納休伯、田村長兵衛等ありて工を競ひしかば、後世常盤院時代漆壇と稱して之を珍重す、但し光琳、破笠は、光悦の風を慕ひて別に一派をなしたるものにして、破笠は、鉛錫青貝の外、陶器牙角の類をも嵌入せり、時人、これを賞讃し、光琳漆壇(若入橋手宮有名なり、挿繪參看)破笠細工など、いへり、破笠の弟子堀川中山、二世破笠と稱し其法を傳ふ、享保中に至り、京都に水田友治、淺見政誠あり、明和安永に及び、京都に西丸彦兵衛、江戸に飯塚桃葉、古納巨禰あり、等て寛政の頃

マキエ

江戸に古納寛就、井上白齋、原半遊宮出で、漆繪の業一時盛なりしかば、遂に寛政の門より、柴田是眞を出し、半遊齋の門より中山胡民を出だせり、共に近世の名工なり(明治時代)是眞能畫の力を以て、一種雅致ある漆繪を創意し、門人池田泰眞また衣鉢を受けて其技に長じたり、なほ胡民の門人小川松民、及び川野邊一初、白山松政、植松抱民等も一派を爲せり、而して加賀金澤は、前代より加賀漆壇として賞讃せられ、維新後、五十嵐他次郎、澤田治作等の名工ありしが故に、當時漆壇をいふもの、必ず東京金澤の二地を推すことなれり、京都には木村表齋(初代)あり、漆器を造る傍ら漆壇にも長じたりしも、早く歿してより後、また名工と稱すべきものなし(二書史料、帝國美術史稿、日本工業史)

マキエノケン 漆繪劔 劔の名、鞘に漆繪を施したるものをいふ、普通の劔に用ひ、無文丸劔帶の時には必ず之を帶ふ、又漆劔とも云ふ、源平盛衰記に「義仲は赤地錦直垂にのりこめの劔帯ひて漆劔をはけり云々」と見えたり。

マキエウチ 漆田氏(備中淺尾) 姓は藤原、木工助爲五世の孫遠江守維業、寛治元年十月軍功により奥州須賀川を賜ふ、其裔民部少輔維昌、同國漆田に住す、因て氏となす、子孫尾張に移り、新渡家に屬す、廣光の男廣定、豊田秀吉に仕へ、一萬三千百十六石を賜ふ、關ヶ原の役石田三成に屬し、舉て後、淺野幸長に因り關ヶ原を謝す、徳川家康之を許し、本領一萬石を備中國に賜ふ、寛永十三年七千石を嫡子定正に、三千石を次子長廣に分封す、文久三年廣孝豊高石の封額を賜うて、大名の列に入り、叙爵して相模守と稱す、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(武鑑、徳川加除封録、華族諸家傳)

マキエ

○廣定 一定正 一定行 一定矩 一定央 一定安
一定靜 一定祥 一定邦 一定備 一定備 一定廣 一定廣孝

マキノウチ 牧野氏(越後長岡) 姓は山口、武内宿禰の後裔我孫越後第十七世の孫山口左衛門尉範能、元禄二年廣政志度浦合戦の時、源義經に降り、相模三浦に住す、其子成龍、承久役の功により、三河國寶飯郡中條郡牧野地頭となる、依て氏を稱す、十一世成定、今川氏に屬し、廣徳川家康と戦ふ、永祿八年遂に家康と和す、孫成忠、家康より一字及び源氏を受けて成成と名づく、天正十八年上野大胡城に封せられ二萬石を領す、慶長五年關ヶ原役、子成成、徳川秀忠に従うて上田城を攻めしが、事を以て秀忠に平かならず、兵を率ゐて還電す、故を以て父成成を蒙りて上野吾妻に豊居す、九年家光の誕生に因り、父子罪を免され本領を安堵す、元和二年成成、大坂役の功を以て五萬四千石を加へ、越後長岡に移封す、四年長岡城に移る、六年一萬石加賜、前封と併せて八萬四千石、寛永十一年二男康成に三島郡與板一萬石を(康成)と武成と稱す、元禄十五年康重の時、五子石加賜、信濃小諸に移封す、四男成成に蒲原郡山六千石を分與す(文久三年忠泰の時、江戸警衛の勢を以て一萬千石の封額となる、子孫いづれも相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜))

○成定 康成 忠成 光成 忠成 忠長
忠壽 忠周 忠敬 忠利 忠寛 忠精
忠雅 忠恭 忠毅 忠篤
信濃小諸(一萬五千石)

マク

陣に張りたること群籍に見ゆ、なほ幕を覆ふ用に供する材を幕串、乳に貫く繩を手繩といふ、幕串は後世は將軍木、又は木に造り、黒く塗る、竹を忌みたり、**馬行紀**に「天皇幸三子美濃國、左右奏言之、拉國有佳人、曰弟媛、(中略)妾性不飲、交接之道、今不勝、皇命之威、暫納、帷幕之中」とあるを初見とし、古事記に稚郎子が繩の垣を張り、帷幕を立てたるを見ゆ、帷幕は熟字に用ひたるものにして、帷と幕との二つにあらざる、單にマクと訓すべきなり、なほ古事記なるは、軍陣に用ひたるものにして、**職方外紀**にも、物部連伴政が、敵に襲はれて帷幕を焼かれたること見ゆ、なほ齊明天皇の時、飛鳥岡本の宮地に緋の幕を張りて、宴を三韓の調使に賜へることありき、而して軍防令に「凡兵士、每大緋布幕一口、著、真」とあり、延喜式左右近衛府の條に「幕三十條、(純)十條、緋布十條、調布十條、并二十年一度、申官作換」とあり、當時の制、軍用として必ず備へたりしことを見らるべし、また幕綱等を朝儀の時用ひしこと、延喜式、江次第其他の諸書に載せたり、當時の幕は必ず裏付にして、色は緋を用ひしが、後世は、軍陣には、白もしくは白黒を打交へて用ひ、裏付を廢して、一重となりたり、幕に紋を付くる事の起原詳ならず、古の制は、右に述べたるが如く、緋布を用ひたれば紋はあらず、後三年合戰圖に、源義家の幕の紋に鳩二つづ、向ひし状を描き、熊谷直實の幕と傳ふるものには、裏生に鳩二つを描けり、これ軍營の際、其陣を區別せんが爲にしたるものなるが、紋の付け方、後世とは異なり、源賴朝の幕は、洗白なりといへば、紋を描きたるにはあらず、また足利義隆の幕の、二引兩といふは、五幅の幕、上中下白きゆゑ、殘る所自ら二引兩とされるにて、三引兩、又は中黒、緋緋などいへるも

マクツ マクツ

此例なり、其外の紋も、ありしまいに、幕の中程に、推し進べて付けたりしを、後世は二引兩、三引兩其共、輪の内につけたり、かゝることは文安の頃よりはじまりしといへり、**堪齋抄**に、はじめて武士の幕紋といふことを記したり、かくの如くにして幕の用はます、廣く、遂に朝廷武家の儀式及び軍陣より、股舎屋門以下、船舶、機織、技藝の舞臺并に野外の宴遊等に至るまで、各種の幕を、實用上もしくは裝飾上に用ひ、以て今日に及べり、(古事記、書紀、令義解、延喜式、江次第、武家名目抄、軍用記、本朝軍器考、倭訓栞、和漢三才圖會、今古要覽編)

マクツヤキ 眞葛焼 太田焼(オホタヤキ)を見よ。

幕奉行

幕奉行 江戶幕府の職名、軍陣に用ふる幕のことを掌る、數名あり、若年寄の支配、持高、十人扶持、燧火問詰とす、同心、中間ありて、これに屬す、**國朝傳**起原詳ならず、板坂卜齋記には、徳川家康の時代には、幕奉行といふものなかりしことを記したり、思ふに幕は、陣奉行にて増設せられたるものなるべし、其初めで見えたるは、**増補家忠日記**、慶長十九年十月十五日の條に、台徳院殿、秀頼御征伐として、大阪御發向の供奉の軍列を定め給ふ、御幕奉行朝比奈彦右衛門、内藤平右衛門、とあるをばじめとし、享保三年五月徳川家光上洛の時にも、幕奉行を任命されたり、此時は臨時におきたるものにして、其常職となりしは、寛永十四年九月十八日のことに係り、はじめ一人をおき、享保九年二人となりしが、後、數名となり、文久二年九月、これを廢して具足奉行に併したり、(板坂卜齋記、増補家忠日記、柳營秘鑑、明氏常録、東武實錄、定藏別録、徳川實紀、文久紀事、武家名目抄)

マクラ マサヤ

マクラノサウシ 枕草子

は、草葉集の義なりとも、または冊子の轉音なりともいへり、而して枕の字を冠したるは、此書の終りに、内大臣藤原伊周が皇后へ料紙を呈らし、時皇后は清少納言に、「これに何をか書かまし、上の御前は、史記といふ文をなん書かせ給へると宣ひしを、枕にこそし待らめと答へ申しければ、さばえよとて、是はりし紙に、書きしものなる事を載せたるを據として此名ありといひ、或は此草紙は「花は云々」山は云々、にくきものは云々など、題目を設けて書きたるより名づくともいひ、詳ならず、なほ古くは清少納言記といひしを、後人が命名したるものにして、著者の名づけたるものにあらずといへり、**國朝傳**著者が見聞製を筆録したる隨筆なり、文章簡潔にして雄勁、寸鐵人を殺すの概あり、而して其寫し取りたる事物に、批評を加へて、或は冷笑し、或は諷刺し、或は賞嘆美し、筆鋒自在にして、記事また趣味に富みたり、且つ平安朝時代に於ける精神の日常生活より、人情風俗に至るまで、參考とすべきこと甚多し、**國朝傳**枕草子春曙抄三卷、(北村季吟)枕草子傍註五卷(同四維中)枕草子詳解四卷(松平靜)等(枕草子、日本文学史)

マゴヒサシ 孫廂

マサヤアガツカチハヤヒアメノオシホミ

ミノミコト

耳尊

正哉吾勝勝速日天忍穗

耳尊

天照大神

天照大神

天照大神

孫廂「ヒサシ」を見よ、マサヤアガツカチハヤヒアメノオシホミミノミコト 正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊 天照大神の皇子、天照大神、尊を愛して太子と爲し、遂に豐原中國を治めしむ、尊即ち天降らんとするに際し、當時大己貴尊、出雲を中として四隣に威を振へるが故に、遂より遷り、狀を大神に具す、大神因りて高皇產靈尊等に臨し、天照大神、天孫産等を遣はして之を圖らしめしむ、意の

マシ

マス

マス

如くならざりしを以て、更に建御雷神、経津主神を遣はし、漸く大己貴尊及び其部族を征服するを得たり、是に於て忍穂耳尊更に降臨し給ふべかりしと雖も、皇子瓊々杵尊既に誕生せしめざるが故に、己れに代りて皇子を遣はさん事を大神に請ひ、其許しを得て、天孫遂に日向に降臨し給へり、其後の事蹟詳ならず(古事記)

マシ 麻紙

マス 升

「アサノカミ」を見よ、または増益の義、多少を數へて、漸く加へ倍すの意なり、其器に合升斗等の別あれども、通じて升の字を用ひ、後世升字に木偏を加へ、斛に作りて以て升の升と別たり、**國朝傳**上古にありては、未だ一定の量器なく、其形状も詳かならず、**職方外紀**に軒簾一丈と見えれば、當時斛斗の量を用ひしに似たり、舒明天皇の時、始めて斗、升、斤、兩を定む、田制を以て之を考ふるに、大化以前の一升量は、今の大升の一升四合四勺に當る、此量、蓋し此時に定めしものなるべし、令集解等によれば、之を令前の大升と稱して、稍々唐量より大なり、降りて孝德天皇の大化二年正月の詔に、段の租額二束二把、町の租額廿二束とあり、此時田の長さ三十步、廣さ十二步を段とし、十段を町と爲す、束稻春て米五升を得、而して右の詔に、二束二把を以て段の租とし、二十二把を以て町の租となすは、之より先きの大升を廢したるを知るべし、集解に此時の量を減大升と稱したり、文武天皇の大寶の令制に至り、大升小升ありて、十合を一升とし、十升を一斗とし、十斗を一斛とす、而して小升の三升を大升の一升とし、米穀を量るにのみ大升を用ひ、餘は皆小升を用ひしめ、又調造の儀式を、大藏省及び國司に頒し、官私用ふる處の量器を

して、毎年省國に就きて題印を受けしむる事、一度器に同じかりき、享和六年四月、新格及び權衡度量を天下諸國に頒下す、其制詳かならざれども、租稅沿革篇に、和銅六年制定の度の小尺に等しき事、延大小尺にて、其大尺は大寶令の小尺に等しき事、延喜式の文にて明かなり、量は却て大寶令に、唐の大少量を用ひしを、是時には、令前の大升を改めて、大量とせられたりといひ、田令圖解抄に、大化已前の量は所謂大升也、白雉、和銅、弘仁、延喜皆これなりといへり、并に田令集解に據りて説を爲すものにして、倍すべきかことし、然るに桓武天皇の延暦の際に至りては、大小の制漸く亂れ、平校の法も亦行はれざりしを以て、同十七年更に令して、大藏省に於て平校すべき事を命じ、其違差を防過せんとしたれども、竟に行はれざりき、而して延喜式の制、湯藥を調するにのみ小升を用ひ、餘は大升を用ひしむ、其大升は和銅の大升と同じく、即ち令前の大升と異ならざるなり、尋で後三條天皇の延久四年九月、斗升の法は長保の例に據りて用ふべき事を令せらる、されど長保の制詳かならず、たゞ難波家藏古升裏面に、「方面五寸、堅深六寸五分、立積六十二分半、以養老大尺量、量三長保新製官升、寸法立積全同、此升、慶長新製之京升以前、天下諸國通用」とあれど、其微する所を知らず、なほ右の令文は、長保の制に従ふべき事をいへるに過ぎずして、新制を立てられしものにあらずしが、**意管抄**、**東齋隨筆**によれば、延久年間、別に所謂宣旨升といへるものを製造せられしこと見えたり、(センジュマス)武家時代以後、家族割離し、社寺亦大色を保ちしを以て、量額甚多く、并に其私儀に任じ、尤も錯雜なりと雖も、主としたるは宣旨升なりしと、日記文書等によりて微するを得べし、**豐臣秀吉**

政權を執るに及び、始めて京升の制を定む、(キヤウマス)參看)江戶時代に至り、江戸と京都とに升座を設け、江戸は權屋藤左衛門を以て之に補し、東國三十三ヶ國の升を掌らしめ、京都は福井作右衛門を以て之に補し、西國三十五ヶ國の升を掌らしめ、東國は江戸升、西國は京升を用ひしめたり、按ずるに升座の起原詳ならず、改正三河後風土記によれば、天正十八年家康關東入國の時、權屋に江戸町の支配を命ぜられ、彼れて東國升のことを掌らしむとあり、これより流例となりて、幕府開始後も舊に従ひしものなるべし、福井に至りては、未だ其由来を明かにせざるなり、而して升は權屋藤井の兩氏にて、其支配内に行ふ升の製造を負擔し、各々烙印を施して其証とし、時々部下の吏を派してこれを檢査し、偽差を防がしめたりき、江戸升は、古今要覽編に、三河以來用ひたる古量なるべしといへり、寛文九年に至り、江戸升の分量を以て京升と同一にし、全國の升量はじめて統一せらるる○江戶時代升を製造せるものは、引廻の上駄門、但入目相違なきに於ては中道放に處したり、**國朝傳**凡七八十種あり、大半は私用に於て、特に室町時代の末に至りては、種類頗る多かりき、今重なるものを示せば左のごとし(古今要覽編、大日本租稅志、古事類聚釋義)

- 大化新升 大寶令前升
- 大寶令小升 和銅大升
- 延喜式大升 延喜式小升
- 長保新升 京升
- 江戶升
- 伊勢大神宮大升 同供用升(大小)
- 同於麻加利升 同安東郡在地報
- 同於麻加利升(大小) 同黒升(大小)
- 同於麻加利升 同宮中懸升

マツタ

マツタヒラウチ 松平氏(陸奥守山) 水戸
徳川氏の庶流、頼房の四男頼元を祖とす、正保三年
從四位下侍從判部大輔となる、寛文元年兄光國常陸

マツタヒラウチ

松平氏(常陸府中) 水戸
徳川氏の庶流、頼房の五男頼隆を祖とす、正保三年
從四位下侍從播磨守となる、寛文元年兄光國常陸國

マツタヒラウチ

松平氏(常陸赤井) 水戸
徳川氏の庶流、頼房の七男頼雄を祖とす、天和二年宗
家光國常陸國にて一萬石を分與し、同年從五位下大

マツタヒラウチ

松平氏(武藏川越) 本姓
は松平氏、源滿政より出づ、六世重行、源頼朝に仕
へ、山城國葦原郡松井の地頭となる、子孫因て氏と

マツタ

なす、十二世紀之二男宗之、三河國に下向し、四
世忠直、松平清康、同廣忠等に仕ふ、其子忠次、屢々軍
功あり、天正三年姓字を許され、松平周防守康親と

マツタヒラウチ

松平氏(上野吉井) 豊司
信房の四男信平より出づ、信平、將軍徳川家光の御
養所の弟の故を以て、慶安三年召出されて原米千俵

マツタヒラウチ

松平氏(上野吉井) 豊司
信房の四男信平より出づ、信平、將軍徳川家光の御
養所の弟の故を以て、慶安三年召出されて原米千俵

マツタヒラウチ

松平氏(上野吉井) 豊司
信房の四男信平より出づ、信平、將軍徳川家光の御
養所の弟の故を以て、慶安三年召出されて原米千俵

マツタ

松平定信 名
幼名賢丸、字は貞朝、旭華と號し、致仕の後また樂
翁と號す、世に白河少將又はたそがれの少將といふ、

マツタヒラウチ

松平氏(上野吉井) 豊司
信房の四男信平より出づ、信平、將軍徳川家光の御
養所の弟の故を以て、慶安三年召出されて原米千俵

マツタヒラウチ

松平氏(上野吉井) 豊司
信房の四男信平より出づ、信平、將軍徳川家光の御
養所の弟の故を以て、慶安三年召出されて原米千俵

マツタヒラウチ

松平氏(上野吉井) 豊司
信房の四男信平より出づ、信平、將軍徳川家光の御
養所の弟の故を以て、慶安三年召出されて原米千俵

マツタ

ク(参考) 醫學館を改め、官立と爲したり(イイサカ
クワン)参考、是より先天明八年正月京都大火あり、
皇居仙洞また災に罹りしかば、定信は、内程造營の

マツタ

み、溜問世班の恩命を拜したりき、尋で文化七年命
によりて房總の沿岸に砲臺を築き、翌年また増築す
る所あり、九年四月致仕し、家を續子定永に譲り、

マツタ

し、十五年凱旋したり(シマバラン)参考)翌
年正月河越城に轉封して六萬石を領し、二十年十月
侍從となり、正保四年七月七萬五千石に加封し、寛

マツド

に見えしものは四十八氏、國史に散見して、姓氏録に漏れたるを數ふれば、六十氏以上に及べり、...

マツノ

マツノコウチ 松浦氏(肥前平戸) 姓は嵯峨源氏、嵯峨天皇の皇子源融より出づ、三世任、武藏守に任じ、足立郡箕田に居る、其孫綱、源頼光に屬し、...

マツマ

マツマヘウチ 松前氏 姓は清和源氏、刑部丞義光の三男義清より出づ、九世の孫重廣、若狭遠敷郡新保村に居す、曾孫武田太郎信廣、永享十二年松前に至り、...

マツヤ

マツヤマノゴシヨ 松山御所 關東郡林田村○林田御所または雲井の御所といふ、...

マツラ

マツラウチ 松浦氏(肥前平戸) 姓は嵯峨源氏、嵯峨天皇の皇子源融より出づ、三世任、武藏守に任じ、足立郡箕田に居る、其孫綱、源頼光に屬し、...

マツラ

マツラコホリ 松浦郡 所在 肥前國 肥前神功皇后將に新羅を征せんとして、此地に至りしと書紀にあるを初見とす、...

マツラ

マツラコウチ 松浦氏(肥前平戸) 松浦鎮信の二男大膳昌を祖とす、寛文五年將軍徳川家綱に謁し、中興に候す、元禄二年父所領の内番萬石を分知せしむ、...

マツラ

マツラコウチ 萬里小路氏 姓は藤原、勤修寺家なる吉田資經の四男資通を祖とす、男室房、其子藤房共後醍醐天皇に昵近し、...

マトヤ

マトヤ 的矢 的を射る時に用ふる矢をいふ、實戦の用に供するものにあらず、高忠開書に「的矢のこしらへる事、さばし麗たるべし、すげ節を正すべし、節は管節、管中の節、羽中の節、三節、管本也、管は切符可用、管節本とひふせ可然、香巻をば黒く塗るべし、のこひ麗にもする也云々」とあるにて、其大要を知るべし、續日本紀天平七年四月辛亥の條に、射甲箭廿隻、平射箭十隻とある平射箭は、蓋し射藝を學ぶに用ふるものにして、後世的の矢なるべし、されど其名の正しく見えたるは、保曆間記に「正治二年正月二十日駿河國高橋の邊まで御敵落ゆく由、置りければ、折節の骨を被射て失にけり云々」とあり、平家物語にも「爰に三位入道の年頃の侍に、渡邊の源三きをほの瀧口といふものあり(中略)二十四さいたる大申墨の矢貫ひ、瀧口の奉公忘れじとや、鷹の羽ではいだりける的矢一手ぞさしそへける」とあるをばじめとす、而して布衣記に「瀧口をさなきに於て、禁中にて、君の御ゆるされありて、的をも仕るなり、依之的矢をさすなり、是瀧口のほいばうなり」と見ゆ、渡邊の賢が瀧口の奉公忘れじとて、的矢をさしたりと平家物語にあるは、蓋しこの意によるなり、

マトヒ

マトヒ 馬印(マツルン)を見よ、
マナノイハヒ 魚味祝 小兒誕生の後、始めて食物を食まじむる儀式をいふ、また魚味始とも、單に魚味といひ、裏察祝とも稱したり、後世は食初祝、箸立、箸ぞめ、箸そらへといへり、朝庭における儀式は、玉乘承久二年四月十六日の條に、仲恭天皇の魚味祝を述べて「先以木御箸取御

マナノイハヒ

三把、盛ニ阿末加津土器、自今無、供ニ御三把於阿梨庭、之儀、可レ供ニ朝餽御三把也、御箸供ニ燒鯛(一箸)次供ニ雄(一箸)次漬ニ御飲於御物汁、(二箸)奉レ食之(一箸)居、饗供也、儲君如レ形聞ニ召之、とあるにて之を知るべし、また江戸時代における儀式は、女重寶記に「男子は左の膝の上におき、女子は右の膝の上におき、食のうへにある寶珠なりににぎりおく生飯を、膳の右の向ふの隅にとつておくべし、くむる體ばかりなり、膳の焼物は助膳なり、食の上には右二つおくべし」と見え、なほ女大學草書入、小笠原流禮儀書等にも其儀を載せられたれば、就きて見るべし、
起原清濁 太古は乳母湯座、湯母の外飯嚼と稱することあり、飯を嚼み分けて食せしむる義なるべし、即ち後世の魚味祝の起因とす、また魚味の事の見えたるは、水左記承暦元年九月二十八日の條に、此日今上第一皇女、初聞ニ召魚味とあるをばじめとすれば、其以前既に此儀の行はれたりし事明かなり、而して、この儀を行ふは、通常三歳の時にして、鎌倉時代まで皆然りしが、室町時代には、誕生後百一日目、即ち色直しの時に行ひ、江戸時代には百二十日目に、即ち色直しの時に行ひ、なほ食初と稱する事は、室町時代以後にして、寶曆親基日記文正元年四月十日の條に「若君御色直、御食初」と見え、江戸時代また専ら此稱を用ひたりき(儀訓栞、玉乘、水左記、寶曆親基日記、女重寶記、貞丈雜記、御産の儀式、小笠原流禮式書、女大學草書入)。

マナヘウチ

マナヘウチ 間部氏(越前鯖江) 姓は藤原、中納言山蔭の曾孫利部少輔季隆より出づ、其男滿任、外祖仲光の子幸壽丸の遺跡播磨津國川津を襲ぎ、鹽川氏と稱す、滿任十三世の孫滿永、足利尊氏に屬す、

マニア

マニア 眞羽 鷹の羽にて作りたる矢羽をいふ、
マハリケンチ 廻檢地 江戸時代檢地の一、一村又は一區域の周圍もしくは必要の部分により、風曲毎に見盤をおき、方位と間敷とを量り、これによりて繪圖を製し、全面の形狀を顯はし、反別を

マニアヒ

マニアヒ 間合 紙の一種、鳥子(トリノコ)を見よ、

マハ

マハ 眞羽 鷹の羽にて作りたる矢羽をいふ、

マハリケンチ

マハリケンチ 廻檢地 江戸時代檢地の一、一村又は一區域の周圍もしくは必要の部分により、風曲毎に見盤をおき、方位と間敷とを量り、これによりて繪圖を製し、全面の形狀を顯はし、反別を

マヒト

マヒト 眞人「マツト」を見よ、

マフタギ

マフタギ 間塞 刀組の目貫を云ふ、マは目なり、目釘打ちたる穴を、覆ひ蓋きて、拔走るに備へたる物なる故に名づく、

マヘダウチ

マヘダウチ 前田氏(加賀金澤) 姓は菅原、右大臣道真の男高規六世の孫知善、美作に下向し子孫遷延す、これを美作菅原家と稱す、十一世の孫佐廣、嘉吉元年赤松義隆に従ひ白旗城に籠り、落去の後尾張に來り、海東郡に住す、曾孫仲利、美濃國安入郡前田の住人前田利倫の女を娶り、前田氏を昌す、一説に、菅家の裔太宰府菅原の邊前田の地に住す、これ筑紫前田の出でし所にて、其子孫尾張に移ると

マヘダウチ

マヘダウチ 前田氏(加賀金澤) 姓は菅原、右大臣道真の男高規六世の孫知善、美作に下向し子孫遷延す、これを美作菅原家と稱す、十一世の孫佐廣、嘉吉元年赤松義隆に従ひ白旗城に籠り、落去の後尾張に來り、海東郡に住す、曾孫仲利、美濃國安入郡前田の住人前田利倫の女を娶り、前田氏を昌す、一説に、菅家の裔太宰府菅原の邊前田の地に住す、これ筑紫前田の出でし所にて、其子孫尾張に移ると

マヘダウチ

マヘダウチ 前田氏(上野七日市) 利家の五男、孫八郎利孝を祖とす、慶長九年江戸に至り、徳川家康同秀忠に謁し、十八年從五位下大和守となる、元和二年上野國甘栗郡の内、一萬石餘を賜ひ、七日市を治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、武藏、華族譜)

マヘダウチ

マヘダウチ 前田氏(上野七日市) 利家の五男、孫八郎利孝を祖とす、慶長九年江戸に至り、徳川家康同秀忠に謁し、十八年從五位下大和守となる、元和二年上野國甘栗郡の内、一萬石餘を賜ひ、七日市を治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、武藏、華族譜)

算出するをいふ、即ち檢地を爲すべく田畠の總廻りを繪圖に寫し、分間法にて反別を改め正すなり、その方法は地方凡例録に「先づ惣廻りの曲目毎に見盤にて方角を見込み、午の何分とか、未の何分とか、十二支に當る處を野帳に記し、其の盤より先の梵天竹まで間敷を打ち、帳面に記し、番付肝要の處へは杖を打て番付を致し順々に見廻る也、又その場所の内にある田畑屋敷、芝地、小山等の形を記すには、最寄の番より、其田、其畑、或は屋敷にて小山にても、その場所の角へ、何の何分と見込て間敷を打ち、帳面に記し、其所に盤を移し、其田畑の分見いたし、殘らず済みたる上、野帳を以て寫し、盤にて繪圖引出せば、惣廻りの形、繪圖の大きさの概を積り、分間法を極め、右引出たる繪圖の縮寸にて、試歩を積り、何反何畝と記す也、右分間の仕形、歩詰の仕樣色々ありて、口傳書ありと云ふ云々」と見えたり、(ケンチ) 参考(舊幕經治要略)

マヘダウチ

マヘダウチ 前田氏(加賀金澤) 姓は菅原、右大臣道真の男高規六世の孫知善、美作に下向し子孫遷延す、これを美作菅原家と稱す、十一世の孫佐廣、嘉吉元年赤松義隆に従ひ白旗城に籠り、落去の後尾張に來り、海東郡に住す、曾孫仲利、美濃國安入郡前田の住人前田利倫の女を娶り、前田氏を昌す、一説に、菅家の裔太宰府菅原の邊前田の地に住す、これ筑紫前田の出でし所にて、其子孫尾張に移ると

マヘダウチ

マヘダウチ 前田氏(上野七日市) 利家の五男、孫八郎利孝を祖とす、慶長九年江戸に至り、徳川家康同秀忠に謁し、十八年從五位下大和守となる、元和二年上野國甘栗郡の内、一萬石餘を賜ひ、七日市を治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、武藏、華族譜)

マヘダウチ

マヘダウチ 前田氏(上野七日市) 利家の五男、孫八郎利孝を祖とす、慶長九年江戸に至り、徳川家康同秀忠に謁し、十八年從五位下大和守となる、元和二年上野國甘栗郡の内、一萬石餘を賜ひ、七日市を治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、武藏、華族譜)

マハダ

を救され、城邑を保つことを得たり、尋で病みて卒す(源朝野史)

マハダトシイヘ 前田利家 名護功名大子代、長じて孫四郎といひ、後ち又左衛門と改む、法名高徳院殿桃雲淨見大居士、利昌の四子、尾張國海東郡の人、父利昌は同郡荒子の城主なりき、利家幼より織田信長に仕ふ、永祿二年事により信長の望を蒙りて亡命したりしが、三年七月復仕を許さ



(集菟掛茶編料史)蔵所氏衛一山中賀加

れたり、爾來屢々軍に従うて功を樹つること多し、十一年十月兄利久に代りて、本家をつぎ、奮に合せて二千四百五十貫の地を食む、元龜元年九月信長の本願寺光佐を大阪に攻むるや、前軍敗績す、利家單騎殿して軍を全うするを得たり、功によりて近江國長濱一萬石に封ぜられ、天正三年九月越前府中城に從り三萬三千石を領す、十年信長害に遇ふの後、豊臣秀吉の威名日に盛んにして、柴田勝家等の宿將と隙

マハダ

を生ずるに及び、利家は勝家に應じ、十一年四月近江に出陣したりしが、賤ヶ岳の戦に破れて府中に歸る、秀吉尋て至り城を圍みたれども、幾もなくして成を行ひ、命じて加賀を向へしめ、更に石川河北の二郡を加封し、また利家の子利長を、石川郡松任に從して府中を除く、利家は是に於て尾山城に移る、尾山城は後の金澤城なり、十二年秀吉、織田信雄と不和を生ずるに際し、越中國主佐々成政密に信雄に與し、大兵を以て末森城を圍みしかば、利家更に之を救ひ成政を敗る、十三年秀吉成政を降すに及び、越中の三郡を割いて之を利家に授く、是年從五位下筑前守に任叙し、姓羽柴を賜ひ、十四年三月從四位下に進み、右近衛少將となり、十二月改めて豐臣氏を冒す、十五年秀吉に從うて九州を征し、十七年左近衛權中將に遷る、十八年正月四位下に陞り、參議に拜す、幾もなくして小田原征討の事あるや、北



(押花家利)

陸七國の總督となり、頻りに北條氏の諸城を降し、尋で關東の總督となり、鉢形八王寺等の諸城を陥れしが、軍平ぐの後、また奥州楡田の總督を命ぜられ、淺野長政、石田三成等を督して、土寇を平げ、境界を正し、田制を定め、十一月を以て尾山城に歸る、翌年正月優詔ありて清華に准ぜらる、十月參議を辭す、文祿元年征韓の役起るに及び、また秀吉に從うて肥前名護屋に屯す、三年正月從三位、四月權中納言となり、五月官を辭し、尋で擯はれて、五大老の一人となる、大老となりし時評ならず、イイワウ、參者、慶長元年正月從二位權大納言に轉じ、二年正月之を辭す、三年三月國を利長に譲り、封内二十六萬石を割いて

マハダ

老を養ふ、此年秀吉病大漸に及ぶや、利家を病床に召し、子秀頼の傳として大阪に居らしめ、且秀頼の生長するまでは、大事悉く徳川家康と利家とにて決するを遺命せり、秀吉の薨後、利家は大阪に居て秀頼を輔け、家康は伏見に居て大政を綜攬したりしが、諸侯の中往々にして其好む所に從ひ、或は利家に屬し或は家康に從ひ、陰然二派に分れて相軋し、利家家康の交情亦圓滿を欠き、人心恟々たり、時に利家病ありしが、力めて家康を伏見に訪ひ、家康も之に答へて大阪に利家を訪ひしより、紛擾や、靜まるを得たり、越えて閏三月三日大阪城に薨す、年六十二、加賀石川郡野田山に歸葬す、諡して從一位を贈らる、後ち金澤に尾山神社を建て、これを祀る、今別格官幣社たり(淺野文書、源朝野史、加賀藩史稿)

マヘノリヤウタク

前野良澤

は蒸、字は子悦、真澤は通稱なり、蘭化と號し、其堂を樂山といふ、法名樂山堂蘭化天風居士、蘭語かならず、蘭語世々を以て中津藩(奥平家)に仕へ、銀二百石を食む、真澤幼にして孤となり、舅氏に養はる、長ずるに及び、坦夷敦厚、貌頗る短小、威儀を修めず、崖異の行を爲さず、日に尺八を弄ぶを以て事とす、舅一日真澤を訓戒する、こと切なりしを以て、はじめて感悟する所あり、節を折て書を讀む、嘗て舟舖を過ぐる時、一の和蘭書あるを見る、文字盤行蚊脚にして解しがたし、是に於て歌じて曰く、これまた人のつくる所なり、人のつくる所なれば解すべからざるものなからん、吾もし西學を唱ふれば、必ず嗚矢となるを得て、舅氏の意に酬ゆるに足らんと、遂に憤を發して自ら奮ふ、時に年四十七、これより先青木昆陽、野呂元丈等、事命によりて蘭語を講習せりと雖、未だ其功を収めず、真澤の西學に志すに當り、

マハダ

島陽なほ在世なりしゆゑ、就きて學がたれども、其間の學甚淺く、僅かに五百語を授くるに過ぎず、即ち笈を負うて長崎に赴き、業を吉雄幸作に受け、爾來また刀圭を事とせず、一意西學を研究したりしが、東歸期ありて業を終ふる事能はず、中途にして歸る、後ち三年再び長崎に遊び、蘭書數部を得て江戸に歸り、門を杜ぢ客を謝し、日夜卷を手にして獨學する事六七年、豁然として自得する所あり、はじめて蘭書翻譯の大業を志し、著はす處甚だ多し、享和三年十月十七日卒す、年八十一、江戸下谷池の端慶安寺に葬る、桑名藩主松平下總守また書て其澤に學び俸七口を給し、春過甚厚く、之を召す毎に、乘輿して邸内に入るを許し、座に就けば則ち褥に坐せしめしといふ、蓋し其晩年のことなり、蘭書翻譯和蘭譯茶、管籥、地學通、駁腐醫、樂山堂記、輿地圖論、琴屋考、八種字考、和蘭譯文略等あり(蘭學楷梯、洋學大家列傳)

マヘバシジャウ

前橋城

もと麻橋と稱す、コトマヤバシジャウを見よ、

マミヤリソウ

間宮倫宗

通稱を林蔵といふ、關東庄兵衛の子、關東常陸國筑波郡上平柳村の人にして、父は播工なり、幼にして天資英敏、材力人に絶す、九歳にして學に就きしが、常に群兒と嬉遊するにも、竹竿を以て樹木の長短、河流の深淺、道路の遠近などを測るを樂みとなしたり、また或日、普請掛りの吏員が、村吏と算盤をとりて、工事を計りしを見て笑ひたれば、吏は大に怒り、汝我を笑はし、これを算せよと迫りしかば、未だ算術を解せざりしも、心算を以て答へたるに、吏大に駭ちたりしといへり、これより奇童の名あり、寛政八年普請役罷となり、十一年普請役下役に進み、はじめ

て幕府に仕ふ、既にして享和元年幕府、松平信濃守等に北地巡檢のことを命ずるに及び、倫宗は、村上島之丞に隨ひ、一行と共に松前に入る、これ實に彼れが北地に赴きたるのはじめなりき、會同四年四月月替人ホウストフ等エトロフの紛糾を倣せるの時、倫宗また此地にありしが(徳川太平記には、天文地運係りと注したり)魯經の入港を見て、早く其不穩の形勢を看破し、砲臺の置る主張したれども、會所下役取捨戸田又大夫これを聽かず、遂に職期を失して大敗し、幕吏はみな國後に走りたれば、倫宗も已むを得ず一旦引揚げたり、翌五年に至り、松田傳十郎と共に樺太島探檢の使命を奉じ、相携へて途に上りしも、風波に阻げられて中途より歸りしが、其七月更に前志を果さんとし、單身蝦夷の宗谷を發し、即日樺太のシラマシに渡り、進みて其内地を究め、翌六年七月二日颶風海峽を航して東靑地方に入り、混同江(黒龍江の下流)を測りて、十一日漸く滿州假府の所在地なるテレンに達し、或は支那の官吏と應接し、或は形勢風俗を視察し、留まること數日の後、再び江を下りてヒロケに至り、沙濱に宿す、實に黒龍江の海に注ぐ地點たり、尋で八月七日樺太のラケーに歸り、廿八日を以て宗谷に着す、其間諺を聞すること二、月を隔すること十五、征行の苦想ふべきなり、而して難報海峽は、當時歐人の未だ調査し能はざりし所にして、實に倫宗の發見に係る、これより地理學者として、探檢家として、倫宗は當時頗る重きを爲したりと雖、其晩年は失意の境遇にありしものごとく、只僅かに、幕府の探偵となり、西國の某大名(或は云薩摩)の藩情を偵察し、更に身を經師屋に變じて城中に入りたること、石州濱田の廻船問屋八右衛門といへるもの、密貿易を營みし時、

マハダ

マハダ

マハダ

乞食の姿に身を變して、其確證を見届け来れりといへる逸事とを傳ふるのみ、弘化元年二月廿六日、江戸深川崎町の舊居に歿す、年六十五、晩年水戸藩より月俸を賜へり、徳川太平記に見ゆれども詳かならず、東歸後、北越東國説、兩書共に倫宗の口授し、桑貞康の編したるものなり(新編常陸國誌、徳川太平記、笠川文學士、間宮倫宗、長田偶得氏、間宮倫宗)

マンエウカナ

萬葉假名

假名(カナ)を見よ、

マンエウシウ

萬葉集

二十卷

は、凡そ三百年間の和歌四千四百九十六首を蒐録したるものにして、今日に傳はりたる歌集の中、尤も古きものとなす、然れども雄略天皇より舒明天皇に至るまで、殆んど百六十年の間には、開卷第一に、雄略天皇御製の歌、唯一首あるのみなれば、舒明天皇の御字より、淳仁天皇の御字まで、凡百三十餘年間歌集なりといふこと、當を得たるに近し、文字は所謂萬葉假字(カナ)といへる一種の假名を用ひ、作者としては、上は天皇皇子公卿官人より、下りて樵夫海士に及び、社會のあらゆる階級を網羅したり、而して集中の歌は、皆未だ後嚴なる規則に拘束せられざる時代なりしかば、其風姿自然なるはいふまでもなく、概して雄健にして氣魄あり、また此集類を分つ事、後世のごとく四季戀結等の區別を以てせず、雜歌、相聞、挽歌、譬喻、及び四季の五種とせり、なほ其形狀によりて區別する時は短歌、長歌、旋頭歌となすべし、長歌は皆五七調より成りたるものにして、絶妙なるもの多きは、實に此集の特色と爲す、且つ集中の和歌により、歴史上の疑問を解決し、

PAH

PAH

MANSA

しくは當時の人情世態風俗の一斑を知るに足るもの多きは、頗る貴重すべきなり。萬葉考の落葉三卷(荒木田久老)萬葉集燈五卷(宮土御杖)萬葉集考十四卷(賀茂真淵)萬葉集考十五卷(岸本由豆流)萬葉集古義百五十二卷(鹿持雅澄)萬葉拾遺抄三十卷(北村季吟)萬葉集考一卷(契沖)萬葉集玉小琴四卷(本居宣長)萬葉集注解二十卷(仙覺)萬葉集重抄八十卷(荷田春滿)萬葉集遺集五卷(正木千幹)萬葉集略解三十卷(橋千蔭)萬葉集代匠記二十三卷(契沖)其他は多し。古今集真名序には、昔年城天子、詔待臣、令撰萬葉集とあり、古今集所載、文屋有季の歌には、貞觀の御時、萬葉集はいつばかり、つくれるぞと、問はせ給ひければ、よみて奉りける」と詞書して、「神無月しぐれ降おけるならの葉の名におふ宮のふることぞ、これとあり、また世物語には、高野帝の勅によりて、橋右大臣の撰びたることを載せられたり、并に感説にして根拠あるにあらず、僧契沖が「今此集の前後を見て、ひそかにこれをおもふに、中納言大伴家持卿、若年より古記、類聚歌林、家々の集まで、残らずこれを見て撰びたり、その外昔今の歌、見聞に従ひ、或は人に尋問て、漸々にこれを記し集めて、天平寶字三年までしるされたるが、その後とかく紛れて、部類もよく整へられぬ草案のまゝにて、世に傳はりけるなり」といへるは、蓋し當を得たるものなるべし(群書一覽、萬葉集古義、日本文学史)。

マンエン 万延 孝明天皇御宇(將軍徳川家茂)の年號、安政七年三月十八日改元す、翌年文久と改む。

マンエンイチアキン 万延一分金 名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、萬延年中

に作りたるを以て此名あり、又最も新造のものなるを以て新一分金といふ。性質堅固四分五厘、横二分五厘、十兩の重量等小判十兩に同じ。起原清酒小判に同じ。マンエンコバン、キンギンクラを参看。

マンエンオホバン 万延大判 名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、萬延年中に作りたるを以て此名あり、また最も新造の大判なるが故に、新大判ともいふ。性質堅固四寸三分五厘、横二寸六分。起原清酒萬延元年閏三月之を改鑄す、鑄造の總額一萬七千零九十七枚、萬延元年より文久二年までを鑄造の年限とす。オホバン、キンギンクラを参看。

マンエンコバン 万延小判 名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、萬延年中に作りたるを以て此名あり、又最も新造の小判なるを以て新小判ともいふ。性質堅固一寸一分五厘、横六分五厘。起原清酒萬延元年四月、一分金と共に鑄造す、鑄造の總額(小判及び一分金共)六十二萬五千零五十九兩なり、萬延元年より慶應三年までを鑄造の年限とす。コバン、キンギンクラを参看。

マンエンニシユキン 万延二朱金 名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、萬延年中に作りたるを以て此名あり、又最も新造の二朱金なるを以て新二朱金ともいふ。性質堅固四分、横二分五厘。起原清酒萬延元年四月之を改鑄す、「ニシユキン」、キンギンクラを参看。

マンエンニフキン 万延二分金 名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、萬延年中に作りたるを以て此名あり、又最も新造の二分金なるを以て、新二分金ともいふ。性質堅固六分五厘、横四分。起原清酒萬延元年四月鑄造す、鑄造の總額、五千三百二十四萬零五十七兩、而して萬延元年より

明治二年までを鑄造の年限とす。キンギンクラ、ニフキンを参看。

マンサイ 萬歳 千秋萬歳(センズマンサイ)を見よ。

マンサイラク 萬歳樂 名義 南樂、平調廿九曲中の一、名僧帝萬歳樂と稱す、新樂にて中曲、初め七帖なりしが、後に絶えて五帖となる。管舞地久起原清酒、大樂令白明造をして作らしむ、一説に唐武太后の作る所の鳥歌萬歳樂なりと云へど疑はし、其傳來詳かならず、凡そ行幸船樂、寶篋、山階寺別當元日の初拜などに此曲を奏す、醍醐天皇嘗て大井河に幸し、俗人能を叩いて樂を奏し、雅明親王年七歳、起て此曲を舞ふ、帝感賞中肯を脱して、額頭にかへ給ふといふ(禮樂志、歌舞音楽專史)。

マンシユ 萬壽 名義 後一條天皇御宇の年號、治安四年七月十三日、革命に因て改元す、四年を経て長元と改む。起原清酒經に「樂只君子邦家光、樂只君子萬壽無疆」とあるに據る、文章博士為政之を勅申す(國朝年號譜)。

マンシユ井 曼殊院 名義 山城國愛宕郡修學院村字一乘寺(天台宗、門跡の一、又竹内門跡と稱す)本尊阿彌陀如來起原清酒經年開闢最澄の開創、元は比叡山に在り、天慶年間、九世是算、四塔北溪に遷し東尾坊と號す、天仁年間大僧正忠尋、寺號を曼殊院と改む、村上天皇深く禮依したまひ、天曆年間北野神社を草創し、特に勅して別當に任す、永久年間慈順、別院を北山村に建てしが、足利義滿金園造營の事あり、之を樂園の傍に移す、文明中伏見眞常親王の御子大僧正慈運、後奉眞天皇の皇子覺慧法親王等住持したまひしより、歷朝皇

MAN

MAN

MAN

千法燈を繼ぎ、永く親王の法室となり、明暦二年其尙法親王奏請して、堂宇を四明西證に撰營す、即ち今の地にして、地域一町二段四畝六歩を占む。寶物に不動尊畫像一幅、雲舟筆冬夏山水二幅、雪村筆松雪二幅(以上國寶)等あり、塔頭の隨緣、法雲、惠明、靜慮の四院は、明治五年七月本院に合併す、諸國末寺十一ヶ寺あり(山州名跡志、山城名跡志、平安通志、京華要誌)。

マンシユジ 萬壽寺 名義 山城國京都市下京區本町十五丁目東福寺北門内(京部五山の一)起原清酒經宗○本尊藥師如來起原清酒經永長二年白河上皇勅して、郁芳門院藤原成子(藤原朝子)を奉りて佛すとなし、十月十四日供養を行ふ、世に六條御堂と稱す、上皇血書の願文を納めたまひ、藤原國明近江田井郡を寄附せり、正嘉年中十地上人覺空が、其弟子慈一上人實覺と共に、此寺に在りて淨土教を修し、後東福寺の圓爾(聖一國師)に就いて禪を傳へ、萬壽寺の寺號を立つ、弘長元年十一月二十四日寶覺開堂す、これより禪刹となる、北朝曆三年(南朝興國元年)に至り、幕府命じて十刹の一となし、貞治二年に五山に列したるも、南禪寺等遊行せざりしが、北朝曆安五年(文中元年)九月幕府南禪寺等に諭して之を遊行せしめたり(萬壽寺記には、延文三年五山に列せらるるとあり)北朝至徳三年(文中三年)七月五山の位次を定め、此寺を第五に列す、永享六年二月十四日火災に罹り、寺を再建す、天正年間此寺を三聖寺に合併し、兩寺號を併べ立てたれども、明治以後單に萬壽寺と號す。境内なる愛染堂は殊別保護建築物にして、また其所藏に係る阿彌陀如來木造座像は國寶たり、オサン、曼看(萬壽寺記、花營三代記、山城名跡志)。

カガヨシハル)を見よ。

マンズラク 萬秋樂 名義 天竺樂、般涉調廿二曲中の一、慈尊樂、慈尊萬秋樂、見佛聞法樂、菩提樹下樂、出世成道樂等の名あり、新樂にて中曲、大曲に準ず。序二帖、拍子十八、破六帖、各拍子十六、舞者六人、答舞地久起原清酒經如來在世の時、彌勒菩薩の作る所にして、聖武天皇の朝、婆羅門僧菩提之を我國に傳ふ、破は日蓮上人流唐の時、之を齎す、初め天皇東大寺を造り、菩提を以て導師と爲し、俗人を四天王寺に集めて、菩提、迦樓羅等の樂を習はしむ、蓋し本曲は秘して傳へざりしが、堂を廢するに及び、之を授けて奏せりと云ふ(禮樂志、歌舞音楽專史)。

マムタノコホリ 茨田郡 名義 河内國起原清酒經延喜式又茨田に作り、以後同じ、和名抄に備田、佐太、三井、池田、美田、伊香、大窪、高瀬等の郷あり、備田の地、讚良郡に入り、地誌提要「マムタ」と稱す、今は郡名を廢し、北河内郡に合併せらる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)。

マンダラ 曼荼羅 佛教の用語、梵語にして漫伽羅、滿陀羅、曼荼羅とも作る、譯して輪圓具足とも、聚集とも云ふ、一切諸法を具足して、一も缺くるなきの義、大日經疏に「漫荼羅者、名爲聚集、今以三知來眞實功德、集在一處云々」とあり、四種あり、一は、大曼荼羅、即ち佛像の相觀を圖したるもの、二は三昧耶曼荼羅、即ち輪寶等の標章を以て顯示したるもの、三は法受曼荼羅、即ち文字を以て顯示したるもの、四は羯磨曼荼羅、即ち事業成儀を以て顯示したるものなり、詳しくは曼荼羅抄に出でたり。

マンチ 萬治 名義 後四院天皇御宇(將軍徳川家綱)の年號、明暦四年七月廿三日改元す、江戸火災に依りてなり、三年を経て寛文と改む。起原清酒書に「正々本則萬事治、史記に「乘民乃定、萬國爲治」とあるに據る、菅原豐長之を勅申す(國朝年號譜)。

マンドエ 萬燈會 名義 十千の燈明を繼して衆聖を懺悔する法會を云ふ、萬燈燈法經に「長者萬燈供養云々、菩薩藏經に「繼二十千燈明、繼十萬燈明云々」とあり。起原清酒經天平十六年十二月金鐘寺及び朱雀大路に一萬燈を燃したるを始めとす、尋で覺空海も天長九年に高野山に於て此會を執行せり、其時の願文に「空海與三諸金剛子、於三金剛峯寺、禮設三萬燈萬華之會、奉獻兩部受茶羅四種智印、所期每年一度奉設此事、奉答四恩、禮空靈、涅槃樂、我願盡云云」とあり、また寛平九年基達樂師寺萬燈會を始め行ひたり(續紀、持寶通覽、摩羅漫抄)。

マンドコロ 政所 名義 關東國鎌倉町兩幕府の政衙、又マドコロとも云ふ、幕府の政務を總攝する所にして、御家人の成敗、財政に至るまで皆之を總ぶ、朝廷の太政官の如し。別當、長官にして、一人又は二人以上の時あり、建久二年正月大江廣元を以て之に任す、建仁三年に至り北條時政別當となり、廣元の上におりて、廣元と共に庶政を執行し、下文に連署せり、此より内外の權悉く北條氏に歸す、元久年中時政退隱し、その子義時執權を以て、政所別當を帶したりしが、建保三年職を去り、廣元再び別當となりて下文に署せり、六年廣元病で出家するに及び、義時更に別當に補したるより、爾來長く北條氏一家の所職となれり、室町幕府にては、別當を置かず、令、別當を佐けて庶政を行ふ、建久二年二階堂行政を以て之に補し、四年以後は大

藤原武敏頼平之に補し、九年には前掃部允惟宗之に補し、正治以後は二階堂行光之に補せられしが、後には此役を置かず、署判を下す時にのみ、評定衆若くは奉行人を以て假の令としたりしが、承久以後は署判にも見ゆる所絶えたるが如し、室町幕府も亦此の職を置かず、家主、知家事、文案記録を司る、建久二年藤井俊長案主、中原光家知家事となりしが、後に清原惟宗、菅野清氏これに補せられ、北條泰時以後は、菅野清原兩氏の世職となり、これも室町時代には見えず、蓋し政書下文なき故なるべし、執事、政務に参預し、兼て國用を辨じ、經費を給する事を掌る、建久二年二階堂行政、公文所寄人より政所の令となり、専ら事務を擔當したりしも、執事の名なし、北條九代記建暦元年の條に、師俊を政所執事と爲し連署せしめたるを初見とす、吾妻鏡建保六年の條に、二階堂信濃守行光政所執事たりし事見たり、爾來其子孫之を世襲せり、嘉祿年中に評定衆、建長年中に引付衆を置くに及び、執事は必ず其を兼れたり、室町幕府にては、別當、令なきを以て、執事を長官とす、金錢の貸借、田圃の典賣、人身賣買の訴訟を裁し、兼て諸國の貢租、買物、酒造、諸商賈の稅額を管し、専ら財政を理す、初めは、鎌倉幕府の例によりて、二階堂氏執事たりしが、康暦元年伊勢貞繼之に補せられしより、伊勢氏の世職となり、執事代、執事の代官として、その事を行ふなり、鎌倉幕府にては常に置かず、建長四年二階堂行綱、父行盛に代りて事を行ひしに始る、室町幕府に至り、始めは公事繁劇なるを以て、禮節儀式の事を代掌せしめん爲めに之を置けり、始めて見えたは、後愚昧記貞治五年八月十八日の條に、政所執事代、日來齋藤五郎左衛門殿(季基也)而改替、齋藤藤内右衛門入道

被補とあるものとす、然るに後には執事漸く事を兼り、執事代公事の外府庫を監守し、金錢を出納し、財政に關涉して、權力を振へり、故に之を政所關圖とも稱せり、齋藤松田兩氏交る、其職に補せり、政所代、執事の代官なり、伊勢氏が執事を世襲とせしより、公務繁く、單身從事し難きを以て、其被管たる鎌川親忠を代官とし、局務を執らしめたるに起る、これより鎌川氏の子孫、伊勢氏の命を奉じて此職に補したり、もと私職にて、執事代等と班を列すべきものにあらざれども、其行ふ所は、悉く執事の職務なるが故に、頗る勢力ありて執事代と相並ぶに至り、遂には幕府より任命することとなり、寄人は公務を施行し、雜事を監正す、公文所の時よりあり、公文所を政所と改むるに及びて、事に連連せるものは、猶政所に候せしめて、公事を奉行せしめたり、嘉祿中評定衆を置くに際し、寄人の内より擧げし、建長年中に引付衆を置くや、又寄人より擧げし、壯年のもの及び門閥の卑きものは猶寄人と稱して、引付衆の副としたり、此を政所公人と云ふ、室町幕府にては寄人を御前衆、御前未參衆の二つに分ち、評定始、沙汰の時には、評定引付二衆の如く、將軍に對して申奏し得る者を御前衆と云ふ、故を以て引付衆と共に右筆衆奉行人と稱したり、然らざるものを御前未參衆と云ふ、下部、政所に宿直し、驅使雜役を務む、政所を置きたる時よりありしものなるべし、其名の見えたるは吾妻鏡建久五年五月五日の條に、御所中屋舎裏、萬福寺、可爲、檢皮賣所役之由被仰、分年、政所下部等沙汰之と見えたり、室町幕府にては、之を公人と稱せり、其身卑賤なれども、公方の祿を食するものなれば、然か稱して私人と分ちしものなるべし、肥後清原元暦元年八月、派

頼朝鎌倉の營中に公文所を置き、大江廣元を別當とし、中原親能、藤原行政等五人を寄人として事を行はしむ、建久元年十一月權大納言右近衛大將に任ぜらるゝに及びて、其翌年正月政所を置き、大江廣元を別當、二階堂行政を令、藤井俊長を案主、中原光宗を知家事とす、蓋し當時の例、三位以上の家に、近衛大將を兼れたるものにあつたれば、幕府と稱して政所侍等を置く能はざりしに依るなり、爾來政所の下文には、此四職の吏官職姓名を連署して證據としたり、而して公文所は政所に屬し、文書に係れる事のみ掌りしも、別に右司を補せざりき、承久年中北條氏權を專にするに及びては、四職連署することなく、執權連署のみ署判して下したりき、室町幕府にて、政所を置きたること、其時代明ならず、曆元年八月足利尊氏征夷大將軍に任ぜらるゝや、同年二階堂深政を政所執事に補したること、武家年代記に見えたり、將軍宣下と同時に、政所を置きしものなるべし、此時代は別當令を置かず、執事を以て長官としたり、其他職員の鎌倉と異なる所は、職員の條に就て知るべし(武家年代記、關東開闢年代記、武家名目抄)

マンネツウハウ 萬年通寶 高年通寶 王朝時代に行はれたる錢貨の一種、開闢關東にて作る、徑八分強、重一匁二分、徑八分強、重一匁との二種あり、肥後清原藤仁天皇天平寶字四年三月、鑄造して之を行はしむ、一を以て舊錢の十に當てしむ、「セニ」の辨繪參看(大日本貨幣史)

マンブクジ 萬福寺 關東山城國宇治郡宇治村字五箇庄○黃栗山宗廟黃栗宗、本山○本尊釋迦牟尼佛、脇土迦葉、阿羅漢、關原治隆萬治二年明の歸化僧元(諱隆琦)幕府より一寺建立の許可を得、

寛文元年明州の黃栗山萬福寺に撰して建立し、二年法堂成り、三年隆元開堂の典を擧げ、幕府寺領四百石を寄附す、妙心寺の龍溪(性濟)弟子となり、大に隆元の爲めに奔走す、四年隆元退隱し、弟子木菴(性瑞)を第二世となす、八年佛殿、天王殿、齋堂、鐘樓、鼓樓等落成す、爾來歴代支那の僧徒來して住持となり、一山全く支那の風儀に依る、元文五年龍統(元統)始めて我國人にして住持となれり○漢門、即ち總門にして四面す○山門、漢門の東にありて四面す○天王殿、山門の東にあり、布袋和尚、韋駄天及び四天王の像を安置す○大雄寶殿、天王殿の東にあり、四面す、釋迦坐像(五尺許、明人范道生の作)脇土迦葉阿難(共に立像にて五尺許、同上作)及び十六羅漢(坐像二尺許)等の像を安置す○法堂、大雄殿の後にあり、四面す○威徳堂、法堂の東にあり、四面す○牌堂、一に祠堂といふ、法堂の後西北にあり、地蔵の像を安置す○蓮佛場、即ち坐禪堂なり、大雄寶殿の前面東北にあり、觀音(坐像三尺許)普賢童子(立像三尺餘)八歲龍女(立像三尺餘)を安置す○祖師堂、蓮佛場の西にあり、達磨(坐像三尺許)及び費隱(隆元の師)の牌を安置す○開山堂、天王殿の前面北側にあり、南面す○開山塔、開山隆元の遺藏なり、塔内に隆元の像を安置す○碑塔、隆元の碑、明人杜立德の撰文を刻す○舍利殿、開山堂の後にあり、後水尾天皇より御賜の舍利、同天皇の宸影を安置す○伽藍堂、伽藍神の像を安置す○寶物庫、明清人の書畫等を多く藏せり、藥師如來兩脚土三體、觀音菩薩二體國寶となる、塔頭三十二坊ありしも、今は僅かに十八坊を存す(平安通志、京華要誌、黃栗の苑)

マメイタギン 豆板銀 關東江戸時代に用はれたる銀貨の一種、其形豆の如き故に此名あり、

又小玉銀といふ、京都にては小粒といふ(關東の小粒金は、上方にて分別と云)支那にて子銀粒、勇子、零碎銀、散碎銀、塊頭と云ふの皆これ切使ひの小玉銀なり、其豆イメは、疑はくは豆パンならん歟、形圓くして彈丸の如く、極印あり、大小輕重同じからず、重量に因て之を使用す、重さ二三分より四五匁に至る、肥後清原長年中始めて之を作る、而して丁銀鑄造の年に、必ず豆板銀の鑄造あり、其名稱は多く鑄造の年を冠して呼ぶを例とす、其種類は左の如し、詳しくは各條を見よ、キョウケンヲ「セニ」參看、

名稱	年代	名稱	年代
慶長豆板銀	慶長六年	享保豆板銀	正徳四年
元祿豆板銀	元祿八年	元文豆板銀	元文元年
寶永豆板銀	寶永三年	新文字豆板銀	文政三年
永享豆板銀	同 七年	天保豆板銀	天保八年
三寶豆板銀	同 年	安政豆板銀	安政六年
四寶豆板銀	正徳元年		

マモリガタナ 守刀(護刀) 脇差をいふ、隨身刀の義なり刀劍略記に「按に守刀と云ふは、神龜佛名の如き、守護の符の類にあらず、是も亦懷劍刀にて、常に身を護ます、嗜として不慮の災あらん時、我身を保護する爲めの短刀なれば、身體を保守する義にて守刀と云ふなり、今の世婦人の嗜むも、小兒の守護の符と共に、枕上等に安置するも、各其義なり、必ずしも神龜佛名の如きものと混す可からず」と見え、刀劍問答にも「守刀とて別の作り様もなし、即古の脇差也、今の詞にて申さば相口也、太刀刀帶せぬ人、公家衆、女房衆、小兒などは守刀を用る也、小兒は側に入れて、魔障を退くる守りとし、おとなは懐中して、不意の用心の爲め、身を守る刀なり」と

あるにて之を知るべし、十訓抄藤原行成が、藤原實方に冠を打ち落されしことをいへる條に「冠して、守刀よりかすがひぬきとりて云々」とあり、愚管抄に源朝の事を述べて「大刀契の唐櫃の小かぎを、守刀に付けたりけるを云々」とあるを初見とす、なほ吾妻鏡文治元年十月十九日の條に「法皇御親御、また美和二年八月十三日の條に「若公誕生之間道三代々住例、仰御家人等被召御護刀など見ゆ、後世武家の婦人は必ず、これを所有したりき、ヲケヤシ」參看、

マユミ 檳 粟の色目の名、表裏芳、真黄なるものをいふ、秋學者用す、「カサネノイロメ」の辨繪參看、

マユミ 檳弓 檳の水にて造れる弓を云ふ、延喜式に其時代の製作の、と見えたり、仁徳紀宇治稻部子の歌に見えしを始めて「ユミ」參看、

マユミノカミ 檳紙 「ヤンシ」を見よ、

マリ 鞠 「ケマリ」を見よ、

マリシテン 摩利支天 佛經にて天王の一、梵語闍維と譯す、其形相、見るべからず、提ふべからず、火も燒く能はず、水も濡する能はざる、陽炎のごときものなりといふ、常に日月の前に行き、護國護民及び兵戈の難を救ふ、帝釋天の眷屬にして日天に附庸し、常に其前驅として、四天下を遊行すと云へり、我國にては古來より、武士の守本尊とす、蓋し武士は兵法劍術等の速なること、電光の如き心をせしより、摩利支天の神通自在なるを崇奉せるものなるべし(眞俗佛事編、尊容抄、佛教いろは辭典)

マルカメジャウ 丸龜城 關東讀波國仲多度郡丸龜關原關原長二年生駒氏創築すといふ、寛永十七年山崎家治本城に入り、五萬三千石の治所とす、三世にして絶ゆ、萬治元年京極高知之に代

ミクリ

雷となり、然るに後冷泉天皇の時藤原頼宗の女御... 後醍醐天皇は藤原公房の女の、御歴別當たるを...

ミクリヤ

御厨 神領の一種、神に供する御幣を獻じて、御厨の用に供する土地を云ふ...

ミゲウシヨ

御教書 三位以上の公卿并に武家の棟梁たる者より出たす公文書の一、家...

ミゲウ

を経て、公文書の様式を成すに至れり、故に院宣を...

伊勢宮に屬せり、案するに御厨はもと、御供を調進する屋舎を云ひしが、後には御厨のある土地の名...

御教書は上より稱し、奉書は奉る人より稱したる名なり、古くは「ミケウシヨ」と云ふ、教書は唐制より出...

大和國豐國庄區高野郡、地頭長布施四郎重康、狀副三代官申狀、如此可亂斷子細之由、度々被...

ミコサチ

御子左氏 山城國京都市三條坊門の南、大宮の東、ミコサチといふ...

ミコサ

御子代 御名代(ミナシロ)を見よ、

ミササ

御齋會 「ミササ」を見よ、

相模守(花押)

攝部助殿進修理亮 異賊事御用心嚴密之間、所被差置相模七郎時業...

ミケノコホリ

三毛郡 其後國郡 郡名考、ミイケと稱す、郡名録「ミケ」と訓す、地誌提美之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ミコサウチ

御子左氏 姓は藤原、關白道長より出づ、道長の六子權大納言長家始めて御子左と號す、「ミコサウチ」といふ、醍醐天皇の皇子兼明親王御子左と號す、長家其第宅に居せしを以て名づく、其子忠家大納言に進む、孫俊成和歌を以て世に著はる、其子定家、爲家、家學を請け、共に著名なり、爲氏の子に、爲教爲相あり、爲教は京極、爲相は冷泉家の祖となる、キヤウウクワケ、「レイセイウイダ」妻者(尊卑分脈)

ミコサチイ

御子左第 山城國京都市三條坊門の南、大宮の東、ミコサチといふ、世傳(尊卑分脈)

ミケノ

爲直 爲衛 爲冬 爲重 爲右

ミコトノリ

詔書(セウシヨ)を見よ、

ミサイエ

御齋會 「ミサイエ」を見よ、

ミササキ

陵 天皇及び皇后の家墓をいふ、又山陵とも書す、陵はもと小山をいふ、而して帝王の墓は、其壯大なる、恰も陵のごときを以て名づく、喪葬令の義解に「帝皇墳墓如山如陵、故謂之山陵」と見えたり、醍醐天皇の時、帝皇の家墓に限りたる稱なりしが、孝謙天皇の時、特に勅ありて、母后藤原安宿媛、及び聖武天皇の母后藤原宮子媛の墓を、陵と稱せしめ給ひしより、皇后の墓は總て陵と稱すること、なれり、然れども従前の皇后には及ばず、又有功の皇子皇女は、陵と稱するを得ること、上古の制にして、日本武尊、飯豐青の皇女等、いづれも陵と唱へしが、醍醐天皇の時、擬定したる延喜式には降して墓となせり、これ陵墓の制の變率にして、爾來天皇、皇后の外は、凡て墓と稱す、按ずるに、太古の陵は、其制詳かならずと雖、山嶺に營築し、石塚を用ひしことは、日向にあ

て名づく、御子左と號するは、百鍊抄に「貞元二年四月廿一日、以三左大臣源兼明爲親土、叙三品任中務卿、號御子左」とあるに知るべし、左大臣にして皇子たるを以てなり、又本朝文粹前中書王の文に「自從草創此亭、尤合心事、亭在曲池之北、小山之西、傍山臨流、茅閣宇々」とあるに、其の第の有様を知るべし、後醍醐天皇の長の子、正二位權大納言藤原長家之を傳領す、子孫之を傳へ、三世の後皇太后權太夫俊成此第に居せしより、以來御子左氏と稱せり(山城名勝志、尊卑分脈)

る古墳によりて知るを得べし、神武天皇以後は、大抵丘によりて御陵を作たり、降りて開化天皇の頃よりして、陵墓の制亦大に備はる、即ち山によりて築き、前を方に、後を圓くして三段に作り、圓形の處を高くし、石塚を設けて、御棺を納め奉る、方形の處は稍々平にして、圓形の處と前後相接し、其間に卑くして狭く、恰も風の如し、四圍は流を鑿廻らすを常とす、いづれも兆域甚だ廣く、また頗る宏大なり、就中仁德天皇の陵のごときは、方八町に餘り、諸陵中尤も偉觀なるものとす、用明天皇より後は、凡て圓形に變じ、築營の場所も、山嶺、山腹、又は平地を掘りて、其中に石室を設け、石塚を納め奉る、これより奈良朝時代を経て、平安朝時代の始めに至りては、漸く古のごとく壯大ならず、且當時佛敎の感化を受けて火葬盛行はれ、加ふるに薄葬を主と爲しかば、遺體に依りて山陵を起さるる事もありて、遂に陵の所在を詳かにせざるものあるに至る、蓋し至尊の火葬は、持統天皇より起り、其遺體は天武天皇の陵に合葬せしを以て、其地は明かに知られたれども、嵯峨淳和の二天皇は、山陵をおかざるに由り、荷前の例幣にも預り給はず、清和天皇の御骨を、水尾山上におき、宇多天皇を大内山に埋み奉りしがごとき、均しく此類なり、これより後は、多く寺院に葬りて、古の山陵のごときを益々少く、後白河天皇を法華堂に收め奉りしより以後、法華堂に葬り奉れる天皇頗る多し、後深草天皇の如きは、安樂光院の佛壇の下に收め奉り、亦法華堂の類なり、而して四條天皇を泉涌寺に埋み奉りしより、此寺に收め奉ることも數世なりしが、後關成天皇以來は、これを以て例となし、泉涌寺は、殆んど御菩提所のごとくなれり、然るに今上天皇が孝明天皇の崩じ

ミソギ

高登する事も、これよりして轉化したるものなり
(古事記傳、應和三年御記、外宮高森三年山口祭記、香...

○勝政 秀勝 宣勝 宣直 重雄 重元
直治 直温 直養 直信 直候 直諒

ミタ 屯田 上代皇靈御領を云ふ、御田の義、御
宅(ミヤケ)を見よ、

ミダウ

しか稱することになりたるなり(ダイバンドコロ
参照)また御臺とも御臺様ともいふ、平家物語に平清...

ミチノ

古、八衝比賣、久那斗の三神を祀り、鬼魅の城外より
来るものを、爰し退めて、京城外に驅逐せしむる...

ミツキ

の語にあるのみにて、國史にも、姓氏録にも全く散
見する處なし、栗田博士の氏族考の說に、道師其の...

ミツキ

を貯へ、敵を防ぐの用に供したる所をいふ、されど
之に伴ひて如何なる設備ありしや否やは詳かならず...

ミツキ

ミツシユウ 密宗 佛教の一宗派、具には
密宗と云ひ、密宗とも密宗一乘ともいふ、大日如...

ミツタ

水を吐く時、水口鼻より奔り出で、又苦しむ、吐き終れば再びはじめのごとくするなり、江戸時代に、寛永三年に耶蘇教徒を、享保三年に密商を水責にせることの外其例を見ず、方法は右に述べたる職國の時と同じかりしなるべし、梅岡(カワモン)参書(播磨風土記、保元物語、太平記、碧山日録、切支丹來朝實記、徳川政治史料)

ミツダウク

三道具 武家時代、長脚(サスマ)、突神(ツクガウ)銀(モヤリ)の三武器をいふ、サスマは参書、

ミツチャウ

水帳 江戸時代地帳を云ふ、名義に敬あり(一)御園帳の意にて、民部省の御帳を、御園帳と云へるを借字したるなりと云ひ(二)土地を水と云ふにより、水帳といふべきを、略したるなりと云ひ(三)田は水を以て第一とする故に名くるなりと云へり、孰れも信を疑き疑きも、第一説可なるが如し(田園類説、倭詞彙、農政座右、地方凡例録、田制(アサヒ)参書)

ミツテガキ

水手書 兼手(アシテ)を見よ、

ミツナハ

水繩 地(クナ)を見よ、

ミツノウチ

水野氏(下地結城) 姓は清和源氏、鎮守府將軍滿政より出づ、滿政五世の孫重直、尾張浦野に住し、浦野四郎と云ふ、其子重房、尾張知多郡小河村に移住し、小河氏を稱し、小河三郎と號す、其子重時、尾張春日郡山田庄水野に移り、依て水野氏を稱す、其後忠政に至り、三河刈屋城を略して住し、子信元に小河城を守らしむ、信元織田信長に仕ふ、天正三年信長を信じて信元を殺す、後其死を知り、弟忠直に刈屋城二萬石を與へ、其後を繼がしむ、忠直始め徳川家康に仕へ、後豊臣秀吉に従ひ、關ヶ原の功あり、其子勝成、慶長五年家康に仕へ、關ヶ原の役の功

ミツノ

により一萬石加賜、叙爵して日向守と稱す、其後屢々加増あり、元和元年大和郡山に、五年備後福山に移り、十萬石を領す、元禄十一年勝峯の時除封、更に族譜直の長男勝長に能登國四谷の地一萬石を賜ふ、其後加封ありて、十六年下總結城に移り、一萬八千石を領す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

ミツノウチ

水野氏(出羽山形) 水野忠政の四男忠守を祖とす、初總田信長に仕へ、尾張國小河村主たり、後城を去り、徳川家康に仕ふ、其子忠元、其より家康の子秀忠に仕ふ、元和九年九月大阪役の功を以て、三萬石を下野國に加賜、山川を治む、其後屢々加増ありて、寛永十二年忠善、勝田河田中に、十九年三河吉田に、正保二年岡崎に移封し、前封と併せて五萬石、寛文四年豊田五千石を弟忠久に分封す、寶永三年忠之同時播磨赤松石を削らる、享保十年老中職の功を以て、豊石加賜、寶曆十二年忠任肥前唐津に、文化十四年忠邦遠江濱松に移る、天保十年老中職の功を以て、豊石加賜、弘化二年、忠精貳萬石を削られ、出羽山形に移封、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

ミツノウチ

水野氏(駿河沼津) 水野信元の末子忠清を祖とす、慶長七年徳川秀忠に仕へ、五千石を上野國小幡に賜はり、元和三年大阪役の功を以て、貳萬石を三河國に加賜、刈谷城を治む、其後屢々加封ありて、寛永九年岡田吉田に、十九年信濃松本に移り、前封と併せて七萬五千石、高治二年忠職、豊田五千石を弟周防守忠増に分封す(忠増、寛永十八年徳川家康に應從し、周防守と稱す、忠政の時五千石、加封ありて、一萬五千石を領す、文政十年忠嗣上總編牧に移る)享保十年忠愼除封、更に族譜に七千石を賜はる、明和二年忠友世子の傳相に補せられ、千石加賜、五年五千石加賜、三河國大濱を治む、安永六年、七千石を駿河國に加賜、城を沼津に築き之を治む、天明元年老中に補せられ、五千石加賜、五年五千石加賜、文政四年忠成老中職の功を以て、一萬石加賜、十二年また老中職の功を以て、一萬石加賜、前封と併せて五萬石、子孫相繼ぎて明治に至り、上總沼間に移る、後子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

ミツノウチ

水野氏(紀伊新宮) 水野忠政の六男忠分の三男對馬守重仲を祖とす、重仲天正四年初めて徳川家康に歸す、時に七歳なり、爾來君側に仕ふ、慶長十二年紀伊頼宣の附家老となり、常陸の地壹萬石を加賜せらる、十四年八千石加賜、遠江濱松に移る、元和三年壹萬石加賜、前封と併せて三萬五千石、五年紀伊新宮に移封、子孫相繼ぎて慶長年中に至り、紀伊の附庸より離れて獨立の大名となりしが、明治に及び、華族に列し男爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

ミツノウチ

水野氏(駿河沼津) 水野信元の末子忠清を祖とす、慶長七年徳川秀忠に仕へ、五千石を上野國小幡に賜はり、元和三年大阪役の功を以て、貳萬石を三河國に加賜、刈谷城を治む、其後屢々加封ありて、寛永九年岡田吉田に、十九年信濃松本に移り、前封と併せて七萬五千石、高治二年忠職、豊田五千石を弟周防守忠増に分封す(忠増、寛永十八年徳川家康に應從し、周防守と稱す、忠政の時五千石、加封ありて、一萬五千石を領す、文政十年忠嗣上總編牧に移る)享保十年忠愼除封、更に族譜に七千石を賜はる、明和二年忠友世子の傳相に補せられ、千石加賜、五年五千石加賜、三河國大濱を治む、安永六年、七千石を駿河國に加賜、城を沼津に築き之を治む、天明元年老中に補せられ、五千石加賜、五年五千石加賜、文政四年忠成老中職の功を以て、一萬石加賜、十二年また老中職の功を以て、一萬石加賜、前封と併せて五萬石、子孫相繼ぎて明治に至り、上總沼間に移る、後子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

ミツノウチ

水野氏(駿河沼津) 水野信元の末子忠清を祖とす、慶長七年徳川秀忠に仕へ、五千石を上野國小幡に賜はり、元和三年大阪役の功を以て、貳萬石を三河國に加賜、刈谷城を治む、其後屢々加封ありて、寛永九年岡田吉田に、十九年信濃松本に移り、前封と併せて七萬五千石、高治二年忠職、豊田五千石を弟周防守忠増に分封す(忠増、寛永十八年徳川家康に應從し、周防守と稱す、忠政の時五千石、加封ありて、一萬五千石を領す、文政十年忠嗣上總編牧に移る)享保十年忠愼除封、更に族譜に七千石を賜はる、明和二年忠友世子の傳相に補せられ、千石加賜、五年五千石加賜、三河國大濱を治む、安永六年、七千石を駿河國に加賜、城を沼津に築き之を治む、天明元年老中に補せられ、五千石加賜、五年五千石加賜、文政四年忠成老中職の功を以て、一萬石加賜、十二年また老中職の功を以て、一萬石加賜、前封と併せて五萬石、子孫相繼ぎて明治に至り、上總沼間に移る、後子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

ミツノウチ

水野氏(駿河沼津) 水野信元の末子忠清を祖とす、慶長七年徳川秀忠に仕へ、五千石を上野國小幡に賜はり、元和三年大阪役の功を以て、貳萬石を三河國に加賜、刈谷城を治む、其後屢々加封ありて、寛永九年岡田吉田に、十九年信濃松本に移り、前封と併せて七萬五千石、高治二年忠職、豊田五千石を弟周防守忠増に分封す(忠増、寛永十八年徳川家康に應從し、周防守と稱す、忠政の時五千石、加封ありて、一萬五千石を領す、文政十年忠嗣上總編牧に移る)享保十年忠愼除封、更に族譜に七千石を賜はる、明和二年忠友世子の傳相に補せられ、千石加賜、五年五千石加賜、三河國大濱を治む、安永六年、七千石を駿河國に加賜、城を沼津に築き之を治む、天明元年老中に補せられ、五千石加賜、五年五千石加賜、文政四年忠成老中職の功を以て、一萬石加賜、十二年また老中職の功を以て、一萬石加賜、前封と併せて五萬石、子孫相繼ぎて明治に至り、上總沼間に移る、後子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

ミツノウチ

水野氏(駿河沼津) 水野信元の末子忠清を祖とす、慶長七年徳川秀忠に仕へ、五千石を上野國小幡に賜はり、元和三年大阪役の功を以て、貳萬石を三河國に加賜、刈谷城を治む、其後屢々加封ありて、寛永九年岡田吉田に、十九年信濃松本に移り、前封と併せて七萬五千石、高治二年忠職、豊田五千石を弟周防守忠増に分封す(忠増、寛永十八年徳川家康に應從し、周防守と稱す、忠政の時五千石、加封ありて、一萬五千石を領す、文政十年忠嗣上總編牧に移る)享保十年忠愼除封、更に族譜に七千石を賜はる、明和二年忠友世子の傳相に補せられ、千石加賜、五年五千石加賜、三河國大濱を治む、安永六年、七千石を駿河國に加賜、城を沼津に築き之を治む、天明元年老中に補せられ、五千石加賜、五年五千石加賜、文政四年忠成老中職の功を以て、一萬石加賜、十二年また老中職の功を以て、一萬石加賜、前封と併せて五萬石、子孫相繼ぎて明治に至り、上總沼間に移る、後子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

森

(署自邦志)

然れども時の將軍徳川家齊と相容れざる所ありしを以て、家齊辭職し、家慶軍艦を承くるの後、羽翼

ミツノ

を伸ばし得ざること、前後通じて六年餘、天保十二年家齊薨じ、政權全く家慶に歸するに及び、家慶を輔けて銳意治を圖り、まづ若年寄林忠英、御側御用取次水野忠篤、御小納戸頭取美濃部筑前守の三權臣を退け、享保寛政の遺策を學び、所謂天保の改革を企圖し、奢侈品の製造并に其購求使用を禁じ、女髪結を停止し、風俗治安を善する著作繪畫の出版を停め、市中の私娼を放逐し、中村市村森田の三芝居を淺草の僻地に移し、土氣を鼓舞して、武藝の奨励に力を用ひ、菱垣廻船、十組問屋を禁じ、官吏の私曲を挽むる等、凡ての方面に亘りて革新の政を布き、更に外國の事情に注目して、文政八年なる異國船打拂の令を改め、權儀の所置を探るべきを訓令し、また印幡沼の閉塞を企て、なほ江戸大坂十里四方に於ける旗本の領地を収公して他に移し、幕府の歳入を増加せんことを圖りたりしが、其爲す處往々して峻厳に過ぎたるより、士民の怨を買ひたる而已ならず、江戸大坂十里四方土地の令は、尤も旗本の反抗を來し、遂に十三年閏九月を以て職を免ぜられ、上地井に印幡沼閉塞のこと亦自ら止みたり、然るに幾しなくして、和蘭國王は、我を促し、鎖國の國是を變ぜしめんが爲めに、使節を我國に派遣すべしとの飛報傳はりしかば、幕吏等は其處置に惑ひ、再び弘化元年六月台命を以て幕邦を起し、老中に任補せり、然れども幕邦の權勢は亦昔日のごとくならず、其意見また多く行はれざりしが、六年二月職を免ぜられ、九月二日、在職中不正の事ありして、加恩の地一萬石、本地の中一萬石を沒收し、塾居謹慎を命ぜらる、四年二月十六日幕府忠邦の病篤きを聞き、始めて其證を解く、此日卒す(實に十日なり)下總山川萬松寺に葬る(不揚錄、角田氏、水野越前守、徳川太平記)

ミツノ

密法 密教の新興法 密教の新興法に依るにあらず、また奈良朝時代に如意輪法、吉祥天法等の名あれども、未だ其法具備せず、平安朝時代に入りて、最澄空海始めて密教の新興法を傳來せり、殊に空海は、密教儀軌十部を傳來し、是等の儀軌に依りて、密教曼荼羅等を築き、孔雀明王法、仁王經法、請雨經法等を嚴修し、後天台宗の圓仁(慈覺大師)は大安經法、大懺經法、七佛懺經法等を、圓珍(智證大師)は尊星法等を、眞言宗の常曉は大元帥法を傳來し、各々専ら之を嚴修したり、稍々降りて天台宗の相應、喜慶、餘慶は、不動法を嚴修し、皇慶は普賢延命法を嚴修し、名匠と稱せられ、眞言宗の仁海は、數々請雨經法を修して、靈驗を示せり、其後密法の種類益多し、開闢密法は東密台密の二大派ありて、各々作法儀式等同じからず、而して孰れも作法儀式の上より、大法、準大法、秘法、通途法に、主意目的の上より息災法、増益法、降伏法、愛敬法に分つ、東密即ち東寺所傳の密法は、孔雀明王法、仁王經法、請雨經法(以上息災増益に通ず)準大法は如法愛敬法(愛敬法)如法尊勝法(増益法)大北斗法(息災法)普賢延命法(増益法)なり、台密即ち天台宗の密法には、二派ありて、一は山門に所傳せる圓仁の流にして、其大法は大懺經法、七佛懺經法(以上息災増益に通ず)準大法は法華法(御所遺傳の時)修する法、準大法は法華法(息災法)六字河羅法(増益法)如法北斗法、如法傳勝法(以上息災法)なり、二は寺門に所傳せる圓珍の流にして、其大法は尊勝法、法華法、大法は北斗法(以上息災法)なり、秘法通途法は其數甚だ多きを以て省す、委しくは覺禪抄、阿婆婆抄、等を見るべし

ミナモト

十八人を率ゐて京師に至る、既にして保元の亂起るや、父に従うて白河殿に詣り軍議に參し、夜襲の策を述べてたれども、藤原頼長の拒む處となりて用ひられず、爲朝意頗る平かならず、頼長即ち藤原に拜して之を獎勵せんとしたるに、敵兵已に來り迫るに及びて、何ぞ除目を行はんや、我は只鎮西八郡にして可なりと稱し、辭して拜せず、從士を率ゐて奮戦したりしが、軍敗るに際し、近江輪田に墜れ、將に九州に赴かんとして果さず、遂に平清盛の部將平家眞の捕ふる處となる、延讓其武勇を惜み、死一等を減じて伊豆大島に流す(ホウケンノラン)參看)是に於て自ら大島及び附近の群島を領し、其租税を奉ふ、舊臣傳聞して來り屬するもの稍々多く、勢日に熾くなり、嘉應二年伊豆介藤茂光京師に至りて狀を奏す、朝廷茂光に命じて之を討たしむ、茂光即ち戰艦を以て大島を襲ふ、爲朝拒戦せしと雖利なく、遂に戰死す、年三十二、首を京師に傳へて之を梟す、爲朝人となり船岸奇偉にして意氣豪邁なり、且つ膂力人に過ぎ、尤も射藝に長ず(大日本史)或は爲朝還れて流球に入り、舜天王を生むと、然れどもいまだ其眞偽を詳にせず。

ミナモトノチカフサ 源親房 北島親房
「キマバネチカフサ」を見よ、

ミナモトノツネモト 源經基 藤原経基
六孫王といふ、父貞純親王は、清和天皇の第六皇子たるを以てなり、藤原純親親王の第一王子、清和源氏の始祖なり、藤原天徳五年源朝臣の姓を賜ひて臣籍に列す、承平中武藏介となる、同八年經基、武藏權守興世王と共に、事によりて足立郡司判代武藏武芝と相争ふ、蓋し之より先、經基及び興世王は、未だ國に入らずして、推して入部に擬し、公解を徵せんと

ミナモト

せしかば、武芝之を拒みしに、經基等は、恣に兵仗を發し、舍宅を搜索し、檢封して去れり、武芝大に怒り、將に兵を交へんとす、平將門之を聞き和解せしめんとし、天慶元年兵を率ゐて武藏に入る、武芝具に其事を將門に訴ふ、興世王、經基等恐れて比企那禰原山に登り兵を整へて待つ、將門即ち間に居て調停する所あり、武芝を從へて國府に赴き、宴を聞いて興世王及び武芝を慰籍す、時に經基後れて來り會したるに、武芝の兵和成るを知らずして之を討つ、經基大に驚き、思へらく、これ興世王、武芝と和し、經基を殺さんとするなりと、通れて京師に上り、興世王、將門等反を謀るの由を曉す、朝廷疑うて納れず、既にして將門反するに及び、從五位下に任じ、藤原忠文に從うて將門を討たんとしたりしが、遂に將門誅に伏するを聞いて歸る、尋で大宰権少貳に任じ、追捕内使となり、小野好古に從ひ藤原純友を討つ、純友平ぎ、好古師を逐へすに及び、朝廷特に經基に命じ餘黨を平けしむ、後兵部少輔、筑前、信濃、美濃、但馬、伊豫、武藏等の守、鎮守府將軍を歴、天曆年中上野介となり、正五位下に陞る、應和元年卒す、年四十五(將門記、大日本史)

ミナモトノトシヨリ 源俊賴 藤原経頼
信の子、藤原河内、鳥羽、崇徳の三朝に仕へ、右少將に任じ、木工權頭、左京權大夫を兼ね、從四位上に叙す、後醍醐性温厚にして才藝多く、最も和歌を香くす、當時人稱して宗師と爲し、凡そ朝廷及び諸家の歌合には、多く俊賴を以て判者とせり、俊賴も連歌を以て和歌の體を著するものとして好まざりしが、金葉集を撰ぶに至りて多く之を載せ、また高陽院の命により和歌の格式すべきものを纂輯せる時にも、亦連歌を載せたり、蓋し人の美を遺さざらんといふ

ミナモト

するなり、而して風流を請ふものある毎に、稍々其難きを覺ゆれば、則ち家人子弟をして之を作らしめ、其詞意の探るべきものを擇び、潤色して己れの作と爲せり、故を以て後遺甚多かりき(藤原山木體、無名鈔、金葉和歌集、天治年中勅を奉じて撰す)歌本奇歌集(大日本史)

ミナモトノリヨリ 源範賴 藤原範世
に滿冠者又は滿殿と稱す、藤原頼朝の六子、頼朝の弟、母は遠江國池田宿遊女(藤原)功にして藤原範季の養ふ所となる、兄頼朝の兵を起すに及び往いて之を討つ、壽永二年、頼朝の命により、弟義經と共に源義仲を討ちて之を殺し、二月更に平宗盛を一の谷に襲うて之を敗る(イナノマカヒ)參看)六月從五位下に叙し三河守に任す、八月更に平氏追討の爲めに四征の途に上り、文治元年轉後に入り、平宗盛等既に壇浦に亡ぶるの後、なほ留りて九州を鎮撫し、九月京師に歸り、尋で鎌倉に抵る、時に頼朝、義經と隙ありしを以て、範賴に命じて之を討たしむ、範賴情に於て忍びざる所あり、固辭すれども許されず、既にして頼朝、範賴が、義經に與せるを疑ふに及び、恐懼措く能はず、誓書を致して異志なきを陳す、はじめて義經の四海に走るや、功を待みて軍政を専らにせるを以て、頼朝之に平かなる能はざりしも、範賴は、よく約束に違ひ、事ある毎に、鎌倉に歸來せしかば、頼朝親愛せられしと雖、將領の任にあると久しかりしが故に、其猜忌を蒙りたるなり、建久四年五月頼朝富士野に獵せる時、曾我祐成兄弟、夜工廠結經を襲ひ父の讒を報するや、警中爲めに驅逐せり、事鎌倉に聞え、頼朝苦に遇ふと説傳す、頼朝の妻北條氏、大に驚きて之を憂ふ、範賴慰籍して曰く、假令大變ありとするも、幸に範賴のあるあり、請ふ意を安んぜよ

ミナモト

と、頼朝聞いて深く之を憂む、八月範朝異國を抱くの風聞あり、範朝再び誓書を呈して陳辯せりと雖、頼朝の疑はほ解けず、遂に伊豆に流し修善寺に拘し、尋で之を殺す、いま修善寺村の西北方畑中に、範朝の墓と稱するものあれど、信を措き難し、一説に武藏金澤にて新殺せりと云へり(大日本史、尊卑分脈)

ミナモトノヨシイハ 源義家 藤原義家
名源大、世に八幡太郎といふ、八幡社前に於て加冠せるを以てなり、藤原頼義の長子、母は平直方の女、藤原水承中頼義に從ひ、阿部貞任を陸奥に擊ちて、島津權に戦ひ、大に貞任の敗る所となりしと雖、奮戦速射、向ふ所披靡せざるはなし、敵兵其勇を稱し、以て神と爲す、康平五年衣川關を攻めて之を破り、遂に貞任を得たり、六年功を以て從五位下に叙し出羽守に任す、既にして京都に歸る、會々關白藤原頼通の弟を過り、陸奥の軍事を談す、大江匡房座を隔て、之を聞き、彼れ將才ありて兵法を知らずといへり、從者之を義家に告ぐ、義家感ずる所あり、節を屈して匡房に師事し兵書を學ぶ、永保三年陸奥守となり鎮守府將軍を兼ね、時に清原眞衡等、事によりて同族家衛、武衛等と戦ふ、義家眞衡を援けて、武衛家衛を討ち、遂に之を敗る(補遺に收めたる「ゴサン」ノエキ)參看)義家即ち國解を上りて捷を報す、朝廷以て私闕と爲し、其功を賞せざりしかば、私費を以て將士を勞ふ、關東の武士深く義家を徳とし、これより源氏に屬するもの益々多し、後ち左近將監、檢非違使、左衛門尉、左馬權頭、河内、相模、武藏、信濃、下野、伊豫等の守を歴任し、正四位下に叙す、嘉承元年病を以て制髮し、天仁元年卒す、年六十八、義家英略世を蓋ひ、機智神の如く、雄絶絶倫なり、又和歌を善くす、其陸奥に赴くの時、勿來關

ミナモト

を過ぎて、「吹く風をなごその關とおもへども道もせに散る山柳花」と詠じ、或は衣川權に阿部貞任を逐ひ、衣の袖はほころびにけり」と詠みかけたるに、貞任「年をへし糸のみだれのくるしき」と續けたるが如きは、頼朝人口に傳へたる所なり、また昔て白河法皇の夢覺を患ひ給へる時、結して墨染弓一張を上らしめ、之を枕におかせ給へるに、覺忽ちに舞みたれば、法皇大に喜び、且つ此弓は、汝が陸奥の陣中に用ひたるものなりやと問はせ給ひしが、義家は記憶せざる旨を奉答せり、法皇深く其功に誇りたるを喜し給へりといふ、而して當時義家の威名天下に振ひ、兒童走卒、其名を聞いて、なほ畏るゝに至り、坂東の兵士また心を傾けて服從す、後來源氏の興起せるもの實に此に基す(尊卑分脈、大日本史)

ミナモトノヨシツネ 源義經 藤原経基
名牛若丸、後また遠郡王と改む、世に九郎判官と稱す、晩年、關白藤原眞經の名を避けて義經と改む、(源朝)義經の九子、頼朝の弟、母は九條院輔仕常盤(源朝)平治元年生る、此年父義朝の敗死するや(イナノマカヒ)參看)特に死を許されて鞍馬寺に入りしが、十一歳の時慨然として父祖の耻を雪がんと欲し、日夜武技を習ひ、承安四年遂に山を出で、陸奥に赴き、藤原秀衡に懇る、秀衡厚く之を過す、治承四年兄頼朝の兵を率ぐるを聞き、黃瀬川に至りて頼朝に會す、頼朝大に喜び、壽永三年(元暦元年)頼朝の命により、兄範賴と共に、源義仲を京都に討つて之を斃し、尋で平宗盛を一の谷に襲うて之を敗る(イナノマカヒ)參看)八月功によりて左衛門少將に任じ檢非違使に補す、頼朝聞いて喜び、九月從五位下に陞り、十月院昇殿を許さる、四年(文治元年)また宗盛を扇島を討ちて之を走らし(イナノマカヒ)參看)

ミナモト

カヒ)參看)更に壇の浦に追及して宗盛父子を生擒す、平氏控に亡ぶ(イナノマカヒ)參看)四月義經神器及び太后二宮を幸じ、宗盛以下の生擒を携へて京都に入り、五月自ら宗盛等を鎌倉に押送して東下の途に上る、是より先義經功を待みて軍事を専らにし、藤原頼朝の節度背きたる而己ならず、其同意を得ずして平時忠の女を娶れしがごときとありしを以て、益々頼朝の怒を買ひしが故に、頼朝は北條時政を酒匂驛に遣はして俘虜を受けしめ、命じて鎌倉に入るを許す、義經即ち藤原頼朝に留り、大江廣元に就いて誓書を頼朝に呈し情を陳じたりと許されず、六月又俘虜を監して京都に歸らしめたり、義經怒を失ひ、快々として去る、頼朝其頗る怨言を出せるを聞き、采

頼朝地頭を伊豫におきたるがゆゑに、國務を領する事能はざりき、時に叔父源行家、頼朝と語はず、頼朝之を除かんと欲す、而して行家匿れて京師に居り、密に義經と相往來せり、頼朝益々之を怒り、土佐坊昌俊に命じて義經を圍らしむ、是に於て義經、後白河法皇に奏請して、頼朝追討の院宣を請ふ、法皇已を得ずして之を許す、頼朝即ち自ら諸將を率ゐ、將に義經を討たんとし征途に上りしが、義經形勢の不利なるを察し、九州に走れるを聞いて鎌倉に歸る、法皇また頼朝の憤を懼れ、院宣を下して、義經等を討たしめ給へり、而して義經は九州に赴かんとし大物浦より乗船したるも、大風に遇うて意を達すること能はず、大和に入りて吉野山に墜れ、尋で多武峯に



(押花)義經

三十七

轉じ、更に京都に還りしが、文治三年二月北陸道を経て陸奥に赴き再び秀衡に投ず、秀衡之を衣川におき、待遇頗る力め、其冬病んで歿するに及び、嫡子泰衡に遺命し、義經を推戴して大將軍となし、専ら國事を臨みしめたり、五年頼朝密に泰衡をして義經を討らしむ、泰衡即ち四月晦日兵を遣はして衣川を襲ふ、義經力戦し、遂に妻子を刺して自殺す、年三十一〇義經と頼朝との不和に關しては、史學雜誌第六編に池田見潤氏の考證あり、參考すべし(大日本史)

ミナモトノヨシナカ 源義仲 義仲の幼名、長じて木曾次郎と稱す、世に朝日將軍といふ、義實の二子、爲義の孫、頼朝の従父兄弟なり、久壽二年源義平事によりて、叔父義實を殺すや、義仲時に僅かに二歳、義平其後患を爲さんことを慮り、島山重能に囑し、搜捕して之を殺さしめんとす、重能其孤弱なるを憐みて殺すに忍びず、會々齋藤實盛武藏に來りしかば、重能密に其情を告げて義仲を托したるに、實盛は更に之を信濃に送り、其乳母大權守中原兼遠に托せり、兼遠心を傾けて養育し木曾山下に居らしむ、義仲常に家門の義勢を慨し、復讐の志あり、専ら武技を習ふ、長するに及び、頼朝、督力絶倫、兼れて騎射に巧なり、治承四年以仁王の令旨によりて兵を集む、下野の足利、甲斐の武田、上野の那和等の諸豪族來附し、翌日に鎌倉に大に之を敗り、追うて越後の國府に至る、州兵降るもの相繼ぐ、九月また平通盛、同經正、越前に戰うて之を敗りしより、越前、越中、加賀の豪族相率ゐて來り、兵勢益々強し、時に叔父源行家、頼朝と協はず、奔りて義仲に依る、頼朝喜ばず、而して議亦其間に入り、將に兵を交ふるに至らんとす、されど

義仲は頼朝と戦ふことの不利なるを察し、于義高を出して質となし、漸く事なきを得たり、壽永二年四月平維盛等大舉して來り討つや、五月夜陰に乘じ、礮聲山なる維盛の營を襲ふ、平軍擾亂し、争うて南嶽に赴き、俱利伽羅谷に投じて死するもの甚だ多く、人馬相踐み、屍屍陵を成す、維盛僅かに免かれ、敗卒を収めて加賀を保ち、尋て同道より京都に歸る、是に於て義仲は東山北陸の二道より進み、將に京都に入らんとす、平宗盛等其敵す可からざるを知り、安徳天皇を奉じて西海に走る、義仲即ち京都に入り、蓮華王院に於て、後白河法皇に謁し、而り平家追討の院宣を奉ず、尋て從五位下に叙し、左馬頭に任じ、伊豫守となり、院界殿を聽るる、既にして義仲漸く驕恣、部下の兵また京都を擾亂し、院御領以下、公卿の莊田を損じ、民家資財を掠略す、京師騷然たり、法皇や、これを厭ひ、將に頼朝を召さんとす、義仲悦ばず、遂へて之を拒まんす、是より先頼朝鎌倉に居て關東を略定し、勢力日に熾んたりしが、今や義仲がまづ京師に入り、平家を逐ひたるを見て、頗る安んずること能はず、之を除かんとするの意あり、遂に頼朝義經の二弟に兵を授けて義仲を討たしむ、時に義仲は、宗盛等の屋島にあるを討たんとし、征途に上りしが、之を聞いてまた京師に歸り、頼りに兵備を整ふ、而して法皇は頼朝に左衛門を知らして意平かならず、法皇もまた義仲の狂暴を厭ひ、之を諫んじ、相協はざるに至りしが、會々檢非違使平知康も義仲と隙あり、法皇に諭す處ありしを以て、法皇遂に延曆園城二寺の僧兵を召して、仙洞なる法住寺殿を守らしめ、知康をして軍事を督せしむ、後鳥羽天皇また同殿に遷幸あり、義仲大に怒り兵を以て法住寺殿を犯し、法皇に強請して攝政藤原基通、内

三十七

三十七

大臣藤原實定を罷め、妻の兄藤原師家を内大臣とし攝政たらしめ、更に法皇の親臣藤原朝方及び文武諸司、諸國守等數十人を罷む、尋て左馬頭を辭し從五位上に叙す、十二月頼朝追討の院宣を請うて之を得たり、三年(元暦元年)正月從四位下に叙し征夷大將軍に拜す、時に頼朝義經の兵漸く逼れるを以て、諸將を分ちて宇治勢多に防ぎしと雖利なく、遂に近江栗津原に戰死す、年三十一、首を京都に傳へて東嶽の櫻樹に葬す、墓は近江國栗野の北、大津町大字馬場なる義仲寺にあり(大日本史、近江國栗野地誌略)

ミナモトノヨシヒラ 源義平 義仲の幼名、長じて木曾次郎と稱す、世に朝日將軍といふ、義實の二子、爲義の孫、頼朝の従父兄弟なり、久壽二年源義平事によりて、叔父義實を殺すや、義仲時に僅かに二歳、義平其後患を爲さんことを慮り、島山重能に囑し、搜捕して之を殺さしめんとす、重能其孤弱なるを憐みて殺すに忍びず、會々齋藤實盛武藏に來りしかば、重能密に其情を告げて義仲を托したるに、實盛は更に之を信濃に送り、其乳母大權守中原兼遠に托せり、兼遠心を傾けて養育し木曾山下に居らしむ、義仲常に家門の義勢を慨し、復讐の志あり、専ら武技を習ふ、長するに及び、頼朝、督力絶倫、兼れて騎射に巧なり、治承四年以仁王の令旨によりて兵を集む、下野の足利、甲斐の武田、上野の那和等の諸豪族來附し、翌日に鎌倉に大に之を敗り、追うて越後の國府に至る、州兵降るもの相繼ぐ、九月また平通盛、同經正、越前に戰うて之を敗りしより、越前、越中、加賀の豪族相率ゐて來り、兵勢益々強し、時に叔父源行家、頼朝と協はず、奔りて義仲に依る、頼朝喜ばず、而して議亦其間に入り、將に兵を交ふるに至らんとす、されど

三十七

に取めたる「オサンネンノエキ」(卷著)起り、兄義家が歴々利を失へるを聞き、之を援けん事を請ひし許されざりしかば、寛治元年八月途に官を捨て、陸奥に赴く、義家大に喜ぶ、因て共に清原武衡、同家術等を討ちて之を亡し、義家に從うて京都に歸る、尋て刑部卿に任じ、常陸介、甲斐守を歴、從五位上に叙し、刑部少輔に至る、大治二年卒す、義光少にして音律を好み、其精妙を極め、嘗て室を豐原時忠に學ぶ、時忠其堪能なるを愛し、「はしりまる」といへる名室を與へたり、既にして後三年の役起り、義光の奥州に赴くや、時忠、これを送り從ひ行きしかば、義光は其心を察し、我身は戰場に赴くものなれば、不慮のことなしと保し難し、「はしりまる」は名器なれば、之を失はんと本意にあらずとて、即ち返へし與へしを以て、時忠大に喜び、暇乞ひして歸落したりといふ、然るに古今著聞集、時秋物語等、此事實を以て、義光が室の秘曲を豐原時元に學びしが、時元の死後、其子時秋尙幼にして、未だ秘曲の傳授を受けざりしがゆゑに、義光の downward するや、之を足柄山まで送り、遂に山中にて其傳授を得たりとせるより、世多く之に従へりと雖、當時時元は未だ死せず、而して時秋また生れざるの前なれば、其誤傳たるや明かなり、思ふに時忠の事蹟の詭りたるものなるべし、因にいふ時忠は時元の兄なり、なほ此事に關しては、皇典講究所講義百一に松本博士の考證あり、參考すべし(尊卑分脈、大日本史、續世傳)

ミナモトノヨリイ 源頼家

字は一萬、又高壽御前と稱す、頼朝の長子、母は比企能員の女、年甫めて七歳、甲を被り馬に騎すること習ふ、九歳射を下河邊行平に習ひ、既に長じて遠捷、武藝を能くす、建久六年頼朝に従ふて京都

三十七

に入る、八年從五位上に叙し、右近衛權少將となる、九年源政敏を兼ね、正治元年正月頼朝歿す、是月左近衛中將に轉ず、詔して守護地頭頼朝の時の如く奉行せしむ、之より先頼朝在世中より外戚北條時政漸く勢を得たりしが、頼家の代に至るや、其母政子と謀りて權を專にし、四月頼家の親ら臥を難く事な禁じ、北條時政、大江廣元等十三人をして、請政を奏決せしむ、時に小笠原長經、比企三郎、和田朝盛、中野能成、細野五郎等皆あり、五人の家屬横暴なりしも、士庶之に對捍するを得ざりき、七月安達景盛をして、參河の賊を討せしむ、景盛の妾容姿美なり、頼家、景盛の留守に乘じて之を奪ひしが、景盛還るに及び之を誅せんとなす、府下擾攘す、政子戒めて事なきを得たり、二年正月從四位上に進む、二月梶原景時の一族を誅す、十月右衛門督從三位となる、建仁元年城長茂叛す、佐々木盛綱をして誅せしむ、二年七月從二位征夷大將軍となる、三年八月頼家病む、政子、時政と謀り、頼家をして、關西三十八箇所の地頭を其弟實朝に、關東二十八箇所の地頭と、天下の總守護とを讓らしむ、同時に、獨りて頼家養子と朝廷に奏し、實朝を鎌倉の主となし、征夷大將軍たらんとを請ひて許されたり、一幡の外祖



(押花家祖)

比企能員之を聞き、怒りて、頼家と謀りて北條氏を滅さんとす、政子の知る所となり、却て時政の爲めに能員及び一幡殺され、頼家は政子時政に強ひられて、髪を削りて伊豆修善寺に幽せらる、是に於て時政實朝を奉じて政令皆其手に出で、安堵狀の如きも時政の書を以て下すに至れり、頼家を政子實朝に遣りて、故寵臣を得て幽憂を慰せんと言ふ、政子その請

三十七

を許さず、却てその舊臣中野能成を流し、復た書を遺ることならしむ、明年七月時政竊かに人をして之を殺さしむ、頼家勤遠近可からず、浴室にある時を以て刺し殺さしむ、時に年僅二十三(大日本史)世に稱す、頼家臨終時情家規に従はず、盤樂度なく、尤も賦物を好み、紀行景を後鳥羽上皇に請うて師となし、日夜、この賦に耽り、災變に逢ふも警戒を知らず、綱紀頓敗し、人心擱離してその身を失ふと、これ吾妻鏡によりて、表面上より考へし議論のみ、頼家幼より射藝に達し、富士野の狩にも野鹿を射、鷹獵の後には財政算術に長る派性を用ひて、諸國の訴訟を決し、正治二年十二月には、宿老諸將の所願多きを憂ひ、その權を殺さんとす、五百町以上のものば之を没收して、無足の近臣に與へんとせり、宿老諸將大に恐れて之を止めたりき、尋て伊豆駿河に狩して、常に武を練りたりき、以て頼家が、世に傳ふる人物にあらざるを知るべし、蓋し思ふに江戸時代以後、諸侯の子弟に聰明なるもの出づれば、家臣等利するを得ざるを以て、強ひて幽閉したるが如きの例なるべし、

ミナモトノヨリトモ 源頼朝 義仲の幼名、長じて木曾次郎と稱す、世に朝日將軍といふ、義實の二子、爲義の孫、頼朝の従父兄弟なり、久壽二年源義平事によりて、叔父義實を殺すや、義仲時に僅かに二歳、義平其後患を爲さんことを慮り、島山重能に囑し、搜捕して之を殺さしめんとす、重能其孤弱なるを憐みて殺すに忍びず、會々齋藤實盛武藏に來りしかば、重能密に其情を告げて義仲を托したるに、實盛は更に之を信濃に送り、其乳母大權守中原兼遠に托せり、兼遠心を傾けて養育し木曾山下に居らしむ、義仲常に家門の義勢を慨し、復讐の志あり、専ら武技を習ふ、長するに及び、頼朝、督力絶倫、兼れて騎射に巧なり、治承四年以仁王の令旨によりて兵を集む、下野の足利、甲斐の武田、上野の那和等の諸豪族來附し、翌日に鎌倉に大に之を敗り、追うて越後の國府に至る、州兵降るもの相繼ぐ、九月また平通盛、同經正、越前に戰うて之を敗りしより、越前、越中、加賀の豪族相率ゐて來り、兵勢益々強し、時に叔父源行家、頼朝と協はず、奔りて義仲に依る、頼朝喜ばず、而して議亦其間に入り、將に兵を交ふるに至らんとす、されど

ミナモト

盛の後母池原尼によりて請ふ處あり、遂に釋されて伊豆國越前島に流さる、尼成めて僧たらしむ、頼朝絶が...



頼朝の自署押花

頼朝の自署押花、知親が満屋御前を殺し、また族姓を害するを以て仁王の令を...

ミナモト

氏を檀浦に遷す、(ヤンノウツラノカ、カヒ) 幸看、是月功を以て從二位に叙せらる、既にして弟義經と諱を...

ミナモト

皇に謁し、尋で後鳥羽天皇に拜謁す、勅して樞大臣に任じ、右近衛大将を兼ねしむ、十二月兩職を辭す...

ミナモト

功臣多く殺戮に達ひ、遂に外戚北條氏の爲めに權を奪はるゝに至れり(大日本史)
源頼光
源頼光、美濃國...

ミナモト

ことを知るべし、美濃源氏
美濃源氏、清和源氏の一族の美濃に在るものを云ふ、鎮守府將軍滿政より出づる...

ミナモト

信を生み、美濃土岐郡に居る、子孫世々居住して遂に土岐氏と稱す、光信孫光光、光行光時、光行、國術光...

ミマナ

(備考) 若北、苦東、苦南、苦西及び久米南分北分) は共に元祿十年癸未作守青山林帳に見ゆ、
ミマナ 任那 名義 古代に於ける朝鮮の一
 分國、大伽那(又加羅)といふ安羅、卓淳、多羅、比自、
 岐、味、已吞、伴波、南伽羅、子他、斯二岐、卒麻、久珠、
 散半奚、乞食、珍禮諸國の總稱、大伽羅の國を以て其
 他を統べたり、今の慶尚道の西方大半を占めて、金羅
 道の南海を含みたりといへり、其名義は、書紀によれ
 ば崇神天皇の代、大伽那の王子阿羅新等來朝せしが、
 道に迷ひて垂仁天皇の時に至りて始めて謁見す、天
 皇其國に還らしめ、且つ其國名を改めて任那と云ふ、
 これ阿羅新等道に迷はずば、先帝御間城天皇(崇神)
 に仕ふべきを以て、其の名を眞はしめたるなりと云
 ふ、然れどもミマナは、任那の音の轉訛にして、必ず
 しも天皇の御名を、賜ひしものにあらざるべしと云
 へり、
 始祖を伊珍阿波王(一に内珍朱智)といふ、大伽那の
 東北に、上中下三巴紋の地あり、方三百里、人民富饒
 なり、大伽那之を新羅と争ひ、民生を安せず、是に於
 て垂仁天皇二年大伽那王は、蘇那葛叱知來朝せしめ、
 争地を獻じて援を日本に請ふ、垂仁天皇即ち鹽產彦
 を宰となし、往きて鎮せしめ、此時始めて任那の國
 號を賜へり、これより日本の附庸國たるの姿を呈
 し、神功皇后の時には任那に日本府あり、日本の重
 臣常に駐劄して諸韓の事を統制す、然れども應々新
 羅の爲めに侵され、土地漸く蹙まり、遂に道設智王の
 時、新羅の眞與王の亡ぼす所となる、國を立てしよ
 り十六世五百二十年なりき、眞與王即ち其地を以て
 大伽那郡と爲す、
 高麗王即ち其地を以て
 高比知(高比知)と爲し、鎮將を請ひしが故に、鹽產彦を
 遣はして宰と爲し、其國を鎮守せしめ、仲哀天皇九

ミマナ

年神功皇后征韓の擧あるに及び、始めて任那に内官
 家を置く、神功攝政の六十七年、將軍荒田別、鹿我
 別、新羅を討ち、比自林、南伽羅、味國、安羅、多羅、卓
 淳、加羅の七國を取り、後また斯二岐國、卒麻國、
 古羅國、子他國、散半下國、乞食國、珍禮國を取り、總
 じて更に任那と稱し、日本府を置き、韓國を統制せし
 めたり、任那是に於て全く我國の屬國となる、應神
 天皇十四年、弓月君百二十餘の人口を率ゐて歸化せ
 んとしたるに、新羅の關する所となり、人口みな加
 羅に留まる、天皇即ち葛城鹽津彦をして其人口を召
 さしめしが、鹽津彦亦新羅の過むる所となり、三年
 に及びて歸らざりしを以て、平群木苑、的戶田等詔
 を奉じて、伽羅に至り、兵を新羅の境に見る、新羅
 恐れて鹽津彦及び人口を還す、二十五年大倭木高致
 朝旨を承けたりと稱し、任那に於て專斷の行爲あり
 しかば、天皇、これを聞いて徵し還し給へり、尋で雄
 略天皇七年、吉備田孫を以て任那國司と爲す、明年
 高麗の新羅を攻むるや、新羅は任那王に依り、援を
 日本府に求めしかば、熊斑鳩、吉備小梨、難波赤目
 十等之に應じて新羅を援け、大に高麗の軍を破る、
 顯宗天皇三年紀大磐任那に據り、高麗と交通し、三
 韓を併吞せんとし、宮府を營建し、自ら神聖と稱す、
 即ち任那左磐那奇他甲青等の謀を用ひ、百濟の適莫
 爾解を殺し、帶山城を築き、東道を梗塞し、運糧の
 津を斷つ、百濟の兵因りて帶山城を攻む、大磐兵食
 共に盡きて逃れ還りしかば、百濟は左磐那奇他甲青
 等三百餘人を殺したり、日本府の威よりして大に
 衰ふ、繼體天皇六年種部山を任那多利國守と爲す、
 既にして百濟上表して任那の上利、下利、委陀、
 本婁の四縣を得ん事を請ふ、時に押山太奏して曰
 く、此四縣は遠く日本府と隔り、近く百濟と接

ミマナ

し、鶴犬別ち難し、いま百濟に賄ひ、合せて一國と
 爲すは久全の策なりと、大伴金村之を奏聞す、朝廷
 其請を許し、物部麤鹿火を以て宣勅使と爲す、其妻
 諫めて曰く、任那の我國に屬すること既に久し、い
 ま之を割きて他國に與ふれば、恐くは後世の讒を免
 れざるべしと、麤鹿火其言を然りとし、遂に疾と稱
 して使を辭したれば、更に使を改めて宣勅し、四縣を
 百濟に賜ふ、流言には金村、押山の二人、百濟の賄
 受けたるなりといへり、二十一年、近江毛野に詔し、
 新羅侵す處の南伽羅、味、已吞等の地を復し、任那に
 屬せしめんとしたれども、時に筑紫國造磐井の叛あり、
 西海路塞りて、毛野進む事を得ざりき、二十三年
 伽羅の多沙津を以て百濟に賜ふや、伽羅王怒りし
 く新羅に屬したりしが、歳もなくして新羅と隙を生
 じ、二十六年其攻むる處となりて遂に新羅に降り、任
 那の地益々蹙る、宣化天皇二年、また新羅の侵す所
 となり、大伴狹手彦往いて之を鎮す、欽明天皇二年
 百濟に詔し、任那の復還を謀らんとしたりしが、新
 羅の勢強盛なりしと、安羅の日本府なる河内直等が、
 新羅に内通せる等の事情により、其目的を達す、と
 能はざりき、二十三年新羅大伽那を攻めて之を滅
 す、是に於て悉く新羅の併吞處となり、任那の官家
 滅ぶ、其秋大將軍紀男麿、副將軍河邊理彥等をして
 新羅を討ち、任那を滅すの罪を問はしめ、尋で敏達、
 用明の二天皇も之を復興せんとするの御志ありし
 も、常に險害に會して決行するに至らざりき、崇峻推
 古二天皇の際に及び、新羅は我國出征の計畫が着々
 進捗せるを見て大に恐れ、權りに任那を建てるも
 の、如し、然れども何年に屬するかは詳かならず、推
 古天皇八年、新羅また任那を侵す、境部臣、種積臣
 等を遣はして之を救はしめ、大に之を敗る、其後

ミマナ

新羅の任那を侵す事屢々にして、三十一年遂に其併
 す處となる、然れども境部種積臣等大兵を以て新羅
 を征したるが爲、僅に任那を恢復することを得たれ
 ども、既に有名無實たるに過ぎず、大化元年に至り、
 高向黑鷹を遣はして新羅の質子を徵し、任那の調を
 停む、菅政友氏の説に「往古任那と云へる國々も、
 今は残りなく新羅に奪はれて、任那の眞調など云ふ
 は、大方新羅の詐謀に出でし情狀も明らか知食さ
 れしかど、其を復さんには、兵力ならではなすべき術
 もあらず、されどざる有名無實事にかゝつらひて、
 力を費さんよりは、實調をやめ質を召して、後の基
 を固くするにはしかずなどいふ議のありて、高向傳
 士をば遣はされしものにもあらんか」といへるは、
 従ふべきなり(書紀、大日本史、朝鮮史、日韓古史、
 菅政友全集)

耳白錢

名義 江戸時代
 行はれたる錢貨の一種、銅にて作る、黄色、製
 作精好、徑八分強、重一匁、其銘、文字錢の潤澤者に
 同じ、但し裏文なし、
 正徳四年より享保三年
 に至るの間、江戸龜井戸にて鑄造す(新寛永錢譜)

ミマナ

にし、吏治を重んじ、宦官を抑撃し、治政大に舉れり、
 太祖崩じて太孫皇帝立つや、諸侯の強大を怖れて之
 を削置したるより、燕王叛して兵を擧げ、官軍を破
 り、帝都に入る、惠帝遁れて往く所を知らず、燕王
 遂に帝位に即く、これを成祖皇帝と云ふ、成祖、諸侯
 の地位を復し、州縣の租税を免じ、刑罰を嚴にし、
 四書五經性理の大全を編して、教育科教の標準と
 し、官制を復舊す、又南方安南以下の諸國を征服し
 て、大に國威を揚げたり、此時に當りて蒙古に阿魯
 台あり、元の族本推失卑を奉じて可汗とす、帝之を
 招致すれども應ぜず、遂に之を征して北方を平定す、
 英宗の時太監王振、帝の信任を得て權を專にし、紀
 綱漸く亂る、此時に當り瓦剌の勢頗る強大、酋長也
 先大同に寇す、帝、振の勤めに、親征して大敗
 し、帝擒となる、皇太后王都妃を立て、英宗とす、
 也先、先帝を奉じて京師を圍みしも、援軍の爲めに
 阻まれ、兵を解きて歸る、既にして也先、阿剌の爲め
 に殺さる、尋で難祖部の字來阿剌を殺して麻兒を立
 て小王子と云ふ、帝始め先帝の子太子を廢して己の
 子太子とせしが、天死して儲位未だ定まらず、群臣
 之を議せしが、武清侯の右軍兵を以て上皇を帝位に
 復し、帝を廢して王とす、憲宗の時に至りて、倭幸
 の臣交々權を專にす、帝又大に佛事に心酔し朝政頗
 る衰ふ、孝宗立つに及び、前朝の倭臣を黜け内治に
 務め、又外哈密を鎮定したりしが、難祖の小王子勢
 を得て北方に侵入し、殺掠を恣にす、張鶴齡出で、
 權龍を擒にするに及びて、朝廷の政治は大に衰へた
 り、武宗の時に至り、東宮にありし時に倭弁を以て
 悅ばれたる八虎(劉瑾、馬永成、高鳳、魏彬、丘乘、谷大
 用、張永權を專にし、且つ安化王等を始め、流賊の
 亂を爲すもの相繼ぎ、江彬を寵信して醜遊度なへ

ミマナ

諸政日に亂る、世宗の立つに及び、絶えて朝政を見
 ず、日に齊繼を事とし、工作を務め、且つ嚴高麗を
 受けて事を用ひ、内政大に亂る、外は北方に難祖の
 一族俺答の入寇あり、南には倭寇の猖獗なるあり、
 所謂北虜南倭に苦められて殆ど寧日なし、神宗
 の時、張居正を用ひて果世の宿弊を去り、海内能く
 治まりしが、居正の死後宰相其人を得ず、帝も亦政
 事を怠り、紀綱大に衰へたり、此時に當りて我豐臣
 秀吉は明國を併吞せんと欲し、先づ道を朝鮮に借ら
 んとす、朝鮮王薨かす、秀吉遂に朝鮮を征す、明因
 りて大軍を遣はして之を救ふ、秀吉の棄するに及び
 て、漸く朝鮮を復するを得たれども、是れより財用
 疲弊し、國力大に衰へたり、既にして清の太祖東北
 に兵を起して遼陽を奪ひしが、朝廷にては東林、北
 東林の二朋黨の争あり、宦官權を專にし、明の威靈
 全く地に墜つ、毅宗の時、延安の張獻忠、米脂の李
 自成等西北の饑饉に乗じて兵を擧げ、其他各地に流
 賊起るに至れり、特に自成は陝西より各地を隔れ、瀋
 陽に據りて宮殿を修め、自ら奉天稱義大元帥と稱す、
 潼關、西安、延安、慶陽、寧夏、甘肅等を降し、西安
 に據りて國を大順と稱す、遂に京師に侵入す、帝煤
 山に自剄せり、自成其子之慶に、自ら帝位に陞
 る、既にして明の邊將吳三桂清に降り、清兵の援を
 請りて山海關に戦ひ、自成の軍を破る、自成燕京に
 敗走す、福王由崧流賊の亂を避けて、南京に至り遂
 に帝位に昇る、清兵既に李自成を破り、進んで南京
 を下す、福王燕湖に逃る、清兵追撃してこれを降す、
 此時唐王聿鍵福建に在りて王と稱す、これ亦た清兵
 の擒する所となる、時に兩廣總督丁魁楚、廣東巡撫
 關式矩等、何騰蛟と謀りて、桂王田仰を肇慶に立て
 し、帝と稱せしめ、亦た清兵の破る所となり、桂王廣

讀て、ミヤといふに至りては、凡人の稱すべき處にあらざる事になりたりと見ゆ(一)書紀一書に、大已貴尊が、其奇魂幸魂と問答の條に「大已貴尊曰、唯然通知汝是吾之幸魂奇魂、今欲何處住、對曰、吾欲住日本國之三諸山、故即營宮彼地、使就而居、此大三輪之神也」とあるを初見とす、爾來神社を指して宮といへること常例となり、今日なほこの稱呼を用ふ、(ヤシロ)參看)而して宮を以て社格となし、宮號を以て社號より重しとするは、何時に起りしか詳かならざれども、清和天皇の貞觀九年に、伊勢國伊奈奈岐伊奈奈神社を改めて宮と稱せしことあれば、當時既に宮號を以て社號の上におきしを知るべし、然れども社といへるは其總稱なれば、宮と稱するものをも、社と稱することなきにあらず、後世に至り、東照宮のことときは、特に至貴の名を以て之に加へしなりき(二)天皇の御胤を宮と稱するは、古へは皇子皇女に限り、皇子の御子よりしては宮と稱せざりしが、中世以來皇子の御子をも稱し、後世に至りては、親王家の方々をもいふこととなりたり、榮花物語、源氏物語等、中古の物語日記類よりしてはじめて見ゆ、而して降誕の順序によりて一の宮、二の宮、三の宮等と稱し、男女の別によりて男宮、女宮、姫宮など、稱し、双方を通じては男一の宮、女一の宮などいへり、また長幼其他の理由により、兒宮、いと宮、若宮、今宮といひしことあり、なほ官名住所等を冠し、彈正宮、帥宮、兵部卿宮、高倉宮など稱するも、王朝時代より見えたり(四)而して世襲親王家の起るに及びては、其家代々宮と稱し、苗字と同様に用ひらるゝに至る(シノウ)參看)有栖川宮、伏見宮等これなり(古事記、書紀、東鑑、古事記傳、玉曆間、古事類苑神祇部、古事類苑帝王部)

ミヤ

ミヤウエ

ミヤウ

ミヤウエ 名 高辨(カウベン)を見よ、ミヤウエツ 冥加金 江戸時代、納税の、上に請願して納むるものをいふ、即ち營業者が、或業を營みて、利益を得る冥加として納むる處に係り、やゝ今の營業税と相似たり(〇別に一時的の冥加金あり、即ち慶應三年長州征伐の時、其軍費として三井其他の諸商人が、國恩の冥加として獻金したるの類なり)

ミヤウキヤウダウ 明經道 經學をいふ、經書を明かにする道の義なり、朝廷にては其學ぶ所を明經道堂と稱し、宮城郡堂院の南に在り、三道堂の第一なり、大寶令の制、大學寮に明經博士以下をおきて之を生徒に教授せり(ダイカケラウ)參看)而して其經書は、卷帙の多少により、分ちて大中小と爲す、即ち禮記左傳は大經、毛詩、周禮、儀禮は中經、周易、尚書は小經なり、また其註にも定制ありて、周易を讀むには鄭註、玉弼の註を用ひ、尚書を讀むには孔安國、鄭玄の註を用ふるがごとし、故に皆師說を守りて一家の義を立つるものなりき、學生の二經以上に通ずる者は、貢舉によりて出仕することを得(コウゴ)參看)中世以來大學寮衰ふると共に此學亦衰へ、清原中原の兩氏のみ、世々之を傳へて明經博士に任ぜられたりしが、江戸時代に至りて、中原氏を除き、清原氏の族裔橋伏原の二氏傳承して、明經博士となりしも、只舊態を襲するのみにして、これを以て堂上の家業と爲すに過ぎず、世の進歩と伴はざりしを以て、學界より度外視せられたりき、「フナハシウケ」フセハラウケ參看(令義解、職原抄、古實拾葉、諸家々業記、日本教育史)

ミヤウジ 苗字 名家々の標稱をいふ、

轉じて又氏と同意義にも用ひられたり(肥前藩起原詳かならざれども、平安朝時代の末年より蓋稱せしものなるべし)も同じ氏族が繁榮したる結果、更に同氏中なる家々を區別する必要上生じたるものにして私稱なり、例へば藤原氏中にては、京の一條に居るものを一條氏、九條に居るものを九條氏と稱せるが如く、多くは地名を付したり、武家時代以後、漸く氏を稱へずして苗字を稱するもの多し、遂に苗字のみを稱し、氏は儀式等の外は用ひざることとなり、從うて苗字の義も亦變化して、全く氏と同様の性質たるに至れり、然れども同々苗字を用ひずして、氏を稱せるもの、即ち佐伯、伴、滋野等の如き例なきに非ざれども、苗字の専ら行はれし以後は、以上の氏も又、氏と見んよりは、寧ろ苗字として見んこと適當なるべし(肥前藩)苗字は、前に述べたる一條九條等の外、足利、新田、徳川、細川等のごとく、地名を附したるもの尤も多けれども、又齋藤、工藤、少貳のごとく官職を、勲修寺、神宮寺のごとく寺號を、楠、栢、柳のごとく植物の名を、鷲、鷹のごとく動物の名を附したる例も尠ならず、姓を其まゝ、苗字とせるものあるは、上に挙げたるがごとし(肥前藩)苗字が苗字を稱するを得ざるは、古來よりの慣習にて、源平盛衰記にも、御殿小平太などありて、苗字をかきたることなし、これ蓋し上古古神傳の殿民が姓を稱せざりし遺風なるべし、江戸時代及びては、士人公稱以上のみこれを稱し、其他農工商の徒等は、凡て特に許可を得たるもの、外、苗字を付することを禁ぜられたりしが、明治維新の後天下一般皆苗字を唱へしむることとなり(和訓栞、貞丈雜記、貞永式目抄、玉曆間、燕石雜志、藝苑日抄、家範軒通、徳川禁令考、源平盛衰記、尊卑分脈、寛永諸家系圖傳、太平

記、諸家系圖纂、古事類苑姓名部) **ミヤウジン** 名 社格の一、全國中有名の社を擧げて、全國の社に代はらしむるものなるべし、即ち鎮座の年代も古く、神統も正しきものを撰びしに似たり、故に名神の列にあるものは、悉く大社なり、延喜式に載する處の名神は三百九座にして、并に名神祭に預る、然れども必ずしも第一等の神社にあらず、また有名之神社を汎稱すること偶々なきにあらず、續日本紀天平二年十月庚戌の條に「遣使奉三洲海宿物於諸國名神社」とあるを初見とす、爾後屢々書に見えしも、弘仁以後は、明神と同音なるより、相通じて用ひたることあり、名神明神の區別明かならざるに至りしが、中世よりは、名神といへること漸く少く、後世は其稱全く絶えたり(延喜式、續日本紀、古今要覽稿、古事類苑神祇部、神祇私考) **ミヤウジン** 明神 意義詳かならず、松の落葉には、名神と同じにして、只文字を異にせるものなりといひ、古今要覽稿には「名神は社をさし奉る號、明神は神をさし奉る號なり、たゞし名神は、宮地の主神と、勸請の神とを分ち奉らん爲の號にして、明神といふは、この宮地の主神勸請の神の差別をいはず、親しく神の御名を稱し奉る時は、いつも明神といふなり」といひ、古事類苑神祇部神號の條の解釋には「名神は社格なれば、名神たらざる社に稱すべきにあらず、之を加へたるもの頗る多し、故に明神は、支那の語に木づきしものにて、名神とは異なるにてもあるべし、其中には、名神の社を指して、明神となしたるものなきにあらず、又名と明は、固より同音なれば、通用したるものもあるべし、中世よりは、名神と云ふことは漸く少く、後世は明神のみにて、名神は全くなきに至れり」といひて、名神をば

ミヤウ

ミヤウ

ミヤウ

社格の條に収めたり、名神が社格なることは明らかならべし、明神と同じといへるは疑ふべし、然れどもいまだ明神が如何なる神を指すかに就きては、之を知ることは、なほ考ふべし、正史にては續日本後記承和十五年三月壬申の條に、山崎明神あるを始めとし、爾來諸書に見えたること甚だ多し(帝王編年記、欽明天皇三十二年の條に入稱大明神、稱徳天皇の神護景雲二年の條には春日大明神と見ゆ)然るに弘仁の頃よりして、名神と明神とを互にして記したる處多きより、名神明神の區別、益々不明となれり、また大明神あり、明神といへるに同じく、たゞ大といへる美稱を加へたるに過ぎず、(ダイミヤウジン)參看、

ミヤウシユ 名 主 關西國領主に代りて名田を支配し、年貢等を納むることを掌る、又名主職とも云ふ、紀伊名草郡歡喜寺文書に「紀伊國和佐庄内南村名御契約事、右件南村名主職者、任相傳之道理、政基如元宛給了、有限御年貢以下、守先例、雖爲一廢、無懈意、可致其沙汰、後、爲號權感、或寄神社、或寄權門事、却以不可有、其後、候若有此御契約等、寄神社、若寄權門者、於此職者、不日自領家、可被召者也、其時雖爲一言、不可申子細、又付公家、武家、神社、山門、不可致其沙汰、候、於武家沙汰者、無疎略、抽懸志、殊可致其沙汰、候、後日、龜鏡御契約知件、永仁四年三月十日、右衛門尉政基代宗淳判」とあるにて、其職掌の一斑を知るべし(肥前藩)名主は名田の起ると同時にありしこと明かなれども、其字の見えたるは、稍後なるが如し、吾妻鏡文治三年五月廿日の條に「藤原行政爲二使節、下向常陸國、是鹿島社領名主貞家押領御寄進地之旨、御物忌依訴申之、云々、所差違也」

また九月五日の條に、河越太郎重頼依伊豫前司義頼縁坐、雖被誅、令備置遠跡、給之間、於武藏國河越庄者、賜後家尼之處、名主百姓等不離所點之由、就有風聞之說、向後云云註務、云云雜務、一事以上、可從彼尼下知之由、所被仰下也」と見えたり、後、貞永式目を制定するに及びて、鎌倉幕府は名主の權限を規定したり、即ち同式目に「惣地頭押防所領内名主職事、右給惣領之人、稱所領内、採領各別村事、所行之企、雖通採領、受給別納御下文、雖爲名主職、惣地頭若何起稱之、有限沙汰之外、巧非法、致差妨者、可給別納御下文於名主也、名主又寄事左右、不願先例、違背地頭者、可被改三名主職也」と見えたり、又名主職は本所に知らしめずして、土地を權門に寄附することを禁じたり、此の後名主職のことは、吾妻鏡寛元三年五月九日の條に「金津藏人次郎實成申、上總國新田庄内米澤村名主職事、以懸物狀、雖申子細、文曆御下知、爲相違之旨、雖及改沙汰之由、被仰下、また寶治元年十一月一日の條に「又今日評定被仰出云云、雖爲地頭一圓之地、名主申子細者、依事之歎、可有沙汰云々、二年正月二十五日の條に「京都大番役事、西國名主莊官等類之中、有某御家人之者、云々、など見え、嘉祿二年十二月十二日の三島文書に「可有領知伊與國高橋別内延松九一分名主職事、右名田島等者、故視小三郎安定跡也、然則去三月二十三日正員下文、以別紙、視彦三郎安親可知行之由上者、口分不離無他妨、於彼名田者、可有知行、給狀如此」と見えたるにて、其の大體を知るべし、室町時代に至りても、鎌倉時代と異なる所なし、豐臣秀吉諸國庄園確保の名を廢するに及びて、名主職は自然に廢せられたれども、江戸時代には名主ハナ

ミヤウ

ミヤウとして、町役人村役人の稱呼に殘り、猶ほ「ミヤウ」...

ミヤウチン

荒蕪の地を開墾したる田、或は買得せる田地に、其の所有者の名を附したる土地を云ふ...

ミヤウ

其土地に己の名を附せしものなるべし、然らば開墾田を許し、土地私有を許せし時よりありたるや疑なしと雖も...

ミヤウ

城所々の田畠地を、賣券に任せて知行せしめたり、戦國時代に及び、今川武田諸氏亦名田に關して令條を定めたり...

ミヤウ

命婦、謂三彌夫妻也」と見え、又「命有壽命之義」とあるによる、内外命婦とも、朝參する事あるを以て、中務省にて其考課を勸す、延喜以後に至りては、中務の女房を命婦と稱して、令制と異なるに至り、此等命婦の名は、多く父又は夫の官名をつけて呼べり...

ミヤウ

云へり、院の東方、承光堂の南四丈に在りて、北より第四の堂、長さ十五間、會昌門の東廊と相去ること五丈五尺といふ、朝堂の座者は、治部、雅樂、玄蕃、諸院の諸寮司にて、北を以て上と爲す...

ミヤウ

ミヤギノコホリ 宮城郡 陸前國 陸奥國の始め之を置く、陸奥國和名抄に赤瀬、紫城、料上、丸子、大村、白川、宮城、餘戸、多賀、新羅等の郡あり以後變更なし...

ミルイ ミロク

開一時の宗たり... 黒なるものを云ふ、又表背、裏黒青なるものあり、海松の如き色なるを以て、かく名づく、狩衣、袴袴等、に染め四季通用す、但白裏は中老の人を用ひ、同類文抄は中老或は若年の人を用ふ、カサネノイロメシの挿繪参看(桃花葉葉、藻羅草、裝束色葉)



多を姓とすとも云ふ、釋迦牟尼より佛教の附屬を受け、五十六億七千萬年の後、兜率天より降り、佛道を成し、龍華樹の下に於て法會を開き、一切衆生を濟度すと云ふ、是を佛教の諸書に、龍華三會の曉と云へり、釋迦牟尼に次ぎて出で、其後を繼ぐべき菩薩なるを以て、一生補處の菩薩と云ふ(彌勒大成佛教、西域記、尊容抄、佛敎、るは辭典)

ムカク ムカヘ

む

ムカク 無學 風元(ツケン)を見よ、ムカバキ 行膝 騎射の時、腰部より脚部に係けて、衣服の上に纏ふもの、向腰布の義、鹿、熊、虎、狗等の皮にて製る、長さ三尺六寸なり、按ずるに行膝は、支那にては脚絆の類を云ひ、我が上代には袴又は袴の類をいへるがごとく、和名抄に、釋名を引きて、言、義、脚可三以跳騰輕便也とあり、これ専ら行旅の用なりしなるべし、而して古今著聞集に、進士志定茂著用すべき術を知らざりしと見えれば、平安朝時代の末年に、既に廣く行はれざりしこと明らかなり、されば之に代りて後世に所謂行膝の製も、早く此頃より起りしに似たり、要するに行膝は、古今其名を同じくして、其製を異にせるなれども、古の製は詳かならず、武家時代以後には、武人間に於て、笠懸、小笠懸、流籠馬、大迫物、又は袴懸等の時常に之を著用したり(和訓栞、貞丈雜記、類聚名物考、本朝軍器考)



(較所圖百二器武)

ムカヘカウ 迎講 佛教の講式の一、阿彌陀佛が衆生の往生を來迎する威儀を演ずるもの、古事談に、惠心僧都始めてこの講式を行ひたりとあり、應

ムクワ ムサシ

ムクワン 無關 善門(フモン)を見よ、ムクワンノダイフ 無官大夫 ヲマイフを見よ、ムコノコホリ 武庫郡 攝津國 古へ務古に作る、始めて神功皇后紀に見ゆ、日本紀務古に作り又武庫となす、和名抄に買美、兒屋、武庫、石井、曾彌、津門、廣田、雄田等の郷あり、明治廿九年元原八郎の二郡を併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ムサシアフミ 武藏證 證の一種、其製作詳かならず(一)伊勢貞丈は、源平盛衰記、新編樂記等に見えたり、天明元年辛丑十二月四日于古儀殿を求め得たり、甚だ古くして地風荒れたり、色色染にて靱甚だ堅し、全體は作の木皮に似て小形也、カコビアナノカズ大にそらず、鳩胸の中少し高し、大に突き出す、肩より柳葉の通り、外の端にキラツメンあり、ササガは佐々木樹の如く無左右なり、ササガの出入の穴はハツメン形にすかしたり、カコ頭の下より、舌先の外端まで、五六の短に合ひたり、總體無紋の靱地にて、内は朱にぬりたり、カコトビの正面に金澤住と銘あり、今片方の靱も銘同じく金澤住とあり、金澤は武藏國の地名なり、これ古所謂武藏證なりといひ(二)伴信友は、荷鞍に乘る時、前輪の右爪に繩を結付、それを馬の胸ききを通し、左爪に結付て、それにて足を踏かけてのること

ムサシ

あり、その繩を下野國太田原にては武藏證といふを思へば、古の武藏證もこれと同物にて、ムサシは胸きしの略なるべしといひ(三)履代弘賢は、武藏證といふは、木履の一種せしものにて、木五六ともいふ、五六とは、その規矩の名なり、上古の木履は、較具を逆廻のはじに付けたれば、履にはさすがといふものもなく、たゞ繩のみあり、然るを此木五六には、較具を履に作り付したり、武藏國にて作りいだしたれば、武藏證といへるなり、さすがと履と一つにつくり付したれば、武藏證さすがにかけてともよめるなり(伊勢物語)大坪入道遺傳も、この武藏證を本にして作り出したり(伊勢貞景口傳書)然るに入道が薙、京都將軍家の時、むねと用ひられたれば、諸國にてつくろものも、皆此形に改まれるなり、今になりては、古代の遺證、木履などは、しる人さへまれになりたり、その武藏證を作る工人、今なほ江戸に住して、武藏證を稱號として、正國といふといへり、いまだいづれが是なるを知らず、記して後考を俟つ

ムサシコバン 武藏小判 攝津山時代に行はれたる金貨の一種、武藏にて作りたるを以て

此名あり(註)凡縁二寸、横一寸二分五厘、重四錢七厘、面に一兩、光次、花押、武藏の墨あり(後)陽成天皇文祿四年武藏國江戸にて、之を鑄造す、コバン(參看(大日本貨幣史))

ムサシコバン 武藏小判 攝津江戸時代に行はれたる金貨の一種、正徳、金又享保、金ともいふ、文祿年中鑄造の武藏判を、基としたるを以て此名あり(註)凡縁二寸二分強、横一寸二分五厘強、慶長小判と同品位なり(註)原鑄正徳四年四月一分金と共に改鑄して慶長の制に復す、小判一分金鑄造の總額二十一萬三千五百兩、同年中を鑄造の年限とす、後年改鑄したる額十九萬六千七百四兩三分なり、コバン(參看(大日本貨幣史))

ムサシノクニ 武藏國 東は下總、西は信濃、甲斐、南は相模、北は上野、東北は下野、東南は海に至る、東西凡二十六里、南北凡二十五里、東海道に屬す、利根川北境を繞り、江戸川東方を限り、山脈より來て秩父多摩諸山となり、地勢東するに隨て南北に開き、平濶數十里、大途四邊、人烟相屬し、其東南隅を東京となす、皆古所謂武藏野の地なり(註)古へ平野志と稱す、安閑天皇元年武藏國造原直使主あり、孝徳天皇の時、我入國を分ち置く、武藏その一に居り、猶東山道に屬す、元正天皇の御宇高麗郡を置き、孝謙天皇の御宇、新羅郡を建るに及びて、始めて二十一郡あり、光仁天皇寶龜二年十月、改めて東海道に隸す、國府を多摩郡に置く(今の府中)鎌倉幕府の初、平賀義信守護を以て國府を兼ね、建武中興足利尊氏を守護とす、尊氏の叛する、子義詮をして鎌倉に在て本國を管せしむ、正平四年義詮の弟基氏代て關東管領となり本國を管す、永享の末管領足利持氏亡びし後、上杉氏の

所管たり、持氏の子成氏再管領たるに及び復本國を領す、俄にして山内房親、畠谷持朝皆叛き、成氏古河に奔り關東大に亂る、長祿の初足利義隆澁川義隆を關東探題となし(足立郡)に鎮す、入州の士命に應ずる者なし、既にして房親は深谷に據り、持朝は川越に居り、本州を分據し、畠谷の被管太田持資江戸に據き、林形岩根諸城を修め、本國大牛馬谷に關す、後、持朝の子正山内顯定を破り、終に全國を取る、大永中北條氏綱兵力強、遂に澁川氏を滅し、州の東南を襲食す、天文中其子氏康、定正の曾孫朝定を滅し盡く其地を併す、天正十八年北條氏亡び、徳川氏關東に遷り、府を江戸城に開く、既にして將軍に任じ、列藩を統御せる事十五世、慶應三年徳川慶喜政權を返し、將軍の職を廢す、明治元年徳川氏を駿河に封じ、乘輿東臨、皇居を江戸城に定め、東京と改稱し、文武院省を設けて庶政を分理し、府を置て都内の民治を掌らしむ、徳川氏の江戸に移る、其の子忠吉を認に、酒井重忠を川越に封す、忠吉轉封の後、松平信綱、阿部忠秋相代て封せられ、文政中忠秋九世の孫正權日河に移り、松平忠房封を受け、川越藩は重忠轉封の後、封を易ゆる者數氏、明和の初松平朝矩を封じ、慶應中其八世孫直克駿橋に轉じ、松平廣英之に代る、其餘前後封を受ける者、岩橋(初高力清長、後大岡忠光(安部信盛)金澤(米倉昌尹)越後(五浦、明治維新都外の地小菅、品川、神奈川、浦和四縣を置き、金澤藩を改めて六浦と稱し、阿部藩を三河に移す、既にして四藩皆改めて縣となし、又悉く之を廢して、東京府及び神奈川、入間、埼玉三縣を改置し、更に入間を廢して熊谷縣を置き又之を廢す(註)古へより管郡の邊瀕左表の如し、尚ほ詳しくは各條を見るべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡

ムサシ

ムチ

部となり、馬鹿るべしと請申したること書紀にあるをばじめとす、爾來乘馬の用廣くならず共に、各種の鞭行はるゝことなり...

ムチウ

つと大物見方問書に見ゆ、蓋し室町幕府の時、弓馬の故實は小笠原家にて指南したれば、其家にて軍陣に竹根の鞭を持たざるより...

ムチウチ

問の一種 室内の穿鑿所にて行ふ、四人は身分の高下に關せず、その手鎖を脱し、諸肌をぬがせ、大繩にて縛し、左右の腕先は、背後の肩まで順々にしめ上げ、繩先を前後に引き分け、下男二人之を引...

ムチタカヒキ

正月は親族朋友等むつまじく會して楽しむが故に、むつび月の略なり(興義抄、下學集、世説新語、類聚名)

ムツ

物考、日本書紀、續編序記、歲時節苑、地下年中行事、和訓栞(二)も伊月の略、これ草木がこの月より萌えきすが故なり(平田篤胤說)(三)もトツ月の略、一年は此月を以てはじめとなすが故なり(語意)等の説あれども、第二説可なるに近し、神武紀四十二年壬寅春正月の條にムツキと傍訓を施したるは、古きよりの事なるべく、萬葉集雜歌にも「武部禮多知云々」など見えたり、以後其用例多し、

ムツチハアゼチ

陸奥出羽按察使、アゼチを見よ、

ムツチハクワンリヤウ

陸奥出羽管領 陸奥出羽の二國を總管し政務を行ふ、二人ありて分掌せり、稻村(いま岩代國岩瀨郡稻村)藤川(いま岩代國田村郡水盛村)を其治所と爲す...

ムツ

て、稻村殿、藤川殿など、稱し、未だ陸奥出羽管領といへる職名を記したるを見ず、妙もふに此時さる職名を設けられしにあらざるべきなり、いま暫く名目抄に従つて此目を立てたり、

ムツノケニ

陸奥國 南は陸中及び羽後、東は北海に至る、東西凡三十九里、南北凡四十四里、東山道に屬す、陸奥東西二隅屈折し、相拱して海を容れ、津輕海峽を隔て、北海道に對し、山脈中央に起りて南走し、支脈西折して羽後を劃す、東方曠野相連し、不毛の地多し、四疆土穠積肥ゆ、

ムツ

家、伐て之を平げ、藤原清衡をして國を守らしむ、清衡六郡を領し鎮守府將軍に任じ、陸奥出羽の押領使と爲り、磐井郡平泉に居り、遂に二州を略取し、女婿平成衡に岩城郡を與ふ、是を岩城氏の祖とす、清衡の孫秀衡國守に任じ、磐井相繼し、子泰衡嗣ぐ、文治五年源頼朝奉命を誅し、萬四清重を留守として二國を綏撫し、その將南郡先行(藤原)岩手、閉伊、鹿角津輕五郡を領し、藤原部手加時(居る)相傳ふる二餘世慶長の初岩手郡盛岡に治す(中村朝宗)伊達信夫二郡を領す、伊達郡高子岡に居る、後、四山城に移る、伊達氏はなり(佐原義遠)會津、大沼、耶麻、河沼四郡を領す、義遠の孫光盛、藤原氏と稱し會津郡に居る、元中の初黒川に築て治とす、今の若松是なり(相馬師常)宇多行方二郡を領す、宇多郡小高城に居る、後に行方郡越村城に移る(結城朝光)白河郡朝光下總に居て之を領す、孫祐廣始めて白河に移り、子孫世襲す(等)を分封し、岩城田村二氏仍故地を領す(田村氏)田村郡を領す、坂上田村(藤原)の後胤也、建武中與北島顯家國守に任じ、鎮守府大將軍を兼ね、義長親王を奉じて本國及び出羽を兼知す、伊達郡鹽山に居る、足利尊氏の叛する、族弟家兼を擁護とし、加美郡大崎城に、家兼の從子斯波家長を國守と爲し、紫波郡高水城に居らしむ、二人皆官軍に抗して敗死す、俄にして顯家四上して戰死し、州族多く尊氏に降す、與國元年顯家の弟顯信、國介に任じ白河に鎮す、四年尊氏島山高國を擁護とし、二本松(安達郡)を領し世襲(二本松氏と稱す)に居り、鹽山諸島を隔る、正平中尊氏又吉良貞家を擁護とし鹽山に居り、高國と共に國內を專定す、顯信四歸し、本國大牛尊氏に歸す、既にして伊達氏漸く強大宗道の時、刈田、伊具、柴田の三郡を併せ、その子政宗五郡及び出羽一郡

ムツ

を取る、元中八年鎌倉管領足利氏滿本國及び出羽を領し、鹽水中滿弟滿貞を管領とし、藤川に鎮す、十八年南部守行を守護とす、時に北島顯家の裔津輕郡波岡に據り、波岡氏といふ、天文中伊達政宗六世の孫晴宗、出羽置賜郡米澤に移り、勢盛、因て探題と傳る、是時に重名、相馬、南部、大崎及び田村、結城、大内、二本松、二階堂、岩城、石川等の諸族競起り、互に相呑噬す、天正の末南部信直斯波氏の地を併せ、晴宗の孫政宗二本松二階堂二氏を平定し、重名氏を滅し、石川大内を降し、悉くその地を有して會津仙臺の地を收めて滿生氏郡に賜ひ、黒川に治し、若松と改稱し、本國及び出羽の守護たらしめ、結城、田村、大崎、萬四の地を没し、岩城、相馬二氏の地を因り、南部、津輕二氏の封を定め、萬四、大崎二氏の故地を木村秀俊に賜ひ、關一政を白河に封す(慶長十五年)一政移封の後、代封せらるる者數氏、文政の初阿部正權に賜ひ、慶應中榎倉に轉じ城懸す(又)政宗の米澤三郡を削り氏郡に加封し、秀俊の地を奪て政宗に賜ふ、政宗終に治を仙臺に定む、後、滿生氏を宇都宮に移し、上杉景勝を封す、關ヶ原役後、白石を伊達氏に加封し、岩城氏の地を收め、景勝の封を削りて米澤に移し、再び滿生氏を若松六十萬石に封す、嗣無くして國除し、加藤嘉明之に代り、子明成に至て國除し、保科正之を封す、その餘國內前後封を受くる者、二本松(初松下重綱、後丹羽光重)磐城平(初島居忠政、後安藤信成)福島(初本多政長、後榎倉重寛)三春(初田後季)榎倉(初立茂宗茂、後阿部正升)一關(初伊達宗隆、後田村宗貞)奥(初内藤政時、後本多忠知)湯長谷(内藤政亮)守山(松平頼元)下手渡(立花種善、明治元年種善の時、三池に復す)又南部の

ムナガ ムネナ

月元日、七日、二月十六日神樂祭、五月五日地社祭、八月十三日放生會の如き尤も著る、其他甚多し、初宗形朝臣を宗像郡の大領として、本社を神主を兼帯せしめ、天元二年始て大宮司を置き専ら祭事を掌らしむ。凡其神官大宮司、少宮司、權擬大少宮司、權大少宮司、忌子、禰宜、宣命禰宜等の職あり、今に至りて社官僅に十三人、なほ宗形氏の族ありと云ふ、明治四年國幣中社に、同十八年官幣中社に、廿四年大社に昇格す(官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

ムナガサ 胸金 鐵の胸板に打ちたる金を云ふ、又胸金物とも云ふ、ヨロヒの名所胸板を見よ、ムネナガシノワウ 宗良親王

はじめ尊澄法親王といふ、後ち遷居して今の名に改む、世に上野親王、または信濃宮と稱す、關原後醍醐天皇の第八皇子、母は藤原爲子、權大納言爲世の女、關原千餘歲にして僧となり尊澄と稱し、妙法院に住す、尋て三品に叙し、天台座主となりしが、後關原天皇の北條氏を圍り給ふや、兄尊雲(護良親王)と共に其謀畫に預る、未だ發せずして事泄れ、元弘元年八月天皇笠置に幸し、親王は僧兵を糾集して、佐々木時信と幸崎濱に戦ひ、之を敗りたれども、後ち北條氏の軍を支ふる、と能はずして笠置に走り、城陷るに及びて捕へられ、二年讃岐國詫間流さる、三年北條氏滅び、天皇關に歸り給ふに故に、四國の兵を卒んで京都に還り、再び座主となる、建武二年二品に叙す、延元元年(建武三年)足利尊氏反して京都に還るや、天皇遷けて延暦寺に幸し、特に親王に命じ、僧徒を勉勵せしめ、仍て一品に叙す、座主にして一品に叙すること茲に始まる、既にして天皇尊氏に始かれ京都に還るに及び、親王は遠江國井伊城に走る、三年(曆應元年)の春、北島顯家と共に入京したり

ムネモ ムハラ

しが、顯家戦死するの後吉野に走り、其秋再び井伊城に赴きて東國を經略せり、四年(曆應二年)遷居して名を宗良と改め、尋て中務卿、征東將軍となる、興國元年(曆應三年)高師泰來り誘ひ、井伊城陥りしを以て越後に走り、爾來駿河、信濃、甲斐、美濃、越中、越後の間に往來し、流離窮蹙、備に謀略を嘗む、正平七年(文和元年)新田義興同義宗等兵を武藏に起すに及び、之に應じ、武相の地に轉戦せしと雖も利あらず、また越後に走り、後ち信濃に赴く、然るに後村上天皇の崩後南風頓に競はず、親王また窮蹙せるを以て、文中三年(應安七年)吉野に赴きしが、天授三年長谷寺に入りて再び僧となり、尋て信濃に往き、後河内山田に寓す、其終る所詳かならず、新築和歌集、後龜山天皇勅して勅撰に準ず、弘和元年(永徳元年)十月重訂して之を上る(皇風巡遊録、大日本史、幕後御系圖)

ムネモ 棟門 「モン」を見よ、ムネワケゼ 棟別錢 鎌倉室町幕府にて家戸に課したる課税をいふ、棟毎に課したる故に名づく、永仁元年正月、攝津國內棟別錢十文を取り、多田院本堂以下修造の料に充てしめ、應仁元年三月、石清水臨時祭の要脚を、京都の民戸棟別に課し、弘治二年十月、棟別錢を京都の民に課して、禁垣宮殿を修築し、永祿七年、足利義輝、室町の第を修理せんがため、棟別金二分を攝津國上下郡に課したり、此外實例極めて多きも煩はしきを以て略す、ムハラキノコホリ 茨城郡 常陸國 古(茨木と稱す、黒坂命東夷を討ちて此地を定め、神功皇后攝政の時、天津多祈許呂命、始めて國造となる、大化分郡の時、古茨城國造の地、那珂郡に入り、後ち更に茨城縣を置き、國府の地となす

ムメイ ムラ

古事記茨木に作る、和名抄に茨針、山前、城上、島田、佐賀、大橋、生國、茨城、田舎、小見、拜師、石間、安房、白川、安俣、大津、立花、田籠等の郷あり、中世國府以南を南郡となし、以北を北郡と云ふ、又小鷦野二庄あり、文藝拾遺の時、滑川以南の地を以て、新に新治郡を置き、更に那珂河内郡を本郡に併す、郡名考、イバラキと稱し、地誌提要又同じ、明治十一年、之を東西に分ち、東茨城、西茨城郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ムメイモン

無名門 大内裏の内裏の門、一に殿上口といふ、此門戸にて、もろゝの葵及び公卿のよる、び申などを行ふ、殿上の南、右青蓮門の南に在り(大内裡圖考)

ムモンジユンバウ

無文巡方 石帯(イシノオビ)を見よ、ムモンノカンムリ 無文冠 無文の冠にて作りたる冠をいふ、六位以下のもの、又は内服の時、王冠以下、これを着用す、但し近代は六位以下も、多く有文冠を用ひ、無文冠を用ひざる、こといなり(裝束集成、四三條裝束抄、桃華集、裝束遺抄)

ムモンマルトモ

無文丸袴 石帯(イシノオビ)を見よ、ムラ 村 初めは野外、人口の群居せる處を云ひ、後には郡の下にある行政上の一區劃の稱となれり、古訓にフレともスキともサトとも云へり、倭國乘に「群居の義なり、日本紀に城の事を平羅と書せば三韓語なり」と云ひ、白鳥博士は朝鮮にて、村のことをマウルと云ひ、日本にてムラと云ふ、共に朝鮮の古語アリしはブルより轉化したるものにして、集團城色の義なり」と云ひ、金澤博士は

ムラ

此説によりて、更に國語の村と比較し、且つ其原義を説きて、國語のフりに類似したるハラ(原)ハリ(羅)ハル(晴)ロラク(閉)は、何れも閉くの意味を有し、韓語にても Puk(夫里)Pak(明)Pua(舊)Puf(江)等と、其語形頗る相似たるが故に、思ふに太古民族は森林を開きて、四方を望見し得べき原野を開きて部落と定めしにより、之をフレと名づけしならんと云ひ、中田嘉氏は、現今の地名に某評と云ふものあり、時に之を Phylax と音し、又時に之を Pal と訓むを以て、説を爲して曰く Phylax は評の字音なれども、Pal は土音にて三國時代の夫里に當る、漢字評には大野の義あると共に Pal の韓語に同意味あるを以て、評の漢文字にて譯出せられたる夫里の原義は原野なるべし、即ち太古朝鮮の民族が、未だ一定の住地なく、各小群を成して水草を逐ひ、處々に漂泊したる頃は、其各群國を呼ぶに、某半羅なる語を以てしたるならん、然るに時を経るに従ひ、或は平原に、或は山谷に、各々天然の地形を利用して土着するに至り、半羅なる語も集團の義あり、變じて村色の稱呼となり、同時に各定住地の地形に基く名稱は、其の村落の稱呼となり、平原を開きたるものは某夫里の人、山谷に沿うて土着したるものは某古羅の民と呼ばれたりしが、歲月を経て此語も亦次第に原義を改めて、遂に半羅と同じく其の定住地の如何に拘はらず、一般村色の通稱となるに至りしものならんと云ひ、白鳥博士は更に之を駁して漢語、サンスクリット語、ギリシヤ語、獨乙語以下、各國語の語源を研究して、何れも原義は、群衆又は集團の義なりしが、轉じて部色の稱呼となりしと明らかなれば、韓國にても集團の義なる Pal は三國時代に於ける地名の選者は、原義を究めず、Pal を單に村色のみ解したる

ムラ

ものなるべし、之を漢文字に表はす際、三國史記には韓語にて火を Pal と云ふが故に火の字を借り、又佛(Pal)伐(Pal)夫里の字を借りて Pal(城邑)と譯せしまでなり、若し此解釋にして誤なしとせば、韓國にては、其の始め人民の集團を Pal と呼びしが、後には轉じて村色部城の稱となり、又其の行政區劃を指す名とも成りしなるべし」と云へり、從ふべきに似たり、(原野) 神武天皇紀に、穿邑(此云于介知能務羅)とあるはムラと讀みたる字の初見とす、此外古事記に熊野村、美敷村、伊斗村等見え、書紀に名草邑、磯城邑、高尾強邑等の字多く見えたり、而して神武紀に邑に君あり、村に長あり、各自區を分ちて相凌辱すともあれば、太古は各自主獨立せる有様なりしが、これら未だ原始時代の、ことにして、既に國家統合が確立せるの後は、自主獨立せる位置を保つ能はざるに至りしや明らかなり、成務天皇に至り、鮮色に稱置を置き、任伯に従うて邑里を定められたれば、此頃より村の制度は稍々調ひしものか、内田博士は、上古の村落は一般に或る上級の領主に隸屬して其命を聞き、或程度までは自治を享有し居りし團體なるを、通則となせど、自然の發達より形成せるを以て、種々なる點に於て互に越え興にしたるなるべし、而して村には血族團結より起れるものと、部民の團集より發展したるものとありて、多くは血族又は部民の長が、村主となりしものなるべしと云へり、大化の改新の時、國郡里の制を定め、五十戸を里とし、每里に長一人を置き、里長は其里の百姓中選任のものをして之に充てたり、若し當里に其人なくば、隣里より委任せしめたり、而して此の時の里は、上古の村を其のまゝ稱したるか、はた分合して、新に區劃を立てたるか詳ならず、内田博士は五十戸と規

ムラ

定したる上には、古代の村は併合分劃して新區劃をなし、里編制の爲めに大變革ありたるなるべし、(續) 藤原風土記に、里の下に村名存するを以てし、其一體とすべしと云へり、然るに新編常陸風土記には、この時里の下に村在りとし、應龜元年に至り、里を改めて郷とし、村を改めて里とす、後神戶餘戸を置くに及んで之も亦里と稱す、戸數郷となすに足らざればなり、故に里に郷の號するものあり、郷の號するものありて、里々其の名を遺するを避ひて、郷の號するものに舊に復して村とし、神戶餘戸縣家を里と稱す、戸數番新するに及んで、里中にも亦村あるに至る、是に於て村は郷里の統ぶる所となれり」と云へり、後ち庄保の名聲に起るに及びて、村は庄保の下に屬したり、文祿四年豊臣秀吉諸國を檢地とし、悉く庄保郷里の稱を廢し、直に郡を以て村を統ぶる事としたり、江戸時代に至り、正保元年諸國に令して、毎國の郡村及び山川を記載して地圖を制せしめ、且つ田畝を檢し、石高を録上せしめたり、後ち元祿十五年天保九年重修せしむ、此時代には、村役人を置き、村の事を司らしめたり、明治維新の後には、縣の下に大小區を立て、村を統べしめたりしが、十一年府縣會を開き、地方自治の端緒を開き、十三年に至りて大小區を廢し、郡より統べしめたり、而して村里は多く合併し、村數は減じて五萬八千三百四十四村となれり、十六年には北海道、琉球小笠原島等の村名加はり、五萬八千八百十九村となれり、二十一年、地方自治制を布き、市町村制を定め、郡町村は合併して新町村となりしを以て、村は一萬三千二百四十四村となり、爾來年々自治體の整理行はれ、三十七年の統計によれば、一萬七千七百六十六村となれり、(續) 郡(カウ)村主(マスター)村役人(ムラヤチン)等

ムラア

参看すべし(史學雜誌「古代諸國地名考」同「國語と外國語との比較」同「郡村の語源に就て」同「白鳥中田兩氏郡村の語源に於ての諸論」歴史地理「日本古代の村落制につきて」日本地名辭書)

ムラアツケ 村預

「アツケ」を見よ

ムラカガミタイガイチャウ 村鑑大概

江月時代地方帳簿の一、略して村鑑概とも稱す、各町村の租税人口田畠業務以下一切の事を記載せり、即ち各町村限り、田畑高反別、及び石盛を記し、檢地の時代、同當事者の氏名を肩書にし、なほ家屋、人民、牛馬の數、小物成、諸運上類、森林、株場、漁獲、堤防、穀類、津出場の有無、用器水の便否、水旱災の有無、江戸への里程、村位(山方里方)の區別、土地の肥瘠、男女の餘業等、一村落に關する凡ての状況を網羅し、一條宛に列記し、村況を一目ならしむる簿冊なり、地方根元記によるに、此帳簿は、毎年四月中勘定所に出し、三年にして一たび訂するを中改といひ、七年にして一たび改むるを大改といへり、用紙は、上四ノ内打紙にして、一箇村一枚に書き載せ、表紙をつけ、綴に寸法あり、享保年中より始まり、御上ヶ一番、勘定所控一冊と爲す、寛政二年以來一冊となり、勘定所控は年々差出すに及ばざるに至れり○本帳は、幕府にて諸首、將軍居間の一室に設置し、規式の一に供へたり、蓋し民衆を重んずるの意なるべし(地方凡例誌、大日本租稅志、舊幕府治要略)

ムラカササヤク 村方三役

江戸時代、名主(庄屋ともいふ)年寄(親類又は長百姓ともいふ)百姓代(庶百姓とも云ふ)の三人をいふ、ムラカササヤクと稱す

ムラカミゲンジ

村上源氏 村上天皇の皇

ムラカ

子具平親王より出でたる源氏をいふ、具平親王の子右大臣師房、寛仁四年源氏を賜はる、右大臣師房を生む、其子雅實太上天皇となる、是を久我氏の祖とす、曾孫通親の末子通方中院の祖となる、其後愛宕氏あり、久我の後分れて梅溪、久世、東久世、千種、植松、岩倉等の氏となる、顯房の八子中納言雅隆の後、名和氏赤松氏あり、詳しくは各氏の條參看(尊卑分脈)

ムラカミテンワウ

村上天皇 名は成明

名は成明、醍醐天皇の第十四皇子、御母は皇后藤原藤子、太政大臣基經の女、第六十二代の天皇、延長四年六月降誕、天慶三年二月三日に叙し、五年十二月上野太守となり、六年十二月太宰帥に任じ、七年四月朱雀天皇の皇太子となる、九年四月二日受禪、二十八日即位す、天曆八年、大内記菅原文時に勅し、封事を上り、政治の得失を論ぜしむ、文時即ち、奢侈を禁じ、實官を停め、油賦館を廢せざる等の三事を陳じたり、在位二十一年、改元する、と四、康保四年五月二十五日崩す、壽四十二、山城國高野郡花園村大字多野の村上陵に葬る、天皇、責任明敏にして、夙に文學を好み、御製の詩文間々世に傳ふ、また好みて和歌を誦じ、尤も琵琶に長じ給へり、而して即位の後、心を政治に盡れ、賑恤を以て急務とせられ、又大に前代寛仁の政を改め給はんとし、即位の年、藏人中原助信が、華美を好むを察し、宿衣の紅色なるものを誦かしめ玉ふ、侍臣皆其初政の嚴なるを畏れたりといへり、然れどもまた寛裕溫和の風あり、嘗て侍臣に、外議、朕を以て如何なる主と爲すかと問ひ給ひしに、天下皆寛なりと申すと答へしかば、上もし嚴酷ならば、下何ぞ命に堪へんと宣ひ、また嘗て紫宸殿に御し、一老吏に、當世の政、延喜といづれば優れると問ひ給ひしに、方

ムラカ

今太平にして、復た讓すべきなし、唯主殿寮多く松明を進め、率分堂草を生ずるを異にするのみと奉答せり、蓋し制務夜に至り、歳貢の輸する事少なきをいへるなり、天皇聞いて大に愧色ありき、時に地方政治の廢頹日に甚しく、加ふるに武門の興起するありて、紊亂を極めしと雖も、京城の地は太平無事にして、能く治まりしが故に、世に天曆の治と稱し、醍醐天皇の延喜の治に比す(大日本史、大日本通史、陸奥一覽)

ムラカミノミササキ

村上陵 村上天皇

の御陵、山城國高野郡花園村大字多野に在り○冷泉天皇即位の時、樹を陵上に植ふしめ、陸戸五畑を充つ、初め村上天皇遺詔、國忌山陵を置かしめ給はざるに因り、久く其所在を失へり(日本紀略、禮樂志、陸奥一覽)

ムラクモノゴシヨ

村雲御所 京都の瑞

龍寺を云ふ、ズキリワジを見よ

ムラクモノツルギ

叢雲劔 草薙劔(クサナギノツルギ)を見よ

ムラゴノラドシ

村濃威 威の一種、何糸に限らず、凡て薄き色の中に、所々濃く威したるを云ふ(テドシ)并に其挿繪參看(軍用記、武裝沿革考)

ムラサキ

紫 染色の名、色の濃き薄きによりて染物に種類あり○紫は、紫草にて染めたる色、大袖、小袖、直衣、袴衣、水干、半臂、大帷、衣、指貫、袴袴、帽子、位袋、袴、頭巾、袴、袴、袴等の裝束に之を染め用ふ、直衣は、若年の時に用ふる、桃花葉葉に見え、袴衣は四時通用し、水干は召具兼着用し、半臂は天皇の著御、大帷は天皇夏秋の二季に著御し給ひ、衣は、少年の人之を用ひ、指貫は若年の公卿殿上人、幼少の五位六位等常に之を着け、近代に至り

ムラサ

ては四十歳以前の公卿殿上人等用ふ、袴袴は隨身の通用、緒は諸臣の一位以下八位以上及び大初位の人用ひ、頸緒は紫糸毛車に用ひ、袴及び袴袴は五位以上用ひ、六位以下之を紫糸、深紫は、紫の濃黒みを帯びたる色、縫殿式に據れば、其染料、綾一匹に紫草三十斤、酢二升、灰二石、新三百六十斤、帛一匹に紫草三十斤、酢一升、灰二石、新三百斤を用ふ、後には、其黒きを似せしが爲めフシカネにて染め用ふ、桃花葉葉に「粉フシ金にて染む、濃紫の由也、但し金は奥く早く朽るに依て、近比故實の女工ありて、下を蘇芳の木を能く煎じて夫にて染め、上を蘇の枝若しくは葉を煎じて染るが色も美しくして奥くも無と云り、藤の木なれば、柘榴の皮にて染と云り云々」袍、指貫、甲、衣、袴、袴、袴等に之を染め用ふ、袍は、一位の人之を着用す、但中古以來轉じて鐵漿を以て染めたる袍は、四位以上并に通用せり、甲は正月齊會に講讀師用ひ、衣は少年の人着用し、袴は、庶女以上通用し、襪は、皇太子之を用ひ、位袋は親王内親王及び諸王、諸臣、女王、内命婦等の一位之を用ふ、淺紫は、紫の薄く染めたる色、縫殿式に據れば、其染料、綾一匹に紫草五十斤、酢二升、灰五斗、新六十斤、帛一匹に紫草五十斤、酢一升、灰五斗、新六十斤を用ふ、袍、直衣、直垂、衣、袴、袴、袴等に之を染め用ふ、袍は、諸王二位以下五位以上、諸臣二位三位之を着用し、衣は少年の人用ひ、襪は庶女以上通用し、位袋は諸王女王等之を用ひ、又諸臣内命婦等二位以下、三位以上の人之を用ひ、襪は正月齊會講讀師之を用ひ、袴袴は大臣以上之を用ふ、中紫は、深紫と淺紫との間なる色、其染草の分量明らかならず、清少納言枕草子に「白樺など云物は、深山木の中にも最けどほくて三位二位の表の衣を染る折ばかりを葉をだに

ムラサ

人の見るめる云々」とみえて、一條天皇の御代二位三位の袍に此色を用ひたり、中紫の袍は、寶龜五年制して、二位大臣の着用と定めしが、其後一位及び二位の大臣深紫を着用するに及ぶ、諸王二位以下五位以上諸臣二三位の人并に之を着用す、淺紫は、深紫、中紫、淺紫の三つを通じて稱する色、深紫は、綾一匹に紫草三十斤、酢一升、灰二石、新三百六十斤、帛一匹に紫草三十斤、酢一升、灰二石、新三百斤を用ふ、後に一石新百二十斤、又中紫は、綾一匹に紫草八斤、酢一升、灰八斗、新九十斤、帛一匹に紫草八斤、酢七合、灰八斗、新九十斤、淺紫は、綾一軸に紫草一斤、灰一升、新三斤を用ふ、袍及び半臂に之を染め用ふ、袍は、參議以上之を通用し、半臂は五位以上の人用ふ、又正月齊會の時、講讀師裝束に深紫を用ふることあり(裝束色葉)

ムラサキシキフ

紫式部

名は紫式部

ならず、はしめ藤式部といひ、後紫式部といへり、また日本紀局といふ、藤原原爲時之女、藤原宣孝の妻、宣孝性敏慧にして、幼時、兄惟親が史記を讀むを聞きて、敏く暗記したりといへり、故に爲時甚だ之を愛し、常に其男たらざるを恨みたりき、長じて和歌を能くし、博く和漢の書記に涉り、兼れて朝廷の典故に通ず、後右衛門權佐藤原宣孝に嫁したりしが、長保三年四月宣孝卒するに及び、節操を守りて再嫁せず、遂に上東門院に仕ふ、此時名を藤式部といへり、父爲時式部を以てなり、寛治四年門院式部に就いて、白氏文集の樂府を學び給へり、其推重せられし事以て知るべし、時に門院の父藤原道長式部の才色を悦び、之を私せんとするの意あり、屢々事に托して誘ひしと雖遂に従はず、而して其著撰氏物語は、文章結構共に巧妙を極め、我國

ムラサ

古今を通じての傑作と稱せらる、なほ編中の人物なる紫上の事、宮中に傳稱する所となり、仍てまた紫式部の名を得たり、一條天皇嘗て之を讀み、式部は日本紀をよく讀じたるものなりと宣ひしより、また日本紀局とも稱せられたり、段年詳かならず藤原氏物語、紫式部日記、クサナギモノノミササキ(大日本史、百人一首一夕話)

ムラサキニホヒ

紫匂

染色の名、紫をほ

ムラサキノウスヤウ

紫薄様

染色の名、衣に之を染め用ふ、表紫、裏白にて裏の白表に映じて紫の薄き様なるに依て名づけたるが如し、裏倍紅梅或は薄紅梅等の袴衣を着けたる時或は之を用ふといふ○藤の色目の名、假字裝束抄に「紫の薄様、上より下へ薄くて、三ツ白キニツ云々」とあり、五節より春に至る間之を用ふ

ムラサキノノイツキノミヤ

紫野齋院

野宮をいふ、賀茂齋院の本院なり、ノノミヤ、サイケンと稱す

ムラサキノスリゴノヨロヒ

紫裾濃鏡

朝は薄紫、袖草履は上は薄紫、中は中紫、下は木紫

ムラサキ

に成したるを云ふ、雲ほど色濃き故に名づく、一説に上を紫にして雲を結にし、雲結と書くと云へるは誤なり、

ムラサキノムラゴ 紫村濃 染色の名、地は白くして所々に飛び散らして紫を染めたる色、村は紫にてムラガルの略語なり、色づきたる所、色づかぬ所もあるなり、袴、靴、差籠等に之を用ふ〇露の色目の名、假名録東抄に「紫匂ひて三ツ青キ濃薄二ツ」と見えたり、

ムラジ

連 姓の一種、古事記傳に群主の義とし、南留別志に村主の義としたり、中田藤氏の可成根考に首長の義とし、今日の韓語に首又は上頭(上長)を *mu-ri* と訓す、邦語主又は守を *mu-ri* と訓し、頭を *Taru-mu-ri* と云ふ、これら日韓兩語根は、元同語なるより推考せば、無負自の無負は此の *mu-ri* に當り長の義ならん、自は邦語主人の義たる *mu-ri* のシと同じく、主長を指す一の尊稱ならんと云へり、白鳥博士は、國語に於ける敬稱語の原義に就いての論文中、我邦にては *mu-ri* の語根には、嘆美の意を含みて、種々なる音韻となり、*kuni, omi, ama, ana, yama, nini, umi, mu-ri, mo-ri* 等の如く、大貴、上、高上、根本、衆多等の美稱の意を顯はし、これより轉じて尊貴、強大、珍奇、恐怖、善美等の名となり、連 *mu-ri* の如きも、亦この尊貴又は尊長と云ふ意の敬稱に用ひたるものにして、必ずしも韓語より出でしものにあらずべしと云へり、ムラジに漢字の連字を充てたるは、中田氏は、韓語にて主長を *mu-ri* と云ふによりして、彼の連(韓字音 *mu-ri*)の字にて音譯し來ると、國語の *mu-ri* は韓語の *mu-ri* と意義に於て均しきを以て、韓語にて使用し來れる連字を借りて、我が尊稱詞に充てしな

ムラジ

らんと云ひ、白鳥博士は、韓語の現語にて、連結するを *mu-ri* と云ふ、而して今日の韓語の *mu-ri* にて終る言は、三國時代は *mu-ri* に響きしもの影からず、故を以て、今日の *mu-ri* は三國時代には *mu-ri* と發音したるならん、然らば韓語にては、我國の如く主を *mu-ri* 或は *mu-ri* と云ひしかば、連 (*mu-ri*) の字を借りて之に充てしなるべし、我國の上代にての史官は、多く韓人を採用せしかば、韓人は自國に行はるゝ連の字を以て、亦國語の *mu-ri* を表はせるものなるべしと云へり、上古より此姓あり、多くは神別の人々に賜ひしがごとし、臣と相並びて、有力の姓にして、これを統管するものを大連と號し、臣姓を統管せる大臣と共に、天下の政を司り、大臣なきときは、臣姓の人をも統べしが、天武天皇の十三年十月に、八色の姓を改定せられし時、下して第七等の姓となれり、なほ連姓を帯びたる氏を擧ぐれば左のごとし、カバネ、參看(日本紀、古事記傳、姓序考、姓名錄抄、古事類聚姓名部、史學雜誌「可成根考」、史學雜誌「國語に於ける敬稱の原義に就いて」)

Table listing names and titles associated with the Muraji clan, including names like 大私, 津保江, 櫻本, 志太, 敷吉, etc.

ムラタ

Table listing names and titles associated with the Murata clan, including names like 丹比須, 長谷部, 野野, 忍坂, 櫻田, etc.

ムラヤケニン

村役人 江戸時代

ムラヤ

領に於て、郡代官支配の下に、地方に關する民政を行ふ公吏をいふ、即ち大庄屋(所により大肝煎、檢断、大總代、大横目など稱す)名主(關東にては名主、關西にては庄屋といひ、西國にては別當といへる所もなり)、組頭(關東にては組頭、關西にては年寄、また所により長百姓と稱す)、百姓代の總稱にして、身分は百姓なり、なほ名主以下を村方三役人といふ(村役人はまた諸藩の領地にもあれど、いまは主として幕府に就いて記述したり)、關西支配内の町村の治安を圖り、農工商業を勤め、富を保し、貧を恤み、買税を立取て、小物成を運上するより、其他用器水、堤防、溜、井堰、樋等の工事に至るまで監督せざる事なし、いま便宜上、各職に就きて記述すべし、名主名主職(「ミヤウシ」參看)庄司(シヤウシ)參看等、名または庄を掌りたるもの、遺稱なり、また庄屋ともいふ、其支配せる村落内公務を總理するものにして、やがて其村落の長たり、村内威望あり由緒あるものを補したれども、土地の慣例により、世襲せるもあり、一代限りなるもあり、年番にて一年限りに勤むるもあり、投票を以て推舉するもあり、必ずしも一機ならざりき、然れども多くは、古來より其村に住み來りたる草創の功ある者、累世傳襲せしかば、其村の百姓は、家人奴婢の如き關係を有し、皆その臣下同様なりしがゆゑ、權力甚だ強く、村人のこれを仰ぐこと君父に異ならず、何事も名主(庄屋)の下知といへば、違犯するものなかりき、なほ一代限りの名主(庄屋)退職または死没したる時、其後任を擔ぶには、其子もし適任のものなれば、勿論其子に命ずる事あれども、もし其任にあらざれば、其村の舊例により、總百姓の投票により、多數のものへ申付くることもありしなり、但し投票に

ムラヤ

て多數なりとも、其人柄あしく、又は投票の方法に不正のこありと見定むれば、再び投票を行はしめ、又は二番三番と、投票の少なきものへも命ずることあり、これは其地の郡代官の権内に屬したり(また土地により、百姓中にて人選し、始より一人を定め、此者へ名主役申付られたりしと顯出づる村もありき)而して郡代官は、常に村方の治り方、私曲の有無等に注意し、もし名主庄屋に不正のこあれば、これを糾明して進退處分するを怠らざりき、なほ名主(庄屋)の給米は大抵、村高百石より百五十石までは二俵、二百石より三百石までは四俵、四百石より六百石までは五俵、七百石より千石までは八俵、千二百石より千五百石までは十俵の定めなり、之は年貢と差引にせず、別段平等に取立てたる村年貢米の内より渡したり、また其名主(庄屋)高持なれば、二十石を限り高役を免除し、二十石未満なれば、其持高だけの高役を免除したれども、村方の引付にして、給米のみなるものあり、高引のみにて給米なきもあり、區々にして一定せず、並に舊慣に従へり、されども此事につき訴へ出づることあれば、前のごとく取計はなかりき、大庄屋、名主(庄屋)の上に位し、大抵七八十石より一萬石位まで、數村又は數十村を支配す、而して配下の名主(庄屋)の正邪、村方の利害、一擧一罰の事體にも心をを用ひ、代官地頭へ其意見を申出づることを得、品によりて、代官の非違を監督するほどの権力なりしものもあり、地頭より帶刀を許し、苗字を稱へさせ、又は士分の格式などを與へたるもあり、大名旗本の領知行などの飛地などには、これをおきて代官の事をも兼動せしめたるもありき、元より一般に此職ありしにはあらず、所々よりて

ムラヤ

おきたるものなりしが、郡代官の手代等と結託して私を營むものありしを以て、正徳三年村方に害ありとて停められしも、幕領以外の地には、なほ再置したるもありき、組頭、名主(庄屋)を輔けて事務を行ふものなり、また年寄、長百姓ともいふ、も五人組の筆頭、即ち頭分をいひしが、後ち百姓の内、淳良にて村幹あるものを、投票または總百姓會議の上選舉し、名主(庄屋)より申付るもあり、郡代官より申付くるもあり、唯々名主(庄屋)の屬官の姿なり、給米の定めなし、も高持なれば、其持高の内、十石または八石五石ほどの引高ありき(名主年寄の得分は、百姓より定りたる禮謝の物ありて、舊慣に準し、これを公然と受納する村方もあり、また百姓を二人づ、常に私宅に召おきて驅使せし例もあり、なほ吉凶又は田植刈取など、多人數を要する時は、其村内の百姓悉く集りて手傳を爲したる例もあり、村々の社來りにて區々なれば、一定の法ありしにあらず、名主年寄と、其村の百姓と相對することにて、官より一切不問に措きたり)百姓代、其村にて大高持の内より一人を選擧し、名主(庄屋)以下の職務を監督し、併せて當時村民を代表せしむるものとす、即ち百姓中より出しく目付役にして、村費、其外諸制符配當等の際は、これに立ち合ふなり〇名主、組頭、百姓代、即ち村方三役人にて、村方に關する一切を協議議決し、代官に申立つることは極めて少なく、また争論等のことも、成るべく和解せしむる機靈力し、出来るだけ訴訟を避けたり、なほすべからず速印するの規定なりき、要するに、右三役人、井に五人組(「ゴニンギ」參看)ありて、大事は總百姓にも相談し、且つ一村のことは、大小となく、悉く

メイダ

し、其事いまだ決せざるに當り、春日局上落し、三條西實條の妹分として、強て天顏を拜することありしが故に、天皇は益々幕府の所置に憤焉たらす、俄に意を決して位を皇女に譲り給へるなり(中院通村、ナカノホンミチヲラ参看)寛永十一年將軍徳川家光諸大名を率ゐて上洛す、蓋し後水尾上皇讓位の事あり、朝廷の關係圓滿ならざるものあるがゆゑに、兵を以て朝廷を威壓せんとせるなりき、此時幕府は院御料七千石を増獻せり、在位十四年、寛永二十年十月位を後光明天皇に譲る、元禄九年十一月十日崩す、壽七十四、京都市下京區今熊野町の月輪院に葬る(野史、陵墓一覽、史學雜誌、御水尾天皇御讓位考)

メイダウケクワン

明道館 舊福井藩の學校、越前國足羽郡福井、松平光通、文政二年九月、福井藩馬場に學問所を設け、正義堂と稱し、前田彦次郎之が總督となり、藩士并に領中の僧侶、貴族を論ぜず、有志の者をして入學せしむ、安政元年松平慶永、文武兩道を奨励す、同二年頃より三ノ丸廓内に、更に文武學校を建て明道館と名づく、又久年開入軒町士族屋敷に移り、并年ならずして又木藏町(佐住枝上町)士族屋敷に移す、明治二年五月、舊馬場内北川某の屋敷に移り、明道館と改稱し、一般士庶の入學を許す、同十二月改革して中小學校の制を設け、舊城本丸を中學に、同三ノ丸を小學に充て、始めて生徒の寄宿所を置く、此時より又洋學教師を聘す、明治四年二月、教則を改正し而して學制頒布の時に至る○出版に「ウエンランド」字あり(日本教育史資料)

メイチ

明治 今上天皇の御宇の年號、應慶四年九月八日改元す、代始を以てなり(開闢周易に「聖人南面而聽天下、嚮明而治、孔子家語に

メイ

「長聰明治、五氣、設五量、撫萬民、度四方」とあるに據る、

メイトク

明德 北朝後小松天皇御宇(將軍足利義滿)の年號、康應二年(南朝元中六年)三月廿六日改元す、四年を経て應永と改む(出雲國記に「明德新、民とあるに據る、前権大納言藤原實長之を勅申す(國朝年號譜)」

メイトクノラン

明德亂 應永山名時照及び其弟氏幸等數國を領して勢頗る強く、驕奢にして、屢々幕府の命に背く、將軍足利義滿其不遜なるを怒り、山名氏清、山名滿幸をして之を討たしむ、氏清は時照の伯父にして、滿幸は其從兄弟なり、氏清、時照と睦しからざるを以て、女を滿幸に配し、男婦相親しみ、密に時照を滅して其所領を奪ひ、且滿幸をして氏幸の封を得せしめんとし、屢々義滿に請へて其罪を暴白し、事遂に及ばず、既にして時照兄弟同行して京師に入り、清水寺に潛居して義滿に哀訴す、義滿之を聞きて憫れみ、二人の舊領を復す、氏清怨憤し、遂に幕府に反きて南朝に下り、明德元年(南朝元中七年)十二月を以て滿幸及び兄弟義理と共に、錦旗を捲いて兵を率ゐて京師にして滿幸は丹波より進みて洛中峰の堂に陣し、氏清は男山八幡に屯す、十二月廿六日義滿は、一色詮範の關川第に陣し、且諸將を分遣して營を各所に張る、細川頼之は中御門四太宮に、赤松義則は春森に、島山基國は神祇官北に陣して東面に當り、大内義弘は二條大宮に陣して氏清に當る、超えて廿日兩軍大に内野に於て戦ふ、先鋒大内義弘激戦して、氏清の部將山名義教、小林重長の軍を敗り、手づから重長を斬り、富永某亦義教を討ち取る、滿幸は前夜峰堂を下り、西の京より責め入らんとし、途を誤りて二條

メイ

に出で、大に細川頼之、島山基國と戦ひ、内野口に到る、佐々木高詮大嘗會より其側面を攻撃し、春日の西の大宮に打て出づ、土屋黨これと應戦し敗れて退く、滿幸奮闘し、基國の兵槍々敗色あり、義滿馬を馳せて之を救ふ、滿幸の軍遂に敗れて梅津に走り、更に丹波に通る、之より先き氏清は、自ら軍を督して三條坊門大宮に至り、赤松義則、大内義弘と戦ふ、氏清天下の雄雄を一戦の下に決せんといひ、其鋒頗る鋭とし、義弘義則等苦戦せりと雖も、遂に敵す可からざるを以て、急を義滿に告げて救を乞ふ、義滿即ち一色詮範をして之を助けしめ、自ら神祇官の西二條に出づ、詮範等奮戦し遂に氏清を斃す、此日合戦卯刻に始まり申の時に終る、賊の首級を獲ること八百七十九、幕軍死するもの亦百六十人なりき、即日命じて氏清等の首を梟す、是を内野の戦といふ(關原山名義理は氏清の舉兵に與し、頼朝紀伊にありて兵を集めしむ、未だ發せざるに先ち、氏清等内野に於て敗死せり、義理形勢の非なるを見て降を乞ふ許さず、明德三年(南朝元中九年)二月大内義弘をして之を討たしむ、義理兵潰えて淡路に走り、由良興國寺に入りて備となる、滿幸は内野に敗れて丹波に走り、更に伯耆に退れ、青野庄に入りて割腹す、會々從弟氏家の來襲するを聞き、跡を尋まして九州に走りしが、應永二年遂に諫に伏す、亂平ぐの後、義滿諸將の功を賞し、氏清滿幸義理の舊領を分ちて、島山基國に山城、細川頼之に丹波、一色詮範に丹後、赤松義則に美作、大内義弘に和泉紀伊、山名時照に但馬、山名氏幸に伯耆、佐々木高詮に隱岐出雲、一色詮範に若狹今富庄を賜ふ(明德記、大日本史)

メイリンダウ

明倫堂 舊名古屋藩の學校

メイ

尾張國愛智郡名古屋長島町(現尾張國津川直、京都より深田正室を聘し、學問所を名古屋南大津町に設け、子弟を教授す、慶安三年五月、義直遊てより廢せらる、延享五年二月、浪人布施左衛門維安、磯ノ口町の地三百歩を願ひ、學問所を營分門弟等を教授す、此時明倫堂と稱したるが如し、寛延二年十一月敕公明倫堂と改め、大に整頓する所あり、天明二年明公の時、長島町に學館を經營し、同三年四月成就す、細井徳民總裁となり、主事、教授、典籍、書記、主計等の諸官を置き、明倫堂と稱し、磯ノ口町の明倫堂は學問所と稱せしむ、後日新堂と改む、文政六年八月義直傳來の聖蹟二編を堂中に遷す、天明七年聖堂を造り、年々二仲の祭典を行ふ、天保四年正月より始めて和學を講す、慶應以來武術の授業を堂中に開き文武を兼備せしめ明治に至れり○出版は十三經漢田大章註、戰國策略註(日本教育史資料)

メイリンダウ

明倫堂 舊金澤藩の學校、所屬加賀國石川郡金澤出羽町(現今の公園地内)後ち仙石町に移る(現加賀國)寛政四年前田治衛、前代重教の遺意に據りて金澤出羽町に地を相し、文武兩學校を建築し、同年二月落成す、文學校を明倫堂武學校を經武館と稱し、規則を掲げ職制を定め、新井白蛾を學頭とし、三月二日開校す、享和三年四月學政を釐革し、職制を補正す、文化三年復職制を更正す、文政二年二月、齊廣兩學校を隣地奥村有輝の別邸に移す、六月經營成る、五年三月更に城西仙石町(現今第四高等學校内)に移す、七月落成して開校す、天保十年二月、齊泰特に兩校の諸制度を改革し、大に文武の道を振興す、又二月仲丁孔子の祭儀を起す、明治元年慶寧壯齋館を經武館に合し、西洋砲術を修練せしむ、是に於て館内を區分し、騎兵熱

メイ

メイ

所并に駭を群龍窟、合園積古塙を威震館、歩兵積古塙を德忠館、大砲積古塙を靈天館、兵學并に算術積古塙を飛雲館と稱し、以て武事を擴張す、後明治政府兵制の改革に依りて經武館を廢す、三年十一月明倫堂の稱を改めて中學校とし、四校と呼ぶ、五年八月學制頒布ありて終に廢す○出版は、欽定四經、四書圖象、藍本四書(日本教育史資料)

メイリンクワン

明倫館 舊山口藩の學校、所屬周防國吉野郡上宇野村宇野村長山(現山口縣)寛政元年と講習堂と稱す、文化年間藩士上田鳳陽、家塾を開きて子弟を教導す、藩主嘉郎の際參校せしこと再三、又參府歸國の朝、書籍を納付すること數度に及べり、初め山口中河原にあり、萬延元年十一月より三田尻越氏塾と同じく、明倫館一手擧となる、助教及び舎長生徒等明倫館より派駐す、之より稍々繁盛に向ふ、文久年間長山麓に移轉し、元治元年藩主轉治後、改めて鴻城明倫館と稱し、倍々盛大な極めたり、外に兵學寮を置き、大村益三郎を以て教授とし、步騎砲三兵學習の主管となす、而して維新後内外諸般の事未だ緒に就かず、學制頒布前の改革に際し廢校となれり(日本教育史資料)

メイリヤク

明曆 後西院天皇御宇(將軍徳川家綱)の年號、承應四年四月十三日改元す、代始を以てなり、三年を経て萬治と改む(關原漢書律歷志に、大法三九章、而五紀明曆法、)後漢書に「黃帝造曆、與曆同作」とあるに據る、菅原爲庸之を勅申す(元祕別錄)

メイワ

明和 後櫻町天皇御宇(將軍徳川家治)の年號、寶曆十四年六月二日、代始を以て改元す、八年を経て後桃園天皇安永と改む(出典尚書に「百姓照明、協和萬邦」とあるに據る、菅原在

メイ

家之を勅申す(改元定記)

メイワノヘン

明和變 山縣大貳(ハマカマダイニ)を見よ、

メウウン

妙雲院 久我廣運の法號、

メウクワウジ

妙光寺 關原上總國長生郡茂原町○茂原寺と稱し、俗に東身延といふ、常在山と號す(關原國日蓮宗、一本山關原國日蓮宗に建長五年四月日蓮安房清澄山に於て、始めて南無妙法蓮華經を高唱して一義を主張して、東條某の害に遭はんとして、鎌倉に逃走の途上此地方を過ぎ、郷士高橋某齋藤某の歸依を受く、建治二年是等二人各々一寺を建立す、即ち高橋某は關原に、齋藤某は茂原に當寺を建立す、弘安六年日蓮の弟子身延山の日向當寺を兼帯し、後ち日秀住持となる、天正中徳川家康寺領三十石を寄附す、第二十三世日蓮幕府の歸依を受け、本堂、庫裡、裏門等を建立し、後ち五重塔を建立し、寛永年中第二十五世日蓮祖師堂を建立し、享で二十七日日蓮、三門、鐘樓、大鼓樓、寶藏、經藏等を建立す、一時大に衰廢したりしが、第七十一世日蓮等再興に力を盡して、今日あるを致したりと云ふ、寶物尤も多く、殊に金剛經は裏面に南朝の文書ありて、有益なる史料なりといふ(本化別頭佛祖統紀、日蓮宗各本山名所圖會)

メウクワウジサキノナイダイジン

妙光寺前内大臣 花山院師範を云ふ、

メウケジサキノクワンバク

妙花寺前關白 一條教房をいふ、

メウシンジ

妙心寺 關原山城國葛野郡花園村○正法山と號す(關原國日蓮宗、妙心寺派の本山○本尊釋迦如來(關原國日蓮宗、元と花園天皇の御宮たり、天皇深く觀學を好み、終にこれを捨て、禪寺と爲

メウシ

す、妙超の法嗣(開山)を以て開祖とす、天皇即位の後、別に一室を方丈の側に造り、玉鳳院と號し、之に移御し、禪法の要を問ひたまふ、遺像今尚存せり、應永六年大内義弘、足利義滿に叛くや、義弘は妙心寺住持妙超の禪弟なりしを以て、義弘に黨せりと號せしものあり、義滿大に怒り、寺院及び寺領を沒收し、之を青蓮院に附し、其後南禪寺の僧徒用を附す、唯開山堂を存せるのみ、延用等其復興を謀り、宗舜(日華)を以て妙心寺の住持とす、宗舜大に力を盡して堂塔を建築し、數年にして稍々舊觀に復す、是れ永享年中なり、應仁の亂に悉く兵火に罹り、住持宗深以下亂を丹波に避く、亂定まるに及び、後土御門天皇勅して再興せしむ、宗深百方計畫し、漸く舊觀に復す、之を本寺の中興とす、永正年中美濃の人齋藤利國の妻利貞尼地を寄附す、即ち今の西部の地なり、此に於て大に其寺域を廣めたり、天正以來諸國の武將歸依するもの益々多く、徳川幕府の初に當り、最も盛大を極む、塔頭の寺院武將の建立するもの三十八、僧の開基せしもの四十一にして、玉鳳院の外多くは天正已來の構造に係る、○南門、街道の北にあり、○勅使門、南門の西にあり、○山門、勅使門の北にあり、○關上觀音菩薩、月長者、善財童子及び十六羅漢の像を安置す、○佛殿、南面二重瓦屋にして、殿内は磚を敷けり、中央に佛龕、左右に伽藍、阿羅漢の像を安置し、東西の座上に伽藍神、達摩、懶菴、慈雲、及び當寺歴代の牌を安置す、○法堂、佛殿の北にあり、明暦二年の建立、○經堂、法堂の北にあり、○大方丈、經堂の東にあり、承應三年の建立、○唐門、大方丈の南にあり、○小方丈、大方丈に接して東にあり、住持の居所なり、○玉鳳院、花園法皇の宸影を奉安す、前

メウシ

壇に建見院(織田信長)大雲院(織田信忠)豐國明神(豐臣秀吉)祥雲院(秀吉の長子藁君)慧林院(武田信玄)等の位牌を安す、明暦二年の再建なり、唐門あり、寛文年間大阪の人産屋桑の造營と云ふ、○祖堂、徹夜庵と云ふ、玉鳳院の東にあり、開山の木像及び當寺六祖の牌を安置す、唐門あり、應永十六年皇居の門を寄附建立したるものと云ふ、○涅槃堂、祖師堂の東南にあり、黃銅の涅槃像を安置す、一丈三尺餘あり、鑄工吉岡重次の鑄造して寄附したるものなり、○古鐘樓、古鐘の銘に「戊戌四月十三日壬寅收精屋評造春米連廣國鐘樓」とあり、元燒噴淨金剛院の遺鐘なりと云ふ、國寶となる、○東鐘樓、西鐘樓、浴室、僧堂、經藏、寶藏及び春日局の寶舎等あり、舊寺地十九町八反八畝二歩、今十六町三反一歩となる、○寶物、友松三郎寒山拾得圓六曲屏風、同筆呂望南山四皓圖六曲屏風、同筆琴棋書畫圓六曲屏風、同筆花卉圓六曲屏風、同筆殿子院虎溪三笑圖二曲屏風、虛堂大聖大燈の像三幅(以上國寶)等あり、其別院塔頭子院も今尙三十九ヶ院を存せり、天授院、退藏院、養源院、如是院、衝霄院、龍泉庵、東海庵、靈雲院、聖澤院、慈雲院、通玄院、玉鳳院、大法院、大藏院、春光院、智勝院、天祥院、壽聖院、金手院、天球院、隣華院、雲祥院、桂春院、大雄院、瑞雲院、海福院、雜華院、福壽院、養徳院、大心院、東林院、徳雲院、長興院、光國寺、慈照院、龍華院、大光院、麟祥院にして、寺の外内に相併べり、其舊來廢止せしは三十七ヶ寺なりと云ふ、其寺領は足利氏已前詳ならず、徳川氏の時四百九十一石餘ありたり、末寺は三千六百三十七ヶ寺あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

「メウシ」の「シ」を「ユ」に見よ、
メウテウ 妙超 開山字は宗峰、花園上皇特に興禪大燈師の號を賜ひ、後醍醐天皇、高麗正燈師の號を加賜し、後村上、豐元、櫻町、光格、仁孝五帝の朝に、高麗大慈、雲匡、眞弘、經常、明圓、圓常、光、大智性海の號を累賜し給ふ、開山俗姓は紀氏、播磨州揖保の人にして、京都紫野大徳寺の開山なり、十一歳にして書寫山の戒信律師に師事し、菩提受具し、内外の典籍を涉獵したりしが、後ち去りて天下の諸禪師に歴參し、相模高野寺の高峯に謁し、機語相契ふ、嘉元二年、大應國師に京都の縮光庵に參し、國師が相模の高峯建長等の諸寺に住するに及び、また之に隨侍せり、其間憤懣全死すること意らず、一日忽然として大悟す、時に二十六歳なり、尋で國師の衣法を承けて京都に歸り、洛東に遷居して、精修長養するもの二十年に垂なんとす、嘉元元年洛北の紫野に小庵を築て居る、精白參問するもの多く、遂に歸として禪刹となる、龍寶山大徳寺といふ、花園上皇、詔して宮に入らしめ、支院時を移し、後醍醐天皇亦召して、清涼殿に就いて隆生說法せしめ、金鳥莊田を付し、大徳の席を南禪寺に並



(集寛撰纂編料史)藏所寺徳大城山

メウヂーメウハ

べ、且黨争を論めて、本朝無双禪苑といふ、曾て正平中南禪寺に住せしむるの詔命ありたれども、辭して受けず、尋で筑前に赴き崇福寺に住したりしが、一年にしてまた大徳に歸れり、延元二年十二月二十二日寂す、年五十六、法臘三十四、語録あり、世に貴重せらる(本朝高僧傳、佛教各宗要誌)

メウホ

十四年)丹後の豐門に移り、居ること十一年にして、康暦元年(天授五年)南禪寺に住し、明年僧録司となる、至徳元年(元中元年)將軍足利義滿相國寺を創して之を附す、妙超即ち師夢寂を請じて開山始祖と爲す、而して佛後の天寧寺、伊豫の安國寺、羽後の崇禪寺皆妙超の創する所なり、嘉慶元年(元中四年)秋寂あり、東王院に歸居し、二年(元中五年)八月十二日寂す、年七十八、語録あり世に行はる(本朝高僧傳、佛教各宗要誌)

メウホ

未だ幾ならず、王政維新、皇族門跡廢せられ、其後普通の寺院となり、明治六年より、住職を定む、本堂、大書院(東福門内)の舊殿を賜ひしもの、小書院、龍華堂、庫裏、唐門(徳町天皇の下賜)、○寶物、御白河法皇御畫像(國寶)等あり(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要誌)

メウヂーメウハ

べ、且黨争を論めて、本朝無双禪苑といふ、曾て正平中南禪寺に住せしむるの詔命ありたれども、辭して受けず、尋で筑前に赴き崇福寺に住したりしが、一年にしてまた大徳に歸れり、延元二年十二月二十二日寂す、年五十六、法臘三十四、語録あり、世に貴重せらる(本朝高僧傳、佛教各宗要誌)

メウホ

十四年)丹後の豐門に移り、居ること十一年にして、康暦元年(天授五年)南禪寺に住し、明年僧録司となる、至徳元年(元中元年)將軍足利義滿相國寺を創して之を附す、妙超即ち師夢寂を請じて開山始祖と爲す、而して佛後の天寧寺、伊豫の安國寺、羽後の崇禪寺皆妙超の創する所なり、嘉慶元年(元中四年)秋寂あり、東王院に歸居し、二年(元中五年)八月十二日寂す、年七十八、語録あり世に行はる(本朝高僧傳、佛教各宗要誌)

メウホ

未だ幾ならず、王政維新、皇族門跡廢せられ、其後普通の寺院となり、明治六年より、住職を定む、本堂、大書院(東福門内)の舊殿を賜ひしもの、小書院、龍華堂、庫裏、唐門(徳町天皇の下賜)、○寶物、御白河法皇御畫像(國寶)等あり(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要誌)

メヤス—メレウ

メヤスバコ 目安箱 江戸時代に於て、庶民の直訴を受ける爲め、評定所の門前に出し置きたる箱をいふ。訴状を目安といふより起りたる名也。詳しくは箱訴(ハコシ)及び訴訟(シヨウ)の條を見よ。

メレウ 馬寮 名馬ヲマノツカサとも云ふ。又馬司とも書す。左右あり。唐名典厩(シヨウ)左馬寮は大内裏藤原内膳天門の北掖。右馬寮は藤原天門の南掖。南北各八十四丈。東西各三十五丈。官馬の調習養飼及び供御の乗具、鞍草を配合し、飼部の戸口名簿等の事を掌り、併せて諸國の御牧を監し、御牧より貢上する馬を、左右に均分檢領して之を飼養す。頭頭左右各一人從五位上、後世四位五位の内、勝れたる人を擢任す。尤も重職たり。權頭左右各一人、五位殿上人諸大夫を擢任す。助左右各一人正六位下、權助左右各一人、共五位諸大夫を擢任す。他司の助より補したり。大允左右各一人正七位下、少允左右各一人從七位上、後世は六位の侍多く之に任す。瀛口に官を給ふ時尤に任する例なり。大厩左右各二人從八位上、少厩左右各一人從八位下、馬醫左右各二人從八位上、史生左右各二人騎士左右各十人、馬部左右各六十人、厩舎人なり。馬部は馬を取り扱ふ。後には常に兼中宿直して、近衛府の吉上と同じく非違を糺したり。或は公卿侍臣等公事の時連參の時にも、召人として馬部を遣す。使部左右各二十人、直丁左右各二人、飼造戸左二百廿六人、右二百三十人、馬廿、左右三百二十人、伴部とも云ふ。御監(コガン)ともミカンとも云ふ。左右各一人、頭の上において、御馬の事を總裁す。兩馬を御監する故に名づくとも云ふ。一説に厩馬を御し、騎射を監する故に名づくともいへり。後には近衛大將兼任す。厩馬は中古以來諸人尤も重ぜしを以て、御監

モ

たるものは權勢ありたりき。鎌倉時代中葉以降西園寺氏多く之を兼ねたり。和銅四年十二月從五位葛木王を馬寮監とせしを初見とす。上代厩馬を重んじ、馬寮部ありて之を飼養し、馬寮首及び遺ありて之を統領せしが、大寶令制定の時に至りて、左右馬寮を置き、官馬の事を掌らしめ、馬飼遣は左右に分屬せしめたり。元明天皇以後御監を置く。接するに、寶龜九年二月笠原足右馬頭とし、同十年九月正月王左馬頭となりしより、左右馬寮の事見えずして、天應元年五月伊勢老人を主馬助とし、安倍祖尼を左馬助となしたるを始として、主馬頭、主馬助、主馬權助及び主馬寮公卿田五所ありし事等、續紀、三代格等に屢々見えれば、桓武天皇以後は左馬寮を廢して、主馬寮を置きしものなるべく、大同三年六月藤原清主左馬頭となり、坂上石津藤原馬頭となりしを見れば、此時また左右馬寮に復せしものなるべし。後、馬寮の公卿田を置きたり。久安四年左右允各二十五人を定員となし、保元三年左右各三十人と定めらる。鎌倉時代以降は西園寺氏世々馬寮の御監となりたりしが、足利義滿これを兼任したるより以後は、征夷大將軍たる者必ず之を兼ねる事となる。江戸時代まで然り(書紀、續紀、令義解、三代格、西宮記、官職抄、古事類苑官位部)。

て、或時期の間、華哀の實を擧ぐ、これを服紀といふ(アツキ)參看)大寶令の制、父母の喪を以て重服とし、其他を輕服とし、重服には、朝廷の官人は、解官して家居し、輕服には假を賜ふ。凡そ父母の喪には、酒を飲まず、肉を食はず、用せず、賀せず、音楽を作さず。兄弟財を分たざるを以て法となし、又服者の儀を調て喪を行はしめ、罪人に假を賜ひて華哀せしめられしこともあり。また國喪ある時は、固關等固等の事あり、音楽舞踏を停止し、神事佛事節日公事のごときも、當に異なること多く、又侍臣等に、素服を賜ひて喪に居らしむるなり。而して喪中室内の鋪設は、中古以來攝關家にありては、平日の裝飾を撤し、簾を垂れ、其縁を鈍色にし、疊の縁、凡帳の帷も亦同色を用ひ、調度は漆で黒色にし、床を下して地に至らしめ、此に靜居す。これを土殿といふ。侍臣の遺風なるべし。又端午にも、多くは萬端を拜かざるの例なりき。なほ眉を掃ふ事は、室町時代の末に起り、攝關家にては、近代まで之を行へり。而して普請鳴物停止の令は、江戸時代にはじまりたるものにして、天皇、上皇、女院または將軍、御寮所、公子、公主より、老中等の喪ある時は、此令を江戸もしくは京都に布きて、一般人民の音楽舞踏を作すを禁じたり。アツキ、モフク、ヤウアン)參看、また心裏あり、心中に敬愼するものにして、喪服を着けるをいふ(古事記傳、令義解、古事類苑神祇部)。

モ 裳 人の死をいふ。本居宣長は凶事の略りたるなりといへり。人喪に遇ふ時は喪服を着し

モ

(載所記雜丈眞) 裳用着子男

(載所記雜丈眞) 裳用着子女

たり、もとは前の方まで、引き纏ひて、長さも足と均しく、裳の下に履の鼻のあらはるゝ程なりしに、後には、殊更に裳を深く疊みて狭くし、後ろの方のみに當て、裾引く様に、長く美はしくしたるなり、腰は裳の紐にして、裳とは異なる絹にてつくる、もとは同じ幅なる一筋のものなりしを、後には大腰、引腰と別に制することになり、大腰は長さ二尺五寸、幅四寸五分、引腰は長さ六尺五寸、幅二尺五分、左右同じ織物、少きき散地

後裳を後ろへのみ長く引くこととなりてより、たゞ裳の左右に沿うて、引き垂るゝ裝飾となり、別に小腰といふものを作り添へ、これにて結ぶことなれり。着用男子のは、禮服用の時用ひ、女子のは、正装の時これを著す(裝束要領抄、四三條裝束抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、裝束圖式)。

モエギ 萌黄 麁の色目の名、表は薄青、裏は薄なるものをいふ(裝束要領抄)。

モエキニホヒノヲドシ 萌木匂織 織の袖草摺の上を萌黄色にし、次を中黄にし又其次を猶うす萌黄に、末を白に成したるを云ふ、又萌黄匂織とも云ふ、ナドシ)參看。

モカウ 帽額(面額) (一)御帳台の上、又は長押に付けて帛を横に引廻したる調度なをいふ。後世の水引の幕の類なり、後には略して御帳の上邊に添へて、帛を横に延ぶるものを云へり、儀訓案に「本は首服なり、通典に古之人帽而額と見えたり、帽子と抹額とを云ふなるべし、其を借て翠麁の縁に懸る物の名とせるなり」といへり、縁にモツコウの紋(左圖を見よ)の如きを黒く散らし染む、布にてするを布帽額と云ふ、多く侍臣に用ふ、帽額の引縁は、假名裝束抄に「つぎにもかうをひく、もかうはかたがらのやうにて、おもてばかりあるを、ながさまに、うらあはせに、なかなりにして、わなをしにして、うとらのすみよりはじめ、うへにひきまはすべし、ひだをすみのほしらのもとごとくに、むかひさまにとるきあり、またうへにおほひたるいづのかたがらのほしにあり、むかひさまに、かたひだにとるきあり云々、」枕草子に「夏のもかうのあざやかなる云々、徒然草に、諷聞の年ばかり哀なる事はあらじ、侍臣の御所のさまなど、

板敷を下げ、あしの御履をかけて、わのもかうあらしく云々、西宮記に「撤尋常御履、以鈍色細布爲三端帽額」とあるにて、其一斑を知るべし(一)轉じて紋の名となり、裳の紋を云へり、後に木瓜の紋と云ふ、類聚名物考に「木瓜の紋も、もとは裳なるべきを、もかうと云ふに引れて、かかは成たるならん」と云へり(三)葬式の時、白き絹又は紙を三角にして額に充つるを、切帽額、又は切紙帽額と云ふ、今も地方によりては民間に行はる(儀訓案、類聚名物考、貞丈雜記、葬送作法、葬儀類法)。

モガミノコホリ 最上郡 肥前國羽前國肥前國和名抄に、郡可、山方、最上、芳賀、阿蘇、八木、山邊、福有、梁田、大倉、村山、長岡、大山、福岡等の郷あり、北朝後光嚴天皇の延文二年正月、足利義隆、其族兼頼を此郡に封じて、出羽管領となす、後最上田氏と稱し、村山郡を併せて一郡となす、文祿中、村山郡を復置せる時、僅に其北隅の地を最上郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考)。

モギ 裳著 名義女子成人して、始めて裳を着する儀式をいふ、また初筵ともいふ、支那の毎年一定せす、總て婚儀以前に行ふ例なり(儀訓案、儀日時をトし、尋常又は禮望の人を選びて腰結と爲し、裳の腰を結びしめ、又裳を結び上ぐ、故に結髻、理髮等の役あり(肥前國諸郷後撰集なる大凡河躬恒の歌の詞書に「延喜の御時、女一の宮のもぎ侍りけるに云々」とあるを初見とす、延喜の御時は醍醐天皇をいひ、女一の宮は皇子内親王をいへり、爾來記諸日記物語等に見ゆる所甚だ多し、而して上古の俗、女子許嫁する時は、垂髪を改めて結髮とし、其髮は夫た

モエギ—モカウ

モガミ—モギ

モツシ

もしくは人の盗みたる倍償等を官に没収するをいふ。彼此俱罪の賦とは、枉法賦、不枉法賦、受所監...

モツシウ

没収 鎌倉室町兩時代の刑名、罪人の動産、不動産等を幕府に没収するをいふ。領地を没収すると、田宅資財を没収するとの別あり、領地を没収するを召置所領とも、改易所帯とも、開所ともいふ。罪の輕重により、十分一、十分五、全部、没所等を没す。田宅資財も亦、其一を没し、もしくは共に没し、或は單に一部を没する等の差あり、なほ王朝時代に、没官(モツク)

モトヲ

ワシ) 江戸時代には、開所(ケツシヨ)改易(カイエキ)あり、参看せよ(古事類苑法律部)
モトヲリノリナガ 本居宣長 名詞幼名宮之助、通稱彌四郎、後ち健藏、春庵、中衛等と改む、幼名榮貞、後ち宣長と改む、鈴屋と號す、私に監して、秋津彦美豆根根大人といふ。開闢小津定利の二子、兄定治の嗣となりて家を嗣ぐ、後ち本姓本居に復す、母は村田豐商の女勝子、享保十五年五月伊勢國飯高郡松坂に生る、寶曆元年入洛して



(載所集全長宣居本)

儒學を福山に學び、四年また武川幸順に就きて小兒科の醫術を學びしが、七年歸國して醫を業とす、十一年はじめて賀茂真淵の門に入りて古學を研鑽し、明和元年古事記傳の稿を起す、既にして同六年真淵歿してよりは、古人を師として、身を學事に委れ、名聲漸著はる、寛政六年紀伊治寶の召に應じて紀州に赴き、古書を遺講したりしが、此時典醫師の列に加へられ十人扶持を賜ひ、享和元年奥詰に違ひ、時に宣長の名聲天下に振ひ、刺を通じて門下に列するもの甚だ多く、此年京都に遊びし時のこときは、公

宣長

(署自長宣)

稱等争うて其旅館を訪ひ、講義を聴聞すること、殆んど連日に亘れり、九月朔に福里、二十九日歿す、年七十二、伊勢國松坂山室山に葬る、後ち門人等墓側に山室山神社を建て、これを祭る、明治十六年正四位を贈らる、宣長學問博識、識見卓絶にして、當時其右に出づるものなかりき、また夙に天下の酒々たる儒者流が、内外本末の辨を講れるを憚き、之を矯正せんと欲して餘力を遺さず、其嘗て京都にあるや、時の攝政の命によりて取次假官を差呈したり、これ尊内專外の意を明辨したるものなり、直日靈、玉櫛簡、玉鉞千首等は、我が國神ながらの古道を發揮したるものなり、玉匣別記二冊、藩侯の寵遇を尋ずし、國政を諮詢せられし時に上りし意見書なり、凡て此等諸書の議論は、當時の弊風を救ふに與りて尤も力ありき、其他古書の注釋、文法音韻等の著述等、先人未發の醜跡ならず、特に其學生の大業たる古事記傳は、考證精確、識見卓絶にして、能く千古の疑義を斷じ、以て後人をして開夜に燈光を得たるがごとくならずしむ、其効實に偉なりといふべし、我古史を研究する開闢は、此書を措きて他にあらずといふも、決して過言にあらずなり、宣長また從來國學者と稱せられし者が、和歌者流と黨を分ちて相輕侮し、甚しきは、水炭相容れざりしを陋とし、初山陪の内

モトサ

モノシ

モノイミ 物忌 齊戒(サイカイ)を見よ、預かる童男女を云ふ、童男は宮守物忌、又大物忌

モノサ

モノサシ 物指(度、尺) 物忌の長短を量る器具、物を指し度して、長短を度るの義なり、略して單にサシともいふ、原指物上代は手を以て物の長短を度りたり、即ち兩手を延ばしたる廣さを呼といひ、大指と中指とを擡げたる廣さを咫といひ、物を握みたる四指の廣さを握といへり、而して尺度を用ふるに至れるは、何時なりしか詳かならざれども、支那朝鮮との交通開くるに及びては、其渡來したること想像なきにあらざるを以て、之を借用せることも、早くよりの事なるべし、尋で孝德天皇の大化の詔を按ずるに、布帛の長さを記して丈尺等の名あり、此時用ひたるものは即ち高麗尺なりき、大寶令の制に至り、大尺小尺の二種を設け、大尺は田穀銀銅を度るに用ひ、其他は小尺を用ひしむ、而して十分を寸とし、十寸を尺とし、小尺の一尺二寸を、大尺の一尺と爲したり、大尺は所謂高麗尺にし

モノサ

て、小尺は唐の大尺即ち曲尺なり、なほ此時の制、銅造の様式を、大藏省及び諸國司に給し、官私用ふる所の度量をして、毎年省國に就きて印圖を受けしめ、然る後ほじめてこれを使用するを罷せり、元明天皇の和銅六年に至り度量を改め、今の小尺を以て大尺となし、其六分五の尺を以て小尺となす、尋で桓武天皇の延暦十七年の勅に、度量權衡先定制あり、平校して行ひ用ふ、亦令條に具す、然るに所用愈慢にして、曾て遵行せず、大小意に任かせ、輕重人に由る、兼納蓋多く、蓋者尤も甚し、自今以後宜しく此弊を改めて、升尺の類は、大藏省に就き、法によりて平校し、永く好源を絶つべし、もし此制に違はば、嚴科に置け」と見ゆ、以て當時度量の亂れたりしを知るべきなり、延喜式の制、官私悉く大尺を用ひ、只幣景を測り湯藥を合するにのみ小尺を用ふとあるは、蓋らしくは和銅の改定に出づるものならん、なほ交臂式によれば、度量權衡は、朝集使に附け、大藏省に就いて依均平校し、官に申して領下するの定めなりき、而して權本納言難波宗建撰する處の養老の大小尺といへるもの、大は曲尺と同じく、小は曲尺八寸三分四厘弱あり、八寸三分四厘弱なるは、即ち唐の小尺にして、和銅以來本朝亦小尺と爲すものなり、また土御門家に永承の鐵尺を藏す、蓋し尺範なり、俗に三種尺といふ、表に二尺を刻す、短きは今の曲尺と同じ、長きは曲尺の一尺二寸五分八厘、裏にまた一尺を刻す、曲尺の一尺二寸なり、一尺二寸なるは、今の度地尺にして、後世裁縫に供し、吳風尺と稱するものにして、一尺二寸五分八厘なるは、後世鐵尺と稱するもの、當に此尺なるべし、然れども鐵尺は曲尺一尺二寸五分を以て一尺と爲す、蓋し後世曲尺に依準してこれを改めしならん、以て當時既に曲尺

モノサ

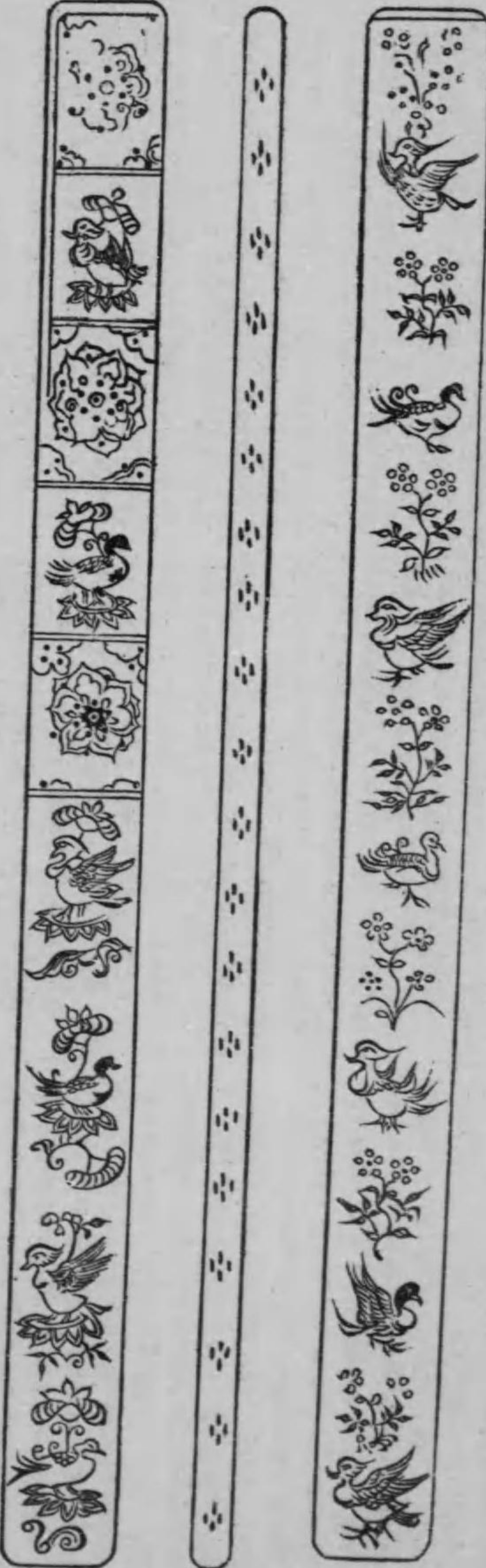
モノサシ 物指(度、尺) 物忌の長短を量る器具、物を指し度して、長短を度るの義なり、略して單にサシともいふ、原指物上代は手を以て物の長短を度りたり、即ち兩手を延ばしたる廣さを呼といひ、大指と中指とを擡げたる廣さを咫といひ、物を握みたる四指の廣さを握といへり、而して尺度を用ふるに至れるは、何時なりしか詳かならざれども、支那朝鮮との交通開くるに及びては、其渡來したること想像なきにあらざるを以て、之を借用せることも、早くよりの事なるべし、尋で孝德天皇の大化の詔を按ずるに、布帛の長さを記して丈尺等の名あり、此時用ひたるものは即ち高麗尺なりき、大寶令の制に至り、大尺小尺の二種を設け、大尺は田穀銀銅を度るに用ひ、其他は小尺を用ひしむ、而して十分を寸とし、十寸を尺とし、小尺の一尺二寸を、大尺の一尺と爲したり、大尺は所謂高麗尺にし

モノサ

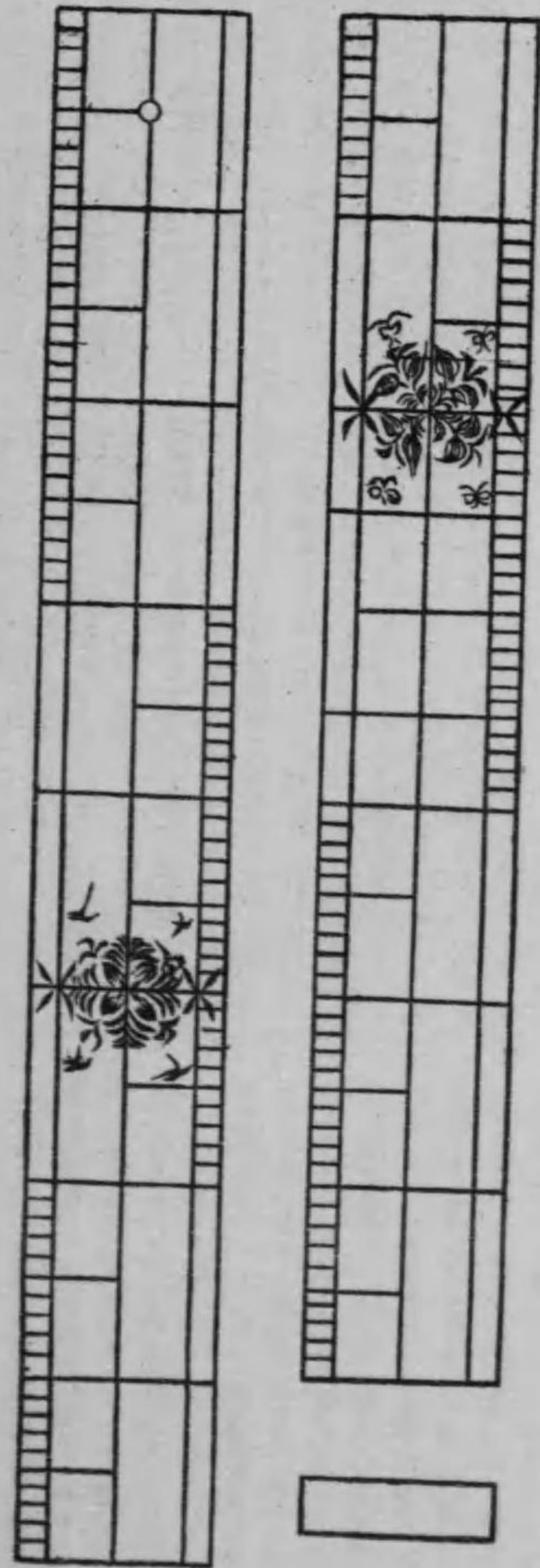
モノサシ 物指(度、尺) 物忌の長短を量る器具、物を指し度して、長短を度るの義なり、略して單にサシともいふ、原指物上代は手を以て物の長短を度りたり、即ち兩手を延ばしたる廣さを呼といひ、大指と中指とを擡げたる廣さを咫といひ、物を握みたる四指の廣さを握といへり、而して尺度を用ふるに至れるは、何時なりしか詳かならざれども、支那朝鮮との交通開くるに及びては、其渡來したること想像なきにあらざるを以て、之を借用せることも、早くよりの事なるべし、尋で孝德天皇の大化の詔を按ずるに、布帛の長さを記して丈尺等の名あり、此時用ひたるものは即ち高麗尺なりき、大寶令の制に至り、大尺小尺の二種を設け、大尺は田穀銀銅を度るに用ひ、其他は小尺を用ひしむ、而して十分を寸とし、十寸を尺とし、小尺の一尺二寸を、大尺の一尺と爲したり、大尺は所謂高麗尺にし

モノサ

(倉吉編纂所載) 法隆寺所傳、鎌牙尺、曲尺九寸八分弱



東大寺正倉院
所傳天平尺
按其一尺當曲
尺九寸七分八
釐



モノサ

の外、二種の尺が行はれしこと、吳服尺、曲尺の起原が、茲に存するを知るべきなり、それ曲尺は古今の常用と爲す處にして、其名はじめて和名抄に見え、マカリカネと訓ず、遠るに鐵を以てしたれば、金尺といひ、屈折して矩の形を爲し、専ら工匠の用に供するを以て、また大工尺ともいへり(「カネサシ」參看) 同書また竹量あり、竹にて作る、また曲尺なり、これを要するに、和銅改正以來、大尺(即ち曲尺)を以て常用尺となし、以後變更する處なし、故に小尺のごときは、後世漸く廢絶するに至れり、江戸時代に至り、曲尺に四種あり、所謂享保尺は徳川吉宗が、度法に敵并長短あるを正さんか爲め、博く興隆に考へ、其由来を推究し、紀伊國熊野神社の神庫に藏する所の大賣の小尺と稱するものを模造して定むる處なり、念佛尺は、近江國伊吹山に於て、堀り出す處の、念佛塔邊に刺せる尺度を模造するものにして、全く享保尺と同じ、又四郎尺は、中葉の度工又四郎といへるもの、多く木匠用ふる處の曲尺を造る、因て名づく、享保尺より短きこと四厘、折衷尺は寛政享和の際、測量家伊能忠敬、享保尺と又四郎尺とを折衷して作る所にして、又四郎尺より長きこと二厘なりといふ、而して工匠の用ふる曲尺の背に刺する一尺は、表面の一尺四寸一分四厘二毫餘に當る、裏尺と稱す、これ表面の一尺を自乘して之を倍し、平方に開いて得る處、即ち方角尺なり、なほ曲尺の外、吳服尺、曲尺あり、前にいへるが如く、吳服尺は曲尺の一尺二寸にして、曲尺は曲尺の一尺二寸五分なり、而して吳服尺は、専ら裁衣の用に供するに由り、吳服を以て名とし、曲尺は其はじめ骸骨を以て製せしより此名を得たるなり、然れども後には一尺二寸五分のものを以て裁衣の用に供し、吳服尺

モノサ

を用ふる事幾と稀なり、故に曲尺を呼んでまた吳服尺といふ、共に永承の曲尺に刺せる處に起原したれば、古くより其製ありしならんも、廣く用ひらるゝに至りしは、此時代よりの事なるべし、なほ事務にては、量衡二番の爲めには、座を置きて之を檢束したれども、度の爲めに、別に其制を設くることなかりき、明治八年政府はじめて度量取捨條例を發布し、大藏省に於て之を監督査査することとなり、製造費實に關しても、嚴密に規定する處あり、此時また從來行はれたる曲尺數種の中、折衷尺尤其正を得たるより、定めて用尺となし、裁縫尺は曲尺を用ひ、其他は一切これを廢し全く二種となる、此外外國の制を採したる吋尺あり、人の知る處なるを以て省略す、**モノサ**上に擧げる令前の尺、令の大小尺、和銅の大小尺、享保尺、吳服尺、曲尺、又四郎尺、折衷尺、念佛尺、曲尺の外、東大寺所傳天平尺(曲尺九寸七分強)、法隆寺所傳の鎌牙尺(曲尺九寸八分弱)、東大寺藏物帳に、紅牙撥鐘尺、鎌牙撥鐘尺、白牙尺など見えたるも、右の鎌牙尺と同じものなるべし、(歌山尺(曲尺七寸六分強)、高野尺(曲尺七寸九分強)、東寺金邊尺(曲尺八寸一分強)、檜尾尺(曲尺八寸二分弱)、泉涌寺尺(曲尺八寸二分)、大安寺尺(曲尺八寸二分半)、法隆寺尺(曲尺八寸三分)、生駒長福寺尺(曲尺八寸四分)、春日寺所藏の瑞瑞尺(法隆寺尺より一分五厘長し)、盤地尺(令の大尺と同じ)、文尺(曲尺八寸、また曲尺ともいふ、「モンギ」參看)、齋尺(西尺六寸強、ヤクワヤク參看)、長尺(曲尺一尺一寸五分)、甲冑用度尺(曲尺一寸一寸五分等あり(古事記、書紀、令義解、續紀、延喜式、地方新書、律原發揮、數學類聚、本朝度量權衡考、尺準考、本朝度量略考、古今要覽稿、大日本租稅志、古事類聚最前部)○按ずるに本朝上古の度量詳かなら

モノサ

ず、而して後世學者の説また頗る多様に亘り、いまだ定説を見ず、暫く本朝度量略考及び大日本租稅志の説に従ふ、**モノナリ** 物成 其の年に田畑よりの産出物をいふ、轉じて物成を以て買納する場合には年貢を云へり、和調系に物成は物産の義なりといへり、寶輪軍記に「關東八ヶ國に上杉召抱の城四十二ヶ城也、其外陣屋と名添、物成取立所、廿三ヶ所有之候へ共云々」と見え、續編清正記に「喰へば、千石にても五百石にても、其者に相當りたる郷の高を、代官より番出させ、物成の多少、地の上下をかくして、高計御覽ありて、それらに下行有たり」と見えれば、室町時代の末年戰國の頃よりして此稱呼起りたるものならん、江戸時代に入りては、一般に用ひられたりき、また此時代には、物成を詳記したる帳簿を成備帳帳と呼びたり、ナリカ參看(牧民金鑑、大日本租稅志)**モノノベウチ** 物部氏 神別、朝臣姓、連姓、首姓、無姓あり、又依羅朝臣、依羅連、多藝宿禰、多藝連、直岐宿禰、志陀連、中原宿禰、射國連、野野連、飛鳥連等の姓あり、并に河内に貫す、無姓は左京及び河内和泉に、野野連は左京に貫す、饒速日命、天神の命を受けて、大倭島見白鹿山に至り居る、神武天皇の東征に及び師依羅連、其子可美真手命天物部を率ゐて、賊を討ち亂を平ぐ、天皇用ひて殿内に宿衛せしむ、之を足尾と稱ふ、垂仁天皇の時大新川十千根始めて性物部連を賜ふ、其子膳宿禰、仲真天皇に從て西征す、其五十等宿禰伊弉弗羅中天皇の世大連となる、これより世々大連となり、門族甚盛なり、世に物部八十氏と云ふ、曾孫守屋崇峻天皇の時力めて佛敎を排し、大臣蘇我馬子と隙あり、終に其滅す所とな

モノ

る、物部氏大に衰ふ、其族概井石上二氏代々興る、天武天皇十一年物部首連姓を賜ひ、十二年連を改めて朝臣を賜ふ、清和天皇の時、伊豫守藤原の人從七位上朝臣首倉繼等、物部連を賜ふ、物部連又天道後命より出づる者あり、是異族なり、首系は、孝昭天皇の皇子彦國押人の裔に出で、又物部首あり、なほ詳しき事は氏族志を見よ(姓氏錄、物部氏考証、氏族志)

モノノベノモリヤ 物部守屋 奥の子(國)交に繼で大連となる、敏達天皇の御宇、佛法漸く世に行はれ、大臣蘇我馬子首として之を崇信せり、守屋喜ばず、頗る天皇を規諫する所あり、十四年疫病行はれ人民死する者多し、守屋、以て佛法を崇信するの致す處となし、中臣勝海と共に之を禁せんことを請ふ、詔して之に従ふ、守屋即ち命じて塔字を毀ち佛像を壊き、餘燼を羅波羅江に投ぜしめ、更に馬子の崇信せる三尼を捕へて其衲衣を奪ひ、海石櫛市に懸つ、之より先大臣大連相並びて政を行ふ事既に久しく、勢兩立する能はざる事情を生じつゝありしに、これよりして相争ふこと益々甚し、用明天皇二年、天皇病あり、詔して佛に歸せんとす、守屋等其不可を陳じたれども、馬子は獨り之を毀し、豐國法師を引いて宮中に入る、守屋大に怒る、會々押振部毛屎、守屋に告げて曰く、今群臣輔業に退き兵を棄めて自ら守る、勝海また之に應ず、而して馬子は厩戸皇子等と相謀し、益々其黨を招集して同夜警衛し、且勝海を殺さしめたり、既にして天皇崩するや、守屋、穴穂部皇子を奉じて位に即けんと欲し、企圖する所ありしが、謀洩るゝに及び、馬子は皇子を殺し、更に兵を率ゐて守屋を攻む、守屋奮戦せしと雖遂に利なく、逃見赤橋の爲めに射

殺さる(大日本史) モヒトリノツカサ 主水司 「ツヌスキ」を見よ、 モヒトリノツカサ 水司 「スイシ」を見よ、

モフク 喪服 喪中に着用する服をいふ、また凶服とも稱す、其事の人生の大凶たるがゆゑなり、なほ麻衣、色などともいへり、麻衣とは、もろもろを以て織りたるが爲なるべく、色とは、常服と色を異にせるが故なるべし、(神皇正統記) 錫紵あり、素服あり、該間の服あり、心喪の服あり、錫紵は、天皇が、二等以上の親屬の爲めに著し給ふ所なり、錫は、布を治めて滑らかならしむるをいひて巾服なるを、吾國にては、淺黒色の名とし、淺黄の細布にて製したる開腹の御袍を錫紵といひて、喪服となし、之を尋常の御衣の上に襲ひ、即時に之を脱し給ふなり、素服は凶服の況稱にして、上古は白布を用ひしがごとし、而して該間の時に、天下素服といへるは、列采(五方正色)の衣を去るのみにて、令に、天皇本服三等以下、及び諸臣の喪の爲めに、帛衣を除くの外、雑色を通用すといへる類か、素服後には黒布を用ひ、更に轉じて袴あり袖なき短衣となり之を吉服に襲ひ、或は之を該間の服に掩ひ、縁に著して、袖をこれを除くに至る、該間の服は、即ち該間に用ひる服にして、天皇は錫紵を脱して、侍臣と共に之を着し給ふ、其袍は縁袍にて、また開腹なり、臣下は或は純色を用ふ、心喪の服は、該間の服を脱し、一周の開着する所に於て、縁色の縁の冠、縁の袍を用ふ、心喪とは心に哀感を懷きて、凶服を着けず、唯巾服と麻履帯を加ふることなれど、吾邦にては、これまた一の凶服の名としたり、而して

モミエボシ 採鳥帽子 採鳥案にもみて作れる鳥帽子をいふ、これに梨子折鳥帽子、柳さびの折鳥帽子の二種あり、詳しくは各條下に就きて見よ(貞丈雜記) モミチ 紅葉 歸の色目の名、表紅、裏青なるものを云ふ、雁衣抄には、表赤色、裏濃赤色といへり、秋季之を着用す、カサネノイロメの挿繪を見よ、

モミチヤマ 紅葉山 江戸城内、西丸と本丸との間に在る小丘をいふ、また楓山とも書す、元和四年三月、徳川家康の廟を擧げてより以來、歴代將軍の靈廟みな此地に在り、毎年四月七日は家康の忌日なるを以て、將軍は必ず、紅葉山の東照宮靈廟(參詣す、これを紅葉山御社と稱す、幕府年中行事の一事たり、其式朝五ツ時供饗、待士廊上下にて先に進み、次に小十人、納豆烏帽子、素襦、次に書院番、小性組、次に小性(大紋)次に御納戸(布衣)次に將軍の乘輿にて、輿は給色網代の指輿にて、これを昇り者は皆小素襦を着く、左右には若年寄側衆等從ひ、次で行列奉行、目付、隨身二十人、香持、傘持、楯持は皆白丁なり、三家及び加賀前田、越前松平家并に其連枝、蒲詰、詰代大名四品以上在府の分悉く參す、而して他將軍の忌日には、多く代參せしめたり(徳川實紀、續徳川實紀、風俗畫報、幕府年中行事) モミチヤマフンコ 紅葉山文庫 (名) 江戸幕府の文庫また楓山文庫、楓山神廟とも稱す、(徳川實紀) 江戸城内紅葉山神廟開闢慶長七年六月、徳川家康、金澤文庫の規制を模し、城内富士見亭に文庫を建て、富士見文庫と稱したりしが、寛永十六年七月、將軍徳川家光の時、紅葉山に移し、今の名に改む、享保年中徳川文庫(徳川家宣が未だ櫻田の藩邸

モヒト

モフク

モノ

後の文中にも、喪服を着けたること見え、孝徳紀なる大化改新の詔にも、墓を作る制等はあれど、喪服のことなし、されど萬葉集卷二、高市皇子の煨宮にて、柿本人麿の詠じたる長歌の中に、「吾大君皇子の御門を、神宮によそひまつりて、遣はし、御門の人も、白抄の麻衣きて云々」とあれば、葬時には白色の麻布を用ひたりしこと明らかにて、やがてこれ喪服に當れるものなるべし、天智紀にも、「皇太子喪服制」とあり、此頃には既に喪服の制も定まり居たりしものならん、尋で大寶の令制に至り、天皇は本服二年以上の親喪の爲めには錫紵を着し、三等以下及び諸臣の喪の爲めには、帛衣(白練衣)を除くの外、雑色を通用すと規定せられたり、而して桓武天皇が、延暦八年十二月皇太后高野新笠の崩し給へる時、錫紵を着し給へることあるな、天皇御初見と爲す、これより次第に喪服の制行はれ、遂に該間の服、心喪の服等を定むるに至り、近代まで、朝廷にては、其制を用ひたり、武家にては、鎌倉幕府にては素服を用ひたること、吾妻鏡建久十年六月廿日の條に見えたり、其制詳ならず、室町幕府また將軍家にては素服を用ひたること見ゆ、此時には朝廷の喪服に倣ひたるものなるや疑ひなきも、其他の諸大名等に至りては、散見する所なし、江戸時代には、特種に喪服の制を設けたることなかりき、故に葬式の當時、男子は麻上下長上下敷斗目上下(髪斗目は鐵色にあらざる無地を用ふ)等を著し、女子は専ら白無垢の衣に白の帯を用ひたり、維新の後、洋式に倣ひ、洋服には左胸帽子、佩等に黒布を纏ふこととなりたれど、和服に至りては、平服と異なるなし、モ、アツキ、リヤカアン、參看(書紀、續紀、令義解、古事類苑禮式部、徳川世世錄、皇典講究所講義、服忌の説)

モミエ

モノ

モミエボシ 採鳥帽子 採鳥案にもみて作れる鳥帽子をいふ、これに梨子折鳥帽子、柳さびの折鳥帽子の二種あり、詳しくは各條下に就きて見よ(貞丈雜記) モミチ 紅葉 歸の色目の名、表紅、裏青なるものを云ふ、雁衣抄には、表赤色、裏濃赤色といへり、秋季之を着用す、カサネノイロメの挿繪を見よ、

モミチヤマ 紅葉山 江戸城内、西丸と本丸との間に在る小丘をいふ、また楓山とも書す、元和四年三月、徳川家康の廟を擧げてより以來、歴代將軍の靈廟みな此地に在り、毎年四月七日は家康の忌日なるを以て、將軍は必ず、紅葉山の東照宮靈廟(參詣す、これを紅葉山御社と稱す、幕府年中行事の一事たり、其式朝五ツ時供饗、待士廊上下にて先に進み、次に小十人、納豆烏帽子、素襦、次に書院番、小性組、次に小性(大紋)次に御納戸(布衣)次に將軍の乘輿にて、輿は給色網代の指輿にて、これを昇り者は皆小素襦を着く、左右には若年寄側衆等從ひ、次で行列奉行、目付、隨身二十人、香持、傘持、楯持は皆白丁なり、三家及び加賀前田、越前松平家并に其連枝、蒲詰、詰代大名四品以上在府の分悉く參す、而して他將軍の忌日には、多く代參せしめたり(徳川實紀、續徳川實紀、風俗畫報、幕府年中行事) モミチヤマフンコ 紅葉山文庫 (名) 江戸幕府の文庫また楓山文庫、楓山神廟とも稱す、(徳川實紀) 江戸城内紅葉山神廟開闢慶長七年六月、徳川家康、金澤文庫の規制を模し、城内富士見亭に文庫を建て、富士見文庫と稱したりしが、寛永十六年七月、將軍徳川家光の時、紅葉山に移し、今の名に改む、享保年中徳川文庫(徳川家宣が未だ櫻田の藩邸

モフク

モノ

此服は、後世に至り該間の服と同一なりといふ説もありて、其別も明かならず、なほ喪服を着するに付きて大に異なるものは、神官僧徒の喪に遇ふなり、神官ははじめより凶服を着けざるもあり、著けて即ち脱するもあり、僧徒は重服の外は服せざるを例とす、又婦人の服は、男子に似たるものなれど、或は凶服の帯のみを用ひて服に代ふることあり、總べて喪服は、飾を去るを以て主と爲し、束帯衣冠等の類、縁紙青鈍等の色を用ひ、其濃淡を以て喪の輕重を表し、冠は無文を用ひて、或は繩を以て繩とし、或は繩を巻き、袴衣の尻は長く乗るゝを以て例とす、其餘牛角の帶黒骨の扇など、都て華美を避くることにて、乗車及び鞍馬具に至るまで、皆然らざるはなし○除服は喪服を除くをいふ、古くは河原に出で、解除するを常とすれども、門前に於てするあり、家内に於てするありて一ならず、中古以來は、官人は除服の宣下を待ちて出仕すれども、或は宣言を待たずして出仕せし例なきにあらず、而して父母の喪には、例に後れて除服し、父現在の時、母の喪にあへば、早く除服することありき(國朝禮儀、仁徳天皇紀四十二年二月の條)、寛道維新の喪去をいへる條に、「於是大鷲尊業服爲之發哀」とあるを、素服といへる文字の初見となせども、此後更に其こと散見せざるより考ふるに、蓋し文飾なるべし、また允恭紀四十二年正月の條に、天皇の崩をきいて、新羅王驚恐し、調船を上りたることをいへる條に、「泊于羅波羅則皆素服之、悉皆調調」とあれど、素服したるは新羅人なれば、また禮とするに足らず、なほ武烈紀に、飾臣が死したる時、其影影が歎きてよみたる歌に、供物の米、水などを手に持ち、泣きつゝ、行く状をいへるなど、やゝ委しきこと知らるゝを、歌詞にも前

モミエボシ 採鳥帽子 採鳥案にもみて作れる鳥帽子をいふ、これに梨子折鳥帽子、柳さびの折鳥帽子の二種あり、詳しくは各條下に就きて見よ(貞丈雜記) モミチ 紅葉 歸の色目の名、表紅、裏青なるものを云ふ、雁衣抄には、表赤色、裏濃赤色といへり、秋季之を着用す、カサネノイロメの挿繪を見よ、

モミチヤマ 紅葉山 江戸城内、西丸と本丸との間に在る小丘をいふ、また楓山とも書す、元和四年三月、徳川家康の廟を擧げてより以來、歴代將軍の靈廟みな此地に在り、毎年四月七日は家康の忌日なるを以て、將軍は必ず、紅葉山の東照宮靈廟(參詣す、これを紅葉山御社と稱す、幕府年中行事の一事たり、其式朝五ツ時供饗、待士廊上下にて先に進み、次に小十人、納豆烏帽子、素襦、次に書院番、小性組、次に小性(大紋)次に御納戸(布衣)次に將軍の乘輿にて、輿は給色網代の指輿にて、これを昇り者は皆小素襦を着く、左右には若年寄側衆等從ひ、次で行列奉行、目付、隨身二十人、香持、傘持、楯持は皆白丁なり、三家及び加賀前田、越前松平家并に其連枝、蒲詰、詰代大名四品以上在府の分悉く參す、而して他將軍の忌日には、多く代參せしめたり(徳川實紀、續徳川實紀、風俗畫報、幕府年中行事) モミチヤマフンコ 紅葉山文庫 (名) 江戸幕府の文庫また楓山文庫、楓山神廟とも稱す、(徳川實紀) 江戸城内紅葉山神廟開闢慶長七年六月、徳川家康、金澤文庫の規制を模し、城内富士見亭に文庫を建て、富士見文庫と稱したりしが、寛永十六年七月、將軍徳川家光の時、紅葉山に移し、今の名に改む、享保年中徳川文庫(徳川家宣が未だ櫻田の藩邸

門を造らしむ、朱雀、皇極、殿宮、美福、安壽、傳
 變、藤原、待賢、陽明、遠智、談天、都芳の十二門、これ
 り、是に於て始めて門に名あり、弘仁九年、嵯峨天
 皇詔して諸殿門に扇額を懸けしむ、門に扇額あるも
 また此に始まる、既にして八足門、四足門、棧門、上土
 門、藥醫門、釘貫門の制あり、後また唐門の制あり、
 尋で延長の頃佛寺に鳥居門を建てしと見え、同六年
 に大和長谷川水溢れし時、長谷寺の鳥居流失せしこ
 とあり、嘉承二年に至り、臣下は平門を以て限と爲
 し、八足門、四足門、棧門は悉く造るべからずと制し
 たり、門の制を立つる事茲に始まる、永仁二年僧忍性
 撰津四天王寺の鳥居門を改造し、始めて兼造る造る、
 降りて天授五年(北朝應永元年)將軍足利義滿、武人
 第宅の制を定め、その親族及び重職の者は上土門を
 建て、その他は冠木門又藥醫門、平門を建てしむ、後
 花園天皇の御宇、檜神の門を造るに舊制を遵守せず、
 或は四足門或は棧門を建て、天正元年織田信長兵馬
 の權を棄てり以來、上土門を造るべしと漸く、後ち
 遂に廢す、これより武人上土門に代るに五其の棧門
 を以てせり、備前家江戶に幕府を開くや、諸大名各
 邸宅を江戶に建て、その之を管じや、織田氏以來の制
 に依る、而して門の左右に、枕倉を置く、之を門番所
 といふ、或は門の左右に長屋を作る(長屋を或は多門
 といふ)、之を長屋門といふ、後て赤くするなり、黒
 くするなり、民庶の家屋に至ては、長屋門を造るを許
 さず、然れども初め武人にして、後ち平民に伍する者
 は、長屋門を造るを許す、後には平民も亦漸之れに倣
 ふ(○なほ江戶時代、江戶城門は凡て三十六門あり、其
 名及び警衛の制の如きは、江戶城門に各門の條に舉
 げまた諸大名の邸門は、挿繪に載せられたり、并に就
 きて見るべし、後世外國文藝の興くるに及び、人或以

門を造るに、外國の風に倣ひ、巨柱を左右に立て、
 これに門扉を著くるものあり、明治に至り、益々外風
 を模するもの多きこと、人の知れることし、門額八
 足門、四足門(八柱及び四柱の門なり)、棧門(棧を上げ
 たるもの)、平門(二柱を立て、上に扇あるもの)、上土
 門(門の扉の上を、石灰にて塗りたるもの)、アゲツチ
 モン(參看)藥醫門(巨柱を左右に立て、門となした
 るもの)、釘貫門(釘を以て打付けたるもの)、唐門(屋
 上に唐破風を設け、門扉も亦た支那様なるもの)、冠木
 門(今の制に同じ)、中門(邸内に設けたる門、大門の内
 庭より、庭殿の前庭に入るべき門)、原中門(ハイヤエ
 ウモン)參看)棧門(棧を造りたるもの)、棧門(棧を作
 りたるもの)、ヤアラ(參看)土門(左右を築地にして、
 尾根なきもの、内裏の上東門を東の土御門、上四門を
 西の土御門といひしも、これが爲なり)、五門(屋上を
 瓦葺にしたものにして、別に制あるにあらず)貫戸
 門(扉へ竹貫を打ち付けたるもの)、棧門(棧の筋
 線を渡し角鐵具などしたるもの)、鑄石門(鑄門のこと
 として、金具を鑄石にしたるもの)、城廓の門、
 大手にあるを大手門、搦手にあるを搦手門といふ、
 鳥居門(主として神社に用ふ)、トキキ(參看)等あり、
 (挿繪を見よ)また邸宅の正面にあるを表門、裏口に
 あるを裏門、裏にあるを脇門と稱せり(古事記、書
 紀、工部志料、家屋雜考、要置辨志、青塚紙)
モン井 門院 女院(ニヨケン)を見よ、
モンガク 文覺 蓮華盛遠(エンドウワヨリト
 ヲ)を見よ、
モンシヤウ 問狀 鎌倉室町兩時代訴訟の
 時、原告の訴狀に對して、被告に陳辯すべきことを
 幕府より下す御教書と云ふ、之を鎌倉時代にては問
 狀御教書と云ひ、室町時代にては問狀御教書とも問

狀御教書ともいふ、其水式目に「帶三問狀御教書」致三須
 藤一事、右狀三訴狀、被下三問狀者定例也、而以三問狀
 致三須藤一事、奸濫之企、難三通三辨科、所申爲三顯然之
 餘事、者、給三問狀一事一切可三被三停止云々とあり、
 左に問狀御教書の一例を示す、
 豐後國御家人石田四郎守國申、當國野上村地頭職
 事、書狀別に遺遺之、子細具狀、早可令辨申之
 狀、依仰執達如件、
 正嘉元年閏三月二十四日 武藏守(花押)
 陸奥守(花押)
モンシヤウセ 文章生 「モンシヤウ
 カセ」を見よ、
モンシヤウトクキヤウセ 文章得業
 生 「モンシヤウハカセ」を見よ、
モンシヤウハカセ 文章博士 大
 學寮の波書、唐名翰林主人、又は翰林學士、國史院
 波書及び詩文を掌る、定員二人從五位下、下に文章得業
 生、文章生あり、相當官國史院波書始め詳ならず、撰
 紀養老五年正月の條に文章博士從五位上山田御方等
 四人あるを初見とす、天平二年正七位下の官となし、
 弘仁十二年從五位下の官となす、次で仁明天皇承和
 元年紀傳博士及び得業生を併り、文章博士一人を加
 へて二人と定む、此後文章博士は紀傳博士を掌るに至
 れり、故に後には文章博士を紀傳博士とも稱へしこと
 あり、文章得業生は二人、文章生は二十人にして、文
 章生は續紀天平二年三月曲水宴の條に初めて見え
 たり、天平二年勅して藤原氏白丁を擧げて文章
 生となす、弘仁十一年真家子弟の時賦に長する者
 取て之に補す、其業進むものは式部省にて試験し、及
 第したるものを候士となし、候士の秀たるものを秀
 才となす、候士五人、秀才二人となす、天長四年課

あり、問狀御教書三年二月仁明天皇御遺の事によ
 り、慈覺大師をして仁壽殿に修せしむ、是れ始めな
 り、後三條天皇の御宇、額昭大内にて修す、康治年中
 相美法印、皇后宮の爲めに行ふ、此法院昭、冥中、忠快
 等に相承せしと云ふ(諸法要略抄)
モンシユボサツ 文殊菩薩 佛經にて菩
 薩の一、具には文殊師利(曼殊師利にも作る)と云ふ、
 妙吉祥とも、妙德とも譯す、普賢と一對の菩薩にて、
 常に大衆の釋迦牟尼の左の傍に在りて智慧を司る、
 蓮花の中に住し、身の色黄金の如く、頭に五髻を結び



これ大日の五髻を願はず、右手に智慧の利劍を持
 し、獅子に駕す、また左手に青蓮花を持し、花上に
 般若梵書あるものあり、文殊に、一字文殊、五字文
 殊、六字文殊、八字文殊、一字文殊、五字文殊、兒
 文殊の種類あり、各其形を異にす(觀釋名義集、尊容
 抄、大日律疏、佛教いろは辭典)
モンゼキ 門跡 舊國寺院に於ける僧侶の
 門業門流を言ふ、後に寺院の資格となる、其住持を門
 主と云ふ、防官故實記に「宇多天皇御遷位御出家の
 後、仁和寺御室に居住し給ふ、依て之を御門跡と稱
 し、門跡の號之に始まる、後醍醐天皇に、法親王の居をト
 し給ふ寺院を云ふ、寛平法皇の、仁和寺に宸居を攝へ
 給ふり起れり、御門の跡と云ふ義なり」と云へども誤

試不領を以て、候士を併り、幕に復して得業生とな
 す、今博士の進む條略を述べん、文章博士志望の士
 を大學寮にて、史記漢書中五條を試問し、三條以上
 に通じたるを及第とし、擬文章生となす(又略して
 擬生と云ふ)擬生を宣旨によりて、式部の輔、問頭
 を出して時を作らしむ、及第したるものを文章生と
 なす、この試験を省試と云ひ、出題の博士を問頭博
 士と云ふ、文章生をまた文人とも進士とも云ふ、文
 章生の試問に及第したるものを文章得業生と云ふ、
 又秀才とも云ふ、得業生は方略宣旨を蒙りて、方略
 策の論文を出し、及第したるものを博士とし、叙位
 任官せらるゝなりき、實業(コウゴ)參看(三代格、類
 聚國史、日本紀略、令義解、本朝文粹、藤原抄、桂林遺
 芳抄、職官志、文章博士紀傳博士考)
モンシヤク 問籍 朝廷にて、宿直勤番の漏
 口が、姓名を名のるを云ふ、職人所(クラウドコロ)
 の漏口の條、及び名對面(ナダイメン)を見よ、
モンシユ 文殊 「モンシユゴサツ」を見よ、
モンシユエ 文殊會 舊國毎年七月八日
 東寺四寺に於て、文殊菩薩を供養する儀式をいふ
 應永元年仁明天皇の天長十年七月八日に、大法師
 泰善が文殊會を行ひしをはじめと爲す、後毎年七月
 に此事あるべき由、格に定められ恒例となる(公事根
 源、同集釋)
モンシユハチジホフ 文殊八字法
 文殊菩薩を本尊として修する法をいふ、菩薩
 の其眞言に、一字五字凡字の別あるにより此名あり、
 此法七十天供あり、息災に之を行ふ、諸宗儀範に「五
 星失度、日月鎮鎮、懸星數現四方、異國使境、却三番
 百姓、大臣反逆、用首不利、損害國人、疫病流行、皆
 作大障、八字三昧經に「此大法爲法信法國王」と

門を造るに、外國の風に倣ひ、巨柱を左右に立て、
 これに門扉を著くるものあり、明治に至り、益々外風
 を模するもの多きこと、人の知れることし、門額八
 足門、四足門(八柱及び四柱の門なり)、棧門(棧を上げ
 たるもの)、平門(二柱を立て、上に扇あるもの)、上土
 門(門の扉の上を、石灰にて塗りたるもの)、アゲツチ
 モン(參看)藥醫門(巨柱を左右に立て、門となした
 るもの)、釘貫門(釘を以て打付けたるもの)、唐門(屋
 上に唐破風を設け、門扉も亦た支那様なるもの)、冠木
 門(今の制に同じ)、中門(邸内に設けたる門、大門の内
 庭より、庭殿の前庭に入るべき門)、原中門(ハイヤエ
 ウモン)參看)棧門(棧を造りたるもの)、棧門(棧を作
 りたるもの)、ヤアラ(參看)土門(左右を築地にして、
 尾根なきもの、内裏の上東門を東の土御門、上四門を
 西の土御門といひしも、これが爲なり)、五門(屋上を
 瓦葺にしたものにして、別に制あるにあらず)貫戸
 門(扉へ竹貫を打ち付けたるもの)、棧門(棧の筋
 線を渡し角鐵具などしたるもの)、鑄石門(鑄門のこと
 として、金具を鑄石にしたるもの)、城廓の門、
 大手にあるを大手門、搦手にあるを搦手門といふ、
 鳥居門(主として神社に用ふ)、トキキ(參看)等あり、
 (挿繪を見よ)また邸宅の正面にあるを表門、裏口に
 あるを裏門、裏にあるを脇門と稱せり(古事記、書
 紀、工部志料、家屋雜考、要置辨志、青塚紙)
モン井 門院 女院(ニヨケン)を見よ、
モンガク 文覺 蓮華盛遠(エンドウワヨリト
 ヲ)を見よ、
モンシヤウ 問狀 鎌倉室町兩時代訴訟の
 時、原告の訴狀に對して、被告に陳辯すべきことを
 幕府より下す御教書と云ふ、之を鎌倉時代にては問
 狀御教書と云ひ、室町時代にては問狀御教書とも問

なり、歴世法皇の仙降を駐め給ふ寺院多きも(假令は
 花山寺、妙心寺、常照寺の如き)門跡と稱せざるを以
 て知るべし、平家物語考證に「門跡とは、門徒一跡と
 云ふ義なり、一門跡を統領せらるる僧にて、一家一方
 の棟梁なり」と云へるは、猶當を得たり、寺門高僧
 記所收の承徳二年六月廿日智證大師門徒僧綱の言上
 書に「傳聞、本願聖體爲中納言之時、痛招智證前大
 僧正、深相契白、予願三攝志二期、門業、若和尚加護、
 心事相隨者、一家子姓、永歸智證大師之門跡、者云
 々、同齊養和二年正月十七日開城寺學頭等の言上書
 に、「就中釋定法皇、智證之門流、傳三統密之深旨、此
 時不與三門跡、更待何日哉云々」と見え、金剛寺
 文書建久二年四月院下文に「兼又可令三僧阿闍門
 跡相承知行之狀、所仰知件云々、同年六月九日の
 入修院下文に「院主主願者、阿闍門跡之中、以三住山
 不退者、特撰三善量宜爲三其仁、師資相承、補之云
 々」とあるに依て考ふれば、師資相承して法脈を受
 け、嫡々其寺に嗣住する門業門流と云ひたる
 こと知るべし、門業門跡、親王の居住給ふ寺院を
 云ふ、攝家門跡、攝家の子孫の入室せし寺院を云ふ、
 清華門跡、清華の子孫の入室せし寺院を云ふ、准門
 跡、門跡に准せし寺院を云ふ、本願寺以下、眞宗の諸
 寺皆之なり、又臨門跡とも云ふ、應永元年仁
 和寺の門跡は、宇多天皇より起ると云へ
 ど誤りなり、蓋し名義の條に述べしが如く、僧侶は法
 系法統を重んじて、他家の僧の故なく入嗣するを許
 さるるを以て、その資格自然僧寺に超越するものを
 生じ、漸次に一種の寺格となるに至りしなり、而して
 其寺格となりしは、何つ頃なりしか詳かならず、仁和
 寺貞應中の文書に「御門跡云々、普通寺文書康永
 元年六月の文書に「臨心院御門跡、廣成園普通寺云

あり、問狀御教書三年二月仁明天皇御遺の事によ
 り、慈覺大師をして仁壽殿に修せしむ、是れ始めな
 り、後三條天皇の御宇、額昭大内にて修す、康治年中
 相美法印、皇后宮の爲めに行ふ、此法院昭、冥中、忠快
 等に相承せしと云ふ(諸法要略抄)
モンシユボサツ 文殊菩薩 佛經にて菩
 薩の一、具には文殊師利(曼殊師利にも作る)と云ふ、
 妙吉祥とも、妙德とも譯す、普賢と一對の菩薩にて、
 常に大衆の釋迦牟尼の左の傍に在りて智慧を司る、
 蓮花の中に住し、身の色黄金の如く、頭に五髻を結び

モリヲ

モリヲカシヤウ 盛岡城 關東國 陸中 岩手郡盛岡國體編文治五年源賴朝、藤原泰衡を滅ぼし、莫西清重をして奥羽を統撫せしめ、南部光行を備部、岩手、閉伊、鹿角、津輕の五郡に封じ之を治せしむ、因て三月城に居り兼治す、子孫相傳ふる、十三世、守行に至り應永十八年守護となる、慶長初め、守行十五世孫利直始めて此に城を築き、三月より來り移る、而して和賀以北十郡を領し、子孫世襲す、文化年中利直西蝦夷地警衛の勞を以て、二十萬石の封額を賜はる、終に明治に至る、戊辰の役、利直罪ありて封を削られ、十三萬石を領す、尋で廢藩に及び城廢す(日本地誌提要、徳川加除封録、明治政覽、陸中誌)

モリカハウチ

森川氏(下總生實) 姓は宇多源氏、佐々木信綱の三男六角泰綱の孫堀部左衛門尉宗綱より出づ、宗綱の九世宗氏、尾張比呂郷に移り、堀部信秀に仕へ、堀部を稱揚と改む、其孫氏後、母の氏を冒して森川に更む、永祿八年徳川家康に仕ふ、文祿元年足輕五十人を預けられ、二千石を賜はる、其子重俊、將軍秀忠に仕へて寵あり、執政職に任じ、西城に徙り、善院番頭を兼ね、慶長十四年三千石を加賜、十九年除封、元和元年大阪の役私に軍に従ふを以て、豊萬石を賜はり、下總生實を治む、享保元年後胤若年寄たるの勳を以て、特に一世中裏米五百石を賜はる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(源賴朝、徳川加除封録、華族譜) ○重俊—重政—重信—俊胤—俊常—俊令—俊孝—俊知—俊民—俊位—俊徳—俊方

モリサ

モリサダシンワウ 守貞親王 後醍醐天皇の皇子、世に持明院宮、持明院法皇、また廣瀨院と稱す、後醍醐天皇の時、尊號を上りて後高倉院といふ、關白高倉天皇の第二皇子、後鳥羽天皇の皇兄、御母は七條院藤原順子、贈左大臣信隆の女、關白承三年二月降誕、高倉天皇、平知盛に命じてこれを育せしむ、壽永二年平宗盛の安徳天皇を奉じて西海に走るや、また親王をも具ひ、密に儲貳に擬せり、平氏滅ぶるに及び京師に歸り、上西門院の養ふ處となる、文治五年親王となり、建久二年三品に叙す、然れども居常志を得ざるを以て、爵々として樂まざりき、建久二年棄髮、建保六年東大寺に受戒す、承久三年北條義時の九條天皇を廢するや、親王の皇子茂仁を立つ、後醍醐天皇、これなり、九月天皇、生父たるの故を以て、親王に尊號を上りて大上法皇といふ、即ち萬機を預り聞く、位に即かすして太上法皇の號を上ること並にはじまる、貞應二年五月崩す、壽四十五、北白河に葬り、後高倉院と稱す(大日本史) モリナガシンワウ 護良親王 名護初め尊法親王といふ、延暦寺の大塔に居りしが故に世に大塔宮と稱す、後還俗して尊邦、尊彰といへることあり、遂に今の名に改む、關白後醍醐天皇の第三皇子、御母は源親子、權大納言師親の女、關白後醍醐天皇の北條氏を圍り給ふや、親王また其謀に參與したりしが、まづ近畿諸大寺の僧徒を引いて與黨と爲すの必要を感じたるより、嘉暦元年九月梶井殿即ち梨木門跡となり、大僧都に任じ、二年三月三品に叙し、天台座主に補せらる、是に於て移めて山門衆徒の心を收攬せり、元徳元年四月職を辭し、十二月還俗す、二年勅して延暦寺の大講堂を修し、三月天皇親臨してこれを慶し、親王を以て新堂院願師と

モリナ

爲し、二品に進められたり、四月また座主を辭し、専ら密謀を畫策したりしが、元弘元年謀洩れしがゆゑに、天皇は近臣數人を從へて笠置山に幸し、藤原師賢に、天皇の御衣を着して、延暦寺西塔に至らしむ、僧徒以て天皇となし、襲うて西塔に集る、親王即ち弟尊澄法親王と共に、別に僧兵を將ゐて入王子に陣す、明日六波羅の兵來り攻むるや、討つて之を都けしと雖、僧徒漸く眞の天皇に非ざるを知り、稍々散去せるがゆゑに、親王は連れて楠木正成の赤坂城に入り、尋でまた城を出で、大和十津川より、吉野熊野、高野等の間に出没し、二年遂に吉野の大衆を語らひ、愛染寶塔に城廓を構へて之に據り、また密使を諸國に派し、令旨を傳へて勤王の兵を擧げしむ、應ずるもの多し、三年(正慶二年)北時高時二階堂眞藤をして吉野を攻めしむ、親王防戦せしと雖利なく、連れて高野山に入る、既にして天皇船上山に幸し、官軍大に振ふ、親王即ち河内信貴山に往き、毘沙門堂に居りしが、赤松則村の兵京師を攻めて利なきを聞き、更に令を延暦寺僧徒に下して、則村を授けしめたり、會々新田義貞高時を斃し、足利尊氏等京師を復せるを以て、車駕宮に歸り給ふ、是に於て六月十三日親王入洛して天顏を拜し、征夷大將軍となり、兵部卿に任ず、然れども同八月に成貞親王が征夷大將軍となりたるを以て、將軍職職の時日は極めて短かりしがごとし、此時に當り足利尊氏は、累世の名家たるの故を以て、實諸將の上に出で尤勢力あり、親王密かに之を除かんことを圖り、尊氏もまた親王の威名を忌み、機を見て斃さんと欲し、相互に反目するに至れり、而して親王の企策せる所未だ成らずして謀洩れ京師懸然たり、會々准后新待賢門院は、親王の勢力熾んたるを見て、其出な

モログ

成貞親王の太子たるを廢せられんことを恐れ、專氏と結託して鎌倉を天皇に讓す、是に於て天皇は、一方には尊氏の心を解かんが爲め、一方には門院の議に動かされ、建武元年十月親王を捕へて常盤井殿に幽す、翌月に至り鎌倉に護送し足利直義に預けらる、直義即ち二階堂々谷なる東光寺に幽す、二年七月高時の遺子時行蜂起して鎌倉を襲ふや、直義之を拒ぐこと能はずして西奔するに及び、二十二日の夜淵邊善博を遣はして親王を試せしむ、年二十八、後其地に就いて鎌倉宮を建て、之を祀る○東光寺の御所は、細々要記、神明鏡、太平記には土宇を塗りて置き奉るとし、神明鏡には土樓と記したり、土宇、土樓は、共に塗籠の事にして、即ち東光寺中の、壁を塗りたる室の事なり、世に土窟なりと思へるは大なる誤りなり(梅松論、増鏡、高野春秋、高野山文書、南山巡狩錄、大日本史、鎌倉遊覽考) モログロク 諸具足 太刀を佩き、空襲をつけ、弓を持ちたる装を云ふ、後三年合戦繪に此形の人見えたり、其體、鎧を着ずして太刀をはき、空襲を付け弓を持ち、是れ諸具足なるべし、又太平記關東大勢上落の條に、弓小手に腹當して、諸ぐそくしたる中間五百人とあり、是れは小手、襦當、腹當までしたるを、諸具足と云ふなり、何れも鎧着たる時は諸具足といはず(貞丈雜記) モロコシ 諸腰 兩腰に同じ、カマナシの條を見よ、 モロノフ 師宣 兼川師宣(ヒシカハモロノフ)を見よ、

ヤ

矢 名護弓の弦に掛けて發射する武器をいふ(一)發射する時に發する掛け聲より名く(二)羽の轉音なり(以上二説和訓栞)(三)遺るの義、射て遺るものなればなり(日本紀私記)(四)破るの義、射當てたるものを破るが故なり(東雅)(五)其物の尖りたるよりの名にて、切株の尖りたるを、俗にやといへると同じ(古今要覽稿)等の數説ありて詳かならざれども、第五説或は眞に近からんか、又飛劍とも飛鳥の寶劍とも、調度ともいへり、但調度はテウドと調じ、貴人の用ふる矢をいふ時にのみ稱す(調度は弓矢の總稱なれど、貴人の弓矢を分けていふ時は、弓をテウシ、矢をテウドといふなり) 製作 調度 矢竹にて箭を作り、本に鬚鬚等の羽三片を付け、末にり、されど人により十四五束に及ぶもあり、一束は一握にて、指を四つ並べたる長さなれば(大指を除く)いま詳しく部分につきて名所及び製作を説明すべし、箭(ヤガラ)矢の體をいふ、柄とも書す、筈(ノ)とも稱す、矢竹にて作る、節は普通四節と三節との二種あり、四節にては、第一の節を羽中節、第二の節を袖節(またチツトリ節)第三の節を寬中節、第四の節を高承節(征矢の時捕節、または管節、的矢の時射付節といふ)といふ、三節にては、羽中節なきのみにて名稱これと同じ、筈(ヤハズ)弦を受くる所をいふ、筈の頭を削りて作り、又別に竹、角

ヤ

等にて作りて附するもあり、影(エリ)筈の、弦を受くる爲めに彫りたる所、即ち直接弦に當る所をいふ、羽、節に附したる羽根をいふ、三片あり、管、筈の際を卷きたるをいふ、うら、羽の上のくきを卷きたるをいふ、もと、羽の下のくきを卷きたるをいふ、下作(モトハシ)本筈(モトハズ)とも稱す、根多、筈の本の方を卷きたるをいふ、金巻とも稱す、管巻、根多巻の下を卷きたるをいふ、口巻、または矢足(クツマキ)とも稱す、節、節に竹の枝を取りたる跡の窪みたる所をいふ、此處を黒く漆にて塗るなり、されば漆を塗る事、節陰をとる、節陰をぬるなどいへど、又稱して漆にて塗りたるを、直に節陰とのみいへり、節、または節陰とも書す、節、節に指みて物を射通すの用に供するもの、矢後の義、また節先、節根、矢實ともいふ、後世多く誤にて作りたれども、上古は石、獸骨等を用ひたり、現代、鐵のながごをいふ、即ち節に挿りたる部分なり、天羽々矢(羽の廣く大なるものなるべし)天鹿子矢(獸類を射るに用ふるもの、なほ本居宣長の説に、羽々矢とは、其構造についていひ、鹿子矢とは使用についていへるにて、同物なりといへり)丹塗矢(赤く塗りたる矢、以上三種神代紀に見ゆ)征箭(戰時に使用するもの、征矢とも書す)野矢(獵の時に用ふるもの、また鹿矢、獵箭ともいへり、其製征箭に比して粗麁に、羽もあるに任せて用ひたり)的天(的を射る時に用ふるもの)諸矢(鐵に鑲を用ひたるもの、カアラヤ(管筈)鹿矢(鐵に鑲を用ひたるもの)、カヤマ(管筈)鹿矢(鐵に鑲を用ひたるもの)、カヤマ(管筈)鹿矢(鐵に鑲を用ひたるもの)、また利鹿矢とも書す、同調なり)泰目矢(鐵に鑲を用ひたるもの、ヒキメ(管筈)神頭矢(鐵に神頭を用ひたるもの、また矢頭ともいふ、下

ヤウジ

また入院の手續きは、病者より町奉行所に訴へ出で、其許可を得たる後、名主判鑑を以て、四ツ前後より七ツ時までの間に、養生所に赴かしめ、役人立合の上、判鑑を調査したる後、これを病室に入るなり、病人には、それより手當を附して治療せしめ、死去の際には家族に渡し、無縁のものには同院に埋葬せしめたり、なほ病人の食料衣服等は、皆官より給すれども、其家族より差入るものは、役人の手を経て渡すことを許せり、(通ひ療治の手續また之と同じ)されど奉行所に願ひ出ることの煩を厭ひ、入院者少かりしが故、八年七月、直ちに養生所に願ひ出ることになり、且此時、名主等を召集し、院内治療の状況を鑑覽せしめ、其支配の窮民に病者あらば、懇に周旋して入院せしむべき旨を達せらる、これより入院者次第に増加せり、其後寛政天保の兩度に、多少の改正ありしも、大體は享保の定めによりて、變更する所なかりき、既にして慶應元年九月町奉行所の支配を除き、多紀養安院、多紀安次兩名の預となりしが、幕府滅亡の後、明治元年六月鎮西府へ上收せられ、貧病院と改稱し、専ら廢せらる、なほ養生所付醫師は、多くは、小石川附近なる寄合醫師、小僧請醫師より出役するものなれども、其間には、御番醫師、又は藩醫町醫より出づるものもあり、初めは内科、外科、眼科を合せて、八九名の出役なりしが、享保十八年以後五名となり、從前遺種科として、毎年金五十兩を給せしものには米百俵を給し、二十兩を給せしものには五十俵を給せり、天保十四年醫師の出役を停め、總て町醫の内、所謂御目見醫師より請遣して、養生所附を命じ、出動中は、藥料の外十五人扶持を給することとなる、また養生所の經費は、はじめ年額七百兩なりしに、後増して八百四十兩と

ヤウゼー ヤウメ

なれり(徳川實紀、小石川志料、江戸會誌)
ヤウゼイテンノウウ 陽成天皇 名は眞明、諡清和天皇の第一皇子、御母は皇后藤原高子、贈太政大臣長良の女、第五十七代の天皇、御年十四歳二月、皇太后崩御に生る、十一月二月清和天皇の太子となり、十八年十一月受禪、元慶元年正月即位す、然れども天皇御病あり、昏狂日に甚し、攝政藤原基經、これを憂ひ、八年遂に廢立の議を決す、在位八年、改元すること一、二月四日位を光孝天皇に譲る、仍て太上天皇の尊號を上る、天曆三年九月晦日崩す、壽八十二、京都市上京區淨土寺町の神樂岡東陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)
ヤウテウ 横笛 横笛の調ヲウチキなるを王敵と相通するを忌みてヤウテウと訓みたりといへり(歌謡品目)義經記、平家物語等に其名見ゆ、フエ「ラウチキ」
ヤウトクモ 養徳院 足利滿隆の法號、門の一、招徳堂の北廂門にて、嘉樂門の南西通門なり(拾芥抄)
ヤウトクモ 陽徳門院 名は眞明、母は法名眞明、後深草天皇の第五皇子、母は大相國公相の女藤原相子、永仁二年二月内親王宣下、尋で准三宮となる、乾元元年三月院號を賜はす、嘉元四年九月崩す、壽三十八、八月十一日薨す、年六十五(女院小傳)
ヤウメイガクハ 陽明學派 陽明の王陽明が祖述せる良知の學を繼承せる經學の一派をいふ、陽明學永年中中江藤樹始めて之を首唱し、熊澤蕃山等に傳ふ、爾來三輪執事、大隈中書等亦之を主唱せり(儒學源流)增補の部參看、

ヤウメイケ

陽明家 近衛家をいふ、コノエウチヲ見よ、
ヤウメイノクワン 揚名官 王朝時代以後、有名無實の官を云ふ、孝經にある揚名とは異にして、名の少稱へて其實なきこと、即ち虚名をいへるなるべし、原中最終抄に「字治殿仰云、揚名關白有河登云々、近來執政爲虚名之由御達懐云々」とあるにて其意義明らかなり、多くは國司に限る、就中揚名介は古來より尤も著名にして、種々の議論ありて一定せず(原中最終抄、源語秘訣に、揚名の攝政關白あれども、日記記録等に所見なきを見れば、揚名官にならざるべし)、(一)源語秘訣に「只名ばかりと云ふ意なり、譬へば其の官になりたれど、職掌もなく、得分もなきをいへり」と云へり、小山田與清、佐藤博士之に従へり(二)原中最終抄に「やうめいの介の事、無所望に、除目に作名譽也、吉野春風、三輪車持之類也」と云へり(三)大機秘抄に知行國(チギヤウ)番着の守を揚名守といはれり(四)源語秘訣所引の或抄には、職符を給はざる介を云ふと云へり、按ずるに揚名官は、年給(ネンキヤフ)參看)によりて、公卿以上のものが、年官を賜はりしより起りしものにして、給主は其の國の吏務を知行し、其の子孫又は家臣を以て、守給目等に任官したるが故に、被任者は固より其の職掌はありて、其の任國に赴きしことは、源氏物語にて知らる、第一説の、只名ばかりにて得分なしと云へるは可なれども、職務なしと云へるは誤なり、第二説は、權記長保四

ヤウメ

年九月廿四日の條に「置始實奉、申上常陸兼、(故院御給、揚名)と見え、爲房卿記寛治元年正月三日の條に「攝政御直履被始除目、内給所依、無所望人、注上揚名之者」とあれば信を疑くに足る、然れども後世には、作名の國守あれど、揚名國守の名見えざるは疑ふべし、第三説又捨て難きも、實際に揚名守と稱したる例なきを以て、直に首肯し難し、第四説以下は殆ど取るに足らず、(原語秘訣)除目抄に「正六位上賀茂朝臣忠位、望揚名介、寛弘二年正月五日、揚名問答所載の一事に「正六位上藤原朝臣惟光望揚名介、寛弘二年二月日左大臣正二位藤原朝臣」とあるを、史に見えたる初めとす、又空種物語祭の使卷に「やうめいざえはありがたしやなど云々、源氏物語夕顔の卷に「やうめいのすけなるもの、家になん侍べりける、男は田舎にまかりてなむ云々」と見えたり、其の後本義を失ひて、難義詭説として、山城、上野、常陸、近江五國の介を以て、揚名の介と稱するに至れり(揚名問答、史學雜誌、揚名介考、同、揚名介考補、同「同補之餘、同「年給考」)
ヤウメイモン 陽明門 名は眞明、大内裏内廂十二門の一、近衛門といふ、所在宮城の東面、待賢門の北に在り、北端より第二の門となす(初め第一門なりしが、東門の作られしを以て第二門となる)
(原語秘訣)桓武天皇延暦十三年、宮城經營の時、備前國之を作り、山氏之を監す、大さ五間、月三間、左衛府之を衛護す、嵯峨天皇弘仁九年額を改め、勅筆の額を掲ぐ、古より此門前に於て車立の儀あり、所々皆此門の儀を存すべきことなりといふ(拾芥抄、大内裏圖考證)
ヤウメイモンイン 陽明門院 名は眞明、子内親王、法名妙法覺、三條天皇の第四皇女、

ヤウラ ヤウウ

母は枇杷殿皇太后藤原好子、法成寺禪白道長の女、(原語秘訣)後深草天皇の皇后、後三條天皇の御母、長和二年十月内親王と爲り、同四年十二月准三宮、萬壽四年三月太子宮に入り、長元七年七月後三條天皇を誅む、同年二月中宮と爲り、長曆元年三月皇后となり、寛德二年七月尼と爲り、永承六年二月皇太后、治曆四年四月太皇太后と爲り、同五年二月院號、嘉保元年正月十六日崩す、年八十二、或は云八十八(女院小傳)
ヤウラウ 養老 元正天皇御宇の年號、豐德三年十一月十七日改元す、是より先美濃國富春郡多度山より、醴泉涌出せるを以て之を改む、七年を経て聖武天皇神龜と改元す(續紀)
ヤウロクモン 陽祿門 大内裏豐樂院十七門の一、豐樂院東面の門にて、延明門の北、三十六間の所に在り、貞觀儀式七日節會の條に「大臣宣、喚式兵兩省、内豐樂唯、出而喚、二省參入、大臣賜、賜名、受交出、自陽祿門、南行就豐樂門外東西別」とあり(大内裏圖考證)
ヤウロクモン 陽祿門院 名は眞明、原秀子、(原語秘訣)三條公秀の一女、(原語秘訣)光嚴天皇の御母、崇光、後光嚴二天皇の御母なり、建武三年十一月典侍と爲り、按察使典侍又大納言典侍と稱す、同四年從三位に叙せられ、文和元年十月准三宮、尋で院號を賜はる、同年十一月出家、同廿八日薨す、年四十二(女院小傳)
ヤウウ 養和 名は眞明、安徳天皇御宇の年號、治承五年七月十四日代始に因て改元す、一年を経て壽永と改む、(原語秘訣)後漢書に「幸得保性命、存神養和」とあるに據る、文章博士藤原教周之を勅申す(國朝年號譜)

ヤカタ

ヤカタ 屋形 家屋を云ふ、後世專稱となりて、屋形を許されざるものは、稱するを得ざることなり、吾妻鏡建久元年七月廿七日源賴朝の狀に「宿所事、先日言上候畢、東路之邊候、廣らかに給候て、家人共の屋形などを指して、可令宿由願給候也云々、平家物語土佐房被新條に「其外侍ども御内に夜討入りたりとて、あそこの宿所、愛の屋形より馳來る程に、判官程なく六十騎になり給ひぬ云々」と見えたり、三内口訣に、古へ大臣の居所を云へり」といへど信難し、屋形號の尊稱となりしは、土岐家圖書に、かの家の傳へをふるして「當方を屋形と云ふこと、總じて大名の宿所を屋形と申すこと、元弘建武の頃、天下打ちつゝみられたる時、濃州へ行幸ありけるに、當國小島と云ふところに行宮をたてられけり、定林寺殿(賴良)あつかひ御申あり、世治まり、御入浴の時、これを屋形と號し、住居あるべきよし勅定にて、御歸はりあり、(中略)然る間土岐は殊に子細あるによりて、其の後かの行宮を土岐郡へひかれ、屋形と號せらるなり、皇居の時、のまゝ丸柱なり、修理ありて、今に至るまで遺るなり、大名の宿所を屋形と云ふこと、是れより始まりて、諸家にも申すよし申したたり、當家において、子細ある間可申(中略)但し他家へ對して、主人を屋形と申す儀は無禮なり、三管領の者も、主人を屋形と、他家へ對して申すことは、酌酌することなり」と云へども疑ふべし、三内口訣に「足利家の末より武家屋々の稱號となれり」といひ、備前集に「古の名家將軍家に屋形號を申請て許さるる人まゝあり、將軍義尹の時、對馬の宗義盛に屋形號を授けし事見ゆ、當時屋形號を得ざれば、召使ふ所の諸士も、烏帽子直垂、或は素襦袢などを著せしむる事能は

ヤガミ

ざる故に、互に望みて許されけるなりといひ、貞丈...

ヤガミノコホリ

八上郡 國郡因幡國 古事記に八上比賣見ゆ、蓋し此地に因て名付...

ヤギフウチ

柳生氏 姓は菅原、道真の四世紀伊守重宣より出づ、其孫永家、藤原頼通の家令...

ヤギフ

田の科に處せられ、累代の地を没收せらる、其子宗...

ヤギフリウ

柳生流 柳生重兵衛(一)に十兵衛に作る、三殿の始めたる劍術の流派、三殿は宗矩...

ヤキモノ

焼物 陶器土にて種々なる形を作り、之に釉彩を施して焼きて製したる器具をいふ...

ヤキモノ

際乳、蜜を造り酒を醸みしとみえ、また高泉産養蠶、...

ヤキモノ

には自然に地質より釉の吹き出して、淡緑色を帯ぶ...

ヤキモノ

に黒釉を施せり、世に藤四郎といひ、其作を古瀬戸...

ヤクイ

張の瀬戸、加賀の九谷、出雲の出雲焼等其類少なか...

